

資料 1－2

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SAT100-9 r. 4.5
提出年月日	令和5年3月22日

泊発電所 3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

令和5年3月
北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料 1.0.1	<p>本來の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するために 設備に係る切替えの容易性について</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>第1表 本來の用途以外で使用する 重大事故等対処設備..... 1.0.1-2</p> <p>第2表 本來の用途以外で使用する 自主対策設備..... 1.0.1-3</p> <p>第3表 対応手順の抽出..... 1.0.1-4</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、 本來の用途以外の用途として使用する 設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙1-1</p>	<p>添付資料 1.0.1</p> <p>本來の用途以外の用途として 使用する重大事故等に対処するために 設備に係る切替えの容易性について</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-1</p> <p>表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定..... 1.0.1-2</p> <p>表2 本來の用途以外の用途として重大事故等に対処するために 切替え操作を必要とする重大事故等対処設備..... 1.0.1-9</p> <p>表3 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-9</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、 本來の用途以外の用途として使用する 設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙1-1</p>	<p>女川との比較において、BWR固有の設備や対応手段であり、泊と比較対象とならない記載内容については、マーキング（■）を施している。</p> <p>本來の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備の選定の考え方が明確に記載している伊方の資料を参考としていることから、伊方と比較する。 (資料の構成は、伊方、玄海と同様)</p> <p>目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、1.0.1-2ページ以降の具体的な内容にて記載する。</p>

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するためには、通常時に使用する設備については、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順を運転員が使用する故障・事故処理内規、災害対策本部が使用する緊急時対応内規に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対応設備について、1.1から1.19までの技術的能力の対応手順から、以下の条件を満たすものを表1により選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重大事故等対応設備を用いる手順 ② 当該重大事故等対応設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の機能）を有する。 ③ 当該重大事故等対応設備が、設計基準対象施設として使用する場合とは異なる用途として、重大事故等に対処するためには、重大事故等時に切替え操作を必要とする。 <p>選定した切替え操作を必要とする重大事故等対応設備は、充てんポンプB（自己冷却式）、格納容器スプレイポンプ、格納容器再循環ユニット、補助給水タンクであり、表2に本来の用途、本来の用途以外の用途等を示す。</p> <p>また、表3に重大事故等対応設備の切替え操作について示す。</p>	<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するためには、通常時に使用する設備については、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに重大事故等時に對処する系統に切り替えるために必要な手順を非常時操作手順書（設備別）に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対応設備について、1.1から1.19までの技術的能力の対応手順から、以下の条件を満たすものを表1により選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重大事故等対応設備を用いる手順 ② 当該重大事故等対応設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の機能）を有する。 ③ 当該重大事故等対応設備が、設計基準対象施設として使用する場合とは異なる用途として、重大事故等に対処するためには、重大事故等時に切替え操作を必要とする。 <p>また、表3に重大事故等対応設備の切替え操作について示す。</p>	<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するためには、通常時に使用する設備については、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに重大事故等時に對処する系統に切り替えるために必要な手順を運転員が使用する「運転要領」、発電所対策本部が使用する「重大事故等および大規模損壊対応要領」に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対応設備について、1.1から1.19までの技術的能力の対応手順から、以下の条件を満たすものを表1により選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重大事故等対応設備を用いる手順 ② 当該重大事故等対応設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の機能）を有する。 ③ 当該重大事故等対応設備が、設計基準対象施設として使用する場合とは異なる用途として、重大事故等に対処するためには、重大事故等時に切替え操作を必要とする。 <p>また、表3に重大事故等対応設備の切替え操作について示す。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違（女川実績の反映） 【伊方】記載表現の相違 ・操作方法の追加（女川実績の反映） 【女川】【伊方】記載表現の相違 ・手順名稱の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違（女川実績の反映） 【伊方】記載表現の相違 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを本来の用途以外で使用し可搬型大型送水ポンプ車へ燃料を補給する手段がある。（詳細は技術的能力まとめ資料1.14にて整理）（以降、相違理由を省略）</p>

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について</p> <p>通常時に使用する系統から速やかに切替えるために、弁操作により切替えできるようにしている。その他、放射性物質又は海水を含む系統と含まない系統等（化学供給制御系統又は海水系統と原子炉補機冷却水系統等）の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所については、ディスタンスピースを用いる。ディスタンスピースは、一般的なフランジ接続作業と同等であり容易に操作できる。</p> <p>また、切替えのための手順を整備するのみではなく、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに操作できるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>また、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えるため、当該操作等を明確にした手順を整備するとともに、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに切り替えるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について</p> <p>通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために、弁操作により切替えできるようにしている。</p> <p>また、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えるため、当該操作等を明確にした手順を整備するとともに、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに切替えできるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>【伊方】設備の相違 ・泊は、ディスタンスピースによる切替えではなく、弁操作により通常時に使用する系統から切替えれる。(女川と同様) (以降、相違理由を省略)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】【伊方】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由
第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対応設備				【女川】記載箇所の相違		
設備・系統	本系の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目			
復水補給水系(MUWC)		<p>復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注入弁を「開」にして原子炉圧力容器へ注水を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷、液漏が発生した場合に、原子炉圧力容器内の残存した液漏炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉圧力容器へ注水を行う。</p> <p>残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。</p> <p>炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される液漏炉心を冷却するため、ベデスタル注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。</p>	1.4 1.8	1.4	1.6	1.8
ほう酸水注入系(SLC)	万一制御棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定圧出力運転から安全に定圧停止させ、その状態を維持する。	高圧炉心スプレイ系、原子炉陽離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.2			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由
第2表 本来の用途以外で使用する自主対策設備						
設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目			
		復水給水系、非常用炉心冷却系、 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（底流駆動低圧注水系ポンプ）が使用不能な場合に、ろ過水タンクを水源として原子炉压力容器へ注水を行う。	1, 4 1, 8			
ろ過水系 (FW)	プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、ろ過水を必要とする機器へろ過水を供給する。	炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用不能な場合に、原子炉压力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、ろ過水タンクを水源として原子炉压力容器へ注水を行う。 残留熱除去系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用不能の場合に、ろ過水タンクを水源として原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1, 4 1, 6			
		炉心の著しい損傷が発生した場合に、代替循環冷却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（水移送ポンプ）が使用不能な場合に、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、ろ過水タンクを水源として原子炉格納容器下部に注水を行う。	1, 8			
		使用済燃料プールの水位が低下し、使用済燃料プールの蓄積が必要な状態にもかかわらず、燃料プール補給水系、残留熱除去系及び燃料プール代替注水系が使用不能で使用済燃料プールへの蓄積ができない場合に、ろ過水タンクを水源として使用済燃料プールへ注水を行う。	1, 11			
燃料プール 補給水系 (FPMUW)	燃料プール補給水ポンプにより復水貯蔵タンクの水を使用済燃料プールへ注水する。	炉心損傷時、原子炉格納容器底部の破損及び原子炉堆星への水素漏えいを抑制するため、燃料プール補給水系を使用した原子炉ウェルへ水取りを行う。	1, 10			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉

No.	項目	記載方針
1.1	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：重大事故等に対する対応手段としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ○○○○：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。
1.2	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：重大事故等に対する対応手段としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。
1.3	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：重大事故等に対する対応手段としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。
1.4	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：重大事故等に対する対応手段としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。

注1 ○：重大事故等に対する対応手段としての機能を有しないものでのみ記載。×：既存設備が既存設備を用いる手順。—：既存設備を用いない手順
注2 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。
注3 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。
—：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。

女川原子力発電所2号炉

No.	項目	記載方針	本件の用途	本件の用途 （赤字）
1.1	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。	○	—
1.2	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。	○	—
1.3	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。	○	—
1.4	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。	○	—

○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし

第3表 対応手順の抽出 (1/16)

No.	項目	記載方針	本件の用途	本件の用途 （赤字）
1.1	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。	○	—
1.2	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。	○	—
1.3	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。	○	—

注1 ○：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。×：既存設備が既存設備を用いる手順。—：既存設備が既存設備を用いない手順

注2 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。

注3 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。

—：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。

表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7)

No.	項目	記載方針	本件の用途	本件の用途 （赤字）
1.1	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。	○	—
1.2	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。	○	—
1.3	緊急停止手動操作装置 （アラーム音による警報音を用いたもの）	○：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 △：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。 ×：既存設備が既存設備としての機能を有しないものでのみ記載。	○	—

【伊方】記載方針の相違（女川実績の反映）
・重大事故等対応設備（設計基準拡張）による対応手順の追加

【女川】記載方針の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
1.1	No.33	原生水素ポンプの手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順
1.2		原生水素ポンプの手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順
1.3		原生水素ポンプの手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順
1.4		原生水素ポンプの手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順	出力切替手順
1.5		最終ヒートシングルへ熱を輸送するための手順	断続的に運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順
1.6		原子炉格納容器内の油圧等のための手順等	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順
1.7		原子炉格納容器の漏れ止漏等を切換するための手順等	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順	運転手順
○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし															
第3表 対応手順の抽出 (3/10)								表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (3/7)							
No.	項目	対応手順	本來の用途 (寄附)	本來の用途 (寄附)	本來の用途 (寄附)	本來の用途 (寄附)	本來の用途 (寄附)	本來の用途 (寄附)	本來の用途 (寄附)	本來の用途 (寄附)	本來の用途 (寄附)	本來の用途 (寄附)	本來の用途 (寄附)	本來の用途 (寄附)	本來の用途 (寄附)
1.5	最終ヒートシングルへ熱を輸送するための手順等	原子炉格納容器フィルタベント系による原生水素供給装置の減圧及び除燃（現用操作合図。） 断続的に運転手順による油圧合管水槽系による油圧合管水槽及び除燃（現用操作合図。）	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
1.6	原子炉格納容器内の油圧等のための手順等	大容量送水ポンプ（タイプ1）による油圧合管水槽保持子が油圧合管水槽系による油圧合管水槽保持（現用操作合図）による原生水素供給装置のスプレイ 原子炉格納容器代替スプレイ合管系（現用操作合図）による原生水素供給装置内へのスプレイ 原子炉格納容器代替スプレイ合管系による原生水素供給装置内へのスプレイ	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1.7	原子炉格納容器の漏れ止漏等を切換するための手順等	残油熱除去系電源復旧後のサブレーンボアールの除燃 残油熱除去系による原生水素供給装置内へのスプレイ 残油熱除去系（残油熱除去モード）によるサブレーションボアールの除燃（設計基準操作手順） 原生水素供給装置内へのスプレイ 原生水素供給装置内へのスプレイ	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
注1 ○：基本的な作動手順を用いる手順、×：手順性に障害を伴う手順 注2 △：幹部基準操作手順としての機能を有さないもの 注3 ×：幹部基準操作手順としての機能を有さないもので操作不能である 注4 ○：基本的な作動手順に従事者操作を行えるもの、×：幹部基準操作手順に従事者操作を行えないもの △：幹部基準操作手順で従事者操作を行えないもの															

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

No	項目	技術能力	技術能力	技術能力	技術能力	相違理由
1.8	伊方発電所3号炉	女川2号炉	女川2号炉	女川2号炉	女川2号炉	
1.9	女川原子力発電所2号炉	女川2号炉	女川2号炉	女川2号炉	女川2号炉	泊発電所3号炉
1.10	泊発電所3号炉	女川2号炉	女川2号炉	女川2号炉	女川2号炉	

○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし

No	項目	対応手順	対応手順	対応手順	対応手順	対応手順
1.8	女川2号炉	原子炉用給水ポンプ（原設）	原子炉用給水ポンプ（原設）	原子炉用給水ポンプ（原設）	原子炉用給水ポンプ（原設）	原子炉用給水ポンプ（原設）
1.9	女川2号炉	原子炉用給水ポンプ（原設）	原子炉用給水ポンプ（原設）	原子炉用給水ポンプ（原設）	原子炉用給水ポンプ（原設）	原子炉用給水ポンプ（原設）
1.10	泊3号炉	原子炉用給水ポンプ（原設）	原子炉用給水ポンプ（原設）	原子炉用給水ポンプ（原設）	原子炉用給水ポンプ（原設）	原子炉用給水ポンプ（原設）

第3表 対応手順の抽出(1/10)

- 注1：原子炉用給水ポンプが既に運転している場合、×：手動にて運転操作を停止するもの、—：該当しないを示す。
 注2：△：既に運転している場合をしていても、操作を停止するもの、×：該当しないを示す。
 注3：×：既に運転している場合をしていても、操作を停止するもの、×：既に運転している場合をしていても、操作を停止するもの、△：該当しないを示す。
 注4：最大水位運転時に切替え操作を要するもの、△：該当しないを示す。

表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定(4/7)

No	項目	技術能力	技術能力	技術能力	技術能力	相違理由
1.9	原子炉用給水ポンプの起動手順	原子炉用給水ポンプの起動手順	原子炉用給水ポンプの起動手順	原子炉用給水ポンプの起動手順	原子炉用給水ポンプの起動手順	
1.10	原子炉用給水ポンプの起動手順	原子炉用給水ポンプの起動手順	原子炉用給水ポンプの起動手順	原子炉用給水ポンプの起動手順	原子炉用給水ポンプの起動手順	
1.11	原子炉用給水ポンプの起動手順	原子炉用給水ポンプの起動手順	原子炉用給水ポンプの起動手順	原子炉用給水ポンプの起動手順	原子炉用給水ポンプの起動手順	

※3.制御室制御水正系による原子炉和圧力容器への供水については本文の用途ではないが、切替え操作が不要たため対象外。

- 注1：原子炉用給水ポンプの起動手順をするもの、×：該当しないを示す。
 注2：既に運転している場合をしていても、操作を停止するもの、×：該当しないを示す。
 注3：既に運転している場合をしていても、操作を停止するもの、×：既に運転している場合をしていても、操作を停止するもの、△：該当しないを示す。
 注4：最大水位運転時に切替え操作を要するもの、△：該当しないを示す。

△：既に運転している場合をしていても、操作を停止するもの、△：該当しないを示す。

発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

色：女川2号炉の記載のうち、BWR有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所 3号炉

大川原子力発電所 2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定(6/1)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
1.17 専用管等の輸送 荷物等の運搬	荷物等の運搬	専用管等の輸送	専用管等の輸送	専用管等の輸送	専用管等の輸送	
注1 △：既大事故发生设备としての機能を有するもの。 △：既往既发生设备としての機能を有しないもので切替なし 注2 ×：既大事故发生设备としての機能を有さないもので切替不実 注3 ○：既大事故发生设备と異なる機能を有するもの、×：既大事故发生设备と同じ機能を有するもの 注4 ○：既大事故发生设备に明記すべき件、×：既大事故发生设备に明記すべき件を除く ○：標準日の選定理由付記						
第3表 炉心手順の抽出 (7/10)						
	○：本来の用途、×：本来の用途以外、-：該当なし					
④	項目	対応手順		本末の用途 (常設)		
1.13 重大事故等の改善に必要となる機組手順等	汲水リングを本廠とした原子炉警戒装置下部への注水	○	-	-	-	
	汲水シングルを本廠とした原子炉警戒装置下部への注水	-	○	-	-	
	汲水シングルを本廠とした原子炉警戒装置下部への注水(スライドブレーキ)	-	○	-	-	
	汲水シングルを本廠とした原子炉警戒装置下部への注水(スライドブレーキ)	○	-	○	-	
	汲水シングルを本廠とした原子炉警戒装置下部への注水(スライドブレーキ)	○	-	○	-	
	汲水シングルを本廠とした原子炉警戒装置下部への注水(スライドブレーキ)	○	-	○	-	
	汲水を本廠とした原子炉警戒装置下部への注水(スライドブレーキ)	-	○	-	-	
	汲水を本廠とした原子炉警戒装置下部への注水(スライドブレーキ)	-	○	-	-	
	汲水を本廠とした原子炉警戒装置下部への注水(スライドブレーキ)	-	○	-	-	
	汲水を本廠とした原子炉警戒装置下部への注水(スライドブレーキ)	-	○	-	-	
	汲水を本廠とした原子炉警戒装置下部への注水(スライドブレーキ)	-	○	-	-	
	汲水を本廠とした原子炉警戒装置下部への注水(スライドブレーキ)	○	-	○	-	
	汲水を本廠とした原子炉警戒装置下部への注水(スライドブレーキ)	○	-	○	-	
表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (7/7)						
⑥	項目	既存技術による構造	既存技術による構造	既存技術による構造	既存技術による構造	
1.15 重要保安系統等の運行停止・停止	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	
	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	
	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	
	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	
	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	
	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	
	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	
	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	
	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	モニタリング装置による監視	
注1 △：既大事故发生设备としての機能を有するもの。 ○：既往既发生设备としての機能を有しないもので切替なし 注2 ○：既大事故发生设备と異なる機能を有するもの、×：既大事故发生设备と同じ機能を有するもの 注3 ○：既大事故发生设备に明記すべき件、×：既大事故发生设备に明記すべき件を除く ○：標準日の選定理由付記						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

項目	伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
1.18	<table border="1"> <tr><td>○</td><td>常設代用交流電源設備による給電</td><td>丸太手順</td><td>本來の用途 (常設)</td><td>本來の用途 (常設)</td></tr> <tr><td>△</td><td>可燃型代用交流電源設備による給電</td><td>丸太手順</td><td>本來の用途 (常設)</td><td>本來の用途 (常設)</td></tr> <tr><td>×</td><td>号芦間電力融通設備による給電</td><td>丸太手順</td><td>本來の用途 (常設)</td><td>本來の用途 (常設)</td></tr> <tr><td>○</td><td>所内常設電源方式設備による給電</td><td>丸太手順</td><td>本來の用途 (常設)</td><td>本來の用途 (常設)</td></tr> <tr><td>△</td><td>常設代用直流電源設備による給電</td><td>丸太手順</td><td>本來の用途 (常設)</td><td>本來の用途 (常設)</td></tr> <tr><td>×</td><td>可燃型代用直流電源設備による給電</td><td>丸太手順</td><td>本來の用途 (常設)</td><td>本來の用途 (常設)</td></tr> <tr><td>○</td><td>非常用交流電源設備による給電</td><td>丸太手順</td><td>本來の用途 (常設)</td><td>本來の用途 (常設)</td></tr> <tr><td>△</td><td>非常用直流電源設備による給電</td><td>丸太手順</td><td>本來の用途 (常設)</td><td>本來の用途 (常設)</td></tr> <tr><td>×</td><td>代用電源(交流、直流)からの給電</td><td>丸太手順</td><td>本來の用途 (常設)</td><td>本來の用途 (常設)</td></tr> <tr><td>○</td><td>可燃型計画機器による計測</td><td>丸太手順</td><td>本來の用途 (常設)</td><td>本來の用途 (常設)</td></tr> <tr><td>△</td><td>パラメータの記録</td><td>丸太手順</td><td>本來の用途 (常設)</td><td>本來の用途 (常設)</td></tr> </table>	○	常設代用交流電源設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)	△	可燃型代用交流電源設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)	×	号芦間電力融通設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)	○	所内常設電源方式設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)	△	常設代用直流電源設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)	×	可燃型代用直流電源設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)	○	非常用交流電源設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)	△	非常用直流電源設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)	×	代用電源(交流、直流)からの給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)	○	可燃型計画機器による計測	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)	△	パラメータの記録	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)	<p>○：重大事故等が発生しての手順を示す。×：危険性に伴う手順。—：該当しない手順。</p> <p>注1 ○：既往高圧発電所としての手順を示すもの。 △：既往高圧発電所としての手順を示さないもので切替手順を示すもの。 ×：既往高圧発電所と異なり手順で示すもの。×：既往高圧発電所と異なる手順で示すもの。 注2 ○：既往高圧発電所と異なり手順で示すもの。×：既往高壓発電所と異なる手順で示すもの。 注4 1：既往日の手順等で述べた手順</p>		
○	常設代用交流電源設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)																																																							
△	可燃型代用交流電源設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)																																																							
×	号芦間電力融通設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)																																																							
○	所内常設電源方式設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)																																																							
△	常設代用直流電源設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)																																																							
×	可燃型代用直流電源設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)																																																							
○	非常用交流電源設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)																																																							
△	非常用直流電源設備による給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)																																																							
×	代用電源(交流、直流)からの給電	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)																																																							
○	可燃型計画機器による計測	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)																																																							
△	パラメータの記録	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)																																																							

第3表 対応手順の抽出(8/10)

○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし

No	項目	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)
1.14	電源の確保に関する手順等	常設代用交流電源設備による給電 可燃型代用交流電源設備による給電 号芦間電力融通設備による給電 所内常設電源方式設備による給電 常設代用直流電源設備による給電 可燃型代用直流電源設備による給電 非常用交流電源設備による給電 非常用直流電源設備による給電 代用電源(交流、直流)からの給電 可燃型計画機器による計測 パラメータの記録	丸太手順	本來の用途 (常設)
1.15	事故時の手順に関する手順等	丸太手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (常設)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>第3表 対応手順の抽出 (9/10)</p> <p>○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目</th> <th>対応手順</th> <th>本来の用途 (可燃性)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1.16</td> <td>中央制御室換気空調部の消臭手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室消音所の運用手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の照明を確保する手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室消音所の照明を確保する手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室消音所の操作及び二酸化炭素の濃度測定と燃焼管理手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室消音所の操作及び二酸化炭素の濃度測定と燃焼管理手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>データ表示装置（時速80）によるブランクメータ等の監視手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の消音防護装置に関する手順等</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>チュニシングエリアの設置及び運用手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス導理系による消臭装置等の操作・停止手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <td data-cs="3" data-kind="parent"> <p>可燃型セーフテックによる空気中の放射性物質の測定及び計測判定</p> <p>放射能測定器による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>可燃型放射能測定器による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>可燃型放射能測定器による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>可燃型放射能測定器による水中的放射性物質の濃度の測定</p> <p>可燃型放射能測定器による上層中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>海上モニタリング</p> <p>セニタリングホースのペッタグダウン・ドロップ材</p> <p>可燃型セーフテックによるバッカクダウン・ドロップ材</p> <p>放射性物質の濃度の測定時のバッカクダウン・ドロップ材</p> <p>代替充氮装置設備による氮濃度項目の代替測定</p> </td> <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td> </tbody></table>	No	項目	対応手順	本来の用途 (可燃性)	1.16	中央制御室換気空調部の消臭手順	○	—	中央制御室消音所の運用手順	○	—	中央制御室の照明を確保する手順	○	—	中央制御室消音所の照明を確保する手順	○	—	中央制御室消音所の操作及び二酸化炭素の濃度測定と燃焼管理手順	○	—	中央制御室消音所の操作及び二酸化炭素の濃度測定と燃焼管理手順	○	—	データ表示装置（時速80）によるブランクメータ等の監視手順	○	—	その他の消音防護装置に関する手順等	○	—	チュニシングエリアの設置及び運用手順	○	—	非常用ガス導理系による消臭装置等の操作・停止手順	○	—	<p>可燃型セーフテックによる空気中の放射性物質の測定及び計測判定</p> <p>放射能測定器による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>可燃型放射能測定器による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>可燃型放射能測定器による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>可燃型放射能測定器による水中的放射性物質の濃度の測定</p> <p>可燃型放射能測定器による上層中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>海上モニタリング</p> <p>セニタリングホースのペッタグダウン・ドロップ材</p> <p>可燃型セーフテックによるバッカクダウン・ドロップ材</p> <p>放射性物質の濃度の測定時のバッカクダウン・ドロップ材</p> <p>代替充氮装置設備による氮濃度項目の代替測定</p>		
No	項目	対応手順	本来の用途 (可燃性)																																			
1.16	中央制御室換気空調部の消臭手順	○	—																																			
	中央制御室消音所の運用手順	○	—																																			
	中央制御室の照明を確保する手順	○	—																																			
	中央制御室消音所の照明を確保する手順	○	—																																			
	中央制御室消音所の操作及び二酸化炭素の濃度測定と燃焼管理手順	○	—																																			
	中央制御室消音所の操作及び二酸化炭素の濃度測定と燃焼管理手順	○	—																																			
	データ表示装置（時速80）によるブランクメータ等の監視手順	○	—																																			
	その他の消音防護装置に関する手順等	○	—																																			
	チュニシングエリアの設置及び運用手順	○	—																																			
	非常用ガス導理系による消臭装置等の操作・停止手順	○	—																																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし																																																																																
第3表 対応手順の抽出 (10/10)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目</th> <th>対応手順</th> <th>本來の用途 (常設)</th> <th>本來の用途 (可搬型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="19">1.18</td> <td>緊急時対策所非常用送風機運転手順</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所Spa酸化水素濃度及び酸化水素濃度の測定手順</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所アモニニアモニタの設置手順</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所、シラ棒和解器セットを実施する場合の対応手順</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用送風機への切替・手順</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>安全バリアメータ表示システム（S.P.D.S.）によるプラントパラメータ等の監視手順</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>重大事故等に付随するための初期の検討手順</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>通信連絡に関する手順書</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>技術基準用資機材（質量計量ゲージ等）の維持管理等</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>チエッジング/ワイヤーの設置及び運用手順</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所換気空調手引書及手順</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>飲料水、食料等の維持管理</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ガスセンター発電機による給電</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電原町による送電線</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>通信連絡をする必要のある場所と通信連絡</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計測等を行った後に重要なパラメータの共有</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代替給油装置備による油箱連結設備への給油</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1.19 通信連絡に関する手順等</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	No	項目	対応手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (可搬型)	1.18	緊急時対策所非常用送風機運転手順		○	—	緊急時対策所Spa酸化水素濃度及び酸化水素濃度の測定手順		○	—	緊急時対策所アモニニアモニタの設置手順		○	—	緊急時対策所、シラ棒和解器セットを実施する場合の対応手順		○	—	緊急時対策所非常用送風機への切替・手順		○	—	安全バリアメータ表示システム（S.P.D.S.）によるプラントパラメータ等の監視手順		○	—	重大事故等に付随するための初期の検討手順		○	—	通信連絡に関する手順書		○	—	技術基準用資機材（質量計量ゲージ等）の維持管理等		○	—	チエッジング/ワイヤーの設置及び運用手順		○	—	緊急時対策所換気空調手引書及手順		○	—	飲料水、食料等の維持管理		○	—	ガスセンター発電機による給電		○	—	電原町による送電線		○	—	通信連絡をする必要のある場所と通信連絡		○	—	計測等を行った後に重要なパラメータの共有		○	—	代替給油装置備による油箱連結設備への給油		○	—	1.19 通信連絡に関する手順等		○	—	
No	項目	対応手順	本來の用途 (常設)	本來の用途 (可搬型)																																																																												
1.18	緊急時対策所非常用送風機運転手順		○	—																																																																												
	緊急時対策所Spa酸化水素濃度及び酸化水素濃度の測定手順		○	—																																																																												
	緊急時対策所アモニニアモニタの設置手順		○	—																																																																												
	緊急時対策所、シラ棒和解器セットを実施する場合の対応手順		○	—																																																																												
	緊急時対策所非常用送風機への切替・手順		○	—																																																																												
	安全バリアメータ表示システム（S.P.D.S.）によるプラントパラメータ等の監視手順		○	—																																																																												
	重大事故等に付随するための初期の検討手順		○	—																																																																												
	通信連絡に関する手順書		○	—																																																																												
	技術基準用資機材（質量計量ゲージ等）の維持管理等		○	—																																																																												
	チエッジング/ワイヤーの設置及び運用手順		○	—																																																																												
	緊急時対策所換気空調手引書及手順		○	—																																																																												
	飲料水、食料等の維持管理		○	—																																																																												
	ガスセンター発電機による給電		○	—																																																																												
	電原町による送電線		○	—																																																																												
	通信連絡をする必要のある場所と通信連絡		○	—																																																																												
	計測等を行った後に重要なパラメータの共有		○	—																																																																												
	代替給油装置備による油箱連結設備への給油		○	—																																																																												
	1.19 通信連絡に関する手順等		○	—																																																																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため、比較表P1.0.1-6より再掲】				
第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備				
設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目	
B - 格納容器スプレイ による格納容器スプレイ設備	化学供給装置による炉心注水	自己冷却式の充てんポンプによる原子炉への注水	1.4, 1.8	
B - 充てんポンプ (自己冷却式)	格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系と余熱除去系を連絡する代替再循環配管を使用した格納容器スプレイ系による原子炉への注水	1.4, 1.8, 1.10	
C, D - 格納容器再循環ユニット	原子炉補機冷却水通水による格納容器内自然対流冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.4, 1.5, 1.8, 1.7	
補助給水タンク	補助給水ポンプの水源	燃料取替用水タンクへの補給	1.4, 1.8, 1.7, 1.8, 1.10	
表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するための切替え操作を必要とする重大事故等対処設備				
設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目	
B - 格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系と余熱除去系を連絡する代替再循環配管を使用したB - 格納容器スプレイポンプによる伊心への注水	1.4, 1.8, 1.13	
補助給水ピット	補助給水ポンプの水源	代替格納容器スプレイポンプの水源	1.4, 1.8, 1.7, 1.8, 1.10	
B - 充てんポンプ (自己冷却)	化学供給装置による伊心注水	自己冷却式のB - 充てんポンプによる伊心注水	1.4, 1.8	
C, D - 格納容器再循環ユニット	原子炉補機冷却水通水による格納容器内自然対流冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.5, 1.8, 1.7	
ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	ディーゼル発電機への燃料油移送	可搬型タンクローリーへの燃料油移送	1.12, 1.13, 1.14	
表3 切替え操作について				
対象設備	種別 介会 具の 種類	使用箇所	切替え部写真	
・充てんポン プ(B, 自己冷却式) ・格納容器再循環ユ ニット ・補助給水タ ンク	ディス タанс ビース	放射性物質又は海水を含む系統と含まれない系統等の複雑な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所		
・格納容器ス プレイ	弁	ディスタンスピ ース以外の切替 え箇所		
対象設備	切替え方法	切替え部写真		
B - 格納容器スプレイポンプ	弁による切替え操作であり、通常行う弁操作と同じであるため容易に操作できる。			
補助給水ピット				
B - 充てんポンプ (自己冷却)				
C, D - 格納容器再循環ユニット				
ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙1	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順</p> <p>1. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>2. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却</p> <p>3. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>4. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>5. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>6. ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水</p> <p>7. ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水</p> <p>8. ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却</p> <p>9. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>10. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>11. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p> <p>12. 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェル注水</p>	<p>重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順</p> <p>1. B-格納容器スプレイポンプ（RHRSCS連絡ライン使用）による代替炉心注水</p> <p>2. B-格納容器スプレイポンプ（RHRSCS連絡ライン使用）による代替再循環運転</p> <p>3. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替</p> <p>4. B-充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水</p> <p>5. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>6. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ</p>	<p>【伊方】記載内容の相違（女川実績の反映）（以降、相違理由を省略）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

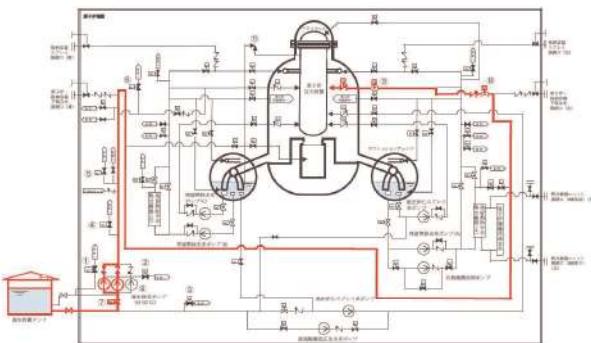
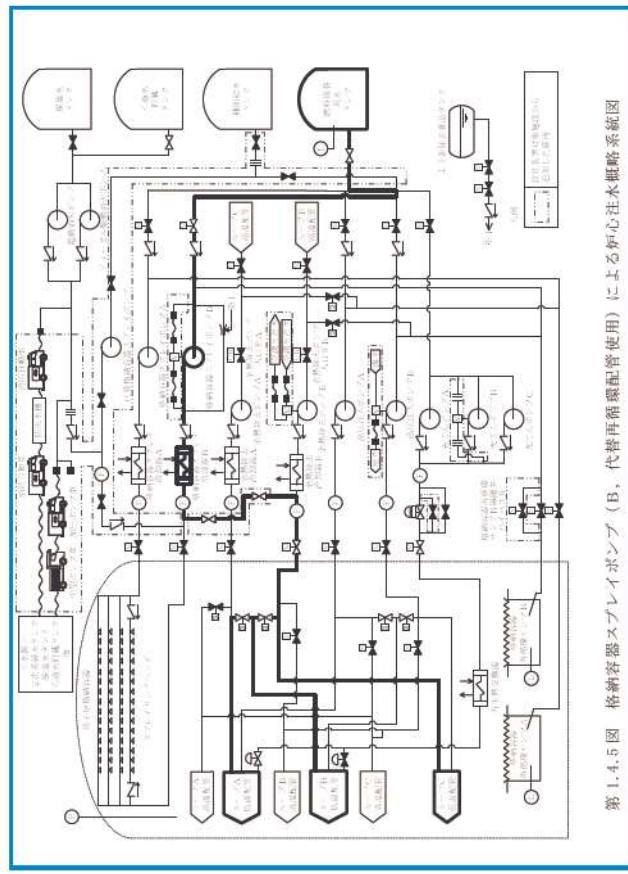
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

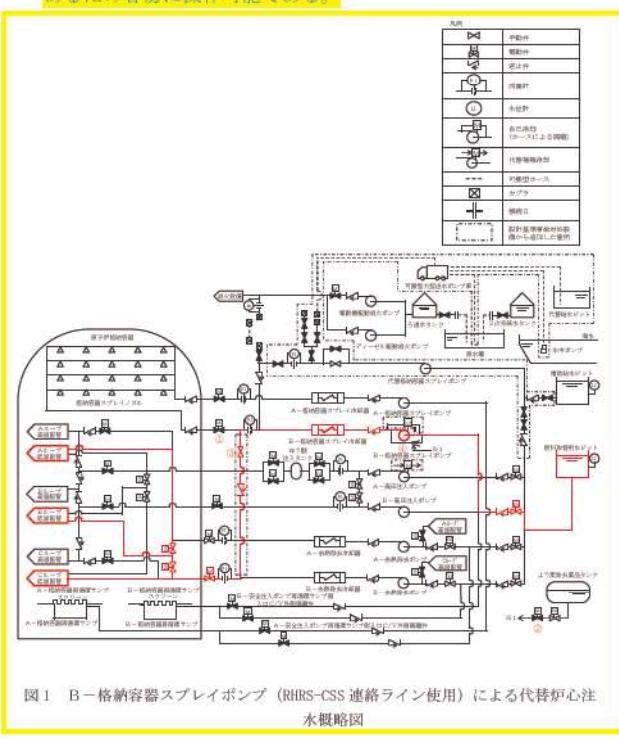
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系による原子炉注水機能が喪失し、原子炉水位を維持できない場合、復水補給水系を使用した原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔壁弁（第1図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第1図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第1図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系 LPCI 注入隔壁弁（第1図⑨）を「全開」、RHR ヘッドスプレーライン洗浄流量調整弁（第1図⑩）を「開」し、原子炉圧力容器を主蒸気逃がし安全弁（第1図⑪）にて減圧する。</p> <p>③原子炉圧力が復水移送ポンプ出口圧力以下にて、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを原子炉水位計、残留熱除去系ヘッドスプレーライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>	<p>1. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を発電用原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水ピット水を発電用原子炉へ注水する。</p> <p>① B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）起動準備のための系統構成として各隔壁弁（図1①, ②）を「閉」とする。</p> <p>② RHRS-CSS連絡ラインの弁（図1③）を「開」とする。</p> <p>③ B-格納容器スプレイポンプ（図1④）を起動し、B-格納容器スプレイ流量等により発電用原子炉への注水が開始されたことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>	

伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力 1.4 より引用



第1図 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水概略図

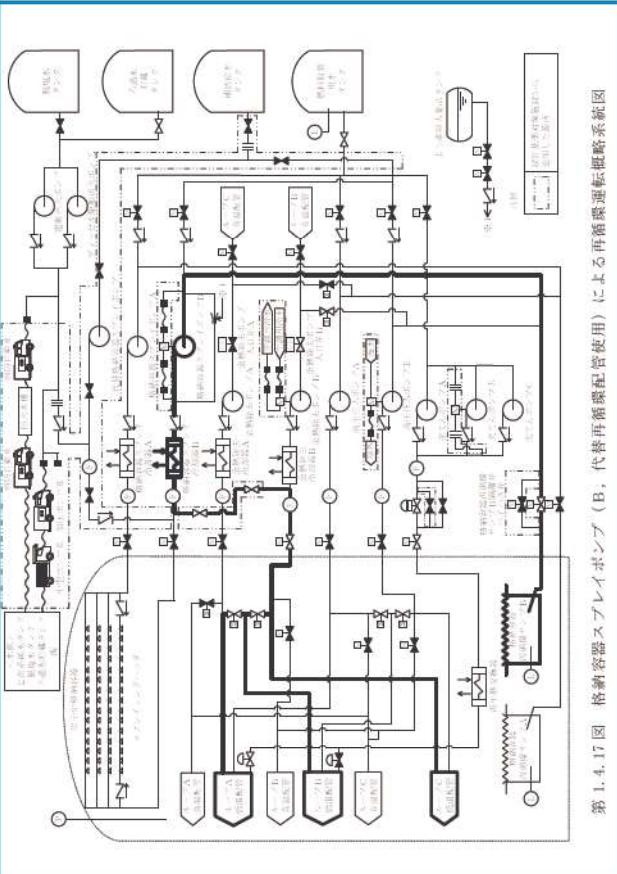
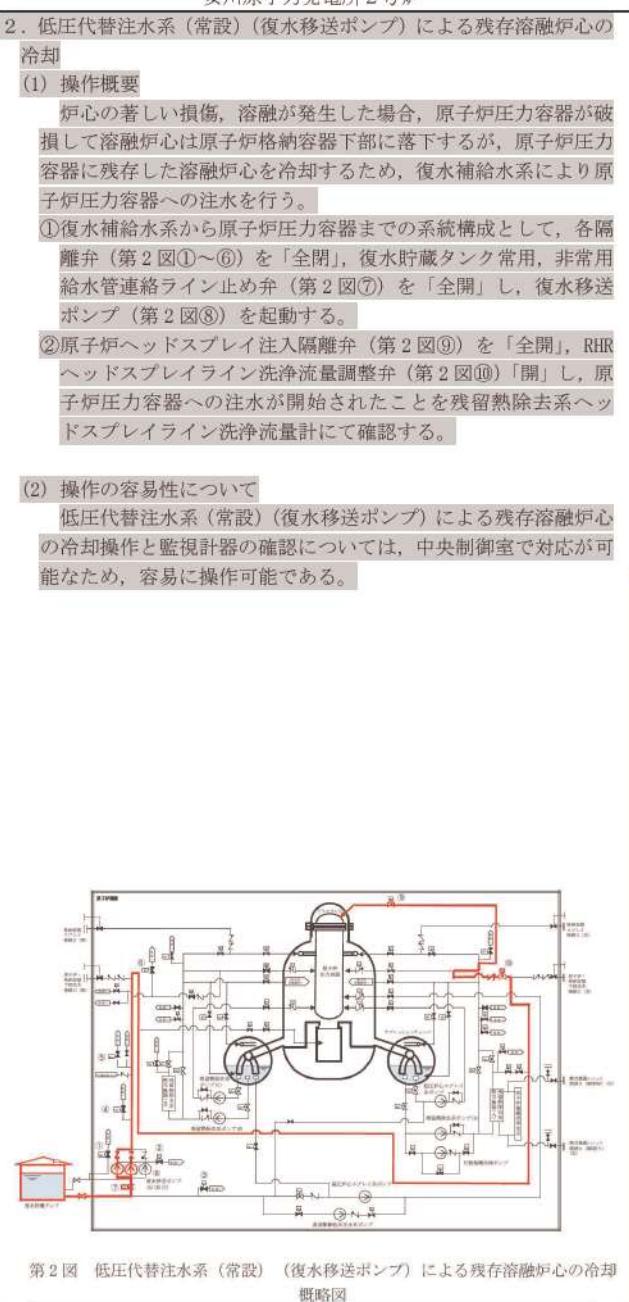
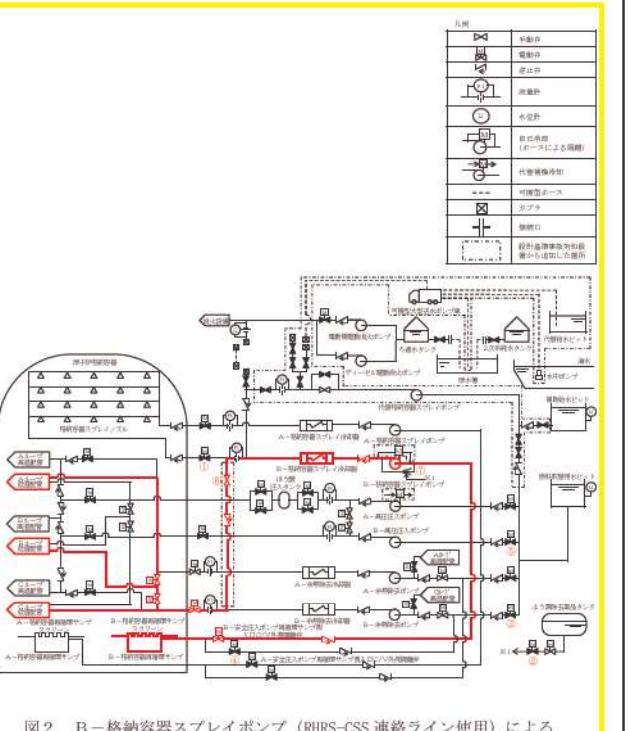


泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

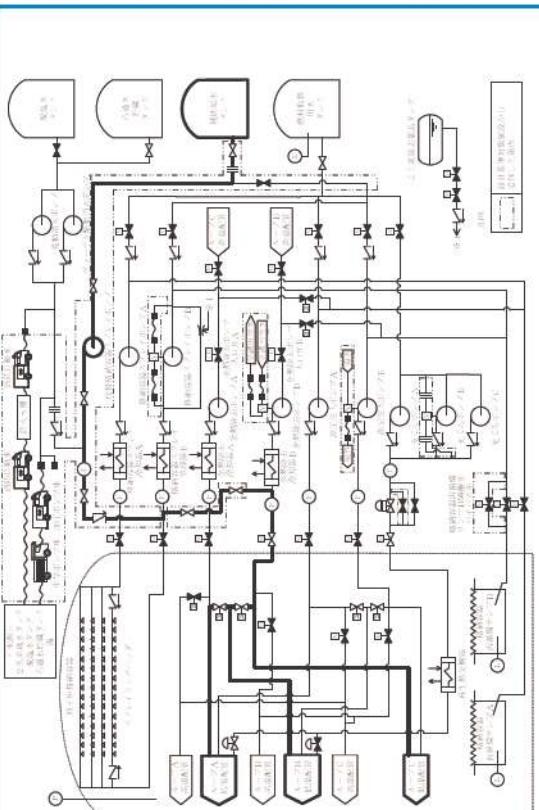
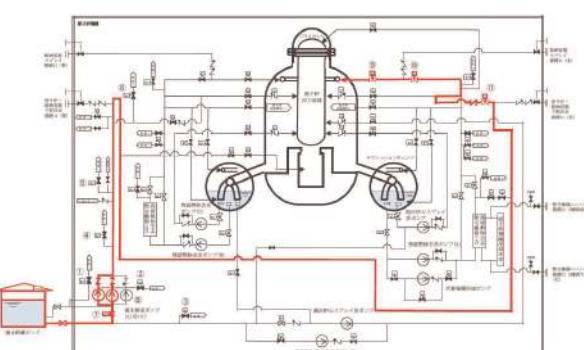
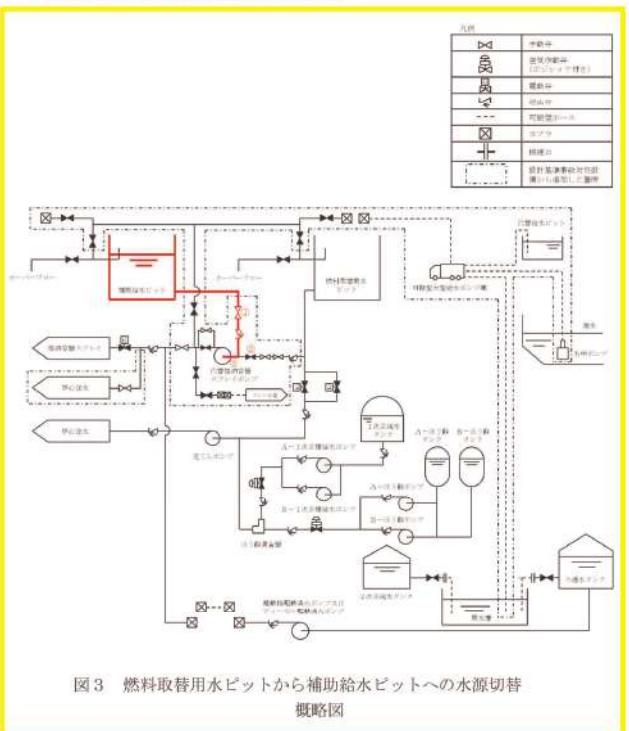
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力 1.4 より引用</p>  <p>第1.4.17図 格納容器スプレイボンプ（B、代替再循環ポンプ使用）による再循環運転概略系統図</p>	<p>2. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して溶融炉心は原子炉格納容器下部に落下するが、原子炉圧力容器に残存した溶融炉心を冷却するため、復水補給水系により原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔壁弁（第2図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第2図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第2図⑧）を起動する。</p> <p>②原子炉ヘッドスプレイ注入隔壁弁（第2図⑨）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第2図⑩）「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第2図 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却概略図</p>	<p>2. B-格納容器スプレイボンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を発電用原子炉へ注水する機能が喪失した場合、B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）及びB-格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプ水を発電用原子炉へ注水する。</p> <p>① B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転による原子炉冷却操作の系統構成として各隔壁弁（図2①～⑤）を「閉」とする。</p> <p>② RHRS-CSS連絡ラインの弁（図2⑥）を「開」とする。</p> <p>③ B-格納容器スプレイポンプ（図2⑦）を起動し、B-格納容器スプレイ流量等により発電用原子炉への注水流量が確保されたことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図2 B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 概略図</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレー</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、残留熱除去系が使用不能となり原子炉格納容器の除熱機能が喪失した場合、復水補給水系を使用した原子炉格納容器内へのスプレーを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔壁弁（第3図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第3図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第3図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系格納容器スプレイ隔壁弁（第3図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第3図⑩）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第3図⑪）を「開」し、原子炉格納容器へのスプレーが開始されたことを原子炉格納容器圧力計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレー操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第13,14図 代替格納容器スプレイポンプ水源切替（燃料取替用水タンクから補助給水タンク）概略図 (手心注水)</p>  <p>第3図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレー概略図</p>	<p>3. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>重大事故等の発生時において、代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレー中に燃料取替用水ピットが枯渇、破損等により機能喪失した場合、燃料取替用水ピットから補助給水ピットに水源切替を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替として、補助給水ピット側の入口止め弁（図3①）を「開」とする。 ② 燃料取替用水ピット側の入口止め弁（図3②）を「閉」とする。 ③ 代替格納容器スプレイポンプを起動（図3③）し、運転状態及び補助給水ピット水位等により、水源切替後に補助給水ピット等に異常がないことを確認する。 <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図3 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替概略図</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ペデスタル注水配管の弁を「開」とし、復水補給水系による原子炉格納容器下部への水張りを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器下部までの系統構成として、各隔離弁（第4図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第4図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第4図⑧）を起動する。</p> <p>②原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁（第4図⑨）を「全開」、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁（第4図⑩）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを原子炉格納容器下部注水流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p> <p>第1.4.24図 女川原子力発電所2号炉における炉心注水断面図</p> <p>第4図 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水概略図</p> <p>4. B-充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、B-充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を発電用原子炉へ注水する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 代替炉心注水のための系統構成（図4①～③を「開」、④「開」）を実施する。 ② B-充てんポンプの原子炉補機冷却水系統の系統構成（図4⑤～⑫を「閉」、⑬～⑯を「開」）を実施する。 ③ 系統構成完了後に水張り操作（図4⑭、⑮、⑯、⑰を「開」、⑪、⑫、⑯、⑰を「開」）を実施する。 ④ B-充てんポンプ（自己冷却）による発電用原子炉への注水操作の準備が完了すれば、B-充てんポンプ（図2②）を起動し、充てん流量（図2⑨）を調整する。 ⑤ ポンプ起動後、充てん流量、B-充てんポンプ油冷却器及び封水冷却器補機冷却水流量等を確認し、起動状態に異常がないことを確認する。 <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p> <p>図4 B-充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 概略図</p>		

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

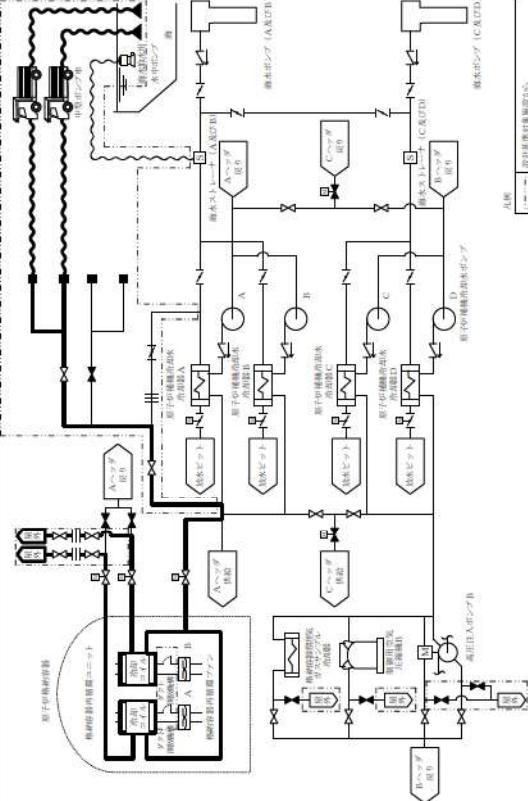
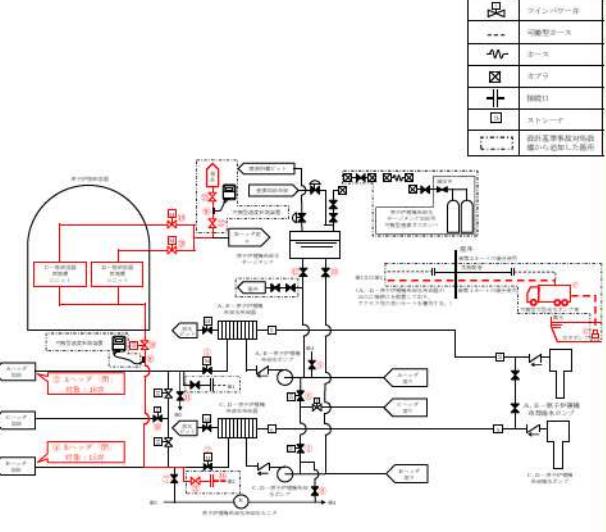
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、復水補給水系を使用した原子炉格納容器代替スプレイによる原子炉格納容器下部への水張りを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔壁弁（第5図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第5図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第5図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第5図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第5図⑩）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第5図⑪）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>	<p>5. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失による格納容器スプレイポンプの機能が喪失した場合、格納容器の圧力及び温度を低下させるため、可搬型大型送水ポンプ車及びC、D一格納容器再循環ユニットで格納容器内自然対流冷却を行う。</p> <p>①可搬型大型送水ポンプ車によるC、D一格納容器再循環ユニットへの海水通水のため、原子炉補機冷却水系統の系統構成（図5①～⑩）を「閉」を実施する。</p> <p>②可搬型ホースを敷設し、原子炉補機冷却水系統のホース接続口（図5⑪）と接続する。</p> <p>③可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所に水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。（図5⑫）</p> <p>④C、D一格納容器再循環ユニット冷却水入口及び出口配管に冷却状態監視のため、可搬型温度計測装置（図5⑬）を取り付ける。</p> <p>⑤可搬型大型送水ポンプ車（図5⑭）を起動し、原子炉補機冷却水系統への海水通水を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑥原子炉補機冷却水系統の弁（図5⑮～⑯）を開操作し、C、D一格納容器再循環ユニットへ海水通水を開始する。また、格納容器再循環ユニット補機冷却水流量により海水が通水されていることを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉補機冷却水系統配管接続箇所への可搬型ホース接続作業は、結合金具を用いることで簡単に接続できる。弁操作も通常時に行う運転操作と同等であることから、容易に実施可能である。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

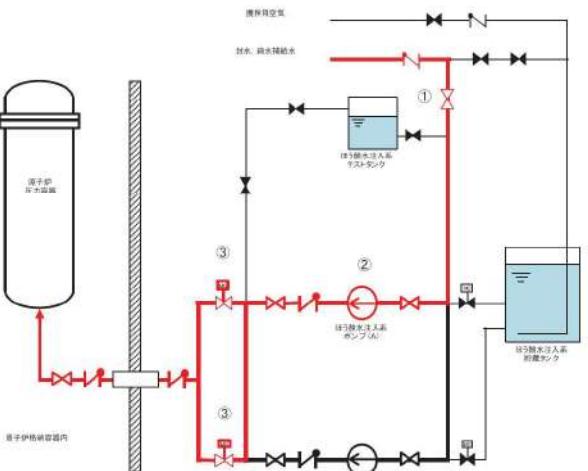
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉 技術的能力まとめ資料 1.7より引用</p>  <p>第1.7.5図 中型ポンプ車を用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器下部への注水概略図</p> <p>第5図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水概略図</p>		 <p>図5 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 概略図</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

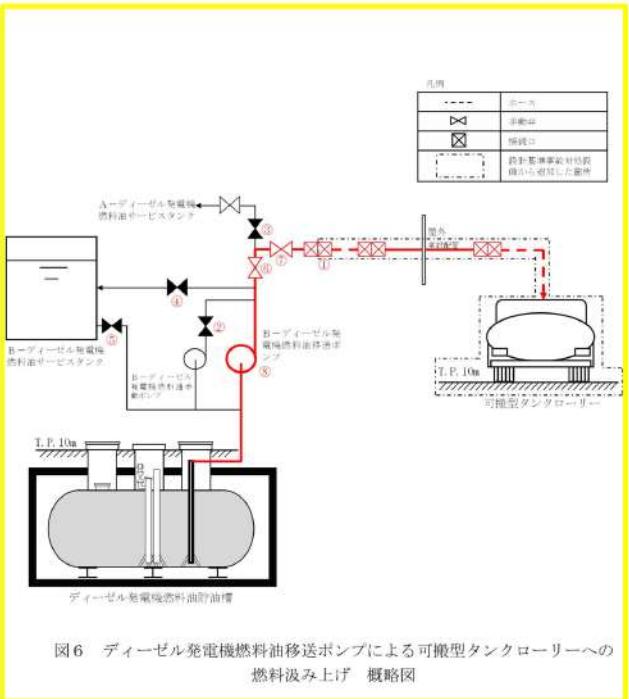
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>6. ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>高圧注水系及び高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水機能が喪失した場合、ほう酸水注入系ポンプを使用し、純水補給水系を水源として原子炉圧力容器へ注水を実施する。</p> <p>①原子炉圧力容器への注水のための処置（SLCタンク出口弁A、B自動開信号除外）を行う。</p> <p>②SLC封水入口弁バイパス弁（第6図①）を「全開」し、ほう酸水注入系ポンプ（第6図②）を起動する。</p> <p>③SLC注入電動弁（第6図③）が「全開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されていることを純水タンク水位計にて確認する。</p>  <p>第6図 ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水概略図</p>	<p>6. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げを行う。</p> <p>① ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインにホース（図6(1)）を接続し、可搬型タンクローリー設置箇所まで敷設する。</p> <p>② ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料を汲み上げるための系統構成（図6②～⑤「閉」、⑥、⑦「開」）を実施する。</p> <p>③ 可搬型タンクローリーのマンホールを開放し、ホース先端のドロップパイプを挿入する。</p> <p>④ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（図6⑧）を起動し、燃料の汲み上げを開始する。</p> <p>⑤ 可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（図6⑧）を停止する。</p> <p>⑥ 可搬型タンクローリーのマンホールからドロップパイプを引き抜き、マンホールを閉止し燃料汲み上げを完了する。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

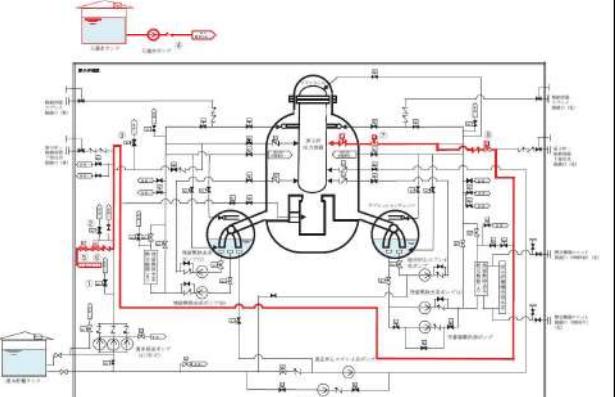
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水については、現場で操作が必要な弁はSLC封水入口弁バイパス弁の「全開」操作だけである。その他の操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p> <p>SLC封水入口弁バイパス弁</p>  <p>【原子炉建屋 地上2階】</p> <p>第7図 ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水時の手動弁配置図</p>	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。燃料汲み上げ用のホース接続は、カプラ式となっているため、容易かつ確実に接続できる。</p>  <p>図6 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ 概略図</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

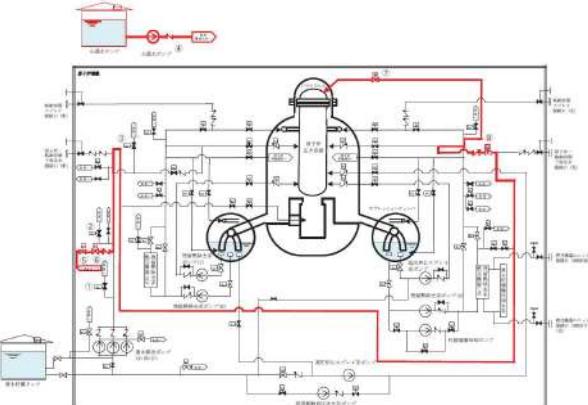
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7. ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉注水機能が喪失し、原子炉水位を維持できない場合、ろ過水系を使用した原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔壁弁（第8図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第8図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第8図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第8図）を「全開」する。</p> <p>③RHR A系LPCI注入隔壁弁（第8図⑦）を「全開」、RHRヘッダスプレイライン洗浄流量調整弁（第8図⑧）を「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを原子炉水位計、残留熱除去系ヘッダスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第8図 ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

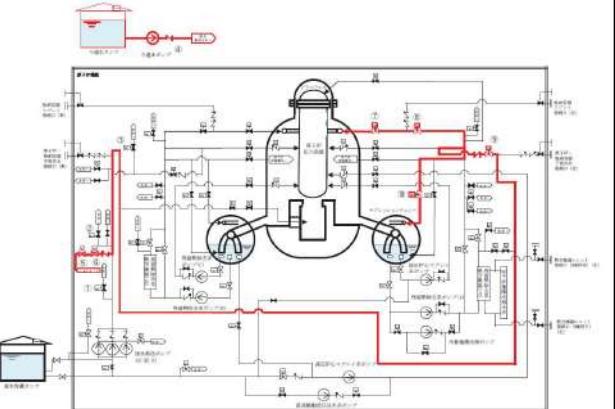
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>8. ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して溶融炉心は原子炉格納容器下部に落下するが、原子炉圧力容器に残存した溶融炉心を冷却するため、ろ過水系により原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔壁弁（第9図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第9図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第9図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第9図⑥）を「全開」する。</p> <p>③原子炉ヘッドスプレイ注入隔壁弁（第9図⑦）を「全開」、RHRヘッドスプレライライン洗浄流量調整弁（第9図⑧）を「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレライライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第9図 ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

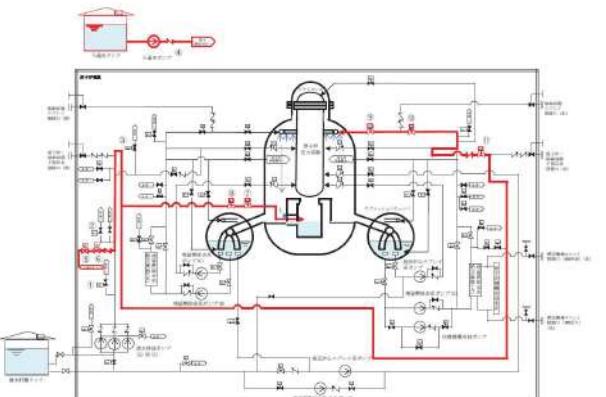
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>9. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、残留熱除去系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用不能となり原子炉格納容器の除熱機能が喪失した場合、ろ過水系を使用した原子炉格納容器内へのスプレイを行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔壁弁（第10図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第10図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第10図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第10図⑥）を「全開」する。</p> <p>③【ドライウェル内にスプレイする場合】</p> <p>RHR A系格納容器スプレイ隔壁弁（第10図⑦）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第10図⑧）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第10図⑨）を「開」する。</p> <p>④【サブレッショングレンバ内にスプレイする場合】</p> <p>RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第10図⑩）を「開」、RHR A系S/Cスプレイ隔壁弁（第10図⑪）を「全開」する。</p> <p>⑤原子炉格納容器内へのスプレイが開始されたことを原子炉格納容器圧力計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第10図 ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ペデスタル注水配管又はスプレイ管の弁を「開」とし、ろ過水系による原子炉格納容器下部への水張りを行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉格納容器下部までの系統構成として、各隔壁弁（第11図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第11図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第11図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第11図⑥）を「全開」する。</p> <p>③【ペデスタル注水配管使用の場合】</p> <p>原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁（第11図⑦）を「全開」、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁（第11図⑧）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを原子炉格納容器下部注水流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>③【スプレイ管使用の場合】</p> <p>RHR A系格納容器スプレイ隔壁弁（第11図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第11図⑩）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第11図⑪）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第11図 ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

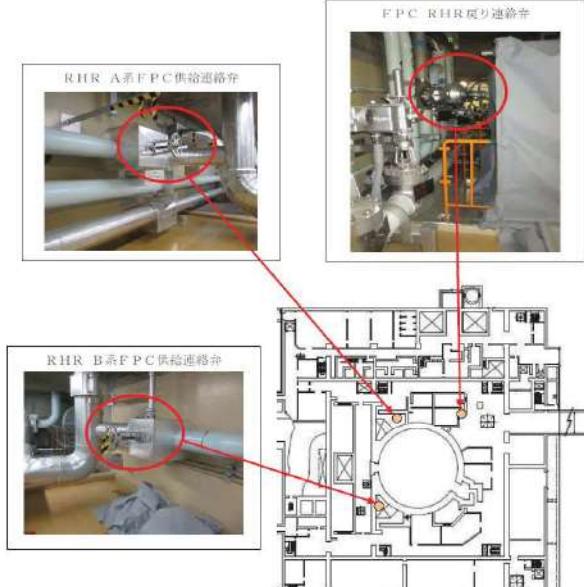
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プールの補給が必要な状態にもかかわらず、燃料プール補給水系、残留熱除去系及び燃料プール代替注水系が使用不能で使用済燃料プールへの補給ができない場合において、ろ過水系を使用した使用済燃料プール注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から使用済燃料プールまでの系統構成として、各隔壁弁（第12図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第12図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第12図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第12図⑥）を「全開」する。</p> <p>③RHR A系FPC供給連絡弁（第12図⑦）、FPC RHR戻り連絡弁（第12図⑧）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第12図⑨）を「開」し、使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位計にて確認する。</p> <p>第12図 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる使用済燃料プール注水については、現場で操作が必要な弁はRHR A系（B系）FPC供給連絡弁、FPC RHR戻り連絡弁の2弁の「全開」操作である。その他の操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>RHR-A系FPC供給連絡弁 RHR-B系FPC供給連絡弁 FPC RHR戻り連絡弁</p> <p>【原子炉建屋 地上1階】</p>		

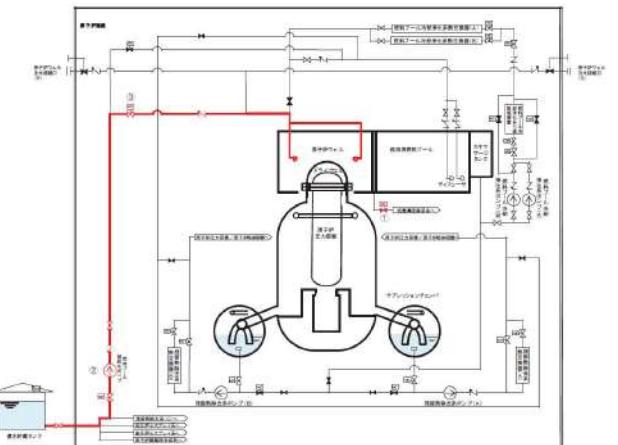
第13図 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水時の手動弁配置図

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対応するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>12. 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェル注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉格納容器頂部の破損及び原子炉建屋への水素漏えいを抑制するため、燃料プール補給水系を使用した原子炉ウェルへの水張りを行う。</p> <p>①系統構成として、FPC 使用済燃料プールゲート漏えい検出止め弁（第14図①）を「全閉」し、燃料プール補給水ポンプ（第14図②）を起動する。</p> <p>②FPMUW 原子炉ウェル注入弁（第14図③）を「開」し、原子炉ウェルへの注水が開始されたことを原子炉ウェル水位計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第14図 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェル注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.3</p> <p>予備品等の確保及び保管場所について</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 重要安全施設.....1.0.3-1 2. 予備品等の確保.....1.0.3-1 3. 予備品等の保管場所.....1.0.3-2</p> <p>第1表 重要安全施設一覧.....1.0.3-3 第2表 予備品及び予備品への取替えのために 　　必要な機材.....1.0.3-5 第1図 予備品等の保管場所及びアクセスルート.....1.0.3-6</p>	<p>添付資料 1.0.3</p> <p>予備品等の確保及び保管場所について</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 重要安全施設.....1.0.3-1 2. 予備品等の確保.....1.0.3-1 3. 予備品等の保管場所.....1.0.3-2</p> <p>表1 重要安全施設一覧.....1.0.3-3 表2 予備品及び予備品への取替のために必要な機材.....1.0.3-5</p> <p>図1 予備品等の保管場所及びアクセスルート.....1.0.3-6</p>	<p>添付資料 1.0.3</p> <p>予備品等の確保及び保管場所について</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 重要安全施設.....1.0.3-1 2. 予備品等の確保.....1.0.3-1 3. 予備品等の保管場所.....1.0.3-2</p> <p>表1 重要安全施設一覧.....1.0.3-3 表2 予備品及び予備品への取替のために必要な機材.....1.0.3-5</p> <p>図1 予備品等の保管場所及びアクセスルート.....1.0.3-6</p>	<p>女川との比較において、BWR固有の設備や対応手段であり、泊と比較対象とならない記載内容については、マーキング（■）を施している。</p> <p>目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、1.0.3-2ページ以降の具体的な内容にて記載する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」のうち、「1.0 共通事項 (2) 復旧作業に係る要求事項①予備品等の確保」において、重要安全施設の適切な予備品等を確保することが規定されている。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「設置許可基準規則」という。) 第二条において、「重要安全施設とは、安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものをいう。」とされている。</p> <p>また、設置許可基準規則第十二条の解釈において「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものの機能が示されている。</p> <p>ここでは、これらの重要安全施設のうち、重要安全施設の取替え可能な機器及び部品等に対する予備品及び予備品への取替えのために必要な機材等の選定及び保管場所について記載する。</p> <p>1. 重要安全施設 上記の設置許可基準規則第十二条の解釈の表に規定された安全機能の重要度が特に高い安全機能に対応する具体的な系統・設備を表1に示す。</p> <p>2. 予備品の確保 重大事故等発生後の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。 事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能を回復することが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を確保する。<ul style="list-style-type: none"> ・短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 ・単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。 ・復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 </p>	<p>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」のうち、「1.0 共通事項 (2) 復旧作業に係る要求事項①予備品等の確保」において、重要安全施設の適切な予備品等を確保することが規定されている。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「設置許可基準規則」という。) 第二条において、「重要安全施設とは、安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものをいう。」とされている。</p> <p>また、設置許可基準規則第十二条の解釈において「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものの機能が示されている。</p> <p>ここでは、これら重要安全施設のうち、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等に対する予備品及び予備品への取替えのために必要な機材等の確保及び保管場所について記載する。</p> <p>1. 重要安全施設 上記の設置許可基準規則第十二条の解釈の表に規定された安全機能の重要度が特に高い安全機能に対応する具体的な系統・設備を表1に示す。</p> <p>2. 予備品等の確保 重大事故等時の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。 事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能回復を図ることが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を確保する。<ul style="list-style-type: none"> ・短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 ・単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。 ・復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 </p> <p>上記の方針に適合する系統として、海水ポンプ室に設置している原子炉補機冷却海水系ポンプ及び原子炉建屋に設置している原子炉補機冷却水系ポンプを対象機器として選定し、予備品として保有することで復旧までの時間が短縮でき、成立性の高い作業で機能回復できる機器であり、機械的故障と電気的故障の要因が考えられる原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの電動機及びポンプ部品を予備品として確保する。 残留熱除去系については、機能喪失の原因によっては大型機器の</p>	<p>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」のうち、「1.0 共通事項 (2) 復旧作業に係る要求事項①予備品等の確保」において、重要安全施設の適切な予備品等を確保することが規定されている。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「設置許可基準規則」という。) 第二条において、「重要安全施設とは、安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものをいう。」とされている。</p> <p>また、設置許可基準規則第十二条の解釈において「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものの機能が示されている。</p> <p>ここでは、これら重要安全施設のうち、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等に対する予備品及び予備品への取替えのために必要な機材等の選定及び保管場所について記載する。</p> <p>1. 重要安全施設 上記の設置許可基準規則第十二条の解釈の表に規定された安全機能の重要度が特に高い安全機能に対応する具体的な系統・設備を表1に示す。</p> <p>2. 予備品等の確保 重大事故等時の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。 事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能回復を図ることが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を確保する。<ul style="list-style-type: none"> ・短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 ・単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。 ・復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 </p> <p>上記の方針に適合する系統として、循環水ポンプ建屋に設置している原子炉補機冷却海水ポンプを対象機器として選定し、予備品として保有することで復旧までの時間が短縮でき、成立性の高い作業で機能回復できる機器であり、機械的故障と電気的故障の要因が考えられる原子炉補機冷却海水ポンプの電動機を予備品として確保する。</p>	<p>記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品等の確保に努める。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ除去等のためのブルドーザ、夜間の対応を想定した照明機器等及びその他の作業環境を想定した資機材を確保する。</p>	<p>交換が必要となり、復旧に時間がかかる場合も想定されるため、残留熱除去系ポンプについても、電動機及びポンプ部品を予備品として確保する。</p> <p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。</p> <p>また、予備品への取替え作業に必要な資機材等として、がれき撤去等のためのブルドーザ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器その他作業環境を想定した資機材を確保する。</p>	<p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。</p> <p>また、予備品への取替え作業に必要な資機材等として、がれき撤去等のためのホイールローダ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器、その他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯・女川】設備の相違 ・泊は、段差緩和対策やアクセスルート拡幅等の事前対策により、アクセスルート復旧作業が想定されないが、万一大のがれき、土砂、段差等の発生に備え、ホイールローダ及びバックホウを配備する。(島根と同様) 【大飯・女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 予備品等の保管場所</p> <p>予備品等については、地震による周辺斜面の崩落、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し保管する。</p>	<p>3. 予備品等の保管場所</p> <p>予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に重要な安全施設との位置的分散を考慮し保管する。</p> <p>保管場所については、可搬型重大事故等対処設備と同じであり、保管場所及び屋外アクセスルートの対策概要については、添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」の「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針(1)保管場所及びアクセスルートの設定方針」に記載する。</p> <p>なお、設備の復旧作業場所へのアクセスルートについては、第1図に示す複数ルートのうち少なくとも1ルート確保されたアクセスルートを使用して、予備品の保管場所から復旧作業場所へ予備品を移動させて復旧する。</p> <p>また、保管場所及びアクセスルートの点検管理については、添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」に記載している「10. 捕足資料(9)保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について」と同じ点検管理を実施する。</p>	<p>3. 予備品等の保管場所</p> <p>予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し保管する。</p> <p>保管場所については、可搬型重大事故等対処設備と同じであり、保管場所及び屋外アクセスルートの対策概要については、添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」の「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」に記載する。</p> <p>なお、設備の復旧作業場所へのアクセスルートについては、図1に示す複数ルートのうち少なくとも1ルート確保されたアクセスルートを使用して、予備品の保管場所から復旧作業場所へ予備品を移動させて復旧する。</p> <p>また、保管場所及びアクセスルートの点検管理については、添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」に記載している「10. 捕足資料(8)保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況」と同じ点検管理を実施する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】飛び先名称の相違</p> <p>【女川】飛び先名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表1 重要安全施設一覧 (設置許可基準規則第12条)	系統・設備	第1表 重要安全施設一覧 (設置許可基準規則第12条)	表1 重要安全施設一覧 (1/2) (設置許可基準規則第12条)	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
原子炉の緊急停止機能	制御棒・制御棒駆動装置 化学体積制御設備 非常用炉心冷却設備(高圧注入系)	原子炉の緊急停止機能 制御棒・制御棒駆動装置 化学体積制御設備 非常用炉心冷却設備(高圧注入系)	原子炉の緊急停止機能 制御棒・制御棒駆動装置 化学体積制御設備(ほう酸注入機能) 非常用炉心冷却設備(ほう酸注入機能)	【女川】設計の相違 詳細は引用元にて整理 引用元
未臨界維持機能	制御棒・制御棒駆動装置 化学体積制御設備 非常用炉心冷却設備(高圧注入系)	原子炉停止後における除熱のための崩壊熱除去機能	原子炉停止後における除熱のための二次系からの除熱機能 余熱除去設備	・DB12条 安全施設まとめ資料 別紙1-2
原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	1次冷却材設備(加圧器安全弁)	原子炉停止後における除熱のための崩壊熱除去機能	原子炉停止後における除熱のための二次系からの除熱機能 余熱除去設備	
原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能	余熱除去設備	原子炉停止後における除熱のための崩壊熱除去機能	原子炉停止後における除熱のための二次系からの除熱機能 余熱除去設備	
原子炉停止後における除熱のための二次系からの除熱機能	主蒸気設備(蒸気発生器から2次側隔壁弁・主蒸気逃がし弁まで) 給水設備(蒸気発生器から2次側隔壁弁まで)	原子炉停止後における除熱のための崩壊熱除去機能	原子炉停止後における除熱のための二次系からの除熱機能 余熱除去設備	
原子炉停止後における除熱のための二次系への補給水機能	補助給水設備	原子炉停止後における除熱のための崩壊熱除去機能	原子炉停止後における除熱のための二次系への補給水機能	
事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能	非常用炉心冷却設備(高圧注入系) 燃料取替用水設備 再循環サンプル設備	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能	・常用用炉心冷却設備(高圧注入系)
事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧時における注水機能	非常用炉心冷却設備(蓄圧注入系) 燃料取替用水設備 再循環サンプル設備	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧時における注水機能	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能	・非常用炉心冷却設備(蓄圧注入系)
格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出た場合の対応機能	格納容器スプレイ設備 アニュラス空気再循環設備	格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出た場合の対応機能	格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出た場合の対応機能	・アニュラス空気浄化設備
格納容器の冷却機能	格納容器スプレイ設備	格納容器の冷却機能	格納容器の冷却機能	
格納容器内の可燃性ガス制御機能	—	格納容器内の可燃性ガス制御機能	格納容器内の可燃性ガス制御機能	
非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	非常用所内電源系	非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	
非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	直流電源設備(直流コントロールセンター)	非常用交流電源機能	非常用の交流電源機能	・ディーゼル発電機
【比較のため、比較表P1.0.3-6より再掲】		非常用の直流電源機能	非常用の直流電源機能	・蓄電池(非常用)
非常用の交流電源機能	ディーゼル発電機	非常用の直流電源設備(蓄電池設備)		
非常用の直流電源機能	直流電源設備(蓄電池設備)			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<p>安全機能 (設置許可基準規則第12条)</p> <p>非常用の交流電源機能</p> <p>非常用の直流電源機能</p> <p>非常用の計測制御用直流電源機能</p> <p>補機冷却機能</p> <p>冷却用海水供給機能</p> <p>原子炉制御室非常用換気空調機能</p> <p>圧縮空気供給機能</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能</p> <p>原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能</p> <p>原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能</p> <p>工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能</p> <p>事故時の原子炉の停止状態の把握機能</p> <p>事故時の炉心冷却状態の把握機能</p> <p>事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能</p> <p>事故時のプラント操作のための情報の把握機能</p>	<p>系統・設備</p> <p>ディーゼル発電機</p> <p>直流水源設備(蓄電池設備)</p> <p>計測制御用電源設備</p> <p>原子炉補機冷却設備</p> <p>原子炉冷却装置水設備</p> <p>中央制御室非常用循環系統</p> <p>制御用空気圧縮設備</p> <p>原子炉圧力バウンダリ隔壁弁</p> <p>原子炉格納容器バウンダリ隔壁弁等</p> <p>安全保護系(原子炉保護系設備)</p> <p>安全保護系(工学的安全施設等作動設備)</p> <p>中性子源領域中性子束</p> <p>ほう素濃度サンプリング分析</p> <p>原子炉トリップや断器の状態</p> <p>1次冷却材温度(広域)</p> <p>1次冷却材圧力</p> <p>加圧器水位</p> <p>蒸気発生器水位(狭域、広域)</p> <p>蒸気ライン圧力</p> <p>ほう酸タンク水位</p> <p>燃料取替用水ピット水位</p> <p>復水泵位</p> <p>格納容器再循環サンプ水位(狭域、広域)</p> <p>補助給水流量</p> <p>1次冷却材温度(広域)</p> <p>1次冷却材圧力</p> <p>加圧器水位</p> <p>蒸気発生器水位(狭域、広域)</p> <p>蒸気ライン圧力</p> <p>ほう酸タンク水位</p> <p>燃料取替用水ピット水位</p> <p>復水泵位</p> <p>格納容器再循環サンプ水位(狭域、広域)</p> <p>補助給水流量</p>	<p>安全機能 (設置許可基準規則第12条)</p> <p>非常用の計測制御用直流電源機能</p> <p>補機冷却機能</p> <p>冷却用海水供給機能</p> <p>原子炉制御室非常用換気空調機能</p> <p>圧縮空気供給機能</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能</p> <p>原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能</p> <p>工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能</p> <p>事故時の原子炉の停止状態の把握機能</p> <p>事故時の炉心冷却状態の把握機能</p> <p>事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能</p> <p>事故時のプラント操作のための情報の把握機能</p>	<p>系統・設備</p> <p>計測制御用電源設備</p> <p>原子炉補機冷却水系 高圧炉心スプレイ補機冷却水系</p> <p>原子炉冷却用海水系</p> <p>中止制御室用換気空調機</p> <p>主蒸気逃げ・安全弁の駆動用空氣源又は駆動用圧縮空氣源</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ隔壁弁</p> <p>原子炉格納容器バウンダリ隔壁弁</p> <p>原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能</p> <p>工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能</p> <p>原子炉停止状態の把握機能</p> <p>主蒸気逃げ・安全弁の駆動用空氣源又は駆動用圧縮空氣源</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ隔壁弁</p> <p>原子炉格納容器バウンダリ隔壁弁</p> <p>原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能</p> <p>工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能</p> <p>事故時の原子炉の停止状態の把握機能</p> <p>事故時の炉心冷却状態の把握機能</p> <p>事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能</p> <p>事故時のプラント操作のための情報の把握機能</p>	<p>表1 重要安全施設一覧 (2/2)</p> <p>安全機能 (設置許可基準規則第12条)</p> <p>非常用の計測制御用直流電源機能</p> <p>補機冷却機能</p> <p>冷却用海水供給機能</p> <p>原子炉制御室非常用換気空調機能</p> <p>圧縮空気供給機能</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ隔壁弁</p> <p>原子炉格納容器バウンダリ隔壁弁</p> <p>原子炉停止系の安全保護回路</p> <p>非常用炉心冷却設備作動の安全保護回路</p> <p>原子炉格納容器スプレイ作動の安全保護回路</p> <p>主蒸気ライン隔壁の安全保護回路</p> <p>原子炉格納容器隔壁の安全保護回路</p> <p>主蒸気ライン隔壁の安全性</p> <p>ほう素濃度(サンプリング分析)</p> <p>原子炉トリップ閾値</p> <p>1次冷却材冷却温度(広域)</p> <p>1次冷却材冷却温度(広域)</p> <p>1次冷却材圧力</p> <p>加圧器水位</p> <p>格納容器圧力</p> <p>格納容器高レンジエリアモニタ(低レンジ)</p> <p>格納容器高レンジエリアモニタ(高レンジ)</p> <p>1次冷却材高温開温度(広域)</p> <p>1次冷却材低温開温度(広域)</p> <p>1次冷却材圧力</p> <p>加圧器水位</p> <p>蒸気発生器水位(広域)</p> <p>蒸気発生器水位(狭域)</p> <p>主蒸気ライン圧力</p> <p>ほう酸タンク水位</p> <p>燃料取替用水ピット水位</p> <p>補助給水ピット水位</p> <p>格納容器再循環サンプ水位(広域)</p> <p>格納容器再循環サンプ水位(狭域)</p> <p>補助給水ライン流量</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計の相違 詳細は引用元にて整理 引用元</p> <p>• DB12 条 安全施設まとめ資料 別紙 1-2</p>
		※ 予備品(第2表 1. 予備品)を保管する系統			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大飯発電所3／4号炉

表2 予備品及び予備品への取替のために必要な機材

1. 予備品

名称	仕様	数量	保管場所
海水ポンプモータ	全閉外扇形、980kW、10極、6,600V	2台	E.L. +約33m

2. ガレキ撤去用重機

名称	仕様	数量	保管場所
ブルドーザ	D275AX-5 ブレード幅4.3m ブレード高さ1.96m	1台	E.L. +約31m

3. 作業用照明

名称	仕様	数量	保管場所
可搬式照明灯	バッテリー式	9個	中央制御室
ヘッドライト	乾電池式	70個	第1サービスビル
LED懐中電灯	乾電池式	70個	第1サービスビル

女川原子力発電所2号炉

第2表 予備品及び予備品への取替えのために必要な機材

1. 予備品

名称	仕様	数量 ^a	保管場所 ^b
原子炉補機冷却水ポンプ用電動機	三相誘導電動機	1台	緊急時対策建屋
原子炉補機冷却水ポンプポンプ部品	—	1式	緊急時対策建屋
原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機	三相誘導電動機	1台	緊急時対策建屋
原子炉補機冷却海水ポンプポンプ部品	—	1式	緊急時対策建屋
残留熱除去系ポンプ用電動機	三相誘導電動機	1台	緊急時対策建屋
残留熱除去系ポンプポンプ部品	—	1式	緊急時対策建屋

2. がれき撤去用重機

名称	仕様 ^a	数量 ^a	保管場所 ^b
ブルドーザ	D85EX-15	2台	第1、第4保管エリア
バックホウ	SK-200	2台	第1、第4保管エリア

3. 可搬型照明

名称	電源種別	数量 ^a	保管場所 ^b
可搬型照明(SA)	バッテリ	5個	3号炉中央制御室
ヘッドライト	乾電池	12個	3号炉中央制御室
ワーカーライト	乾電池	60個	緊急時対策所指揮所
懐中電灯	乾電池	10個	3号炉中央制御室
		60個	緊急時対策所指揮所

^a仕様、数量、保管場所については、今後の検討により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

表2 予備品及び予備品への取替のために必要な機材

1. 予備品

名称	仕様	数量	保管場所
原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機	三相誘導電動機、約310kW(1台当たり)	2台	5t倉庫・車庫エリア

2. がれき撤去用重機

名称	仕様	数量	保管場所
ホイールローダ	5SDV-2	2台	1号炉西側31mエリア、 2号炉東側31mエリア(b)
バックホウ	320E GLC-T6SC	2台	1号炉西側31mエリア、 2号炉東側31mエリア(b)

3. 可搬型照明

名称	電源種別	数量	保管場所
可搬型照明(SA)	バッテリ	5個	3号炉中央制御室
ヘッドライト	乾電池	12個	3号炉中央制御室
ワーカーライト	乾電池	60個	緊急時対策所指揮所
懐中電灯	乾電池	10個	3号炉中央制御室
		60個	緊急時対策所指揮所

^a仕様、数量、保管場所については、今後の検討により変更となる可能性がある。

【大飯・女川】設備の相違

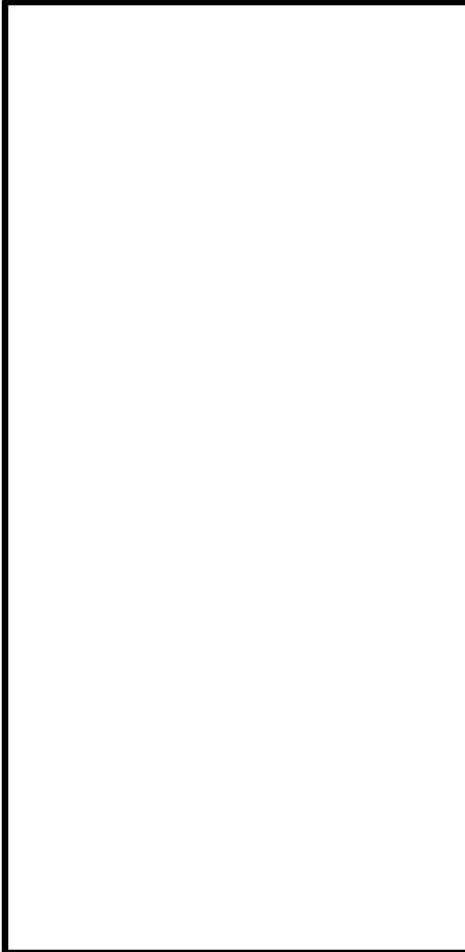
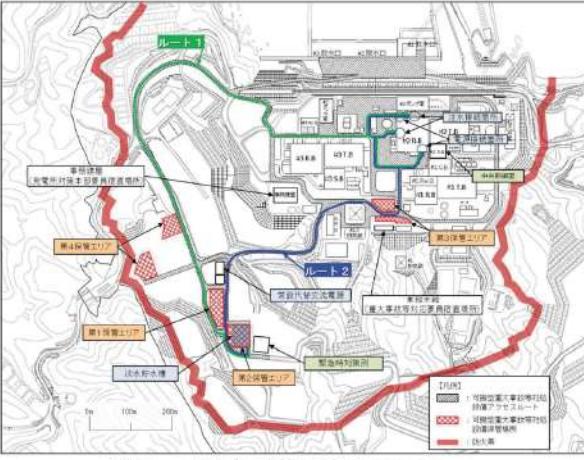
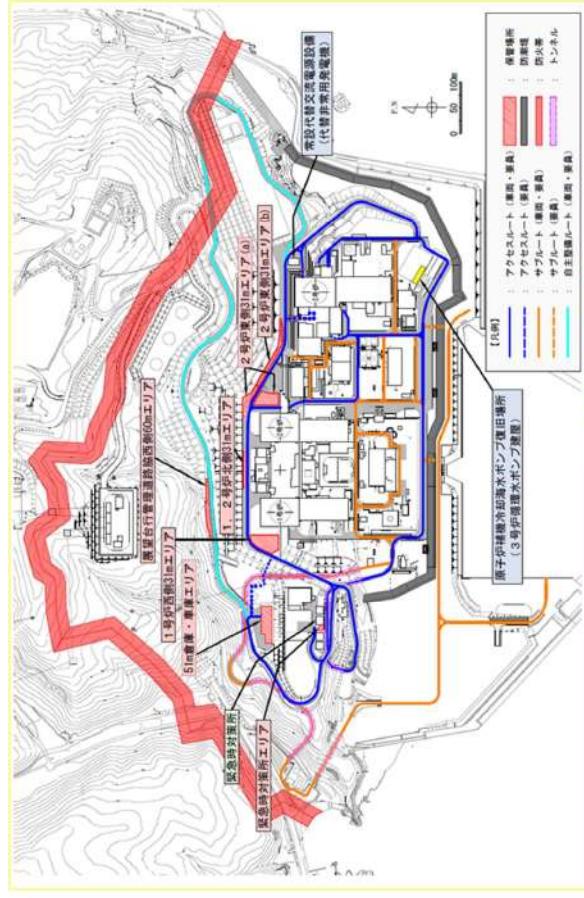
- ・泊は、段差緩和対策やアクセスルート拡幅等の事前対策により、アクセスルート復旧作業が想定されないが、万が一のがれき、土砂、段差等の発生に備え、ホイールローダ及びバックホウを配備する。(島根と同様)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1 予備品等の保管場所</p> <p>左側に縦書きで記載された説明文：「図面の内部では、機密な情報が記載されていますので公開できません。」</p>	 <p>第1図 予備品等の保管場所及びアクセスルート</p>	 <p>図1 予備品等の保管場所及びアクセスルート</p>	

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.4</p> <p>外部からの支援について</p>	<p>添付資料 1.0.4</p> <p>外部からの支援について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材... 1.0.4-1 (1)重大事故等発生後7日間の対応..... 1.0.4-1 (2)重大事故等発生後8日目以降の対応..... 1.0.4-1</p> <p>2. プラントメーカー及び協力会社による支援..... 1.0.4-2 (1)プラントメーカーによる支援..... 1.0.4-2 (2)協力会社による支援..... 1.0.4-3</p> <p>3. 原子力事業者による支援..... 1.0.4-4</p> <p>4. その他組織による支援..... 1.0.4-5</p> <p>5. 原子力事業所災害対策支援拠点..... 1.0.4-7</p> <p>第1表 発電所構内に確保している燃料 (事象発生後7日間の対応) 1.0.4-8</p> <p>第2表 放射線管理用資機材等..... 1.0.4-9</p> <p>第3表 チェンジングエリア用資機材..... 1.0.4-12</p> <p>第4表 その他資機材等(緊急時対策所) 1.0.4-14</p> <p>第5表 原子力災害対策活動で使用する資料 (緊急時対策所) 1.0.4-15</p> <p>第6表 原子力事業者間協力協定に基づき貸与される 原子力防災資機材..... 1.0.4-16</p> <p>第7表 原子力事業所災害対策支援拠点における必要な資機材、 通信連絡設備の整備状況等..... 1.0.4-17</p> <p>第1図 重大事故等時における発電所外からの支援体制.. 1.0.4-18</p> <p>第2図 防災組織全体図..... 1.0.4-19</p> <p>第3図 原子力事業所災害対策支援拠点 体制図..... 1.0.4-20</p> <p>別紙1 プラントメーカー及び協力会社からの支援に関する 合意文書..... 1.0.4-別紙1-1</p> <p>別紙2 原子力事業所災害対策支援拠点について.... 1.0.4-別紙2-1</p>	<p>添付資料 1.0.4</p> <p>外部からの支援について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材... 1.0.4-1 (1)重大事故等発生後7日間の対応..... 1.0.4-1 (2)重大事故等発生後8日目以降の対応..... 1.0.4-1</p> <p>2. 外部からの支援について..... 1.0.4-2 (1) プラントメーカー及び協力会社による支援..... 1.0.4-2 (2) 原子力事業者による支援..... 1.0.4-4 (3) その他組織による支援..... 1.0.4-5</p> <p>3. 原子力事業所災害対策支援拠点..... 1.0.4-7</p> <p>表1 発電所構内に確保している燃料 (事象発生後7日間の対応) 1.0.4-8</p> <p>表2 放射線管理用資機材等..... 1.0.4-9</p> <p>表3 チェンジングエリア用資機材..... 1.0.4-12</p> <p>表4 その他資機材等(緊急時対策所) 1.0.4-14</p> <p>表5 原子力災害対策活動で使用する資料 (緊急時対策所) 1.0.4-15</p> <p>表6 原子力事業者間協力協定に基づき貸与される 原子力防災資機材..... 1.0.4-16</p> <p>表7 原子力事業所災害対策支援拠点における必要な資機材、 通信連絡設備の整備状況等..... 1.0.4-17</p> <p>図1 重大事故等時における発電所外からの支援体制.... 1.0.4-18</p> <p>図2 防災組織全体図..... 1.0.4-19</p> <p>図3 原子力事業所災害対策支援拠点 体制図..... 1.0.4-20</p> <p>別紙1 原子力事業所災害対策支援拠点について.... 1.0.4-別紙1-1</p>	<p>目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、 1.0.4-2ページ以降の具体的な内容にて記載する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 事故収束に必要な資機材について</p> <p>復旧作業に必要な燃料は、図1に示すとおり事故発生後7日間までは発電所内に確保しており、それ以降については輸送手段も含め優先的に燃料供給を受けることができる体制とすることとしている。</p> <p>なお、事故発生後7日間の活動に必要な資機材等については、表1～表4に示すとおり緊急時対策所等に配備している。</p>	<p>1. 事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材</p> <p>(1) 重大事故等発生後7日間の対応</p> <p>女川原子力発電所では、重大事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するためにあらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品、燃料等）により、重大事故等発生後7日間における事故収束対応を実施する。あらかじめ用意された手段のうち、重大事故等対処設備については、技術的能力1.1「緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」から1.19「通信連絡に関する手順等」にて示す。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な燃料とその考え方については、第1表に示すとおり、外部からの支援なしに重大事故等発生後7日間ににおける必要燃料を上回る数量を発電所内に保有している。必要燃料の数量は、重大事故等対処に必要な設備を重大事故等発生後7日間連続して運用する条件で算出している。女川原子力発電所では、第1表に示す必要燃料合計を上回る保有量を、今後も継続して確保する。</p> <p>放射線管理用資機材及びチエンジングエリア用資機材、その他資機材、原子力災害対策活動で使用する資料の数量とその考え方については、第2～5表に示すとおり、外部からの支援なしに重大事故等発生後7日間の活動に必要な資機材等を緊急時対策所等に配備している。重大事故等発生時において、現場作業では作業環境が悪化していることが予想され、重大事故等に対処する要員は環境に応じた放射線防護具を着用する必要がある。このため作業員は、添付資料1.0.13「重大事故等に対処する要員の作業時における装備について」に示す着用基準に従い、これらの資機材の中から必要なものを装備し、作業を実施する。女川原子力発電所では、第2～5表に示す緊急時対策建屋内緊急時対策所及び中央制御室の資機材等を、今後も継続して配備する。</p> <p>重大事故等の対応に必要な水源については、淡水貯水槽等の淡水源に加え、最終的に海水に切り替えることにより水源が枯渇することがないよう手順を整備することとしている。具体的には、技術的能力1.13「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて示す。</p>	<p>1. 事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材</p> <p>(1) 重大事故等発生後7日間の対応</p> <p>泊発電所では、重大事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するためにあらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品、燃料等）により、重大事故等発生後7日間における事故収束対応を実施する。あらかじめ用意された手段のうち、重大事故等対処設備については、技術的能力1.1「緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」から1.19「通信連絡に関する手順等」にて示す。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な燃料とその考え方については、表1に示すとおり、外部からの支援なしに重大事故等発生後7日間ににおける必要燃料を上回る数量を発電所内に保有している。必要燃料の数量は、重大事故等対処に必要な設備を重大事故等発生後7日間連続して運用する条件で算出している。泊発電所では、表1に示す必要燃料合計を上回る保有量を今後も継続して確保する。</p> <p>放射線管理用資機材及びチエンジングエリア用資機材、その他資機材、原子力災害対策活動で使用する資料の数量とその考え方については、表2～表5に示すとおり、外部からの支援なしに重大事故等発生後7日間の活動に必要な資機材等を緊急時対策所等に配備している。重大事故等発生時において、現場作業では作業環境が悪化していることが予想され、重大事故等に対処する要員は環境に応じた放射線防護具を着用する必要がある。このため作業員は、添付資料1.0.13「重大事故等に対処する要員の作業時における装備について」に示す着用基準に従い、これらの資機材の中から必要なものを装備し、作業を実施する。泊発電所では、表2～表5に示す緊急時対策所及び中央制御室の資機材等を今後も継続して配備する。</p> <p>重大事故等の対応に必要な水源については、補助給水ピット等の淡水源に加え、最終的に海水に切り替えることにより水源が枯渇することがないよう手順を整備することとしている。具体的には、技術的能力1.13「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて示す。</p>	<p>外部からの支援については、炉型に関係なく共通的な事項であることから、最新審査実績である女川と比較する。大飯とは資料構成が大きく異なることから比較せず、マーキング(■)を施している。</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>記載表現の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>施設名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表的な淡水源を記載しており実質的な差異なし。

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3／4号炉 伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>(2) 重大事故等発生後7日間以降の対応</p> <p>(1) に示す手段により事故発生後7日間は重大事故等に対処し、7日間以降については、以下に示すとおり、発電所外から継続的に支援を受けることができる体制を整備している。</p> <p>発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備（重源車、通信連絡設備）、主要な設備の取替部品及び燃料等について支援を受けることにより、発電所内に配備する重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事故発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>さらに現在、他の原子力事業者と、原子力災害発生時における設備及び資機材の融通に向けた検討を進めており、各社が保有する主な設備及び資機材のデータベースを整備中である。</p>	<p>(2) 重大事故等発生後8日目以降の対応</p> <p>重大事故等発生後8日目以降の事故収束対応を維持するため、重大事故等発生後6日後までに、あらかじめ選定している候補施設の中から原子力事業所災害対策支援拠点（以下「支援拠点」という。）を選定し、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材等を支援できる体制を整備している。また、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段、資機材及び燃料を支援できるよう、社内で発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備（消防車、電源車等）、主要な設備の取替部品、食料その他の消耗品も含めた資機材、予備品、燃料等について、継続的な重大事故等対策を実施できるよう重大事故等発生後6日後までに支援できる体制を整備する。</p> <p>さらに現在、他の原子力事業者と、原子力災害発生時における設備及び資機材の融通に向けた検討を進めており、各社が保有する主な設備及び資機材のデータベースを整備中である。</p>	<p>(2) 重大事故等発生後8日目以降の対応</p> <p>重大事故等発生後8日目以降の事故収束対応を維持するため、重大事故等発生後6日後までに、あらかじめ選定している候補施設の中から原子力事業所災害対策支援拠点（以下「支援拠点」という。）を選定し、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材等を支援できる体制を整備している。また、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段、資機材及び燃料を支援できるよう、社内で発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備（通信連絡設備、電源車等）、主要な設備の取替部品、食料その他の消耗品も含めた資機材、予備品、燃料等について、継続的な重大事故等対策を実施できるよう重大事故等発生後6日後までに支援できる体制を整備する。</p> <p>さらに現在、他の原子力事業者と、原子力災害発生時における設備及び資機材の融通に向けた検討を進めており、各社が保有する主な設備及び資機材のデータベースを整備し、隨時、更新を図っている。</p>	<p>記載内容の相違 ・泊は、通信連絡設備、電源車を選定している。(伊方、島根と同様)</p> <p>記載表現の相違</p>
<p>2. 外部からの支援について</p> <p>(1) プラントメーカー及び協力会社等による支援</p> <p>重大事故等発生時における外部からの支援については、プラントメーカー及び協力会社等から重大事故等発生後に現場操作対応等を実施する要員(重大事故等対策要員含む)派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や設備の補修に必要な予備品等の供給及び補修員の派遣等について、数社と協議・合意の上、支援計画を定め、「大飯発電所の原子力発電所における原子力防災組織の発足時の事態収拾活動への協力」に係る協定を締結する等により、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立する。</p>	<p>2. プラントメーカー及び協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における外部からの支援については、プラントメーカー、協力会社等から重大事故等時に現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や設備の補修に必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について、協議・合意の上、支援計画を定め、災害発生時の技術支援に係る協定を締結し、重大事故等時に必要な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、重大事故等時に放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合においても、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における経験や知見を踏まえ、これらを活用した汚染水処理装置の設置等の対策を行うとともに、プラントメーカーの協力を得ながら対応する。</p> <p>なお、プラントメーカー、協力会社、燃料供給会社等から支援を受ける場合に必要となる資機材については、あらかじめ緊急時対策所に確保している資機材の余裕分を活用するとの合わせ、必要に応じて資機材の追加調達を本店対策本部に要請して調達する。</p>	<p>2. 外部からの支援について</p> <p>(1) プラントメーカー及び協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における外部からの支援については、プラントメーカー、協力会社等から重大事故等時に現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や設備の補修に必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について、協議・合意の上、支援計画を定め、災害発生時の技術支援に係る協定を締結し、重大事故等時に必要な支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>また、重大事故等時に放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合においても、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における経験や知見を踏まえ、これらを活用した汚染水処理装置の設置等の対策を行うとともに、プラントメーカーの協力を得ながら対応する。</p> <p>なお、プラントメーカー、協力会社、燃料供給会社等から支援を受ける場合に必要となる資機材については、あらかじめ緊急時対策所に確保している資機材の余裕分を活用するとの合わせ、必要に応じて資機材の追加調達を本店対策本部に要請して調達する。</p>	<p>記載内容の相違 ・泊は、通信連絡設備、電源車を選定している。(伊方、島根と同様)</p> <p>記載表現の相違</p>

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① プラントメーカーによる支援</p> <p>原子力災害発生時において、当社が実施する事態収束活動を円滑に実施するため、設備の設計根拠や機器の詳細な情報、事故収束手段及び復旧対策を迅速に得られるようプラントメーカー(三菱重工業株式会社、三菱電機株式会社)との間で支援体制を整備している。</p> <p>a. 支援体制</p> <p>(a) 災害発生時にプラントメーカー幹部をトップとした、即決できる緊急時対応体制として、三菱緊急時原子力安全対策センターを設置。 (所在地:兵庫県神戸市)</p> <p>(b) プラントメーカーの総力を結集した技術者400～500人規模の体制を整備。</p> <p>b. 役割</p> <p>(a) 緊急時の大飯発電所の安全確保のため、プラントメーカー総指令本部として発電所の事故対応を支援</p> <p>(b) 緊急時に、設計根拠や機器の詳細な情報提供とともにプラント状況に応じた事故収束手段、復旧対策の早急な検討・技術支援を実施。</p> <p>② 傳原子力安全システム研究所(以下、INSSという。)による支援</p> <p>原子力防災体制が発令された場合に実施する事象進展予測に係る協力が得られるよう、INSSとの間で支援体制を整備している。</p> <p>a. 支援体制</p> <p>原子力防災体制を発令した場合における連絡責任者を定め、協力要員の派遣、資機材の貸与等必要な支援が得られる体制としている。</p> <p>b. 役割</p> <p>以下に係る協力活動を実施する。</p> <p>(a) 放射性物質の放出の見通しに関する事項</p>	<p>(1) プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収束活動を円滑に実施するため、プラントの状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるよう、プラントメーカー(東芝エネルギーシステムズ株式会社、日立GEニュークリア・エナジー株式会社)との間で支援体制を整備するとともに、平常時から必要な連絡体制を整備している。</p> <p>また、事故対応が長期に及んだ場合においても交替要員等の継続的に支援を得られる体制としている。本支援に関するプラントメーカーとの合意文書を別紙1に示す。</p> <p>a. 支援体制</p> <p>(平時体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の技術支援のため、本店とプラントメーカー社員と平時より連絡体制を構築。 <p>(緊急時体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条第1項又は第15条第1項に定める事象が発生した場合に技術支援を要請。 緊急時の状況評価及び復旧対策に関する助言、電気・機械・計装設備、その他の技術的情報を提供等により当社を支援。 中長期対応として、プラントメーカー本社等における1,200名規模の技術支援体制を構築。 技術支援については、本店対策本部のみならず、必要に応じて発電所対策本部でも実施可能。 	<p>① プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収束活動を円滑に実施するため、プラントの状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるよう、プラントメーカー(三菱重工業株式会社、三菱電機株式会社)との間で支援体制を整備するとともに、平常時から必要な連絡体制を整備している。</p> <p>また、事故対応が長期に及んだ場合においても交替要員等の継続的に支援を得られる体制としている。</p> <p>a. 支援体制</p> <p>(平時体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の技術支援のため、本店とプラントメーカー社員と平時より連絡体制を構築。 <p>(緊急時体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条第1項又は第15条第1項に定める事象が発生した場合に技術支援を要請。 緊急時の状況評価及び復旧対策に関する助言、電気・機械・計装設備、その他の技術的情報を提供等により当社を支援。 中長期対応として、プラントメーカー本社等における400～500名規模の技術支援体制を構築。 技術支援については、本店対策本部のみならず、必要に応じて発電所対策本部でも実施可能。 	<p>プラントメーカーの相違</p> <p>用語の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は用語とした。(以降、相違理由を省略) <p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、プラントメーカーとの合意文書について記載しない事とした。(大飯、島根と同様) <p>支援人数の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 事態の今後の見通しに関する事項</p> <p>(c) その他事象進展予測を実施する上で必要な事項</p> <p>具体的には、当社との協定に基づき、美浜町の原子力事業本部に設置される本店対策本部へ技術者2名程度を派遣する。これらの技術者は、MAAPコードをベースとする事象進展予測ツール、発電所構内の線量率を評価する解析ツール等を用いて、本店対策本部(原子力事業本部)に安全支援係を通じて事象進展予測、放射線影響予測等の評価結果の情報を提供する。</p> <p>なお、INSは、当社の原子力総合防災訓練に毎年参加し、訓練での事故シナリオについて事象進展予測と線量評価を実際にを行い、連携強化を図っている。原子力事業本部は、発電所、本店(中之島)等と接続されるTV会議等のなかでこれらの情報を適宜提供する。</p> <p>③ 協力会社による支援</p> <p>協力会社とは、原子力災害発生時において、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう支援体制を整備している。当社が実施する事象收拾活動を円滑に実施するため、平常時より必要な連絡体制を整備している。</p> <p>協力会社の支援体制については、高線量下においても支援を要請できる体制を整えている。なお、協力会社の支援については、要員の人命及び身体の安全を最優先にした放射線管理を行う。</p> <p>また、事故発生後6日間以降の事故収束対応に対する支援に関しては、事故対応が長期に及んだ場合においても交代要員等の継続的な派遣を得られる体制とする。</p>	<p>(2) 協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収束活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう、協力会社と支援内容に関する覚書等を締結し、支援体制を整備するとともに、平常時より必要な連絡体制を整備する。</p> <p>協力会社の支援については、重大事故等時においても支援を要請できる体制とし、協力会社要員の人命及び身体の安全を最優先にした放射線管理を行う。</p> <p>また、事故対応が中長期に及んだ場合においても交替要員等の継続的な派遣を得られる体制とする。本支援に関する協力会社との合意文書を別紙1に示す。</p> <p>a. 放射線測定、管理業務等の支援体制</p> <p>重大事故等時における放射線測定、管理業務の実施について、協力会社と合意文書を締結している。</p> <p>b. 緊急時に係る設備の修理・復旧等の支援体制</p> <p>重大事故等時における、以下に示す設備の修理・復旧等の作業に関する支援協力について協力会社と合意文書を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等による原子力災害等の事象発生防止及び発生後の応急復旧対応支援 ・資機材輸送対応 ・放射線測定及び管理対応 ・環境モニタリング対応 ・化学分析対応 ・放射線計測器類保守対応 ・アクセス道路における除雪 ・アクセス道路におけるがれき、土砂等の撤去 ・アクセス道路における損壊箇所の応急復旧措置 ・給水設備の復旧 ・所内用水の補給 	<p>② 協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収束活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう、協力会社と支援内容に関する覚書等を締結し、支援体制を整備するとともに、平常時より必要な連絡体制を整備する。</p> <p>協力会社の支援については、重大事故等時においても支援を要請できる体制とし、協力会社要員の人命及び身体の安全を最優先にした放射線管理を行う。</p> <p>また、事故対応が中長期に及んだ場合においても交代要員等の継続的な派遣を得られる体制とする。</p> <p>a. 放射線測定、管理業務等の支援体制</p> <p>重大事故等時における放射線測定、管理業務の実施について、協力会社と合意文書を締結している。</p> <p>b. 緊急時に係る設備の修理・復旧等の支援体制</p> <p>重大事故等時における、以下に示す設備の修理・復旧等の作業に関する支援協力について協力会社と合意文書を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等による原子力災害等の事象発生防止及び発生後の応急復旧対応支援 ・資機材輸送対応 ・放射線測定及び管理対応 ・環境モニタリング対応 ・化学分析対応 ・放射線計測器類保守対応 ・アクセス道路における除雪 ・アクセス道路におけるがれき、土砂等の撤去 ・アクセス道路における損壊箇所の応急復旧措置 ・給水設備の復旧 ・所内用水の補給 	<p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、協力会社との合意文書について記載しないとした。(大飯、島根と同様) <p>記載表現の相違</p>

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>ヘリコプターによる空輸を実施する場合は、高松空港（香川県高松市）に常駐のヘリコプターを優先して使用し、松山臨時ヘリポート（愛媛県松山市の当社所有敷地）と伊方発電所構内臨時ヘリポート間を往復する。</p> <p>(2) 原子力事業者による支援</p> <p>上記の協力会社やメーカ等からの支援のほか、「原子力事業者間協力協定」に基づき、他の原子力事業者による発電所周辺地域の環境放射線モニタリング及び汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣や資機材の貸与等の支援を受けることができる。</p>	<p>c. 資機材及び要員輸送に係る支援体制</p> <p>女川原子力発電所で重大事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合の陸路による資機材の輸送、空路による資機材及び要員の輸送について、それぞれ協力会社から支援協力が可能な体制を整備する。資機材の輸送に当たっては、陸路による輸送を基本とするが、女川原子力発電所又は重大事故等時に設置される支援拠点へのアクセス道路の寸断等により陸路での資機材、要員の輸送が困難な場合には、空路での輸送も実施する。</p> <p>なお、ヘリコプターによる空輸を実施する場合には、仙台空港（宮城県岩沼市）に常駐のヘリコプターを優先して使用し、発電所構内のヘリポート間を往復する。</p> <p>発電所近隣のヘリポートとしては、災害時の飛行場外離着陸場として石巻市内の1か所について、発電所構内のヘリポートとともに協力会社から東京航空局へ飛行場外離着陸許可申請書を提出し、許可を得ている。</p> <p>d. 燃料調達に係る支援体制</p> <p>女川原子力発電所に重大事故等が発生した場合又は発生のおそれがある場合における燃料調達手段として、当社と取引のある燃料供給会社の油槽所等から燃料調達が可能な体制を整備する。</p> <p>また、女川原子力発電所の備蓄を強化しており、今後、調達を強化していく。</p> <p>e. 消火、注水活動に係る支援体制</p> <p>女川原子力発電所の構内（建物内含む。）で火災が発生した場合の消火、発電用原子炉や使用済燃料プール注水活動、復水貯蔵タンク等への水補給に関する活動の支援について協力会社と契約を締結する。</p> <p>なお、消防活動としては平時から、女川原子力発電所内で訓練を実施するとともに、24時間交替勤務体制が取られているため、迅速な初動活動が可能である。</p> <p>3. 原子力事業者による支援</p> <p>上記のプラントメーカや協力会社等からの支援のほか、原子力事業者で「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結し、他の原子力事業者による支援を受けられる体制を整備している。</p> <p>「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容は以下のとおり。</p> <p>(目的)</p> <p>国内原子力事業所（事業所外運搬を含む。）において、原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の</p>	<p>c. 資機材及び要員輸送に係る支援体制</p> <p>泊発電所で重大事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合の陸路による資機材の輸送、空路による資機材及び要員の輸送について、それぞれ協力会社から支援協力が可能な体制を整備する。資機材の輸送に当たっては、陸路による輸送を基本とするが、泊発電所又は重大事故等時に設置される支援拠点へのアクセス道路の寸断等により陸路での資機材、要員の輸送が困難な場合には、空路での輸送も実施する。</p> <p>なお、ヘリコプターによる空輸を実施する場合には、丘珠空港（札幌市）に常駐のヘリコプターを優先して使用し、発電所構内のヘリポートと発電所近隣のヘリポート間を往復する。</p> <p>発電所近隣のヘリポートとしては、災害時の飛行場外離着陸場として共和町宮丘地区の1箇所について、発電所構内のヘリポートとともに協力会社から東京航空局へ飛行場外離着陸許可申請書を提出し、許可を得ている。</p> <p>d. 燃料調達に係る支援体制</p> <p>泊発電所に重大事故等が発生した場合又は発生のおそれがある場合における燃料調達手段として、当社と取引のある燃料供給会社の油槽所等から燃料調達が可能な体制を整備する。</p> <p>また、泊発電所の備蓄を強化しており、今後、調達を強化していく。</p> <p>e. 消火、注水活動に係る支援体制</p> <p>泊発電所の構内（建屋内含む。）で火災が発生した場合の消防活動、発電用原子炉や原子炉格納容器、使用済燃料ビット注水活動、タンク等への水補給に関する活動の支援について協力会社と契約を締結する。</p> <p>なお、消防活動としては平時から、泊発電所内で訓練を実施するとともに、24時間交代勤務体制が取られているため、迅速な初動活動が可能である。</p> <p>(2) 原子力事業者による支援</p> <p>上記のプラントメーカや協力会社等からの支援のほか、原子力事業者で「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結し、他の原子力事業者による支援を受けられる体制を整備している。</p> <p>「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容は以下のとおり。</p> <p>(目的)</p> <p>国内原子力事業所（事業所外運搬を含む。）において、原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の</p>	<p>名称の相違 記載内容の相違 ・ヘリポート位置の相違(伊方同様) 名称の相違 記載表現の相違 (以降、相違理由を省略)</p> <p>名称の相違</p>

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大飯発電所3／4号炉	<p>派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努める。</p> <p>(情報連絡) ・各社の原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生した場合、速やかにその情報を他の原子力事業者に連絡する。</p> <p>(協力要請) ・原災法第10条に基づく通報を実施した場合、直ちに他の協定事業者に協力要員の派遣及び資機材の貸与に係る協力要請を行う。</p> <p>(協力の内容) 協力事業者は、発災事業者からの協力要請に基づき、原子力事業所災害対策が的確かつ円滑に行われるようするため、以下の措置を講ずる。 ・環境放射線モニタリングに関する協力要員の派遣 ・周辺地域の汚染検査及び汚染除去に関する協力要員の派遣 ・第6表に示す資機材の貸与他</p> <p>(支援本部の活動) ・幹事事業者 発災事業所の場所ごとに、あらかじめ支援本部幹事事業者、支援本部副幹事事業者を設定している（当社女川原子力発電所が発災した場合は、それぞれ東京電力ホールディングス株式会社、日本原燃株式会社としている。）。 幹事事業者は副幹事事業者と協力し、協力要員及び貸与された資機材の受入れと協力に係る業務の基地となる原子力事業所支援本部（以下「支援本部」という。）を設置し、運営する。なお、幹事事業者が被災する等、業務の遂行が困難な場合は、副幹事事業者が幹事事業者の任にあたり、幹事事業者以外の事業者の中から副幹事事業者を選出することとしている。また、支援期間が長期化する場合は、幹事事業者、副幹事事業者を交替することができる。 ・支援本部の設置について 当社は、あらかじめ支援本部候補地を3箇所程度設定している。発災事業者は、協力を要請する際に、候補地の中から支援本部の設置場所を決定し伝える。 支援本部設置後は、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に設置される原子力災害合同対策協議会と連携を取りながら、発災事業者との協議の上、各協力事業者に対して具体的な業務の依頼を実施する。</p>	<p>派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努める。</p> <p>(情報連絡) ・各社の原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生した場合、速やかにその情報を他の原子力事業者に連絡する。</p> <p>(協力要請) ・原災法第10条に基づく通報を実施した場合、直ちに他の協定事業者に協力要員の派遣及び資機材の貸与に係る協力要請を行う。</p> <p>(協力の内容) 協力事業者は、発災事業者からの協力要請に基づき、原子力事業所災害対策が的確かつ円滑に行われるようするため、以下の措置を講ずる。 ・環境放射線モニタリングに関する協力要員の派遣 ・周辺地域の汚染検査及び汚染除去に関する協力要員の派遣 ・表6に示す資機材の貸与他</p> <p>(支援本部の活動) ・幹事事業者 発災事業所の場所ごとに、あらかじめ支援本部幹事事業者、支援本部副幹事事業者を設定している（当社泊発電所が発災した場合は、それぞれ日本原燃株式会社、電源開発株式会社としている。）。 幹事事業者は副幹事事業者と協力し、協力要員及び貸与された資機材の受入れと協力に係る業務の基地となる原子力事業所支援本部（以下「支援本部」という。）を設置し、運営する。なお、幹事事業者が被災する等、業務の遂行が困難な場合は、副幹事事業者が幹事事業者の任にあたり、幹事事業者以外の事業者の中から副幹事事業者を選出することとしている。また、支援期間が長期化する場合は、幹事事業者、副幹事事業者を交代することができる。 ・支援本部の設置について 当社は、あらかじめ支援本部候補地を3箇所程度設定している。発災事業者は、協力を要請する際に、候補地の中から支援本部の設置場所を決定し伝える。 支援本部設置後は、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に設置される原子力災害合同対策協議会と連携を取りながら、発災事業者との協議の上、各協力事業者に対して具体的な業務の依頼を実施する。</p>	名称の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) その他組織による支援</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故対応の教訓を踏まえ、万が一原子力災害が発生した場合に、多様かつ高度な災害対応を行うため、2013年1月に日本原子力発電(株)内組織として原子力緊急事態支援センターを設置している。さらに、支援組織の更なる強化を図るため、2016年3月には原子力緊急事態支援組織を設立し、整備が完了した資機材、施設から順次使用を開始している。全ての施設が完成し、本格運用を開始するのは2016年12月の予定である。</p> <p>なお、原子力緊急事態支援組織への支援要請については、原災法第10条に基づく通報を実施した場合、その情報を原子力緊急事態支援組織に連絡し、事態に応じて資機材の提供等の支援要請を行う。</p> <p>① 原子力緊急事態支援センター</p> <p>役割：原子力緊急事態支援組織の本格運用までの期間において、資機材の調達・管理・輸送や操作要員養成訓練の計画・実施を担う。</p> <p>要員：9名</p> <p>資機材：現場の偵察用ロボット4台、障害物の除去用ロボット1台除染用資機材1式(2016年3月末現在)</p> <p>② 原子力緊急事態支援組織</p> <p>役割：原子力緊急事態支援組織の本格運用開始以降、原子力災害発生時において、高放射線量下での作業員の被ばくを可能な限り低減するため、遠隔操作可能なロボット等の資機材を集中的に管理・運用し、高度な災害対応を実施することにより、事故が発生した事業者の収束活動を支援する。</p> <p>要員：21名</p> <p>資機材：遠隔操作資機材(小型・中型ロボット、小型・大型無線重機、無線ヘリ)、現地活動用資機材(放射線防護用資機材、除染用資機材等)、搬送用車両</p>	<p>4. その他組織による支援</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応の教訓を踏まえ、重大事故等時に多様かつ高度な災害対応を行うため、平成25年1月に日本原子力発電株式会社内の組織として「原子力緊急事態支援センター」を原子力事業者共同で設置した。</p> <p>原子力緊急事態支援センターでは、平時から遠隔操作が可能なロボットの操作訓練等を実施しており、当社要員も参加しロボット操作技術等を習得させる等、原子力災害対策活動能力の向上を図っている。</p> <p>その後、更に原子力緊急事態支援センターの強化を図るために、当社を含む原子力事業者と日本原子力発電株式会社との間で「原子力緊急事態支援組織の運営に関する基本協定」を締結し、平成28年3月に「原子力緊急事態支援組織」が設立された。なお、平成28年12月には活動拠点を福井県美浜町の「美浜原子力緊急事態支援センター」に移し、本格運用が開始されている(「原子力緊急事態支援センター」は廃止)。</p> <p>原子力緊急事態支援組織の支援に関する事項は以下のとおり。</p> <p>(支援要請)</p> <p>発災事業者は、原災法第10条に基づく通報後、速やかにその情報を原子力緊急事態支援組織に連絡するとともに、事態に応じて資機材の提供などの支援要請を行う。</p> <p>(美浜原子力緊急事態支援センターによる支援の内容)</p> <p>美浜原子力緊急事態支援センターは、発災事業者からの支援要請に基づき、美浜原子力緊急事態支援センター要員の安全が確保される範囲において以下の業務を実施することで、発災事業者の事故収束活動を積極的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美浜原子力緊急事態支援センターから支援拠点までの、美浜原子力緊急事態支援センター要員の派遣や資機材の搬送。 ・支援拠点から発災事業所の災害現場までの資機材の搬送。 ・発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動。 ・発災事業者の災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動。 ・支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動。 <p>美浜原子力緊急事態支援センターの支援体制は以下のとおり。</p>	<p>(3) その他組織による支援</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応の教訓を踏まえ、重大事故等時に多様かつ高度な災害対応を行うため、2013年1月に日本原子力発電株式会社内の組織として「原子力緊急事態支援センター」を原子力事業者共同で設置した。</p> <p>原子力緊急事態支援センターでは、平時から遠隔操作が可能なロボットの操作訓練等を実施しており、当社要員も参加しロボット操作技術等を習得させる等、原子力災害対策活動能力の向上を図っている。</p> <p>その後、さらに、原子力緊急事態支援センターの強化を図るために、当社を含む原子力事業者と日本原子力発電株式会社との間で「原子力緊急事態支援組織の運営に関する基本協定」を締結し、2016年3月に「原子力緊急事態支援組織」が設立された。なお、2016年12月には活動拠点を福井県美浜町の「美浜原子力緊急事態支援センター」に移し、本格運用が開始されている(「原子力緊急事態支援センター」は廃止)。</p> <p>原子力緊急事態支援組織の支援に関する事項は以下のとおり。</p> <p>a. 支援要請</p> <p>発災事業者は、原災法第10条に基づく通報後、速やかにその情報を原子力緊急事態支援組織に連絡するとともに、事態に応じて資機材の提供などの支援要請を行う。</p> <p>b. 美浜原子力緊急事態支援センターによる支援の内容</p> <p>美浜原子力緊急事態支援センターは、発災事業者からの支援要請に基づき、美浜原子力緊急事態支援センター要員の安全が確保される範囲において以下の業務を実施することで、発災事業者の事故収束活動を積極的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 美浜原子力緊急事態支援センターから支援拠点までの、美浜原子力緊急事態支援センター要員の派遣や資機材の搬送。 (b) 支援拠点から発災事業所の災害現場までの資機材を搬送。 (c) 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動。 (d) 発災事業者の災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動。 (e) 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動。 <p>美浜原子力緊急事態支援センターの支援体制は以下のとおり。</p>	<p>記載表現の相違 (以降、相違理由を省略)</p> <p>記載表現の相違</p>

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>支援内容:a. 事故時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害発生時、事故が発生した事業者からの出動要請を受け、要員・資機材を拠点施設から迅速に搬送する。 ・事故が発生した事業者と協働し、遠隔操作可能なロボット等を用いて現場状況の偵察、空間線量率の測定、ガレキなど屋外障害物の除去によるアクセスルートの確保、屋内障害物の除去や機材運搬等を行う。 <p>b. 平常時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の連絡体制(24時間体制)を確保し、出動計画を整備する。 ・支援組織の要員の技能向上を図り、また原子力事業者各社の対応要員の計画的な育成に係る訓練を実施する。 ・必要な資機材の調達・維持管理に努める。 	<p>(事故時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害発生時、事故が発生した事業者からの出動要請を受け、要員・資機材を拠点施設から迅速に搬送する。 ・事故が発生した事業者の指揮の下、協働で遠隔操作可能なロボット等を用いて現場状況の偵察、空間線量率の測定、ガレキ等屋外障害物の除去によるアクセスルートの確保、屋内障害物の除去や機材運搬等を行う。 <p>(平常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の連絡体制(24時間体制)を確保し、出動計画を整備する。 ・ロボット等の操作訓練や必要な資機材の調達・維持管理及び訓練等で得られたノウハウや経験に基づく改良を行う。 <p>(要員)</p> <p>21名</p> <p>(資機材)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔操作資機材（小型・中型ロボット、小型・大型無線重機、無線小型ヘリコプター） ・現地活動用資機材（放射線防護用資機材、放射線管理・除染用資機材、作業用資機材、一般資機材） ・搬送用車両（ワゴン車、大型トラック（重機搬送車用）、中型トラック） 	<p>c. 事故時</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 原子力災害発生時、事故が発生した事業者からの出動要請を受け、要員・資機材を拠点施設から迅速に搬送する。 (b) 事故が発生した事業者の指揮の下、協働で遠隔操作可能なロボット等を用いて現場状況の偵察、空間線量率の測定、ガレキ等屋外障害物の除去によるアクセスルートの確保、屋内障害物の除去や機材運搬等を行う。 <p>d. 平常時</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 緊急時の連絡体制(24時間体制)を確保し、出動計画を整備する。 (b) ロボット等の操作訓練や必要な資機材の調達・維持管理及び訓練等で得られたノウハウや経験に基づく改良を行う。 <p>e. 要員</p> <p>21名</p> <p>f. 資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 遠隔操作資機材（小型・中型ロボット、小型・大型無線重機、無線小型ヘリコプター） (b) 現地活動用資機材（放射線防護用資機材、放射線管理・除染用資機材、作業用資機材、一般資機材） (c) 搬送用車両（ワゴン車、大型トラック（重機搬送）、中型トラック） 	名称の相違

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大飯発電所3／4号炉	<p>5. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点としてJヴィレッジを活用したことを踏まえ、女川原子力発電所においても同様な機能を配置する候補地点をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定に当たっては、重大事故等時における風向、放射性物質の拡散範囲等を考慮し、女川原子力発電所からの方位、距離（約30km圏内外）が異なる地点を複数選定する。</p> <p>別紙2の第1図に、支援拠点の候補地を記した地図を示す。女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画においては、石巻ヘリポート（宮城県石巻市）、当社本店ビル（宮城県仙台市）、女川地域総合事務所（宮城県女川町）、女川地域総合事務所跡地（宮城県女川町）を支援拠点として定めている。</p> <p>第2図に防災組織全体図を、第3図に支援拠点の体制図を示す。</p> <p>原災法第10条に基づく通報の判断基準に該当する事象が発生した場合、社長は、原子力事業所災害対策の実施を支援するための発電所周辺の拠点として支援拠点の設置を指示する。</p> <p>支援拠点の責任者は、原子力災害の進展状況等を踏まえながら支援活動の準備を実施する。支援拠点の設置場所及び活動場所を、放射性物質が放出された場合の影響、周囲の道路状況等を踏まえた上で決定し、発電所、本店や関係機関と連携をして、発電所における災害対策活動の支援を実施する。</p> <p>また、支援拠点で使用する主な原子力関連資機材は本店等にて確保しており、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備している（第7表）。</p> <p>なお、資機材の消耗品については、初動7日間の対応を可能とする量であり、8日目以降は、原子力事業者間協力協定に基づく支援物資、外部からの購入品等で対応する計画としている。</p>	<p>3. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点としてJヴィレッジを活用したことを踏まえ、泊発電所においても同様な機能を配置する候補地点をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定に当たっては、重大事故等時における風向、放射性物質の拡散範囲等を考慮し、泊発電所からの方位、距離（約30km圏内外）が異なる地点を複数選定する。</p> <p>別紙1の図1に、支援拠点の候補地を記した地図を示す。泊発電所原子力事業者防災業務計画においては、北海道電力ネットワーク株式会社俱知安ネットワークセンター（北海道俱知安町）、北海道電力ネットワーク株式会社俱知安無線局（北海道俱知安町）、北海道電力ネットワーク株式会社所有地（旧変電所用地）（北海道俱知安町）、北海電気工事株式会社小樽支店（北海道小樽市）、北海道電力ネットワーク株式会社余市ネットワークセンター（北海道余市町）、社有地（旧資材置場）（北海道余市町）を支援拠点として定めている。</p> <p>図2に防災組織全体図を、図3に支援拠点の体制図を示す。</p> <p>原災法第10条に基づく通報の判断基準に該当する事象が発生した場合、社長は、原子力事業所災害対策の実施を支援するための発電所周辺の拠点として支援拠点の設置を指示する。</p> <p>原子力班長（原子力部長）は、原子力災害の進展状況等を踏まえながら支援活動の準備を実施する。支援拠点の設置場所及び活動場所を放射性物質が放出された場合の影響、周囲の道路状況等を踏まえた上で決定し、発電所、本店や関係機関と連携をして、発電所における災害対策活動の支援を実施する。</p> <p>また、支援拠点で使用する主な原子力関連資機材は本店及び保管庫にて確保しており、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備している。（表7）</p> <p>なお、資機材の消耗品については、初動7日間の対応を可能とする量であり、8日目以降は、原子力事業者間協力協定に基づく支援物資、外部からの購入品等で対応する計画としている。</p>	<p>支援拠点名称の相違</p> <p>名称の相違</p> <p>保管場所の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.4 外部からの支援について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																				
【比較のため、比較表P1.0.4-19より再掲】																																																																																																										
機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機																																																																																																					
3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1																																																																																																					
4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2																																																																																																					
図1 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間の残量) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種別</th> <th>号機</th> <th>事象発生直後～事象発生後7日間</th> <th>事象発生直後～事象発生後7日間</th> <th>合計</th> <th>料定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3号機 電油</td> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)</td> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)</td> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)</td> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)</td> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)</td> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)</td> </tr> <tr> <td>※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)</td> <td>※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)</td> <td>※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)</td> <td>※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)</td> <td>※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)</td> <td>※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)</td> <td></td></tr> <tr> <td colspan="7"> 図2 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。 </td></tr> <tr> <td>機種別 号機</td><td>機種別 号機</td><td>機種別 号機</td><td>機種別 号機</td><td>機種別 号機</td><td>機種別 号機</td><td></td></tr> <tr> <td>3号機 電油 ※1</td><td>3号機 電油 ※1</td><td>3号機 電油 ※1</td><td>3号機 電油 ※1</td><td>3号機 電油 ※1</td><td>3号機 電油 ※1</td><td></td></tr> <tr> <td>4号機 電油 ※2</td><td>4号機 電油 ※2</td><td>4号機 電油 ※2</td><td>4号機 電油 ※2</td><td>4号機 電油 ※2</td><td>4号機 電油 ※2</td><td></td></tr> <tr> <td> 図3 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種別</th> <th>号機</th> <th>事象発生直後～事象発生後7日間 (=168h)</th> <th>合計</th> <th>料定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3号機 電油 ※1</td> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)</td> <td>3号機ポンプ起動 燃費約9.5kh×161.7h=約1,572h</td> <td>3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> <td>3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> </tr> <tr> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)</td> <td>3号機ポンプ起動 燃費約8.5kh×161.7h=約1,472h</td> <td>3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> <td>3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号機 電油 ※2</td> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)</td> <td>4号機ポンプ起動 燃費約6.4kh×161.7h=約1,072h</td> <td>4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> <td>4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> </tr> <tr> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)</td> <td>4号機ポンプ起動 燃費約8.5kh×161.7h=約1,372h</td> <td>4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> <td>4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ※1 事故収束に必要なディーゼル発電機ではないが、保守的に起動を想定し評価 </td><td colspan="2"> ※2 外部電源喪失により自動起動し、緊急用電気品温器(400W)への給電を行う。重大事故等対策に必要な機器への電源供給は非常用ディーゼル発電機により行われているため、常設代替交流電源設備は停止可能であるが、燃料計面上、保守的に事象発生24時間は運転継続するものと想定。 </td><td colspan="2"> ※3 事故収束に必要なディーゼル発電機等の運動継続に必要な軽油(約735kL)、大容量送水ポンプ(タイプ1)及び常設代替交流電源設備の運動継続に必要な軽油(約90L)に対して軽油タンク(約765kL)及びガスタービン発電設備軽油タンク(約300L)(合計約1,065L)の軽油が使用可能。電源車(常設代替交流電源)の運動継続に必要な軽油(約110L)に対して常設代替軽油タンク(約18L)の軽油が使用可能であり、7日間対応可能。 </td><td></td></tr> </tbody> </table> </td><td colspan="2"> 第1表 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間の対応) </td><td colspan="2"> 第2表 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間) </td><td colspan="2"> 第3表 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間) </td></tr> <tr> <td>機種別 号機</td><td>機種別 号機</td><td>機種別 号機</td><td>機種別 号機</td><td>機種別 号機</td><td>機種別 号機</td><td></td></tr> <tr> <td>3号機 電油 ※1</td><td>3号機 電油 ※1</td><td>3号機 電油 ※1</td><td>3号機 電油 ※1</td><td>3号機 電油 ※1</td><td>3号機 電油 ※1</td><td></td></tr> <tr> <td>4号機 電油 ※2</td><td>4号機 電油 ※2</td><td>4号機 電油 ※2</td><td>4号機 電油 ※2</td><td>4号機 電油 ※2</td><td>4号機 電油 ※2</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機種別	号機	事象発生直後～事象発生後7日間	事象発生直後～事象発生後7日間	合計	料定	3号機 電油	事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)	事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)	事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)	事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)	事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)	事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)	※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)		図2 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。							機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機		3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1		4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2		図3 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種別</th> <th>号機</th> <th>事象発生直後～事象発生後7日間 (=168h)</th> <th>合計</th> <th>料定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3号機 電油 ※1</td> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)</td> <td>3号機ポンプ起動 燃費約9.5kh×161.7h=約1,572h</td> <td>3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> <td>3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> </tr> <tr> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)</td> <td>3号機ポンプ起動 燃費約8.5kh×161.7h=約1,472h</td> <td>3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> <td>3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号機 電油 ※2</td> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)</td> <td>4号機ポンプ起動 燃費約6.4kh×161.7h=約1,072h</td> <td>4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> <td>4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> </tr> <tr> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)</td> <td>4号機ポンプ起動 燃費約8.5kh×161.7h=約1,372h</td> <td>4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> <td>4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ※1 事故収束に必要なディーゼル発電機ではないが、保守的に起動を想定し評価 </td><td colspan="2"> ※2 外部電源喪失により自動起動し、緊急用電気品温器(400W)への給電を行う。重大事故等対策に必要な機器への電源供給は非常用ディーゼル発電機により行われているため、常設代替交流電源設備は停止可能であるが、燃料計面上、保守的に事象発生24時間は運転継続するものと想定。 </td><td colspan="2"> ※3 事故収束に必要なディーゼル発電機等の運動継続に必要な軽油(約735kL)、大容量送水ポンプ(タイプ1)及び常設代替交流電源設備の運動継続に必要な軽油(約90L)に対して軽油タンク(約765kL)及びガスタービン発電設備軽油タンク(約300L)(合計約1,065L)の軽油が使用可能。電源車(常設代替交流電源)の運動継続に必要な軽油(約110L)に対して常設代替軽油タンク(約18L)の軽油が使用可能であり、7日間対応可能。 </td><td></td></tr> </tbody> </table>	機種別	号機	事象発生直後～事象発生後7日間 (=168h)	合計	料定	3号機 電油 ※1	事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)	3号機ポンプ起動 燃費約9.5kh×161.7h=約1,572h	3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)	3号機ポンプ起動 燃費約8.5kh×161.7h=約1,472h	3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	4号機 電油 ※2	事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)	4号機ポンプ起動 燃費約6.4kh×161.7h=約1,072h	4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)	4号機ポンプ起動 燃費約8.5kh×161.7h=約1,372h	4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	※1 事故収束に必要なディーゼル発電機ではないが、保守的に起動を想定し評価		※2 外部電源喪失により自動起動し、緊急用電気品温器(400W)への給電を行う。重大事故等対策に必要な機器への電源供給は非常用ディーゼル発電機により行われているため、常設代替交流電源設備は停止可能であるが、燃料計面上、保守的に事象発生24時間は運転継続するものと想定。		※3 事故収束に必要なディーゼル発電機等の運動継続に必要な軽油(約735kL)、大容量送水ポンプ(タイプ1)及び常設代替交流電源設備の運動継続に必要な軽油(約90L)に対して軽油タンク(約765kL)及びガスタービン発電設備軽油タンク(約300L)(合計約1,065L)の軽油が使用可能。電源車(常設代替交流電源)の運動継続に必要な軽油(約110L)に対して常設代替軽油タンク(約18L)の軽油が使用可能であり、7日間対応可能。 			第1表 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間の対応)		第2表 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間)		第3表 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間)		機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機		3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1		4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2						
機種別	号機	事象発生直後～事象発生後7日間	事象発生直後～事象発生後7日間	合計	料定																																																																																																					
3号機 電油	事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)	事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)	事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)	事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)	事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)	事象発生直後～事象発生後7日間 (事象発生後自动生成) 起動 電源車、緊急時対策用所用) 起動 (保 守的) に事象発生後～事象発生後 7日間 (A-DG : 純費約1,770kh×168h=約297,360h B-DG : 燃費約1,770kh×168h=約297,360h =約3,041h)																																																																																																				
	※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)	※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)	※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)	※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)	※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)	※1 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)																																																																																																				
図2 重要事象シーケンスのうち、その対応において当社の消費量を記載。																																																																																																										
機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機																																																																																																					
3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1																																																																																																					
4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2																																																																																																					
図3 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種別</th> <th>号機</th> <th>事象発生直後～事象発生後7日間 (=168h)</th> <th>合計</th> <th>料定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3号機 電油 ※1</td> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)</td> <td>3号機ポンプ起動 燃費約9.5kh×161.7h=約1,572h</td> <td>3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> <td>3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> </tr> <tr> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)</td> <td>3号機ポンプ起動 燃費約8.5kh×161.7h=約1,472h</td> <td>3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> <td>3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号機 電油 ※2</td> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)</td> <td>4号機ポンプ起動 燃費約6.4kh×161.7h=約1,072h</td> <td>4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> <td>4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> </tr> <tr> <td>事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)</td> <td>4号機ポンプ起動 燃費約8.5kh×161.7h=約1,372h</td> <td>4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> <td>4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ※1 事故収束に必要なディーゼル発電機ではないが、保守的に起動を想定し評価 </td><td colspan="2"> ※2 外部電源喪失により自動起動し、緊急用電気品温器(400W)への給電を行う。重大事故等対策に必要な機器への電源供給は非常用ディーゼル発電機により行われているため、常設代替交流電源設備は停止可能であるが、燃料計面上、保守的に事象発生24時間は運転継続するものと想定。 </td><td colspan="2"> ※3 事故収束に必要なディーゼル発電機等の運動継続に必要な軽油(約735kL)、大容量送水ポンプ(タイプ1)及び常設代替交流電源設備の運動継続に必要な軽油(約90L)に対して軽油タンク(約765kL)及びガスタービン発電設備軽油タンク(約300L)(合計約1,065L)の軽油が使用可能。電源車(常設代替交流電源)の運動継続に必要な軽油(約110L)に対して常設代替軽油タンク(約18L)の軽油が使用可能であり、7日間対応可能。 </td><td></td></tr> </tbody> </table>	機種別	号機	事象発生直後～事象発生後7日間 (=168h)	合計	料定	3号機 電油 ※1	事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)	3号機ポンプ起動 燃費約9.5kh×161.7h=約1,572h	3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)	3号機ポンプ起動 燃費約8.5kh×161.7h=約1,472h	3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	4号機 電油 ※2	事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)	4号機ポンプ起動 燃費約6.4kh×161.7h=約1,072h	4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)	4号機ポンプ起動 燃費約8.5kh×161.7h=約1,372h	4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	※1 事故収束に必要なディーゼル発電機ではないが、保守的に起動を想定し評価		※2 外部電源喪失により自動起動し、緊急用電気品温器(400W)への給電を行う。重大事故等対策に必要な機器への電源供給は非常用ディーゼル発電機により行われているため、常設代替交流電源設備は停止可能であるが、燃料計面上、保守的に事象発生24時間は運転継続するものと想定。		※3 事故収束に必要なディーゼル発電機等の運動継続に必要な軽油(約735kL)、大容量送水ポンプ(タイプ1)及び常設代替交流電源設備の運動継続に必要な軽油(約90L)に対して軽油タンク(約765kL)及びガスタービン発電設備軽油タンク(約300L)(合計約1,065L)の軽油が使用可能。電源車(常設代替交流電源)の運動継続に必要な軽油(約110L)に対して常設代替軽油タンク(約18L)の軽油が使用可能であり、7日間対応可能。 			第1表 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間の対応)		第2表 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間)		第3表 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間)																																																																							
機種別	号機	事象発生直後～事象発生後7日間 (=168h)	合計	料定																																																																																																						
3号機 電油 ※1	事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)	3号機ポンプ起動 燃費約9.5kh×161.7h=約1,572h	3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h																																																																																																						
	事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)	3号機ポンプ起動 燃費約8.5kh×161.7h=約1,472h	3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	3号機 起動DG (3号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h																																																																																																						
4号機 電油 ※2	事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)	4号機ポンプ起動 燃費約6.4kh×161.7h=約1,072h	4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h																																																																																																						
	事象発生直後～事象発生後7日間 (=161.7h)	4号機ポンプ起動 燃費約8.5kh×161.7h=約1,372h	4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h	4号機 起動DG (4号専用1台) 燃費約1,000kh×1台×163h=約 63,900h																																																																																																						
※1 事故収束に必要なディーゼル発電機ではないが、保守的に起動を想定し評価		※2 外部電源喪失により自動起動し、緊急用電気品温器(400W)への給電を行う。重大事故等対策に必要な機器への電源供給は非常用ディーゼル発電機により行われているため、常設代替交流電源設備は停止可能であるが、燃料計面上、保守的に事象発生24時間は運転継続するものと想定。		※3 事故収束に必要なディーゼル発電機等の運動継続に必要な軽油(約735kL)、大容量送水ポンプ(タイプ1)及び常設代替交流電源設備の運動継続に必要な軽油(約90L)に対して軽油タンク(約765kL)及びガスタービン発電設備軽油タンク(約300L)(合計約1,065L)の軽油が使用可能。電源車(常設代替交流電源)の運動継続に必要な軽油(約110L)に対して常設代替軽油タンク(約18L)の軽油が使用可能であり、7日間対応可能。 																																																																																																						
機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機	機種別 号機																																																																																																					
3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1	3号機 電油 ※1																																																																																																					
4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2	4号機 電油 ※2																																																																																																					

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.4 外部からの支援について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉

表1 放射線管理用資機材及びエンジニア用資機材等(緊急時対策所)

○防護具

品名	保管数		
	緊急時対策所 指揮所 ^{*16}	緊急時対策所 待機場所 ^{*16}	構内保管 ^{*1}
汚染防護服(タイプック)	1,900着 ^{*2}	1,200着 ^{*9}	約6,000着
綿帽子	950個 ^{*3}	600個 ^{*10}	約6,000個
靴下	950足 ^{*3}	600足 ^{*10}	約6,000足
綿手袋	950双 ^{*3}	600双 ^{*10}	約29,000双
ゴム手袋	1,900双 ^{*4}	1,200双 ^{*11}	約27,000双
全面マスク	120個 ^{*5}	90個 ^{*12}	約1,600個
交換カートリッジ (2個/1組)	950組 ^{*6}	600組 ^{*13}	約3,000組
靴カバー	950足 ^{*3}	600足 ^{*10}	約6,000足
長靴	200足 ^{*7}	100足 ^{*13}	約300足
タンゲステンペスト	10着 ^{*8}	10着 ^{*8}	20着
可燃型空気浄化装置	2台 ^{*15}	2台 ^{*15}	約14台

*1: 平成27年6月現在の保有数(構内用)

*2: 指揮所要員65名×7日+余裕(2重化含む)

*3: 指揮所要員65名×7日+余裕

*4: 指揮所要員65名×2組+余裕

*5: 指揮所要員65名×1回(0.7~4回後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕

*6: 指揮所要員65名×7回(0.7~4回後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕

*7: 指揮所要員65名+余裕

*8: 指揮者1名+放射線管理1名+作業者3名×2班

*9: 待機場所要員41名×7日+余裕(2重化含む)

*10: 待機場所要員41名×7日+余裕

*11: 待機場所要員41名×7日×2組+余裕

*12: 待機場所要員41名+余裕

*13: 待機場所要員41名×7回(0.7~4回後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕

*14: 待機場所要員44名+余裕

*15: 予備1台含む

*16: 一部近傍施設倉庫に保管

【比較のため、比較表P1.0.4-17より再掲】

表4 防護具及びエンジニア用資機材等(中央制御室)

○防護具

品名	保管数	考え方
汚染防護服(タイプック)	46着(約6,000着)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕(2重化含む)
綿帽子	23個(約6,000個)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕
靴下	23足(約6,000足)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕
綿手袋	23双(約29,000双)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕
ゴム手袋	46双(約27,000双)	運転員等12名×2双×1回(初動対応) +余裕
アノラック	23着(約700着)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕
全面マスク	23個(約1,600個)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕
靴カバー	23足(約6,000足)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕
長靴	10足(約300足)	-
セルフエアセット	2台(約70台)	-
交換カートリッジ(2個/組)	23組(約3,000組)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕

注: 初動対応時に運転員は中央制御室保管の防護用資機材を使用。

() 内は構内保管数。1週間分の防護用資機材は構内保管分を使用。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

女川原子力発電所2号炉

第2表 放射線管理用資機材等

○防護具

品名	配備数 ^{*17} /保管場所		
タイプック	2,100着 ^{*1}	147着 ^{*7}	約20,000着
下着(上下セット)	2,100着 ^{*1}	147着 ^{*7}	約6,000着
帽子	2,100個 ^{*1}	147個 ^{*7}	約20,000個
靴下	2,100足 ^{*3}	147足 ^{*3}	約30,000足
綿手袋	2,100双 ^{*1}	147双 ^{*7}	約10,000双
ゴム手袋	4,200双 ^{*2}	294双 ^{*8}	約150,000双
全面マスク	900個 ^{*3}	12個 ^{*9}	約1,800個
電動ファン付きマスク	-	7個 ^{*10}	約300個
電動ファン付き全面マスクバッテリー	-	35個 ^{*11}	約300個
マスク用チャコールフィルタ(2個/セット)	2,100セット ^{*1}	117セット ^{*7}	約9,000セット
EV-Aスツーツ(上下セット)	1,050セット ^{*4}	74セット ^{*10}	約3,000セット
汚染区域用靴	10足 ^{*5}	8足 ^{*9}	約500足
自動式呼吸器	-	4セット ^{*10}	4セット
耐熱服	-	3セット ^{*10}	3セット
タンゲステンペスト	20巻 ^{*6}	4巻 ^{*10}	10巻

※1: 60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日

※2: 1名×2

※3: 60名(本部要員38名+余裕)×3日及び現場要員40名×6回/日×3日(跡地による再使用を考慮)

※4: 60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日)×50% (作業用海水水槽を考慮)

※5: 現場要員20名(ブルーム通過直後の現場要員)×2

※6: 現場要員20名(ブルーム通過直後の現場要員)

※7: 2号伊那鉄員7名×6日

※8: 2号伊那鉄員7名×1日

※9: 2号伊那鉄員7名×5回/日×1日

※10: 2号伊那鉄員7名×5回/日×7日×50%

※11: 2号伊那鉄員2名×2組×2重×2

※12: 伊那鉄員2名(本部長25名+事務局員2名+技術員2名を除く人)×1.1倍×7日

※13: 8名(本部長25名+事務局員2名+技術員2名)×1台

※14: 5%の10%分

※15: 8名(現場指揮車1名+放管班員1名+作業要員3名×2班)×2セット+余裕

※16: 31名×1.5倍

※17: 31名×1.5倍×2重

※18: 31名×2回分(中央制御室内での着用分)×1.5倍

※19: 8名(運転員6名+放管班員2名)

※20: 31名×2回分(中央制御室内での着用分)×1.5倍×2個

※21: 18名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員3名)

※22: 防護具が不足する場合は、構内より適宜調達することにより補充する

※23: 駐留所構内に保管又は配備している数量

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.4 外部からの支援について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由				
○計測器(被ばく管理・汚染管理)													
保管数													
品名		緊急時対策所指揮所	緊急時対策所待機場所	構内保管 ^{*1}									
個人線量計					約2,900台								
表面汚染密度測定用サーベイメータ					約50台								
ガンマ線測定用サーベイメータ					約60台								
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ					約15台								
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ					約4台								
※1:平成27年6月現在の保有数(構内用)													
※2:指揮所要員65名+余裕													
※3:チエンジングエリアにて使用													
※4:現場操作時に使用													
※5:緊急時対策所内にて使用													
※6:原子力助効建屋内にて使用													
※7:待機場所要員41名+余裕													
※8:予備1台を含む													
○計測器(被ばく管理、汚染管理)													
品名					配備台数 ^{*2} /保管場所								
個人線量計					200台 ^{*3}	出入管理室	11台 ^{*5}	中央制御室					
ガラスバッジ					200台 ^{*3}		14台 ^{*6}						
表面汚染密度測定用サーベイメータ					8台 ^{*2}		4台 ^{*6}						
ガンマ線測定用サーベイメータ					8台 ^{*2}		4台 ^{*6}						
可搬型エリアモニタ					4台 ^{*4}		緊急時対策所						
※1:60名×2箇所(指揮所、待機所)×11倍+余裕													
※2:チエンジングエリア用4台(汚染検査を行う放射線管理班員2名分+余裕)+緊急時対策建屋内及び屋外用4台(屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分+余裕)													
※3:チエンジングエリア用4台(屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分+余裕)+緊急時対策建屋内及び屋外用6台(屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分+余裕)													
※4:緊急時対策所内及び屋外用6台(屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分+余裕)+緊急時対策所内及屋外用6台(屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分+余裕)													
※5:31名×1.5倍													
※6:チエンジングエリア用1台(汚染検査を行う放管班員1名分)+中央制御室内用1台(中央制御室内の汚染検査用1台)+余裕													
※7:チエンジングエリア用1台(チエンジングエリア内のモニタリング用1台)+中央制御室内用1台(中央制御室内のモニタリング用1台)+余裕													
※8:予備含む(今後、訓練等で見直しを行う)													
※9:予備含む(今後、訓練等で見直しを行う)													
○食料等													
品名					配備数 ^{*5} /保管場所								
食料					2,100食 ^{*1}	中央制御室	147食 ^{*5}	中央制御室					
指揮所には1,680食 ^{*3} 、待機場所には1,260食 ^{*5} を配備							98本 ^{*6}						
水					1,470リットル ^{*2}		4,900瓶 ^{*3}						
指揮所には840リットル ^{*4} 、待機場所には630リットル ^{*6} を配備							30瓶 ^{*7}						
※1:(指揮所65名+待機場所41名)×3食×7日+余裕							800瓶 ^{*4}						
※2:(指揮所65名+待機場所41名)×3食×500ミリリットル×7日+余裕													
※3:指揮所65名×3食×7日+余裕													
※4:指揮所65名×3食×500ミリリットル×7日+余裕													
※5:待機場所41名×3食×7日+余裕													
※6:待機場所41名×3食×500ミリリットル×7日+余裕													
※7:チエンジングエリア用1台(モニタリング用1台)+中央制御室内用1台(モニタリング用1台)+余裕													
※8:予備含む(今後、訓練等で見直しを行う)													
※9:予備含む(今後、訓練等で見直しを行う)													
○食料等													
品名					配備数 ^{*6} /保管場所								
食料等					2,520食 ^{*1}	中央制御室	128食 ^{*4}	3号炉					
・食料					2,100食 ^{*1}		1,680食 ^{*2}						
・飲料水(1.5リットル)					1,400本 ^{*2}		2式						
簡易トイレ					4,900個 ^{*3}		緊急時対策所						
ヨウ素剤					800錠 ^{*4}		56錠 ^{*5}						
※1:120名×3食×7日													
※2:120名×4本×0.5L×7日													
※3:120名×2錠×7日+余裕分													
※4:6名(運転員)×3食×7日													
※5:6名(運転員)×4本×0.5L×7日													
※6:6名(運転員)×2錠×7日+余裕分													
※7:今後、訓練等で見直しを行う													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.4 外部からの支援について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由																																																																																																																																																																													
○緊急時対策所・エンジニアリングエリア設置用資機材																																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品名</th><th>保管数^{*1}</th><th colspan="7"></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">緊急時対策所</td><td>緊急時対策所</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">指揮所</td><td>待機場所</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">エアピーム製エンジニアリング エリア</td><td>1式</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">養生シート</td><td>6本</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">パリア</td><td>5個</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">粘着マット</td><td>5個</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ゴミ箱(スタンション含む)</td><td>7個</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ボリ袋(赤・黄・黒)</td><td>各200枚</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">テープ(白・黒)</td><td>各20巻</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ウエス</td><td>2箱</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ウェットティッシュ</td><td>10個</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">はさみ・カッター</td><td>各2本</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">マジック</td><td>2本</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">簡易シャワー</td><td>1台</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">簡易タンク</td><td>1台</td><td colspan="7"></td></tr> <tr> <td colspan="2">可搬型空气净化装置 (ダクトを含む)</td><td>1式</td><td colspan="7" rowspan="4"></td></tr> </tbody> </table>										品名		保管数 ^{*1}								緊急時対策所		緊急時対策所								指揮所		待機場所								エアピーム製エンジニアリング エリア		1式								養生シート		6本								パリア		5個								粘着マット		5個								ゴミ箱(スタンション含む)		7個								ボリ袋(赤・黄・黒)		各200枚								テープ(白・黒)		各20巻								ウエス		2箱								ウェットティッシュ		10個								はさみ・カッター		各2本								マジック		2本								簡易シャワー		1台								簡易タンク		1台								可搬型空气净化装置 (ダクトを含む)		1式										
品名		保管数 ^{*1}																																																																																																																																																																																				
緊急時対策所		緊急時対策所																																																																																																																																																																																				
指揮所		待機場所																																																																																																																																																																																				
エアピーム製エンジニアリング エリア		1式																																																																																																																																																																																				
養生シート		6本																																																																																																																																																																																				
パリア		5個																																																																																																																																																																																				
粘着マット		5個																																																																																																																																																																																				
ゴミ箱(スタンション含む)		7個																																																																																																																																																																																				
ボリ袋(赤・黄・黒)		各200枚																																																																																																																																																																																				
テープ(白・黒)		各20巻																																																																																																																																																																																				
ウエス		2箱																																																																																																																																																																																				
ウェットティッシュ		10個																																																																																																																																																																																				
はさみ・カッター		各2本																																																																																																																																																																																				
マジック		2本																																																																																																																																																																																				
簡易シャワー		1台																																																																																																																																																																																				
簡易タンク		1台																																																																																																																																																																																				
可搬型空气净化装置 (ダクトを含む)		1式																																																																																																																																																																																				
*1: エンジニアリングエリア設置に必要な数量																																																																																																																																																																																						
第3表 チェンジングエリア用資機材																																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(1) 緊急時対策所</th><th>名称</th><th>数量</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">養生シート(未用)</td><td>8巻^{*1}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">養生シート(使用)</td><td>12巻^{*2}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">パリア</td><td>9個^{*3}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">フェンス</td><td>24枚^{*4}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">積層シート</td><td>3枚</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">簡易</td><td>2台</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ヘルメット掛け</td><td>1台</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ゴミ箱</td><td>7個</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ボリ袋</td><td>100枚</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">テープ</td><td>5巻</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ウエス</td><td>2箱</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ウェットティッシュ</td><td>50個</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">はさみ</td><td>3丁</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">カッター</td><td>3本</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">マジック</td><td>3本</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">除染エリア用ハウス</td><td>1式^{*5}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">簡易シャワー</td><td>1台^{*6}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ボリタンク</td><td>1台^{*7}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">トレイ</td><td>1個</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">バケツ</td><td>2個</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">乾電池内蔵型照明</td><td>6台(予備1台)</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr> </tbody> </table>										(1) 緊急時対策所		名称	数量	根拠	養生シート(未用)		8巻 ^{*1}			養生シート(使用)		12巻 ^{*2}			パリア		9個 ^{*3}			フェンス		24枚 ^{*4}			積層シート		3枚			簡易		2台			ヘルメット掛け		1台			ゴミ箱		7個			ボリ袋		100枚			テープ		5巻			ウエス		2箱			ウェットティッシュ		50個			はさみ		3丁			カッター		3本			マジック		3本			除染エリア用ハウス		1式 ^{*5}			簡易シャワー		1台 ^{*6}			ボリタンク		1台 ^{*7}			トレイ		1個			バケツ		2個			乾電池内蔵型照明		6台(予備1台)																																																																	
(1) 緊急時対策所		名称	数量	根拠																																																																																																																																																																																		
養生シート(未用)		8巻 ^{*1}																																																																																																																																																																																				
養生シート(使用)		12巻 ^{*2}																																																																																																																																																																																				
パリア		9個 ^{*3}																																																																																																																																																																																				
フェンス		24枚 ^{*4}																																																																																																																																																																																				
積層シート		3枚																																																																																																																																																																																				
簡易		2台																																																																																																																																																																																				
ヘルメット掛け		1台																																																																																																																																																																																				
ゴミ箱		7個																																																																																																																																																																																				
ボリ袋		100枚																																																																																																																																																																																				
テープ		5巻																																																																																																																																																																																				
ウエス		2箱																																																																																																																																																																																				
ウェットティッシュ		50個																																																																																																																																																																																				
はさみ		3丁																																																																																																																																																																																				
カッター		3本																																																																																																																																																																																				
マジック		3本																																																																																																																																																																																				
除染エリア用ハウス		1式 ^{*5}																																																																																																																																																																																				
簡易シャワー		1台 ^{*6}																																																																																																																																																																																				
ボリタンク		1台 ^{*7}																																																																																																																																																																																				
トレイ		1個																																																																																																																																																																																				
バケツ		2個																																																																																																																																																																																				
乾電池内蔵型照明		6台(予備1台)																																																																																																																																																																																				
※1: 仕様 1,800mm×30m/巻 (透明・ピンク・黄) ※2: 仕様 2,100mm×25m/巻 ※3: 仕様 900mm×240mm×235mm/個 (アルミ製) ※4: 仕様 1,200mm×900mm×25mm/枚 (アルミ製) ※5: 仕様 1,100mm×1,100mm×1,950mm/式 (折りたたみ式、ボリエスケル製) ※6: 仕様 タンク容量7.5リットル(手動ポンプ式) ※7: 仕様 タンク容量20リットル(ボリタンク)																																																																																																																																																																																						
表3 チェンジングエリア用資機材																																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(1) 緊急時対策所</th><th>名称</th><th>数量</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">養生シート</td><td>6巻^{*1}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">パリア</td><td>6個^{*2}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">フェンス</td><td>2個^{*3}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">粘着マット</td><td>20枚</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">簡易</td><td>2台</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">回収箱</td><td>18個</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">透明ロール袋(大)</td><td>20巻</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">養生テープ</td><td>40巻</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">作業用テープ</td><td>20巻</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ウエス</td><td>2箱</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ウェットティッシュ</td><td>20個</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">はさみ</td><td>4個</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">カッター</td><td>4個</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">マジック</td><td>6本</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">除染エリア用ハウス</td><td>2個^{*4}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">簡易シャワー</td><td>2個^{*5}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">ボリタンク</td><td>2個^{*6}</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">トレイ</td><td>2個</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">バケツ</td><td>2個</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">可搬型照明</td><td>4台(予備2台)</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr> </tbody> </table>										(1) 緊急時対策所		名称	数量	根拠	養生シート		6巻 ^{*1}			パリア		6個 ^{*2}			フェンス		2個 ^{*3}			粘着マット		20枚			簡易		2台			回収箱		18個			透明ロール袋(大)		20巻			養生テープ		40巻			作業用テープ		20巻			ウエス		2箱			ウェットティッシュ		20個			はさみ		4個			カッター		4個			マジック		6本			除染エリア用ハウス		2個 ^{*4}			簡易シャワー		2個 ^{*5}			ボリタンク		2個 ^{*6}			トレイ		2個			バケツ		2個			可搬型照明		4台(予備2台)																																																																						
(1) 緊急時対策所		名称	数量	根拠																																																																																																																																																																																		
養生シート		6巻 ^{*1}																																																																																																																																																																																				
パリア		6個 ^{*2}																																																																																																																																																																																				
フェンス		2個 ^{*3}																																																																																																																																																																																				
粘着マット		20枚																																																																																																																																																																																				
簡易		2台																																																																																																																																																																																				
回収箱		18個																																																																																																																																																																																				
透明ロール袋(大)		20巻																																																																																																																																																																																				
養生テープ		40巻																																																																																																																																																																																				
作業用テープ		20巻																																																																																																																																																																																				
ウエス		2箱																																																																																																																																																																																				
ウェットティッシュ		20個																																																																																																																																																																																				
はさみ		4個																																																																																																																																																																																				
カッター		4個																																																																																																																																																																																				
マジック		6本																																																																																																																																																																																				
除染エリア用ハウス		2個 ^{*4}																																																																																																																																																																																				
簡易シャワー		2個 ^{*5}																																																																																																																																																																																				
ボリタンク		2個 ^{*6}																																																																																																																																																																																				
トレイ		2個																																																																																																																																																																																				
バケツ		2個																																																																																																																																																																																				
可搬型照明		4台(予備2台)																																																																																																																																																																																				
※1: 仕様 1,800mm×30m/巻 (透明・ピンク・黄) ※2: 仕様 600mm(750mm, 800mm)×100cm×150cm/個 (アルミ製) ※3: 仕様 600mm×800mm/個 (アルミ製) ※4: 仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm/個 (据付型、不燃シート製) ※5: 仕様 タンク容量7.5リットル(手動ポンプ式) ※6: 仕様 タンク容量20リットル(ボリタンク)																																																																																																																																																																																						
引用元																																																																																																																																																																																						
・DB34条 緊急時対策所まとめ資料 別添1																																																																																																																																																																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.4 外部からの支援について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由																																																																							
【比較のため、比較表P1.0.4-21より再掲】																																																																																	
○中央制御室エンジニアリングエリア設営用資機材																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th><th>保管数</th><th>考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製ボード</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>養生シート</td><td>6本</td><td></td></tr> <tr> <td>パリア</td><td>5個</td><td></td></tr> <tr> <td>粘着マット</td><td>5個</td><td></td></tr> <tr> <td>ゴミ箱(スタンション含む)</td><td>7個</td><td></td></tr> <tr> <td>ボリ袋(赤・黄・黒)</td><td>各200枚</td><td></td></tr> <tr> <td>テープ(白・黒)</td><td>各20巻</td><td></td></tr> <tr> <td>ウエス</td><td>2箱</td><td></td></tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td><td>10個</td><td></td></tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td><td>各2本</td><td></td></tr> <tr> <td>マジック</td><td>2本</td><td></td></tr> <tr> <td>簡易シャワー</td><td>1台</td><td></td></tr> <tr> <td>簡易タンク</td><td>1台</td><td></td></tr> <tr> <td>エンジニアリングエリア 可搬型空気浄化装置 (ダクト含む)</td><td>1式</td><td></td></tr> </tbody> </table>										品名	保管数	考え方	鋼製ボード	1式		養生シート	6本		パリア	5個		粘着マット	5個		ゴミ箱(スタンション含む)	7個		ボリ袋(赤・黄・黒)	各200枚		テープ(白・黒)	各20巻		ウエス	2箱		ウェットティッシュ	10個		はさみ・カッター	各2本		マジック	2本		簡易シャワー	1台		簡易タンク	1台		エンジニアリングエリア 可搬型空気浄化装置 (ダクト含む)	1式																												
品名	保管数	考え方																																																																															
鋼製ボード	1式																																																																																
養生シート	6本																																																																																
パリア	5個																																																																																
粘着マット	5個																																																																																
ゴミ箱(スタンション含む)	7個																																																																																
ボリ袋(赤・黄・黒)	各200枚																																																																																
テープ(白・黒)	各20巻																																																																																
ウエス	2箱																																																																																
ウェットティッシュ	10個																																																																																
はさみ・カッター	各2本																																																																																
マジック	2本																																																																																
簡易シャワー	1台																																																																																
簡易タンク	1台																																																																																
エンジニアリングエリア 可搬型空気浄化装置 (ダクト含む)	1式																																																																																
チエンジニアリングエリア設置に必要な数量																																																																																	
○その他 資機材																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>仕様等</th><th>台数</th><th>指揮所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲: 0 ~ 2.5% 測定精度: ±0.5%(0.0 ~ 25.0%) 【メーク値】 電源: 乾電池(単3形電池) 2本【約1年(無警報時)】 検知原理: ガルバニ電池式 管理目標: 1.9%以上 </td><td>2台^{※1}</td><td>2台^{※1}</td></tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲: 0 ~ 1%^{※2} 測定精度: ±0.5%F. S (同一条件) 電源: 乾電池(単3形電池) 4本 測定方式: 非分散型赤外線吸収法(NDIR Non Dispersive InfraRed) センサ 管理目標: 1.0%以下 </td><td>2台^{※1}</td><td>2台^{※1}</td></tr> <tr> <td>プロジェクター</td><td>緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。</td><td>1台</td><td>—</td></tr> <tr> <td>可搬型照明</td><td> <ul style="list-style-type: none"> バッテリ式 光源: LED 連続点灯時間: 10時間以上 </td><td>2台</td><td>2台</td></tr> <tr> <td>簡易トイレ</td><td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。</td><td>1式</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table>										名称	仕様等	台数	指揮所	酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲: 0 ~ 2.5% 測定精度: ±0.5%(0.0 ~ 25.0%) 【メーク値】 電源: 乾電池(単3形電池) 2本【約1年(無警報時)】 検知原理: ガルバニ電池式 管理目標: 1.9%以上 	2台 ^{※1}	2台 ^{※1}	二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲: 0 ~ 1%^{※2} 測定精度: ±0.5%F. S (同一条件) 電源: 乾電池(単3形電池) 4本 測定方式: 非分散型赤外線吸収法(NDIR Non Dispersive InfraRed) センサ 管理目標: 1.0%以下 	2台 ^{※1}	2台 ^{※1}	プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台	—	可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> バッテリ式 光源: LED 連続点灯時間: 10時間以上 	2台	2台	簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式	1式																																																
名称	仕様等	台数	指揮所																																																																														
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲: 0 ~ 2.5% 測定精度: ±0.5%(0.0 ~ 25.0%) 【メーク値】 電源: 乾電池(単3形電池) 2本【約1年(無警報時)】 検知原理: ガルバニ電池式 管理目標: 1.9%以上 	2台 ^{※1}	2台 ^{※1}																																																																														
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲: 0 ~ 1%^{※2} 測定精度: ±0.5%F. S (同一条件) 電源: 乾電池(単3形電池) 4本 測定方式: 非分散型赤外線吸収法(NDIR Non Dispersive InfraRed) センサ 管理目標: 1.0%以下 	2台 ^{※1}	2台 ^{※1}																																																																														
プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台	—																																																																														
可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> バッテリ式 光源: LED 連続点灯時間: 10時間以上 	2台	2台																																																																														
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式	1式																																																																														
※1 予備各1台を含む																																																																																	
※2 0~5%の範囲で測定可能(カタログ値)																																																																																	
(2) 中央制御室																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>数量</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート(床用)</td><td>2巻^{※1}</td><td></td></tr> <tr> <td>養生シート(壁用)</td><td>12巻^{※2}</td><td></td></tr> <tr> <td>テープ</td><td>20巻</td><td></td></tr> <tr> <td>精層シート</td><td>6枚</td><td></td></tr> <tr> <td>ゴミ箱</td><td>7個</td><td></td></tr> <tr> <td>ボリ袋</td><td>100枚</td><td></td></tr> <tr> <td>ウエス</td><td>2箱</td><td></td></tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td><td>50個</td><td></td></tr> <tr> <td>はさみ</td><td>3丁</td><td></td></tr> <tr> <td>カッター</td><td>3本</td><td></td></tr> <tr> <td>マジック</td><td>3本</td><td></td></tr> <tr> <td>パリア</td><td>8個^{※3}</td><td>エンジニアリングエリア設置及び補修に必要な数量</td></tr> <tr> <td>フェンス</td><td>12枚^{※4}</td><td></td></tr> <tr> <td>ヘルメット掛け</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr> <td>網</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr> <td>除染エリア用ハウス</td><td>1式^{※5}</td><td></td></tr> <tr> <td>簡易シャワー</td><td>1台^{※6}</td><td></td></tr> <tr> <td>ボリタンク</td><td>1台^{※7}</td><td></td></tr> <tr> <td>トレイ</td><td>1個</td><td></td></tr> <tr> <td>バケツ</td><td>2個</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型空気浄化設備</td><td>1台(予備1台)</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型空気浄化設備用ダクト</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>乾電池内蔵型照明</td><td>5台(予備1台)</td><td></td></tr> </tbody> </table>										名称	数量	根拠	養生シート(床用)	2巻 ^{※1}		養生シート(壁用)	12巻 ^{※2}		テープ	20巻		精層シート	6枚		ゴミ箱	7個		ボリ袋	100枚		ウエス	2箱		ウェットティッシュ	50個		はさみ	3丁		カッター	3本		マジック	3本		パリア	8個 ^{※3}	エンジニアリングエリア設置及び補修に必要な数量	フェンス	12枚 ^{※4}		ヘルメット掛け	2台		網	2台		除染エリア用ハウス	1式 ^{※5}		簡易シャワー	1台 ^{※6}		ボリタンク	1台 ^{※7}		トレイ	1個		バケツ	2個		可搬型空気浄化設備	1台(予備1台)		可搬型空気浄化設備用ダクト	1式		乾電池内蔵型照明	5台(予備1台)	
名称	数量	根拠																																																																															
養生シート(床用)	2巻 ^{※1}																																																																																
養生シート(壁用)	12巻 ^{※2}																																																																																
テープ	20巻																																																																																
精層シート	6枚																																																																																
ゴミ箱	7個																																																																																
ボリ袋	100枚																																																																																
ウエス	2箱																																																																																
ウェットティッシュ	50個																																																																																
はさみ	3丁																																																																																
カッター	3本																																																																																
マジック	3本																																																																																
パリア	8個 ^{※3}	エンジニアリングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																															
フェンス	12枚 ^{※4}																																																																																
ヘルメット掛け	2台																																																																																
網	2台																																																																																
除染エリア用ハウス	1式 ^{※5}																																																																																
簡易シャワー	1台 ^{※6}																																																																																
ボリタンク	1台 ^{※7}																																																																																
トレイ	1個																																																																																
バケツ	2個																																																																																
可搬型空気浄化設備	1台(予備1台)																																																																																
可搬型空気浄化設備用ダクト	1式																																																																																
乾電池内蔵型照明	5台(予備1台)																																																																																
チエンジニアリングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																	
(2) 中央制御室																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>数量</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グリーンハウス</td><td>2個</td><td></td></tr> <tr> <td>グリーンハウス専用フレーム</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>養生シート</td><td>9巻^{※1}</td><td></td></tr> <tr> <td>パリア</td><td>9個^{※2}</td><td></td></tr> <tr> <td>養生テープ</td><td>20巻</td><td></td></tr> <tr> <td>作業用テープ</td><td>5巻</td><td></td></tr> <tr> <td>透明ロール袋(大)</td><td>10巻</td><td></td></tr> <tr> <td>粘着マット</td><td>10枚</td><td></td></tr> <tr> <td>ウエス</td><td>1箱</td><td></td></tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td><td>82個</td><td>チエンジニアリングエリア設置及び補修に必要な数量</td></tr> <tr> <td>回収箱</td><td>9個</td><td></td></tr> <tr> <td>はさみ</td><td>2丁</td><td></td></tr> <tr> <td>カッター</td><td>2本</td><td></td></tr> <tr> <td>マジック</td><td>2本</td><td></td></tr> <tr> <td>フェンス</td><td>10枚^{※3}</td><td></td></tr> <tr> <td>除染エリア用ハウス</td><td>1式^{※4}</td><td></td></tr> <tr> <td>簡易シャワー</td><td>1台^{※5}</td><td></td></tr> <tr> <td>ボリタンク</td><td>1台^{※6}</td><td></td></tr> <tr> <td>トレイ</td><td>1個</td><td></td></tr> <tr> <td>バケツ</td><td>1個</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型照明(SA)</td><td>2台(予備1台)</td><td></td></tr> </tbody> </table>										名称	数量	根拠	グリーンハウス	2個		グリーンハウス専用フレーム	1式		養生シート	9巻 ^{※1}		パリア	9個 ^{※2}		養生テープ	20巻		作業用テープ	5巻		透明ロール袋(大)	10巻		粘着マット	10枚		ウエス	1箱		ウェットティッシュ	82個	チエンジニアリングエリア設置及び補修に必要な数量	回収箱	9個		はさみ	2丁		カッター	2本		マジック	2本		フェンス	10枚 ^{※3}		除染エリア用ハウス	1式 ^{※4}		簡易シャワー	1台 ^{※5}		ボリタンク	1台 ^{※6}		トレイ	1個		バケツ	1個		可搬型照明(SA)	2台(予備1台)							
名称	数量	根拠																																																																															
グリーンハウス	2個																																																																																
グリーンハウス専用フレーム	1式																																																																																
養生シート	9巻 ^{※1}																																																																																
パリア	9個 ^{※2}																																																																																
養生テープ	20巻																																																																																
作業用テープ	5巻																																																																																
透明ロール袋(大)	10巻																																																																																
粘着マット	10枚																																																																																
ウエス	1箱																																																																																
ウェットティッシュ	82個	チエンジニアリングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																															
回収箱	9個																																																																																
はさみ	2丁																																																																																
カッター	2本																																																																																
マジック	2本																																																																																
フェンス	10枚 ^{※3}																																																																																
除染エリア用ハウス	1式 ^{※4}																																																																																
簡易シャワー	1台 ^{※5}																																																																																
ボリタンク	1台 ^{※6}																																																																																
トレイ	1個																																																																																
バケツ	1個																																																																																
可搬型照明(SA)	2台(予備1台)																																																																																
チエンジニアリングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																	
<p>※1: 仕様 1,800mm×30m／巻(透明、ピンク、黒)</p> <p>※2: 仕様 800mm(750mm, 900mm)/個</p> <p>※3: 仕様 800mm(1,200mm)×800mm/枚(アルミ製)</p> <p>※4: 仕様 1,200mm×1,200mm×1,800mm/式(折りたたみ式、ポリエチレン製)</p> <p>※5: 仕様 タンク容量7.5リットル(手動ポンプ式)</p> <p>※6: 仕様 タンク容量20リットル(ボリタンク)</p>																																																																																	
<p style="text-align: center;">第4表 その他資機材等(緊急時対策所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>仕様等</th><th>配備数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲: 0~100% 測定精度: ±0.5%(0~25.0%) 電源: 単3形乾電池4本 検知原理: ガルバニ電池式 管理目標: 18%以上(労働安全衛生規則を準拠) </td><td>2台^{※1}</td></tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲: 0.04~5.0% 測定精度: ±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう 電源: 単3形乾電池4本 検知原理: 非分散型赤外線式(NDIR) 管理目標: 1.0%以下(労働安全衛生規則の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕を見た数値) </td><td>2台^{※1}</td></tr> <tr> <td>一般テレビ(回線、機器)</td><td>報道や気象情報を入手するため、一般テレビ(回線、機器)を配備する。</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>社内パソコン(回線、機器)</td><td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を整備する。</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table>										名称	仕様等	配備数量	酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲: 0~100% 測定精度: ±0.5%(0~25.0%) 電源: 単3形乾電池4本 検知原理: ガルバニ電池式 管理目標: 18%以上(労働安全衛生規則を準拠) 	2台 ^{※1}	二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲: 0.04~5.0% 測定精度: ±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう 電源: 単3形乾電池4本 検知原理: 非分散型赤外線式(NDIR) 管理目標: 1.0%以下(労働安全衛生規則の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕を見た数値) 	2台 ^{※1}	一般テレビ(回線、機器)	報道や気象情報を入手するため、一般テレビ(回線、機器)を配備する。	1式	社内パソコン(回線、機器)	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を整備する。	1式																																																									
名称	仕様等	配備数量																																																																															
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲: 0~100% 測定精度: ±0.5%(0~25.0%) 電源: 単3形乾電池4本 検知原理: ガルバニ電池式 管理目標: 18%以上(労働安全衛生規則を準拠) 	2台 ^{※1}																																																																															
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲: 0.04~5.0% 測定精度: ±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう 電源: 単3形乾電池4本 検知原理: 非分散型赤外線式(NDIR) 管理目標: 1.0%以下(労働安全衛生規則の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕を見た数値) 	2台 ^{※1}																																																																															
一般テレビ(回線、機器)	報道や気象情報を入手するため、一般テレビ(回線、機器)を配備する。	1式																																																																															
社内パソコン(回線、機器)	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を整備する。	1式																																																																															
<p>※1: 予備を含む。</p>																																																																																	
<p style="text-align: center;">表4 その他資機材等(緊急時対策所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>仕様等</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 測定(使用)範囲 酸素濃度: 0~25.0 vol% 二酸化炭素: 0~5.00 vol% 指示精度: ±0.7% (酸素), ±0.25% (二酸化炭素) 重 載: 単4形 乾電池2本 【約25時間(25℃, 無警報, 關照明)】 後処理: 定定位電解式(酸素), 非分散型赤外線吸収法(二酸化炭素) 管 理: 酸素濃度: 19 %以上 二酸化炭素濃度: 1.0 %以下 </td><td>4台^{※1}</td></tr> <tr> <td>可搬型照明</td><td> <ul style="list-style-type: none"> バッテリ式 光源: LED 連続点灯時間: 10時間 </td><td>8台^{※2}</td></tr> <tr> <td>一般テレビ(回線、機器)</td><td>報道や気象情報を入手するため、一般テレビ(回線、機器)を配備する。</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>社内パソコン(回線、機器)</td><td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を整備する。</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table>										名称	仕様等	数量	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定(使用)範囲 酸素濃度: 0~25.0 vol% 二酸化炭素: 0~5.00 vol% 指示精度: ±0.7% (酸素), ±0.25% (二酸化炭素) 重 載: 単4形 乾電池2本 【約25時間(25℃, 無警報, 關照明)】 後処理: 定定位電解式(酸素), 非分散型赤外線吸収法(二酸化炭素) 管 理: 酸素濃度: 19 %以上 二酸化炭素濃度: 1.0 %以下 	4台 ^{※1}	可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> バッテリ式 光源: LED 連続点灯時間: 10時間 	8台 ^{※2}	一般テレビ(回線、機器)	報道や気象情報を入手するため、一般テレビ(回線、機器)を配備する。	1式	社内パソコン(回線、機器)	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を整備する。	1式																																																									
名称	仕様等	数量																																																																															
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定(使用)範囲 酸素濃度: 0~25.0 vol% 二酸化炭素: 0~5.00 vol% 指示精度: ±0.7% (酸素), ±0.25% (二酸化炭素) 重 載: 単4形 乾電池2本 【約25時間(25℃, 無警報, 關照明)】 後処理: 定定位電解式(酸素), 非分散型赤外線吸収法(二酸化炭素) 管 理: 酸素濃度: 19 %以上 二酸化炭素濃度: 1.0 %以下 	4台 ^{※1}																																																																															
可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> バッテリ式 光源: LED 連続点灯時間: 10時間 	8台 ^{※2}																																																																															
一般テレビ(回線、機器)	報道や気象情報を入手するため、一般テレビ(回線、機器)を配備する。	1式																																																																															
社内パソコン(回線、機器)	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を整備する。	1式																																																																															
<p>※1: 緊急時対策所指揮所2台(予備1台)、緊急時対策所待機所2台(予備1台)</p> <p>※2: 緊急時対策所指揮所4台、緊急時対策所待機所4台</p>																																																																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.4 外部からの支援について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>表3 原子力災害対策活動で使用する主な資料(緊急時対策所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>資料名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組織及び体制に関する資料</td><td> (1)緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所原子炉施設保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作手順 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2)緊急時通信聯絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等 </td></tr> <tr> <td>2. 社会環境に関する資料</td><td> (1)大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2)大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図(2万5千分の1) ③発電所周辺地図(5万分の1) ④市町村市街図 </td></tr> <tr> <td>3. 放射能影響推定に関する資料</td><td> (1)大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2)緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3)大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表 </td></tr> </tbody> </table> <p>※資料類は全て緊急時対策所指揮所に配備</p>	区分	資料名	1. 組織及び体制に関する資料	(1)緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所原子炉施設保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作手順 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2)緊急時通信聯絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等	2. 社会環境に関する資料	(1)大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2)大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図(2万5千分の1) ③発電所周辺地図(5万分の1) ④市町村市街図	3. 放射能影響推定に関する資料	(1)大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2)緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3)大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表	<p>第5表 原子力災害対策活動で使用する資料(緊急時対策所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図 ①発電所周辺地図(1/25,000) ②発電所周辺地図(1/50,000)</td></tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td></tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ ①統計処理データ ②毎時観測データ</td></tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ</td></tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ ①方位別人口分布図 ②集落の人口分布図 ③市町村人口表 ④市町村市街図</td></tr> <tr> <td>6. 発電所主要系統模式図(各号炉)</td></tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書(各号炉)</td></tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図 ①系統図 ②プラント配置図</td></tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各号炉)</td></tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要</td></tr> <tr> <td>11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表(各号炉)</td></tr> <tr> <td>12. 規定類 ①原子炉施設保安規定 ②原子力事業者防災業務計画</td></tr> <tr> <td>13. 事故時操作手順書類</td></tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ①発電所周辺地図(1/25,000) ②発電所周辺地図(1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ①統計処理データ ②毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ①方位別人口分布図 ②集落の人口分布図 ③市町村人口表 ④市町村市街図	6. 発電所主要系統模式図(各号炉)	7. 原子炉設置許可申請書(各号炉)	8. 系統図及びプラント配置図 ①系統図 ②プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各号炉)	10. プラント主要設備概要	11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表(各号炉)	12. 規定類 ①原子炉施設保安規定 ②原子力事業者防災業務計画	13. 事故時操作手順書類	<p>表5 原子力災害対策活動で使用する資料(緊急時対策所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図 ①発電所周辺地図(1/25,000) ②発電所周辺地図(1/50,000)</td></tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td></tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ ①統計処理データ ②毎時観測データ</td></tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ</td></tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ ①方位別人口分布図 ②集落の人口分布図 ③市町村人口表</td></tr> <tr> <td>6. 主要系統模式図(各号炉)</td></tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書(各号炉)</td></tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図 ①系統図 ②プラント配置図</td></tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各号炉)</td></tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要(各号炉)</td></tr> <tr> <td>11. 総合インターロック練図(各号炉)</td></tr> <tr> <td>12. 規程類 ①原子炉施設保安規定 ②原子力事業者防災業務計画</td></tr> <tr> <td>13. 運転要領緊急処置編</td></tr> <tr> <td>14. 泊発電所重大事故等発生時および大規模損壊発生時対応要領(各対応手順含む)</td></tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ①発電所周辺地図(1/25,000) ②発電所周辺地図(1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ①統計処理データ ②毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ①方位別人口分布図 ②集落の人口分布図 ③市町村人口表	6. 主要系統模式図(各号炉)	7. 原子炉設置許可申請書(各号炉)	8. 系統図及びプラント配置図 ①系統図 ②プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各号炉)	10. プラント主要設備概要(各号炉)	11. 総合インターロック練図(各号炉)	12. 規程類 ①原子炉施設保安規定 ②原子力事業者防災業務計画	13. 運転要領緊急処置編	14. 泊発電所重大事故等発生時および大規模損壊発生時対応要領(各対応手順含む)	<p>引用元 •DB34条 緊急時対策所まとめ資料 別添1</p>
区分	資料名																																							
1. 組織及び体制に関する資料	(1)緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所原子炉施設保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作手順 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2)緊急時通信聯絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等																																							
2. 社会環境に関する資料	(1)大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2)大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図(2万5千分の1) ③発電所周辺地図(5万分の1) ④市町村市街図																																							
3. 放射能影響推定に関する資料	(1)大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2)緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3)大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表																																							
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ①発電所周辺地図(1/25,000) ②発電所周辺地図(1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ①統計処理データ ②毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ①方位別人口分布図 ②集落の人口分布図 ③市町村人口表 ④市町村市街図																																								
6. 発電所主要系統模式図(各号炉)																																								
7. 原子炉設置許可申請書(各号炉)																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ①系統図 ②プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各号炉)																																								
10. プラント主要設備概要																																								
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表(各号炉)																																								
12. 規定類 ①原子炉施設保安規定 ②原子力事業者防災業務計画																																								
13. 事故時操作手順書類																																								
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ①発電所周辺地図(1/25,000) ②発電所周辺地図(1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ①統計処理データ ②毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ①方位別人口分布図 ②集落の人口分布図 ③市町村人口表																																								
6. 主要系統模式図(各号炉)																																								
7. 原子炉設置許可申請書(各号炉)																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ①系統図 ②プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各号炉)																																								
10. プラント主要設備概要(各号炉)																																								
11. 総合インターロック練図(各号炉)																																								
12. 規程類 ①原子炉施設保安規定 ②原子力事業者防災業務計画																																								
13. 運転要領緊急処置編																																								
14. 泊発電所重大事故等発生時および大規模損壊発生時対応要領(各対応手順含む)																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表4 防護具及びチェンジングエリア設営用資機材等(中央制御室)

○防護具

品名	保管数	考え方
汚染防護服(タイプA)	46着(約6,000着)	運転員等 12名×1回(初動対応) +余裕(2重化含む)
綿帽子	23個(約6,000個)	運転員等 12名×1回(初動対応) +余裕
靴下	23足(約6,000足)	運転員等 12名×1回(初動対応) +余裕
靴手袋	23双(約29,000双)	運転員等 12名×1回(初動対応) +余裕
ゴム手袋	46双(約27,000双)	運転員等 12名×2双×1回(初動対応)+余裕
アノラック	23着(約700着)	運転員等 12名×1回(初動対応) +余裕
全面マスク	23個(約1,600個)	運転員等 12名×1回(初動対応) +余裕
靴カバー	23足(約6,000足)	運転員等 12名×1回(初動対応) +余裕
長靴	10足(約300足)	—
セルフエアセット	2台(約70台)	—
交換カートリッジ(2個/組)	23組(約3,000組)	運転員等 12名×1回(初動対応) +余裕

注:初動対応時に運転員は中央制御室保管の防護用資機材を使用。

()内は構内保管数。1週間分の防護用資機材は構内保管分を使用。

○計測器(被ばく管理・除染管理)

品名	保管数	考え方
個人線量計	23台(約2,900台)	運転員等 12名+余裕
表面汚染度測定用 サーベイメータ	2台(約50台)	中央制御室内等のモニタリング及び中央制御室入室者の汚染検査に使用
ガンマ線測定用 サーベイメータ	2台(約60台)	中央制御室内等のモニタリングに使用

()内は構内保管数。

○中央制御室チェンジングエリア設営用資機材

品名	保管数	考え方
鋼製ボード	1枚	
養生シート	6本	
パリア	5個	
粘着マット	5個	
ゴミ箱(スタンション含む)	7個	
ボリ袋(赤・黄・黒)	各200枚	
テープ(白・黒)	各20巻	
ウエス	2箱	
ウエットティッシュ	10個	
はさみ・カッター	各2本	
マジック	2本	
簡易シャワー	1台	
簡易タンク	1台	
チェンジングエリア 可搬型空気浄化装置 (ダクト含む)	1式	チェンジングエリア設置に必要な数量

○その他資機材

品名	保管数	備考
可搬型照明(S.A.)	9個	B中央制御室用6個
		B中央制御室チェンジングエリア用2個
		予備1個
酸素濃度計	3台	B中央制御室用(予備2台含む)
二酸化炭素濃度計	3台	B中央制御室用(予備2台含む)
搬中電灯	10個	B中央制御室用
ランタン	4個	B中央制御室用

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p>第6表 原子力事業者間協力協定に基づき貸与される原子力防災資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td></tr> <tr><td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td></tr> <tr><td>電離箱サーベイメータ</td></tr> <tr><td>ダストサンプラ</td></tr> <tr><td>個人線量計(ポケット線量計)</td></tr> <tr><td>高線量対応防護服</td></tr> <tr><td>全面マスク</td></tr> <tr><td>タイベックスーツ</td></tr> <tr><td>ゴム手袋</td></tr> <tr><td>遮へい材</td></tr> <tr><td>放射能測定用車両</td></tr> <tr><td>Ge半導体式試料放射能測定装置</td></tr> <tr><td>ホールボディカウンタ</td></tr> <tr><td>全α測定装置</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト</td></tr> </tbody> </table> <p>原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、発災事業者からの要請に基づき、必要数量が貸与される。</p>	項目	表面汚染密度測定用サーベイメータ	NaIシンチレーションサーベイメータ	電離箱サーベイメータ	ダストサンプラ	個人線量計(ポケット線量計)	高線量対応防護服	全面マスク	タイベックスーツ	ゴム手袋	遮へい材	放射能測定用車両	Ge半導体式試料放射能測定装置	ホールボディカウンタ	全α測定装置	可搬型モニタリングポスト	<p>表6 原子力事業者間協力協定に基づき貸与される原子力防災資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td></tr> <tr><td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td></tr> <tr><td>電離箱サーベイメータ</td></tr> <tr><td>ダストサンプラ</td></tr> <tr><td>個人線量計(ポケット線量計)</td></tr> <tr><td>高線量対応防護服</td></tr> <tr><td>全面マスク</td></tr> <tr><td>タイベックスーツ</td></tr> <tr><td>ゴム手袋</td></tr> <tr><td>遮へい材</td></tr> <tr><td>放射能測定用車両</td></tr> <tr><td>Ge半導体式試料放射能測定装置</td></tr> <tr><td>ホールボディカウンタ</td></tr> <tr><td>全α測定装置</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト</td></tr> </tbody> </table>	項目	表面汚染密度測定用サーベイメータ	NaIシンチレーションサーベイメータ	電離箱サーベイメータ	ダストサンプラ	個人線量計(ポケット線量計)	高線量対応防護服	全面マスク	タイベックスーツ	ゴム手袋	遮へい材	放射能測定用車両	Ge半導体式試料放射能測定装置	ホールボディカウンタ	全α測定装置	可搬型モニタリングポスト	
項目																																			
表面汚染密度測定用サーベイメータ																																			
NaIシンチレーションサーベイメータ																																			
電離箱サーベイメータ																																			
ダストサンプラ																																			
個人線量計(ポケット線量計)																																			
高線量対応防護服																																			
全面マスク																																			
タイベックスーツ																																			
ゴム手袋																																			
遮へい材																																			
放射能測定用車両																																			
Ge半導体式試料放射能測定装置																																			
ホールボディカウンタ																																			
全α測定装置																																			
可搬型モニタリングポスト																																			
項目																																			
表面汚染密度測定用サーベイメータ																																			
NaIシンチレーションサーベイメータ																																			
電離箱サーベイメータ																																			
ダストサンプラ																																			
個人線量計(ポケット線量計)																																			
高線量対応防護服																																			
全面マスク																																			
タイベックスーツ																																			
ゴム手袋																																			
遮へい材																																			
放射能測定用車両																																			
Ge半導体式試料放射能測定装置																																			
ホールボディカウンタ																																			
全α測定装置																																			
可搬型モニタリングポスト																																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3／4号炉

図1 発電所構内に備えている燃料(事象発生後7日間の対応)

燃費種別	号機	時系列	合計	用途
		事象発生直後～事象発生後7日間 非常用 DG 3号機用(2台) 起動 (事象発生直後自動起動、燃費については定格値を想定) 荷を想定=事象発生後～事象発生後(7日間) (168h) A-DG:燃費約1.7760/h×168h=約297,360h B-DG:燃費約1.7700/h×168h=約297,360h	事象発生直後～事象発生後(93h) 電源車(緊急用が選択)起動(保全的に事象発生後すぐの起動を想定) 荷を想定=事象発生後～事象発生後(7日間) (168h) A-DG:燃費約1.7760/h×168h=約297,360h B-DG:燃費約1.7700/h×168h=約297,360h	7日間 3号機で油槽する量 の合計は(150t、2基) 燃料油タンク(150t、2基) の合計より630tである ことから、7日間は十分 に対応可能
重油	※1	事象発生直後～事象発生後7日間 非常用 DG 4号機用(2台) 起動 (事象発生直後自動起動、燃費については定格値を想定) 荷を想定=事象発生後～事象発生後(7日間) (168h) A-DG:燃費約1.7760/h×168h=約297,360h B-DG:燃費約1.7700/h×168h=約297,360h	事象発生直後～事象発生後(93h) 電源車(緊急用が選択)起動(保全的に事象発生後すぐの起動を想定) 荷を想定=事象発生後～事象発生後(7日間) (168h) A-DG:燃費約1.7760/h×168h=約297,360h B-DG:燃費約1.7700/h×168h=約297,360h	7日間 3号機の合計は(150t、2基) 燃料油タンク(150t、2基) の合計より630tである ことから、7日間は十分 に対応可能
	※1	重要事象シーケンスのうち、その対応において重油の消費量が最も多くなる「燃料取出前のミッドホール発電機が全出力で運転した場合を想定」失」への対応に必要な重油量を記載。(ただし、外部電源が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が全出力で運転した場合を想定)		

燃費種別	号機	時系列	合計	用途
		事象発生後 6.3h 後～事象発生後 7 日間 (=101.7h) 3号機 燃費約 54.60/t × 101.7h=約 5,473t	事象発生後 6.3h 後～事象発生後 7 日間 (=101.7h) 3号機 燃費約 8.36/t × 101.7h=約 8,372t	7日間 3号機で油槽する量 の合計は 21,000tである ことから、7日間は十分に 対応可能
軽油	※2	事象発生後 6.3h 後～事象発生後 7 日間 (=101.7h) 4号機 燃費約 54.60/t × 101.7h=約 5,354t	事象発生後 6.3h 後～事象発生後 7 日間 (=101.7h) 4号機 燃費約 8.36/t × 101.7h=約 8,354t	7日間 4号機で油槽する量 の合計は 21,000tである ことから、7日間は十分に 対応可能
	※2	重要事象シーケンスのうち、その対応において重油の消費量が最も多くなる「全交流動力電源喪失十原子炉補機合計機能喪失+RCP シーケンス」 [LOCA]への対応に必要な軽油量を記載。		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																		
	<p>第7表 原子力事業所災害対策支援拠点における必要な資機材、通信連絡設備の整備状況等</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点に配備する原子力防災関連資機材は以下のとおり。通常は、保管場所に記載されている箇所で保管しているが、原子力事業所災害対策支援拠点を開設する際、持ち込むこととしている。</p> <p>○通信連絡設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話（携帯）</td> <td>19台</td> <td>本店</td> </tr> </tbody> </table> <p>○計測器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>18台</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>Nuclideシンチレーションサーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td>405台</td> <td>本店</td> </tr> </tbody> </table> <p>○出入管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入退場管理用機材</td> <td>1式</td> <td>本店</td> </tr> </tbody> </table> <p>○防護具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護衣類</td> <td>4,050組</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>フェルト付き防護マスク</td> <td>405個</td> <td>本店</td> </tr> </tbody> </table> <p>○その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃式発電機</td> <td>3台</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>蓄電機付き投光機</td> <td>5台</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>アント</td> <td>4個</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>1式</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>安定ヨウ素剤</td> <td>5,000錠</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>原子力災害対策活動で使用する資料</td> <td>1式</td> <td>本店</td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	保管場所	衛星電話（携帯）	19台	本店	名称	数量	保管場所	表面汚染密度測定用サーベイメータ	18台	本店	Nuclideシンチレーションサーベイメータ	1台	本店	電離箱サーベイメータ	1台	本店	個人線量計	405台	本店	名称	数量	保管場所	入退場管理用機材	1式	本店	名称	数量	保管場所	防護衣類	4,050組	本店	フェルト付き防護マスク	405個	本店	名称	数量	保管場所	可燃式発電機	3台	本店	蓄電機付き投光機	5台	本店	アント	4個	本店	除染用具	1式	本店	安定ヨウ素剤	5,000錠	本店	原子力災害対策活動で使用する資料	1式	本店	<p>表7 原子力事業所災害対策支援拠点における必要な資機材、通信連絡設備の整備状況等</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点に配備する原子力防災関連資機材は以下のとおり。通常は、保管場所に記載されている箇所で保管しているが、原子力事業所災害対策支援拠点を開設する際、持ち込むこととしている。</p> <p>○非常用通信機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>設置箇所・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>2台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備(FAX機能付)</td> <td>2台</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>4台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○計測器類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>設置箇所・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GM管式沾染サーベイメータ</td> <td>20台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NaIシンチレーショナーメータ</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)</td> </tr> <tr> <td>個人線量計(PD)</td> <td>420台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゲート型モニタ</td> <td>3台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○出入管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>設置箇所・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理用作業者証発行機</td> <td>1台</td> <td>美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○防護具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>設置箇所・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護衣類(タイプック)</td> <td>3,000組</td> <td>美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)</td> </tr> <tr> <td>保護具類(全面マスク)</td> <td>880個</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>設置箇所・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヨウ化カリウム丸</td> <td>4,800錠</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>除染用機材(シャワー設備等)</td> <td>1式</td> <td>美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)</td> </tr> <tr> <td>屋外テント</td> <td>3式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	設置箇所・保管場所	衛星携帯電話	2台		衛星電話設備(FAX機能付)	2台	本店	トランシーバー	4台		名称	数量	設置箇所・保管場所	GM管式沾染サーベイメータ	20台		NaIシンチレーショナーメータ	1台		電離箱サーベイメータ	1台	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)	個人線量計(PD)	420台		ゲート型モニタ	3台		名称	数量	設置箇所・保管場所	放射線管理用作業者証発行機	1台	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)	名称	数量	設置箇所・保管場所	保護衣類(タイプック)	3,000組	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)	保護具類(全面マスク)	880個		名称	数量	設置箇所・保管場所	ヨウ化カリウム丸	4,800錠	本店	除染用機材(シャワー設備等)	1式	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)	屋外テント	3式		<p>記載内容の相違 ・泊は、非常用電源について、発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有の移動発電機車を配備。</p>
名称	数量	保管場所																																																																																																																			
衛星電話（携帯）	19台	本店																																																																																																																			
名称	数量	保管場所																																																																																																																			
表面汚染密度測定用サーベイメータ	18台	本店																																																																																																																			
Nuclideシンチレーションサーベイメータ	1台	本店																																																																																																																			
電離箱サーベイメータ	1台	本店																																																																																																																			
個人線量計	405台	本店																																																																																																																			
名称	数量	保管場所																																																																																																																			
入退場管理用機材	1式	本店																																																																																																																			
名称	数量	保管場所																																																																																																																			
防護衣類	4,050組	本店																																																																																																																			
フェルト付き防護マスク	405個	本店																																																																																																																			
名称	数量	保管場所																																																																																																																			
可燃式発電機	3台	本店																																																																																																																			
蓄電機付き投光機	5台	本店																																																																																																																			
アント	4個	本店																																																																																																																			
除染用具	1式	本店																																																																																																																			
安定ヨウ素剤	5,000錠	本店																																																																																																																			
原子力災害対策活動で使用する資料	1式	本店																																																																																																																			
名称	数量	設置箇所・保管場所																																																																																																																			
衛星携帯電話	2台																																																																																																																				
衛星電話設備(FAX機能付)	2台	本店																																																																																																																			
トランシーバー	4台																																																																																																																				
名称	数量	設置箇所・保管場所																																																																																																																			
GM管式沾染サーベイメータ	20台																																																																																																																				
NaIシンチレーショナーメータ	1台																																																																																																																				
電離箱サーベイメータ	1台	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)																																																																																																																			
個人線量計(PD)	420台																																																																																																																				
ゲート型モニタ	3台																																																																																																																				
名称	数量	設置箇所・保管場所																																																																																																																			
放射線管理用作業者証発行機	1台	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)																																																																																																																			
名称	数量	設置箇所・保管場所																																																																																																																			
保護衣類(タイプック)	3,000組	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)																																																																																																																			
保護具類(全面マスク)	880個																																																																																																																				
名称	数量	設置箇所・保管場所																																																																																																																			
ヨウ化カリウム丸	4,800錠	本店																																																																																																																			
除染用機材(シャワー設備等)	1式	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)																																																																																																																			
屋外テント	3式																																																																																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>島根発電所2号炉まとめ資料より引用</p> <p>島根原子力発電所緊急時対策本部 (原発法第10条通報の通路) → 本社緊急時対策本部 協定、覚書に基づき速やかに要請 委員移動し、拠点を設置 協定、覚書に基づき速やかに要請 協力会社による支援 (環境モニタリング、資機材・要員輸送、燃料調達、復旧工事の実施) プラントメーカーによる支援 (機器の詳細情報の提供、復旧対策案の検討) 原子力緊急事態支援組織による支援 (遠隔操作可能な資機材の提供) 他の原子力事業者による支援 (原子力災害合同対策協議会と連携し発災事業者へ協力) ・陸路、空路（ヘリコプター）による要員、資機材輸送等の実施 ・なお、事象発生後7日間は発電所構内に配備している資機材、燃料等による事故対応が可能</p> <p>第2図 重大事故等における発電所外からの支援体制</p>	<p>女川原子力発電所対策本部 (原発法第10条通報の通路) → 本社対策本部 協定、覚書に基づき速やかに要請 要員が移動し、拠点を設置 協定、覚書に基づき速やかに要請 協力会社による支援 (機器モニタリング、資機材・要員輸送、燃料調達、復旧工事、復旧活動の実施) プラントメーカーによる支援 (機器の詳細情報の提供、復旧対策案の検討) 原子力緊急事態支援組織による支援 (遠隔操作可能な資機材の提供) 他の原子力事業者による支援 (原子力災害合同対策協議会と連携し発災事業者へ協力) ・陸路、空路（ヘリコプター）による要員、資機材輸送等の実施 ・なお、事象発生後7日間は発電所構内に配備している資機材、燃料等による事故対応が可能</p> <p>第1図 重大事故等における発電所外からの支援体制</p>	<p>泊発電所3号炉 (原発法第10条通報の通路) → 本社対策本部 協定、覚書に基づき速やかに要請 要員が移動し、拠点を設置 協定、覚書に基づき速やかに要請 協力会社による支援 (機器モニタリング、資機材・要員輸送、燃料調達、復旧工事、復旧活動の実施) プラントメーカーによる支援 (機器の詳細情報の提供、復旧対策案の検討) 原子力緊急事態支援組織による支援 (遠隔操作可能な資機材の提供) 他の原子力事業者による支援 (原子力災害合同対策協議会と連携し発災事業者へ協力)</p> <p>図1 重大事故等における発電所外からの支援体制</p>	<p>記載表現の相違(島根、玄海と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<pre> graph TD A[本店対策本部] <--> B[原子力事業所 災害対策支援拠点] A -- "報告" --> C[原子力事業所 災害対策支援拠点] C -- "指示・支援" --> A B -- "支援" --> D[女川原子力発電所対策本部] D -- "報告" --> A D -- "資機材、要員等の支援" --> C </pre> <p>The diagram illustrates the disaster prevention organization for the女川 Nuclear Power Plant Unit 2. It shows three main entities: the Head Office Emergency Response Headquarters (本店対策本部), the Nuclear Power Generation Disaster Prevention Support Office (原子力事業所 災害対策支援拠点), and the女川 Nuclear Power Plant Emergency Response Headquarters (女川原子力発電所対策本部). The Head Office Emergency Response Headquarters oversees the Nuclear Power Generation Disaster Prevention Support Office and receives reports from it. The Nuclear Power Generation Disaster Prevention Support Office provides guidance and support to the女川 Nuclear Power Plant Emergency Response Headquarters. The女川 Nuclear Power Plant Emergency Response Headquarters also provides reports to the Head Office Emergency Response Headquarters and receives support from the Nuclear Power Generation Disaster Prevention Support Office.</p>	<pre> graph TD A[本店対策本部] <--> B[原子力事業所 災害対策支援拠点] A -- "報告" --> C[原子力事業所 災害対策支援拠点] C -- "指示・支援" --> A A -- "支援" --> D[発電所対策本部] D -- "報告" --> A D -- "資機材、要員等の支援" --> C </pre> <p>The diagram illustrates the disaster prevention organization for the 泊 Power Generation Unit 3. It shows three main entities: the Head Office Emergency Response Headquarters (本店対策本部), the Nuclear Power Generation Disaster Prevention Support Office (原子力事業所 灾害対策支援拠点), and the Power Generation Emergency Response Headquarters (発電所対策本部). The Head Office Emergency Response Headquarters oversees the Nuclear Power Generation Disaster Prevention Support Office and receives reports from it. The Nuclear Power Generation Disaster Prevention Support Office provides guidance and support to the Power Generation Emergency Response Headquarters. The Power Generation Emergency Response Headquarters also provides reports to the Head Office Emergency Response Headquarters and receives support from the Nuclear Power Generation Disaster Prevention Support Office.</p>	

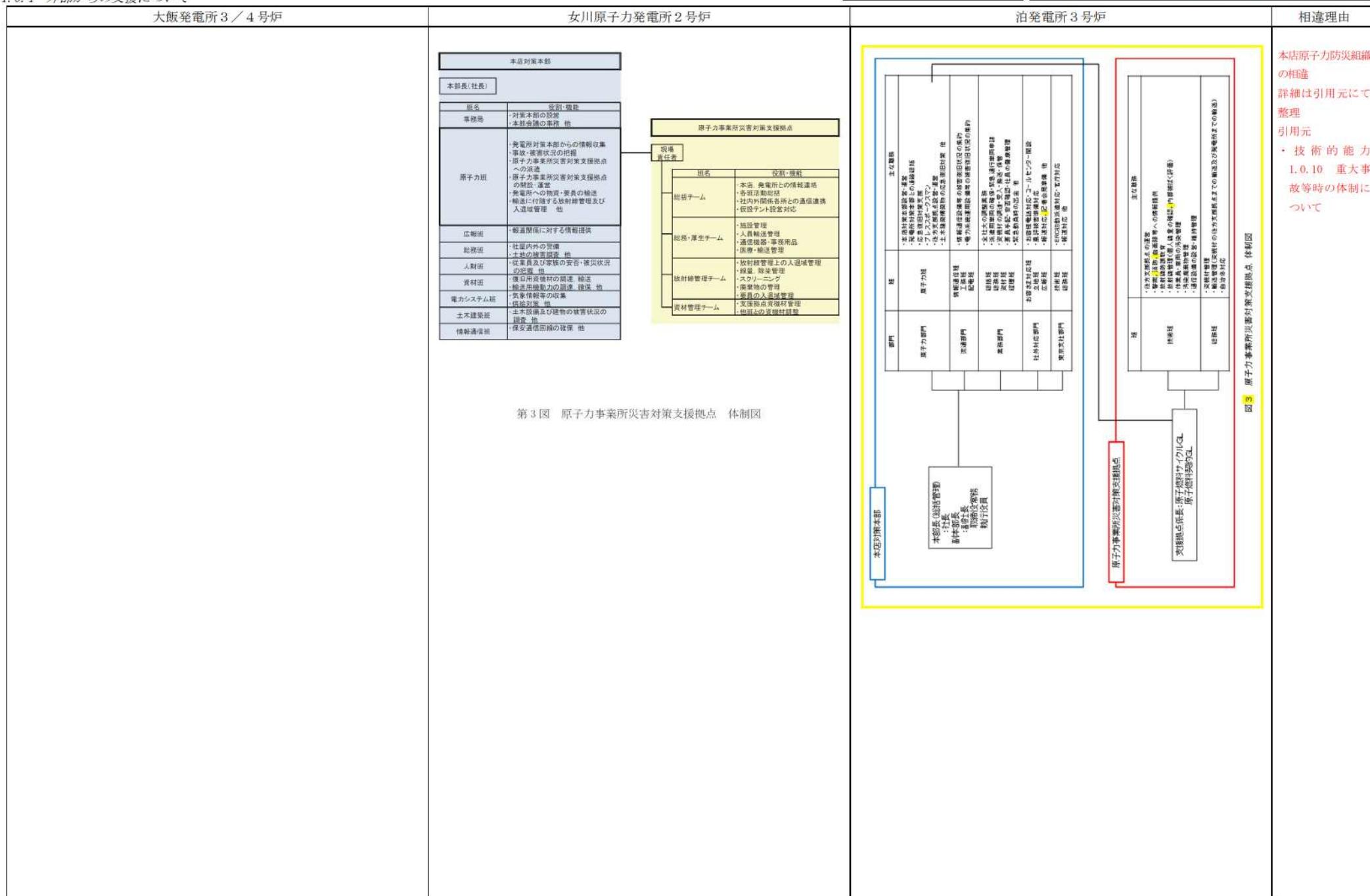
第2図 防災組織全体図

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.4 外部からの支援について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



第3図 原子力事業所災害対策支援拠点 体制図

図3 原子力事業所災害対策支援拠点 体制図

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.4 外部からの支援について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙1</p> <p>プラントメーカー及び協力会社からの支援に関する合意文書</p> <p>第1図 プラントメーカー（A社）との協定書（1/2）</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>		<p>記載内容の相違 ・泊は、プラントメー カや協力会社と の合意文章につい て記載しない。（大 飯、島根と同様） (以降、相違理由を省 略)</p>

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

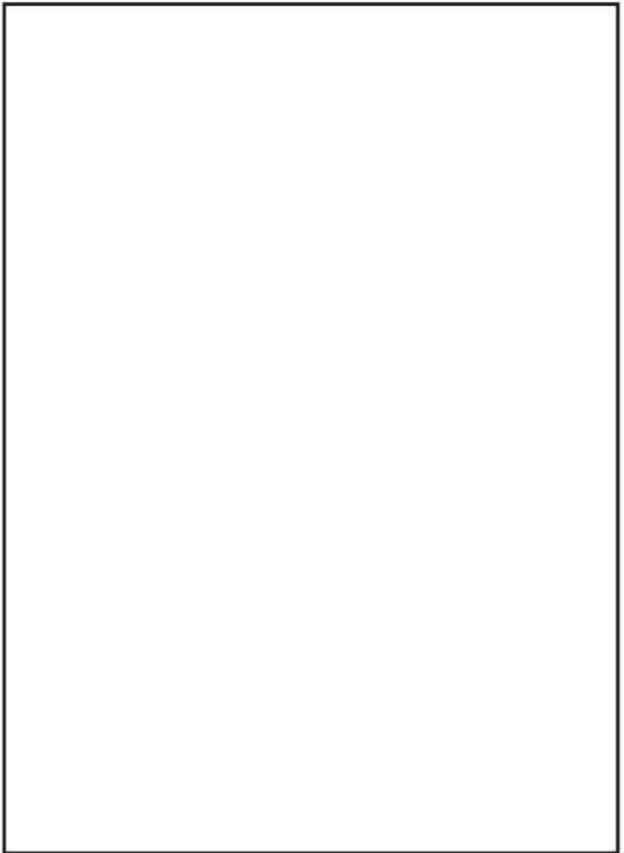
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第1回 プラントメーカ（A社）との協定書 (2/2) <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色: 大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

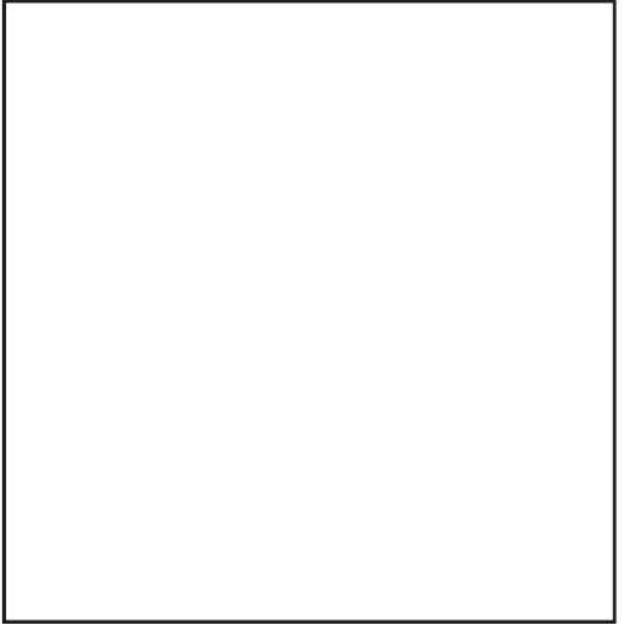
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2図 プラントメーカー（B社）との協定書 (1/2)</p> <p>枠固みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

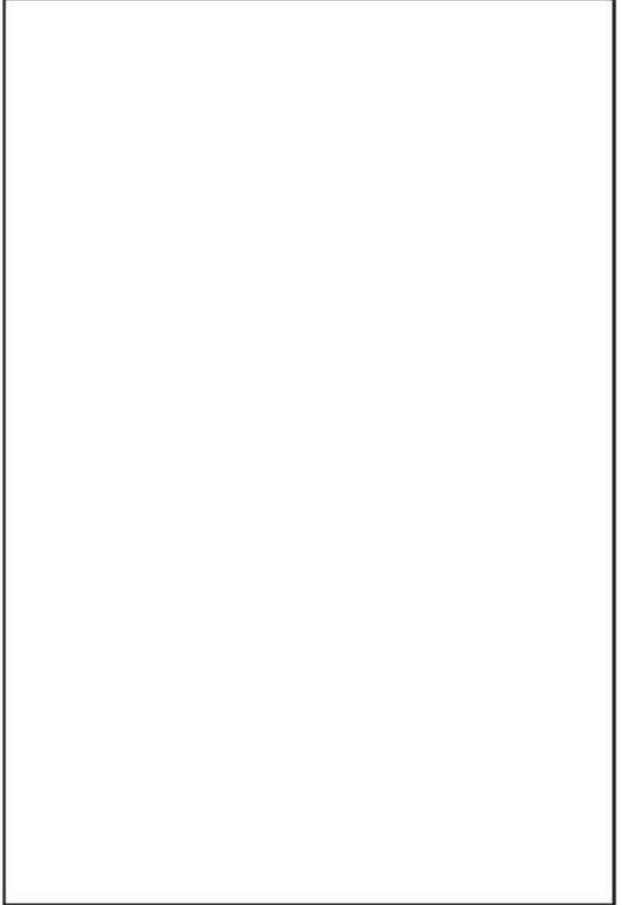
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2図 プラントメーカー（B社）との協定書 (2/2)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第3図 協力会社（C社）との協定書 (1/2) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

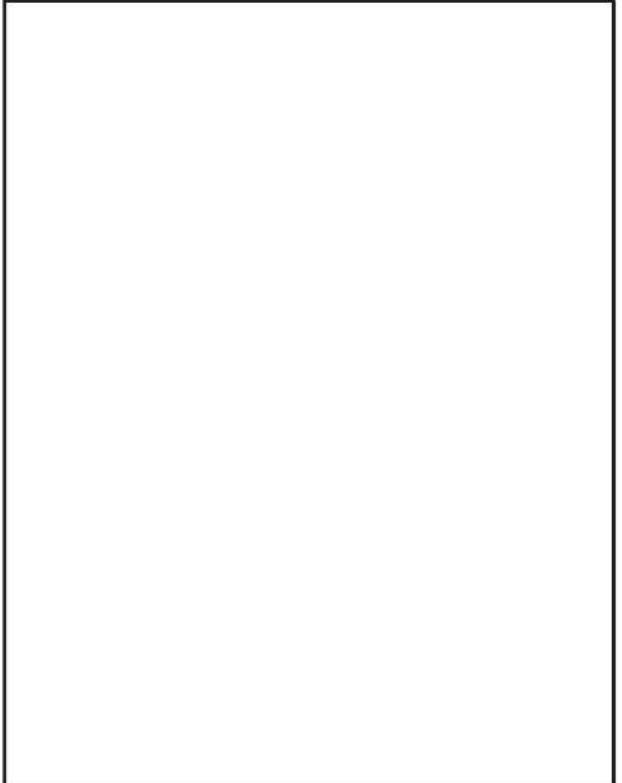
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 1px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <p>第3図 協力会社（C社）との協定書（2/2）</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

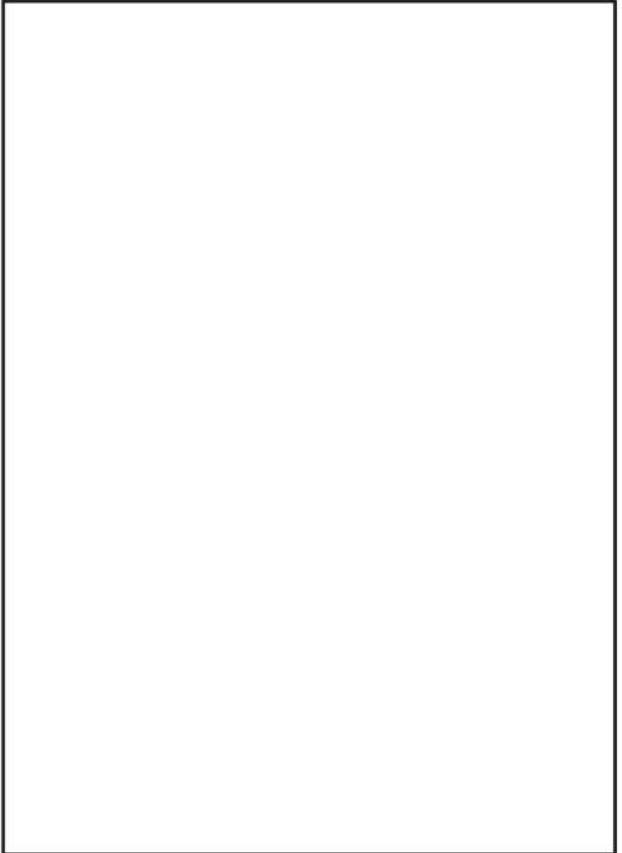
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第4図 協力会社（D社）との協定書（1/3） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

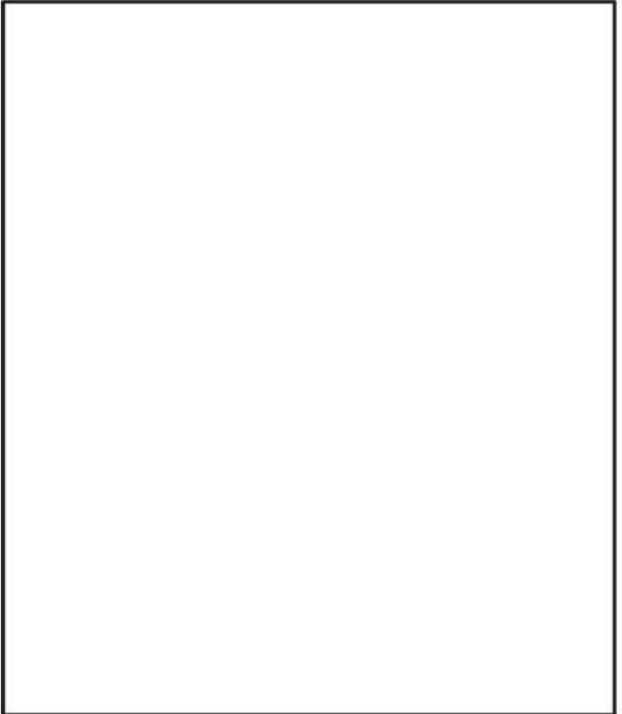
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第4図 協力会社（D社）との協定書（2/3） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

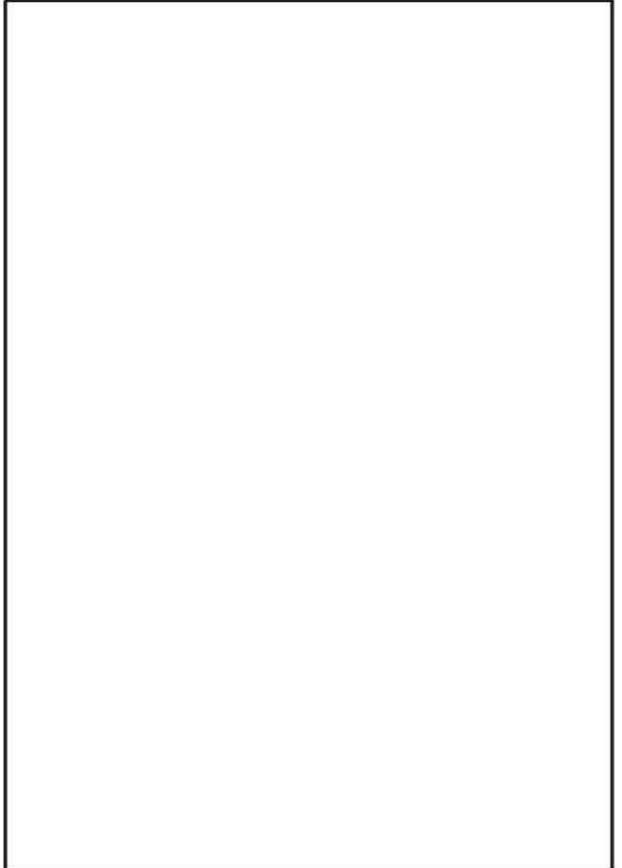
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4図 協力会社（D社）との協定書（3/3）</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

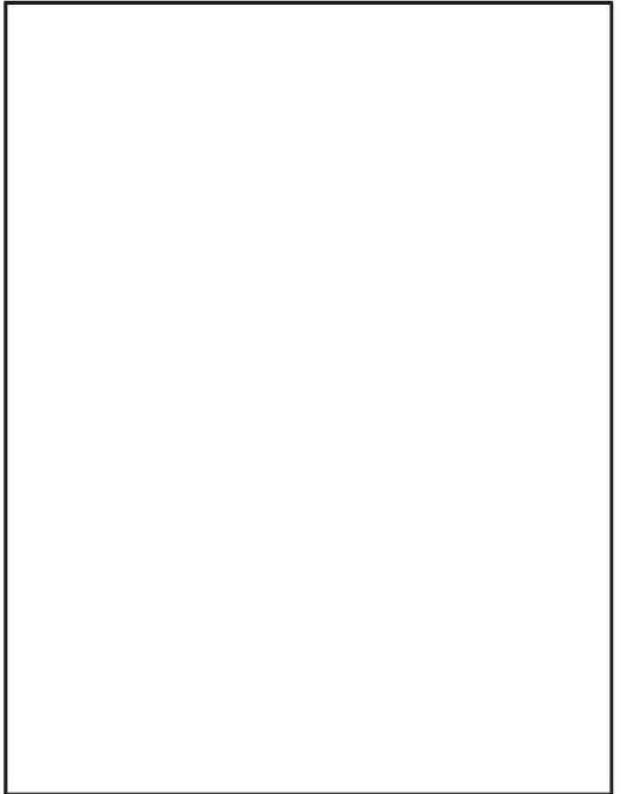
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第5図 協力会社（E社）との協定書（1/2） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第5図 協力会社（E社）との協定書（2/2）		

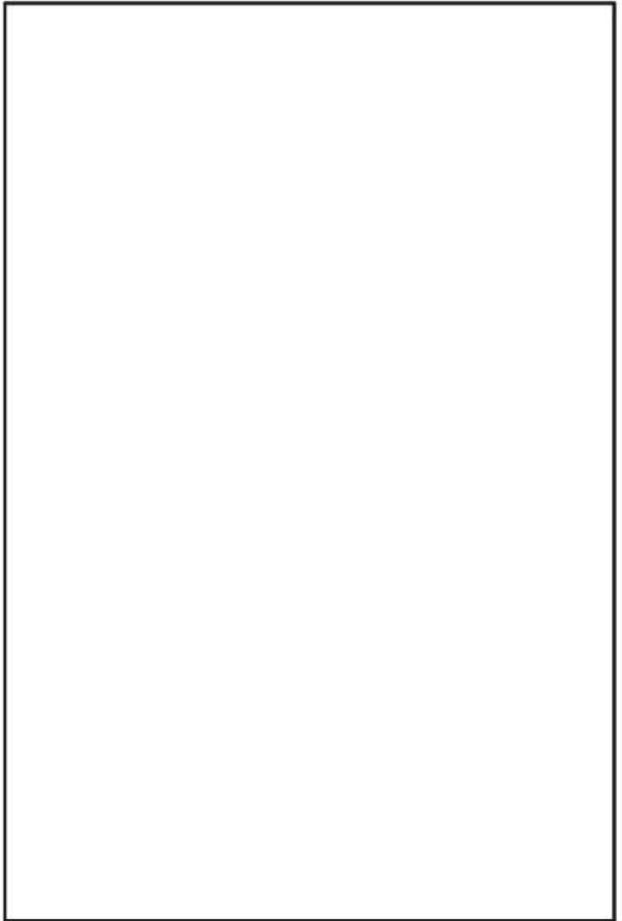
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

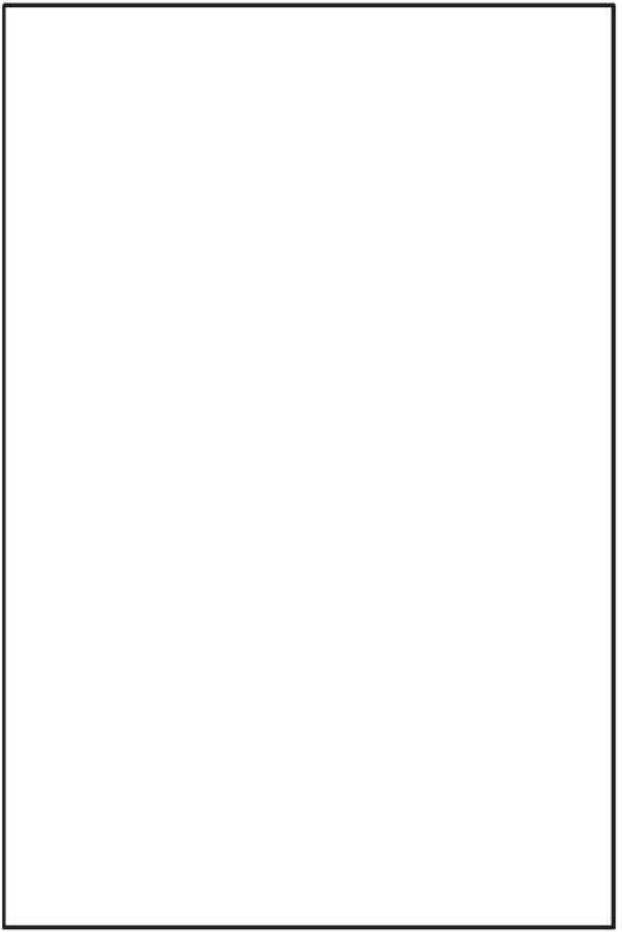
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第6図 携力会社（F社）との協定書（1/4） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

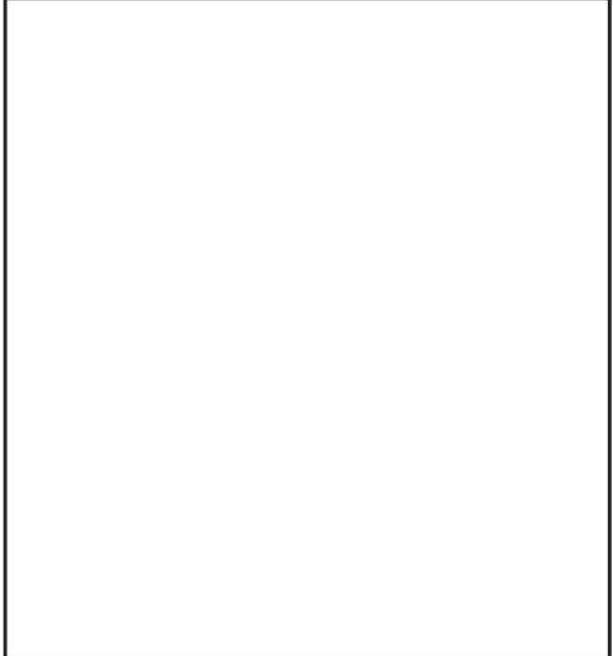
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第6図 協力会社（F社）との協定書（2/4） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第6図 協力会社(F社)との協定書(3/4) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第6図 協力会社（F社）との協定書 (4/4)		

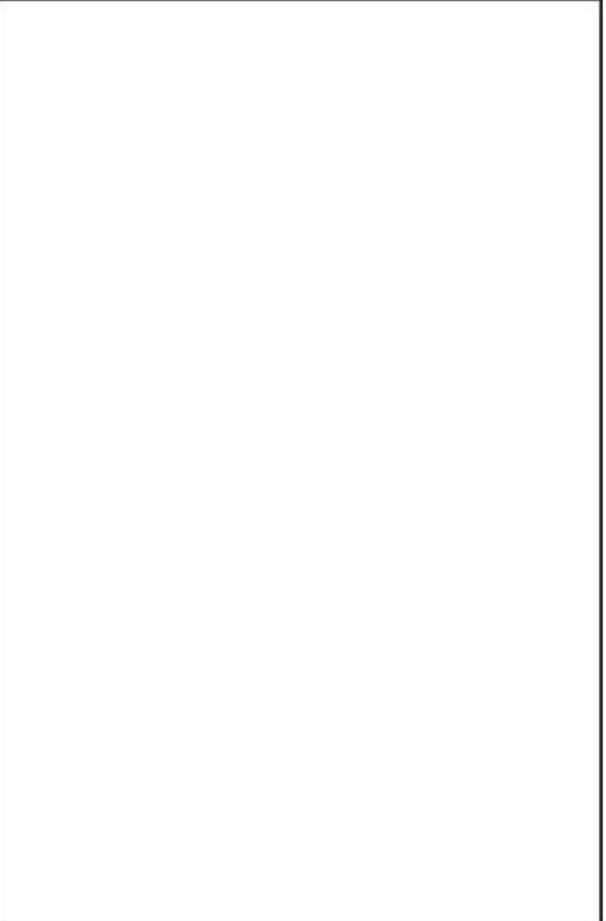
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第7図 協力会社（G社）との協定書 (1/4)		

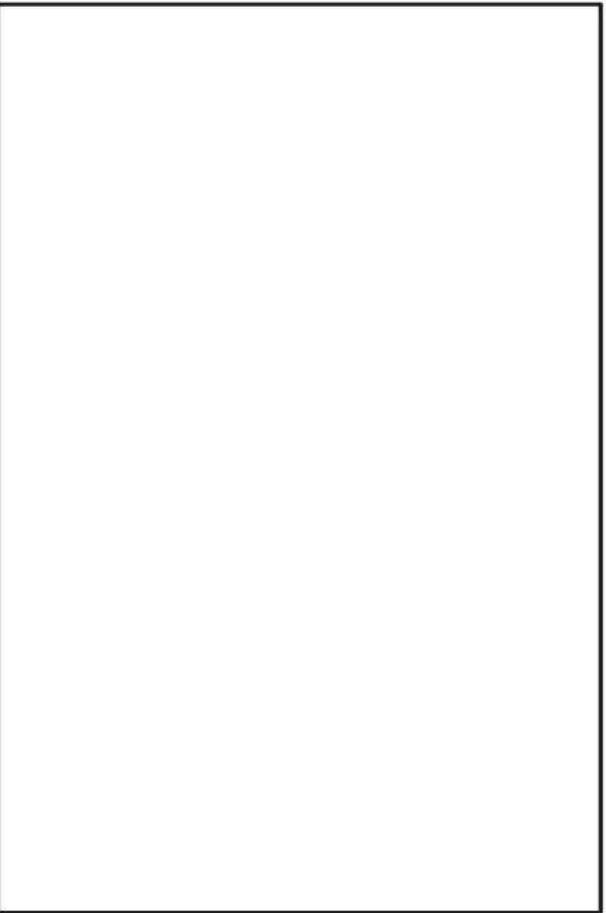
枠固みの内容は商業機密の観点から公開できません。

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第7図 協力会社（G社）との協定書（2/4）		

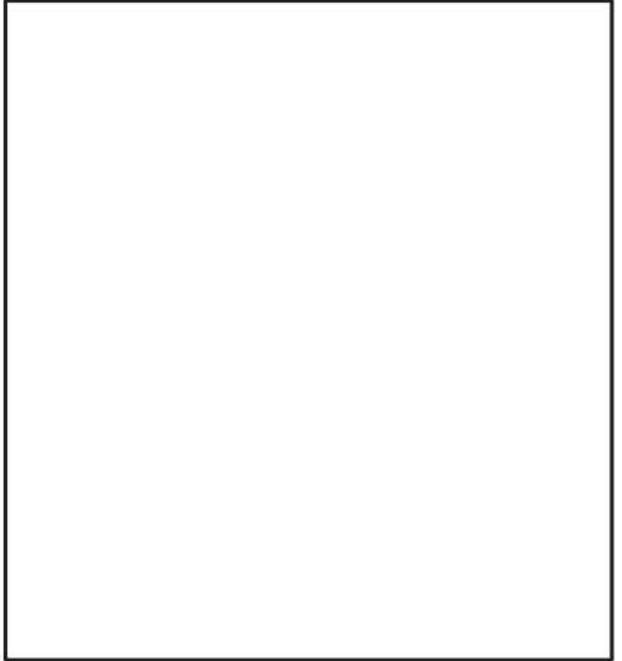
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第7図 協力会社（G社）との協定書（3/4） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>		

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第7図 協力会社（G社）との協定書（4/4）		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
<p>原子力事業所災害対策支援拠点について</p> <p>石巻ヘリポート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>宮城県石巻市桃生町神取字土手前46-1</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td> <td>西北西 約27km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約5,000 m²</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬式発電機 (2.8kVA×3台)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等</td> </tr> </tbody> </table> <p>東北電力本店ビル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td> <td>西南西 約50km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約18,000 m²</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>非常用ガスタービン発電設備 (1,500kVA×1台)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>備蓄燃料 約8,000リットル 備蓄食料・飲料水 3日分以上 不足時は小売店より調達</td> </tr> </tbody> </table> <p>女川地域総合事務所跡地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>宮城県牡鹿郡女川町針浜字針浜361-1</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td> <td>西北西 約7km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約1,920 m²</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬式発電機 (2.8kVA×3台)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等</td> </tr> </tbody> </table> <p>女川地域総合事務所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川142番地 S.G.-13街区1面地</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td> <td>北西 約7km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約1,130 m²</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬式発電機 (2.8kVA×3台)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	所在地	宮城県石巻市桃生町神取字土手前46-1	発電所からの方位・距離	西北西 約27km	敷地面積	約5,000 m ²	非常用電源	可搬式発電機 (2.8kVA×3台)	その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等	項目	仕様	所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	発電所からの方位・距離	西南西 約50km	敷地面積	約18,000 m ²	非常用電源	非常用ガスタービン発電設備 (1,500kVA×1台)	その他	備蓄燃料 約8,000リットル 備蓄食料・飲料水 3日分以上 不足時は小売店より調達	項目	仕様	所在地	宮城県牡鹿郡女川町針浜字針浜361-1	発電所からの方位・距離	西北西 約7km	敷地面積	約1,920 m ²	非常用電源	可搬式発電機 (2.8kVA×3台)	その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等	項目	仕様	所在地	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川142番地 S.G.-13街区1面地	発電所からの方位・距離	北西 約7km	敷地面積	約1,130 m ²	非常用電源	可搬式発電機 (2.8kVA×3台)	その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等	<p>別紙2</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点について</p> <p>1. 倶知安町方面</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>①北海道電力ネットワーク株式会社俱知安ネットワークセンター ②北海道電力ネットワーク株式会社俱知安無線局</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>北海道虻田郡 俱知安町南1条西2 北海道虻田郡 俱知安町南4条西3</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td> <td>南東 約25km</td> </tr> <tr> <td>敷 地 面 積</td> <td>約2,100 m²</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 小樽市・余市町方面</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>④北海電気工業株式会社 小樽支店 ⑤北海道電力ネットワーク株式会社余市ネットワークセンター ⑥社有地(旧資材置場)</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>北海道小樽市 塩谷2丁目3番8号 北海道余市郡 余市町大川町13丁目1番地 北海道余市郡 余市町栄町243-3</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td> <td>東北東 約40km</td> </tr> <tr> <td>敷 地 面 積</td> <td>約2,100 m²</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	名 称	①北海道電力ネットワーク株式会社俱知安ネットワークセンター ②北海道電力ネットワーク株式会社俱知安無線局	所 在 地	北海道虻田郡 俱知安町南1条西2 北海道虻田郡 俱知安町南4条西3	発電所からの方位・距離	南東 約25km	敷 地 面 積	約2,100 m ²	非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備	そ の 他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達	項目	仕 様	名 称	④北海電気工業株式会社 小樽支店 ⑤北海道電力ネットワーク株式会社余市ネットワークセンター ⑥社有地(旧資材置場)	所 在 地	北海道小樽市 塩谷2丁目3番8号 北海道余市郡 余市町大川町13丁目1番地 北海道余市郡 余市町栄町243-3	発電所からの方位・距離	東北東 約40km	敷 地 面 積	約2,100 m ²	非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備	そ の 他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達	<p>別紙1</p>
項目	仕様																																																																													
所在地	宮城県石巻市桃生町神取字土手前46-1																																																																													
発電所からの方位・距離	西北西 約27km																																																																													
敷地面積	約5,000 m ²																																																																													
非常用電源	可搬式発電機 (2.8kVA×3台)																																																																													
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等																																																																													
項目	仕様																																																																													
所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号																																																																													
発電所からの方位・距離	西南西 約50km																																																																													
敷地面積	約18,000 m ²																																																																													
非常用電源	非常用ガスタービン発電設備 (1,500kVA×1台)																																																																													
その他	備蓄燃料 約8,000リットル 備蓄食料・飲料水 3日分以上 不足時は小売店より調達																																																																													
項目	仕様																																																																													
所在地	宮城県牡鹿郡女川町針浜字針浜361-1																																																																													
発電所からの方位・距離	西北西 約7km																																																																													
敷地面積	約1,920 m ²																																																																													
非常用電源	可搬式発電機 (2.8kVA×3台)																																																																													
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等																																																																													
項目	仕様																																																																													
所在地	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川142番地 S.G.-13街区1面地																																																																													
発電所からの方位・距離	北西 約7km																																																																													
敷地面積	約1,130 m ²																																																																													
非常用電源	可搬式発電機 (2.8kVA×3台)																																																																													
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等																																																																													
項目	仕様																																																																													
名 称	①北海道電力ネットワーク株式会社俱知安ネットワークセンター ②北海道電力ネットワーク株式会社俱知安無線局																																																																													
所 在 地	北海道虻田郡 俱知安町南1条西2 北海道虻田郡 俱知安町南4条西3																																																																													
発電所からの方位・距離	南東 約25km																																																																													
敷 地 面 積	約2,100 m ²																																																																													
非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備																																																																													
そ の 他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達																																																																													
項目	仕 様																																																																													
名 称	④北海電気工業株式会社 小樽支店 ⑤北海道電力ネットワーク株式会社余市ネットワークセンター ⑥社有地(旧資材置場)																																																																													
所 在 地	北海道小樽市 塩谷2丁目3番8号 北海道余市郡 余市町大川町13丁目1番地 北海道余市郡 余市町栄町243-3																																																																													
発電所からの方位・距離	東北東 約40km																																																																													
敷 地 面 積	約2,100 m ²																																																																													
非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備																																																																													
そ の 他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達																																																																													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>石巻ヘリポート 女川地域総合事務所 女川原子力発電所 本店ビル 地図は地図局地図より引用</p> <p>第1図 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p>	 <p>支援拠点⑤余市町 支援拠点④小樽市 支援拠点⑥余市町 支援拠点①、②俱知安町 支援拠点③俱知安町</p>	

図1 原子力事業所災害対策支援拠点候補地

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.5 重大事故等対策に係る文書体系</p>	<p>添付資料 1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系 < 目次 > 1. 重大事故等への対応に係る文書体系.....1.0.5-1 第1表 実用炉規則各条文と保安規定各条文に対する 手順の関係.....1.0.5-3 第1図 品質マネジメントシステム文書体系図 (重大事故等発生時に係る文書)1.0.5-4</p>	<p>添付資料 1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系 < 目次 > 1. 重大事故等への対応に係る文書体系.....1.0.5-1 表1 実用炉規則各条文と保安規定各条文に対する 手順の関係.....1.0.5-3 図1 品質マネジメントシステム文書体系図 (重大事故等発生時等に係る文書)1.0.5-4</p>	<p>添付資料 1.0.5 目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、 1.0.5-2 ページ以降の具体的な内容にて記載する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時（以下「重大事故等発生時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備について保安規定に定めることを、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第92条（保安規定）で要求されていることから、大飯発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）及び第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）に以下の内容を新たに規定する。</p> <p>第18条の5 重大事故等発生時の体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に年1回以上の教育訓練 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な事項（炉心の著しい損傷を防止するための対策に関する事項、使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関する事項、原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関する事項） <p>第18条の6 大規模損壊発生時の体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に年1回以上の教育訓練 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な事項（大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事項、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する事項、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する事項、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する事項、放射性物質の放出を低減するための対策に関する事項） 	<p>1. 重大事故等への対応に係る文書体系</p> <p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第92条（保安規定）において、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時（以下「重大事故等発生時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備について保安規定に定めることを要求されていることから、女川原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第17条の5（重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）及び第17条の6（大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）に以下の内容を新たに規定することとしている。</p> <p>・重大事故等発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>・重大事故等発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員に対する毎年1回以上の教育及び訓練</p> <p>・重大事故等発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>・重大事故等発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な事項（炉心の著しい損傷を防止するための対策に関する事項、原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関する事項、使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関する事項、原子炉停止時における燃料体の損傷を防止するための対策に関する事項、大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事項、炉心の損傷を緩和するための対策に関する事項、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する事項、使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の損傷を緩和するための対策に関する事項、放射性物質の放出を低減するための対策に関する事項）</p>	<p>1. 重大事故等への対応に係る文書体系</p> <p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第92条（保安規定）において、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関することについて保安規定に定めることを要求されていることから、重大事故等及び大規模損壊（以下「重大事故等発生時等」という。）に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関することについて泊発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備（3号炉））及び第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備（3号炉））に以下の内容を新たに規定することとしている。</p> <p>・重大事故等発生時等における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>・重大事故等発生時等における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員に対する毎年1回以上の教育及び訓練</p> <p>・重大事故等発生時等における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>・重大事故等発生時等における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な事項（炉心の著しい損傷を防止するための対策に関する事項、原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関する事項、使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関する事項、原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関する事項、大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事項、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する事項、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する事項、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する事項、放射性物質の放出を低減するための対策に関する事項）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】実用炉規則改正に伴う記載内容の相違</p> <p>【大飯・女川】発電所名称の相違</p> <p>【大飯・女川】新たに保安規定に定めた条文の番号及び名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】記載表現の相違（「原子炉施設」と「発電用原子炉施設」）</p> <p>・実用炉規則92条に記載されている用語に統一</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>・「使用済燃料貯蔵設備」と「使用済燃料ピット」</p> <p>【大飯・女川】保安規定審査基準改正に伴う記載内容の相違（有毒ガス）</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>・「使用済燃料プール」と「使用済燃料ピット」</p> <p>【女川】記載方針の相違（著しい）</p> <p>・技術的能力 1.0 本文に統一（大飯と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
具体的な内容については、手順書に展開し、実効的な手順構成となるよう整備する。	当該条文に対する具体的な規定内容については、下部規定（二次文書、三次文書）に以下のとおり展開し、実効的な手順構成となるよう整備する。 手順書は、通常時からプラントを運転監視している運転員が事故収束のために用いる手順書と、重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書の二種類に整理する。	当該条文に対する具体的な規定内容については、下部規程（二次文書、三次文書）に以下のとおり展開し、実効的な手順構成となるよう整備する。 手順書は、通常時からプラントを運転監視している運転員が事故収束のために用いる手順書と、発電所災害対策要員（運転員を除く。）が使用する手順書の2種類に整理する。	【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】用語の相違 ・泊は保安規定に用いている『規程』に統一した。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】組織構成の相違 ・泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含んでおり、実質的な相違はない。（以降、相違理由を省略）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>運転員が使用する手順書は、保安規定第14条（マニュアルの作成）に基づき「警報処置運転手順書」、「非常時操作手順書（イベントベース）」、「非常時操作手順書（徴候ベース）」、「非常時操作手順書（プラント停止中）」及び「非常時操作手順書（設備別）」、保安規定第111条（原子力防災資機材の整備）に基づき「非常時操作手順書（シビアアクシデント）」を作成し、それぞれ具体的な対応を定める。これらは、第1図に示すとおり二次文書である「原子力QMS運転業務要領」及び「原子力QMS原子力災害対策実施要領」に繋がる三次文書として整理する。</p>	<p>運転員が使用する手順書は、保安規定第14条（運転管理に関する社内規程の作成）及び保安規定第121条（原子力防災資機材等の整備）に基づく二次文書として「運転要領 警報処置編」「運転要領 緊急処置編（第1部）」「運転要領 緊急処置編（第2部）」及び「運転要領 緊急処置編（第3部）」を作成し、二次文書である「運転要領」及び「重大事故等および大規模損壊対応要領」につながる三次文書として「代替設備等運転要則」を作成し、それぞれ具体的な対応を定める。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】規程類構成の相違 ・保安規定条文番号及び名称 ・規程類名称 【女川】規程類構成の相違 ・二次文書と三次文書の違いはあるが保安規定に基づき具体的な対応を定めていることに相違はない。 ・代替設備等運転要則は、「運転要領」及び「重大事故等および大規模損壊対応要領」につながる三次文書として整理している。 【女川】規程類構成の相違による記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書は、保安規定第9章緊急時の措置（第109条～第118条）に基づく二次文書「原子力QMS 原子力災害対策実施要領」に繋がる三次文書として「発電所対策本部運営要領書」、「アクシデントマネジメントガイド」、「重大事故等対応要領書」を定める。</p> <p>なお、上記、運転員、重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が必要な力量を確保するために、「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」及び「重大事故等対策要員の力量、教育・訓練および認識に関する管理要領」に必要な措置を定める。</p> <p>実用炉規則各条文と保安規定各条文に対する手順書との関係は、表1のとおり。また、規定文書全体体系図（重大事故等対応にかかる文書）を図1に示す。</p>	<p>また、発電所災害対策要員（運転員を除く。）が使用する手順書は、保安規定第9章非常時の措置（第119条～第128条）に基づく二次文書「重大事故等および大規模損壊対応要領」につながる三次文書として「可搬型SA設備等対応手順要則」、「シビアアクシデント対応ガイド要則」を定める。</p> <p>なお、上記、運転員、発電所災害対策要員（運転員を除く。）が必要な力量を確保するために、「教育訓練管理要領」、「教育訓練管理要則」及び「運転員教育訓練要則」に必要な措置を定める。</p> <p>実用炉規則各条文と保安規定各条文に対する手順の関係を表1に示す。また、品質マネジメントシステム文書体系図（重大事故等発生時等に係る文書）を図1に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】規程類構成の相違 ・保安規定条文番号と名称 ・規程類名称 【女川】記載表現の相違（「つながる」）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】規程類名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違 ・泊は図のタイトルを記載した。図の内容として重大事故等発生時等に係る社内規程類に関する二次及び三次文書の体系を記載していることに相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

大飯発電所3／4号炉

実用炉規則	規定する内容	発電用原子炉施設保安規定	下部規定
第92条第1項第22号	重大事故等発生時における重大事故等発生時における危険用原予炉施設の安全のための活動を行う体制の整備について、第18条とのとじて新規に規定	「重大事故等発生時における危険用原子炉施設の安全のための活動を行う体制の整備」に規定 「重大事故等発生時に係る原子炉施設の安全のための活動に対する責任」に規定 「危険用原子炉施設要領」に規定	「重大事故等発生時における危険用原子炉施設の安全のための活動に対する責任」に規定 「重大事故等発生時に係る原子炉施設の安全のための活動に対する責任」に規定 「危険用原子炉施設要領」に規定
第92条第1項第23号	大規模損壊等発生時における重大事故等発生時における危険用原子炉施設の安全のための活動を行う体制の整備	大規模損壊等発生時における重大事故等発生時における危険用原子炉施設の安全のための活動を行う体制の整備について、第18条とのとじて新規に規定	「重大事故等発生時における危険用原子炉施設の安全のための活動に対する責任」に規定 「重大事故等発生時に係る原子炉施設の安全のための活動に対する責任」に規定 「危険用原子炉施設要領」に規定
第92条第1項第9号	発電用原子炉施設の運転に因る重大事故等発生時における危険用原子炉施設の安全のための活動を行う体制の整備	運転管理に関する社内標準の作成について、第18条とのとじて規定 「重大事故等発生時における危険用原子炉施設の安全のための活動に対する責任」に規定	「重大事故等発生時における危険用原子炉施設の安全のための活動に対する責任」に規定 「重大事故等発生時に係る原子炉施設の安全のための活動に対する責任」に規定 「危険用原子炉施設要領」に規定

第1表 実用炉規則各条文と保安規定各条文に対する手順書との関係

実用炉規則	実用炉規則に規定する内容	保安規定に規定する内容	社内規定
第92条第1項第9号	発電用原子炉施設の運転に因る重大事故等発生時における危険用原子炉施設の安全のための活動を行う体制の整備	第14条 マニフェストの作成	原子力QMS 運転義務要領
第92条第1項第十九号	非常の場合に構造すべき处置に関すること。	第109条 原子力防災組織 緊急作業対策の要員 原子力防災資源の選定 原子力防災資源の整備 通信経路 緊急時演習 通報 緊急時体制の充合 心急措置 緊急時における活動 緊急時作業従事者の健康管理等 緊急時作業従事者の判断 重大事故等発生時における原 子炉施設の保全のための活動 を行なう体制の整備	原子力QMS 原子力災害対策実施要領 原子力QMS 力量、教育・訓練および 認識要領
第92条第1項第二十二号	重大事故等発生時における危険用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備	第17条の5 原子炉施設の保全のための活動 を行なう体制の整備	原子力QMS 運転義務要領 原子力QMS 原子力災害対策実施要領 原子力QMS 力量、教育・訓練および 認識要領
第92条第1項第二十三号	大規模損壊等発生時における危険用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備	第17条の6 原子炉施設の保全のための活動 を行なう体制の整備	原子力QMS 運転義務要領 原子力QMS 原子力災害対策実施要領 原子力QMS 力量、教育・訓練および 認識要領

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

実用炉規則	実用炉規則に規定する内容	保安規定に規定する内容	社内規定
第92条第1項第1条第9号	非常の場合に構造すべき处置に関すること。	第14条 マニフェストの作成	原子力QMS 運転義務要領
第92条第1項第十九号	非常の場合に構造すべき处置に関すること。	第109条 原子力防災組織 緊急作業従事者の選定 原子力防災資源の選定 原子力防災資源の整備 通信経路 緊急時演習 通報 緊急時体制の充合 心急措置 緊急時における活動 緊急時作業従事者の健康管理等 緊急時作業従事者の判断 重大事故等発生時における原 子炉施設の保全のための活動 を行なう体制の整備	原子力QMS 原子力災害対策実施要領 原子力QMS 力量、教育・訓練および 認識要領
第92条第1項第二十二条	重大事故等発生時における危険用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備	第17条の5 原子炉施設の保全のための活動 を行なう体制の整備	原子力QMS 運転義務要領 原子力QMS 原子力災害対策実施要領 原子力QMS 力量、教育・訓練および 認識要領
第92条第1項第二十三条	大規模損壊等発生時における危険用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備	第17条の6 原子炉施設の保全のための活動 を行なう体制の整備	原子力QMS 運転義務要領 原子力QMS 原子力災害対策実施要領 原子力QMS 力量、教育・訓練および 認識要領

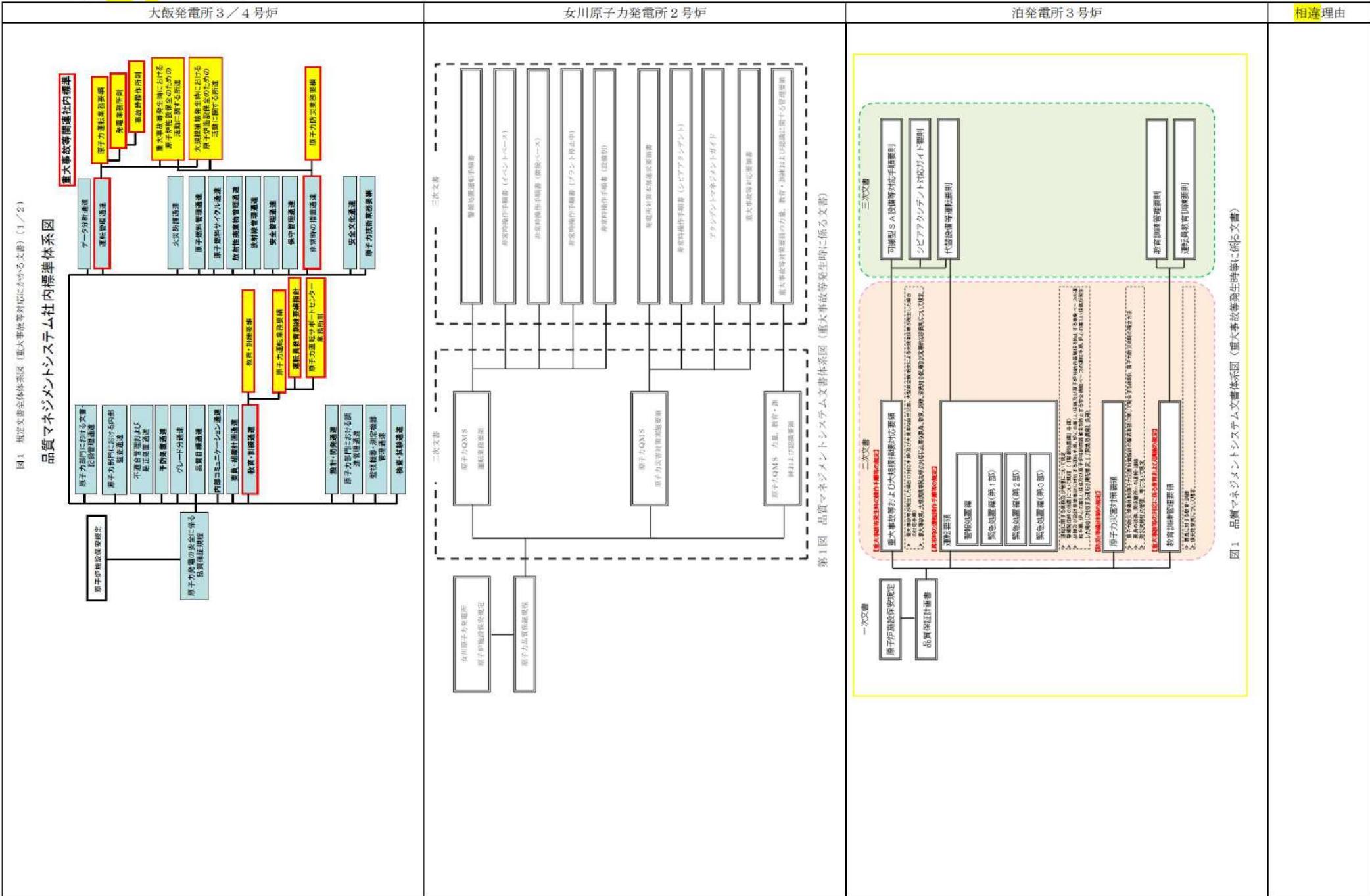
第1表 実用炉規則各条文と保安規定各条文に対する手順書との関係

実用炉規則	実用炉規則に規定する内容	保安規定に規定する内容	社内規定	
第92条第1項第1条第9号	非常の場合に構造すべき处置に関すること。	第14条 マニフェストの作成	原子力QMS 運転義務要領	
第92条第1項第十九号	非常の場合に構造すべき处置に関すること。	第119条 原子力防災組織 緊急作業従事者の選定 原子力防災資源の整備 通信経路 緊急時演習 通報 緊急時体制の充合 心急措置 緊急時における活動 緊急時作業従事者の健康管理等 緊急時作業従事者の判断 重大事故等発生時における原 子炉施設の保全のための活動 を行なう体制の整備	原子力QMS 原子力災害対策実施要領 原子力QMS 力量、教育・訓練および 認識要領	
第92条第1項第二十二条	設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置のこと。	第120条の2 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条 第127条 第128条 第17条の6 第17条の7	原子力防災組織 緊急作業従事者の選定 原子力防災資源の整備 通信経路 緊急時演習 通報 緊急時体制の充合 心急措置 緊急時における活動 緊急時作業従事者の健康管理等 緊急時作業従事者の判断 重大事故等発生時の体制の整備 大規模損壊発生時の体制の整備	原子力QMS 原子力災害対策実施要領 原子力QMS 力量、教育・訓練および 認識要領
第92条第1項第十六号	設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置のこと。			原子力QMS 原子力災害対策実施要領 原子力QMS 力量、教育・訓練および 認識要領

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1 條定文書全体系図(重大事故等時にかかる文書) (2/2)</p> <p>The diagram illustrates the document system for major accidents at the reactor unit. It shows the flow of information from the '原子炉緊急運行要領' (Emergency Operation Guidelines for Nuclear Power Plants) through various levels of documents (1次文書, 2次文書, 3次文書) and specific sections like '安全・保安の各部門別実施計画' (Safety and Security Department-specific Implementation Plans) and '緊急時行動指揮部' (Emergency Response Command Center).</p> <p>主要な文書構成:</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉緊急運行要領: 全般の運行要領と緊急運行要領。 安全・保安の各部門別実施計画: 安全・保安の各部門別に定めた実施計画。 緊急時行動指揮部: 緊急時行動指揮部による行動指揮。 1次文書: 基本的な運行指揮や緊急運行手順。 2次文書: 運行指揮規程や緊急運行手順。 3次文書: 実際の操作手順や装置名等。 <p>注記: 「()」内に記載された数字は、該文書が該文書上に記載される順位を示す。たとえば、「(第1回)」は該文書が最初に記載される回を示す。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>泊発電所3号炉</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉 添付資料 1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について	女川原子力発電所2号炉 添付資料 1.0.6 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について <目次> 1. 手順書の体系について.....1.0.6-1 2. 各種手順書の概要について.....1.0.6-1 2.1 運転操作手順書.....1.0.6-1 (1)警報処置運転手順書.....1.0.6-1 (2)非常時操作手順書（イベントベース）.....1.0.6-2 (3)非常時操作手順書（微候ベース）.....1.0.6-3 (4)非常時操作手順書（シビアアクシデント）.....1.0.6-4 (5)非常時操作手順書（プラント停止中）.....1.0.6-5 (6)非常時操作手順書（設備別）.....1.0.6-6 2.2 発電所対策本部用手順書.....1.0.6-6 (1)発電所対策本部運営要領書.....1.0.6-6 (2)アクシデントマネジメントガイド.....1.0.6-7 (3)重大事故等対応要領書.....1.0.6-7 2.3 各種手順書の判断者・操作者の明確化.....1.0.6-8 (1)判断者の明確化.....1.0.6-8 (2)操作者の明確化.....1.0.6-8 3. 各種手順書間のつながり、移行基準について.....1.0.6-8 (1)警報処置運転手順書からほかの 非常時操作手順書への移行.....1.0.6-8 (2)AOPからEOPへの移行.....1.0.6-9 (3)EOPからSOPへの移行.....1.0.6-9 (4)非常時操作手順書（設備別）及びEHGの使用.....1.0.6-9 (5)発電所対策本部用手順書の導入.....1.0.6-10 4. 運転員の対応操作の流れについて.....1.0.6-10 5. 重大事故等時の対応及び手順書の内容について.....1.0.6-12	泊発電所3号炉 添付資料 1.0.6 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について <目次> 1. 手順書の体系について.....1.0.6-1 2. 運転員の事象判別プロセスについて.....1.0.6-3 3. 「運転要領緊急処置編」における各手順書間の適用の 優先順位.....1.0.6-4 (1)事象ベース手順書間の優先順位.....1.0.6-4 (2)安全機能ベース手順書間の優先順位 （優先度が高い順）.....1.0.6-4 (3)安全機能ベースと事象ベース相互間の優先順位.....1.0.6-5 4. 発電所対策本部用手順書.....1.0.6-5 (1)重大事故等対応要領.....1.0.6-5 (2)シビアアクシデント対応ガイド要則.....1.0.6-6 5. 各種手順書の判断者・操作者の明確化.....1.0.6-7 (1)判断者の明確化.....1.0.6-7 (2)操作者の明確化.....1.0.6-7 6. 各手順書間のつながり.....1.0.6-7 (1)運転要領間の移行について.....1.0.6-7 a. 運転要領警報処置編と運転要領緊急処置編（第1部） について.....1.0.6-8 b. 運転要領緊急処置編（第1部）と運転要領緊急処置編 (第2部)について.....1.0.6-8 c. 運転要領緊急処置編（第2部）と運転要領緊急処置編 (第3部)について.....1.0.6-8 (2)運転要領と重大事故等対応要領について.....1.0.6-9 a. 運転要領緊急処置編と重大事故等対応要領 について.....1.0.6-9 b. 運転要領緊急処置編（第3部）とシビアアクシデント 対応ガイド要則について.....1.0.6-9 7. 重大事故等対応時の手順書内容について.....1.0.6-10 8. 重大事故等時の対応について.....1.0.6-11	相違理由 目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、比較表1.0.6-3以降の具体的な内容にて記載する。
		<p>図1 「運転要領」及び「重大事故等対応要領」等の 体系概要圖.....1.0.6-1</p> <p>図2 運転員、発電所対策本部（発電所災害対策要員</p>	

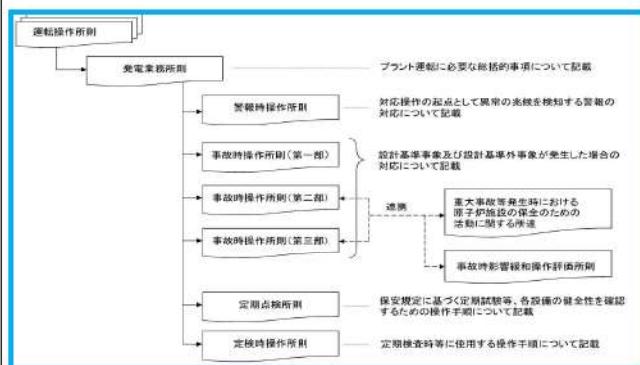
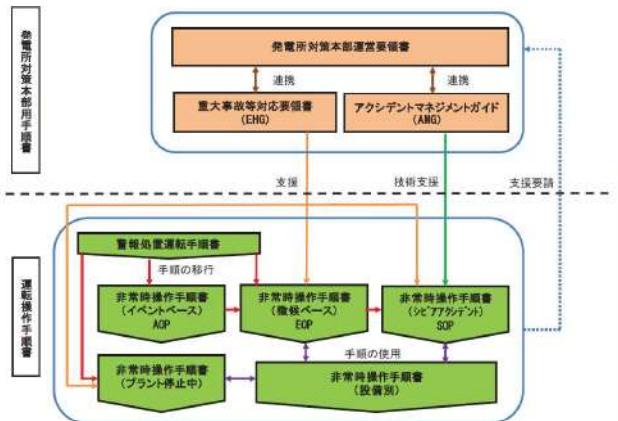
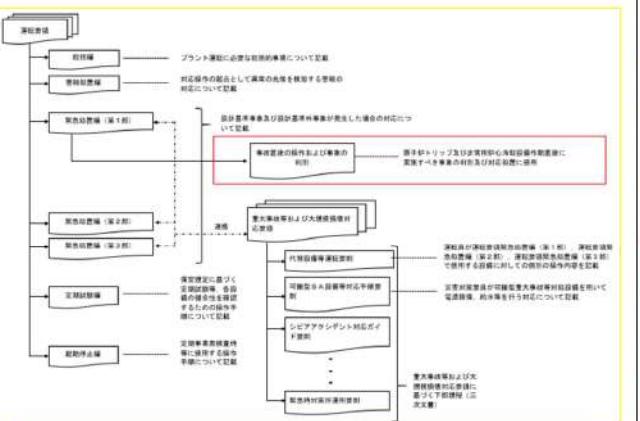
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

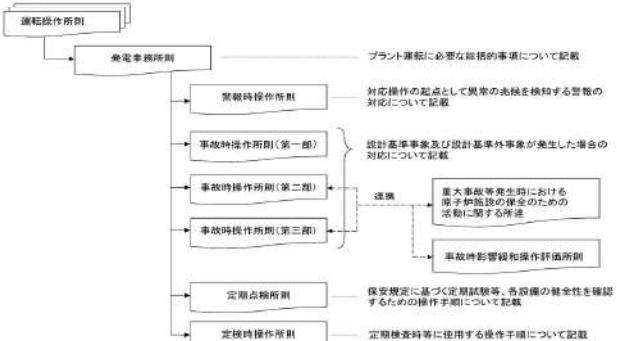
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>添付1 炉心損傷開始の判断基準について.....1.0.6-添付1-1 別紙1 AOP「給水ポンプ2台トリップ、全喪失」 対応フロー図.....1.0.6-別紙1-1 別紙2 AOP「給水ポンプ2台トリップ、全喪失」 操作等判断基準一覧.....1.0.6-別紙2-1 別紙3 EOPフローチャート.....1.0.6-別紙3-1 別紙4 EOP目的及び基本的な考え方.....1.0.6-別紙4-1 別紙5 EOP操作等判断基準一覧.....1.0.6-別紙5-1 別紙6 SOPフローチャート.....1.0.6-別紙6-1 別紙7 SOP目的及び基本的な考え方.....1.0.6-別紙7-1 別紙8 SOP操作等判断基準一覧.....1.0.6-別紙8-1 別紙9 プラント停止中フローチャート.....1.0.6-別紙9-1 別紙10 停止時手順書目的及び基本的な考え方...1.0.6-別紙10-1 別紙11 プラント停止中操作等判断基準一覧....1.0.6-別紙11-1 別紙12 非常時操作手順書（設備別）一覧.....1.0.6-別紙12-1 別紙13 発電所対策本部運営要領書と各機能班の 実施事項.....1.0.6-別紙13-1 別紙14 重大事故等対応要領書手順一覧.....1.0.6-別紙14-1 別紙15 EOP/SOP/停止時手順書 フローチャート凡例.....1.0.6-別紙15-1 別紙16 重大事故等対策における作業ごとの 想定時間の設定について.....1.0.6-別紙16-1</p>	<p>(運転員を除く。)が使用する手順書体系.....1.0.6-12 図3 各手順書間の関係図.....1.0.6-13 図4 運転要領緊急処置編の構成概要.....1.0.6-14 図5 重大事故等および大規模損傷対応要領に基づく 項目概要.....1.0.6-15 図6 重大事故等対応要領の構成.....1.0.6-17 図7 運転要領緊急処置編（第2部）の項目概要.....1.0.6-18 図8 安全機能ベースと事象ベースの相互間の優先順位.....1.0.6-20 図9 運転要領緊急処置編（第3部）の項目概要.....1.0.6-21 図10 運転員の事象判断プロセスと 運転要領緊急処置編の体系について.....1.0.6-22 図11 運転要領及び重大事故等対応要領の 使用イメージ.....1.0.6-23 図12 重大事故等発生時に使用する手順書の概念図.....1.0.6-24</p> <p>別紙1 重大事故等対策における作業ごとの想定時間の設定 について.....1.0.6-別紙1-1</p>	

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 「運転操作所則」の体系について 大飯発電所では、設計基準事象である運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生時、あるいは重大事故等発生時に備えて「運転操作所則」及び「重大事故等発生における原子炉施設の保全のための活動に関する所達（以下「S A所達」という。）」等を整備しており、有効性評価における全重要事故シーケンスについては、これら手順を用いて、適切な操作と要員により原子炉及び格納容器等を安定状態に収束することができることを確認している。「運転操作所則」の詳細な体系については以下とおり。</p> <p>【比較のため、比較表 P1.0.6-4 より再掲】</p>  <p>2. 手順書の機能体系について 女川原子力発電所では、プラントに異常が発生した場合等において、重大事故への進展を防止するため、「警報処置運転手順書」、「非常時操作手順書（イベントベース）」、「非常時操作手順書（徴候ベース）」、「非常時操作手順書（設備別）」及び「非常時操作手順書（プラント停止中）」を整備している。また、重大事故に至る可能性が高い場合あるいは重大事故に進展した場合に備えて「非常時操作手順書（シビアアクシデント）」、「発電所対策本部運営要領書」、「アクシデントマネジメントガイド」及び「重大事故等対応要領書」を整備する。 事故発生時における対応手順書の機能体系は第1図のとおり。</p>  <p>3. 手順書の体系について 泊発電所では、設計基準事象である運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生時、あるいは重大事故等発生時に備えて「運転要領」及び「重大事故等および大規模損傷対応要領（以下「重大事故等対応要領」という。）」等を整備しており、有効性評価における全重要事故シーケンスについては、これら手順を用いて、適切な操作と要員により発電用原子炉及び原子炉格納容器等を安定状態に収束することができることを確認している。「運転要領」及び「重大事故等対応要領」等の詳細な体系については図1のとおり。</p> <p>4. おまけ：原子炉設置変更許可申請書における手順書名称と泊発電所にて制定する手順書名称の対応表について なお、原子炉設置変更許可申請書における手順書名称と泊発電所にて制定する手順書名称の対応表について表1に示す。</p> 			

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>(1) 運転操作所則は、その用途及び目的に応じ、発電室業務所則、警報時操作所則、事故時操作所則（第一部）、事故時操作所則（第二部）、事故時操作所則（第三部）、定期点検所則、定検時操作所則に区分している。</p>  <pre> graph TD A[運転操作所則] --> B[発電室業務所則] A --> C[警報時操作所則] A --> D[事故時操作所則 第一部] A --> E[事故時操作所則 第二部] A --> F[事故時操作所則 第三部] A --> G[定期点検所則] A --> H[定検時操作所則] B --> I[プラント運転に必要な経緯的事項について記載] C --> J[対応操作の起點として異常の兆候を検知する警報の対応について記載] D --> K[設計基本事象及び設計基準外事象が発生した場合の対応について記載] E --> L[重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達] F --> M[運転] F --> N[事故時影響緩和操作評価所則] G --> O[保安規定に基づく定期試験等、各設備の健全性を確認するための操作手順について記載] H --> P[定期検査時等に使用する操作手順について記載] </pre> <p>(2) 「事故時操作所則（第一部）」は、1次系や2次系及び電気系での異常事象発生（異常な過渡事象未満）、異常な過渡変化事象、設計基準事象等が発生した場合、その故障及び事故を早急に復旧し、二次的な被害を最小限にとどめるための処置について定めたものである。</p>	<p>2. 各種手順書の概要について</p> <p>各種手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）並びに重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）に分類して整備する。以下、運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書の概要を示す。</p> <h3>2.1 運転操作手順書</h3> <p>(1) 警報処置運転手順書</p> <p>中央制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作を定めた手順書。</p> <p>警報ごとに対応手順を定めており、手順書に記載しているパラメータの確認や対応処置等を実施することで、故障・事故の徵候の把握及び事故の収束・拡大防止を図る。</p> <p>(2) 非常時操作手順書（イベントベース）</p> <p>単一の故障等で発生する可能性のあるあらかじめ想定された異常又は事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作を定めた手順書。</p> <p>設計基準事故の範囲内の特定された事故ごとの操作内容をあらかじめ手順書化しており、当該手順で対応できると判断した場合に使用し、過渡状態が収束するまでの間適用する。</p> <p>非常時操作手順書（イベントベース）（以下「AOP」という。）は、事象ごとに「事故の想定」、「操作のポイント」、「対応フロー図」、「対応手順」で構成される。</p> <p>AOPの一例として、発電用原子炉が運転中に給水ポンプがトリップし、給水不能となった場合の対応操作を定めた、AOP「給水ポンプ2台トリップ、全喪失」の対応フロー図及び操作等判断基準一覧を別紙1、2に示す。</p>	<p>表1 原子炉設置変更許可申請書における手順書名称と泊発電所にて制定する手順書名称の対応表</p> <table border="1"> <tr> <td>原子炉設置変更許可申請書における手順書名称</td> <td>発電所にて制定する手順書名称</td> </tr> <tr> <td>警報処置運転手順書</td> <td>運転要領警報処置編</td> </tr> <tr> <td>事象の判別を行う運転手順書</td> <td>運転要領緊急処置編（第1部）※ ※ 本手順内の「事故直後の操作および事象の判別」</td> </tr> <tr> <td>故障及び設計基準事故に対処する運転手順書</td> <td>運転要領緊急処置編（第1部）</td> </tr> <tr> <td>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書</td> <td>運転要領緊急処置編（第2部）</td> </tr> <tr> <td>炉心の著しい損傷が発生した場合に對処する運転手順書</td> <td>運転要領緊急処置編（第3部）</td> </tr> <tr> <td>代替設備等運転手順書</td> <td>代替設備等運転要領</td> </tr> <tr> <td>発電所対策本部用手順書</td> <td>重大事故等および大規模損壊対応要領</td> </tr> </table> <p>(1) 運転要領は、その用途及び目的に応じ、総括編、警報処置編、緊急処置編（第1部）、緊急処置編（第2部）、緊急処置編（第3部）、定期試験編、起動停止編に区別している。</p> <p>(2) 「運転要領緊急処置編（第1部）」は、1次系や2次系及び電気系での異常事象発生（異常な過渡事象未満）、異常な過渡変化事象、設計基準事象等が発生した場合、その故障及び事故を早急に復旧し、二次的な被害を最小限にとどめるための処置について定めたものである。</p>	原子炉設置変更許可申請書における手順書名称	発電所にて制定する手順書名称	警報処置運転手順書	運転要領警報処置編	事象の判別を行う運転手順書	運転要領緊急処置編（第1部）※ ※ 本手順内の「事故直後の操作および事象の判別」	故障及び設計基準事故に対処する運転手順書	運転要領緊急処置編（第1部）	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書	運転要領緊急処置編（第2部）	炉心の著しい損傷が発生した場合に對処する運転手順書	運転要領緊急処置編（第3部）	代替設備等運転手順書	代替設備等運転要領	発電所対策本部用手順書	重大事故等および大規模損壊対応要領	<p>【大飯】記載方針の相違 原子炉設置変更許可申請書添付書類十に記載している手順書名称と発電所にて制定する手順書の名称の対応表を記載した。</p> <p>【大飯】手順書名称の相違(以降、相違理由を省略)</p>
原子炉設置変更許可申請書における手順書名称	発電所にて制定する手順書名称																		
警報処置運転手順書	運転要領警報処置編																		
事象の判別を行う運転手順書	運転要領緊急処置編（第1部）※ ※ 本手順内の「事故直後の操作および事象の判別」																		
故障及び設計基準事故に対処する運転手順書	運転要領緊急処置編（第1部）																		
炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書	運転要領緊急処置編（第2部）																		
炉心の著しい損傷が発生した場合に對処する運転手順書	運転要領緊急処置編（第3部）																		
代替設備等運転手順書	代替設備等運転要領																		
発電所対策本部用手順書	重大事故等および大規模損壊対応要領																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 (別紙1, 2)	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 「事故時操作所則（第二部）」は、主に炉心損傷防止を目的とし、設計基準事象を超える多重故障を想定して、事故発生時に被害を最小限にとどめるよう迅速、確実な処置について定めたものである。「事故時操作所則（第二部）」は「事象ベース」と「安全機能ベース」に分けられ、状況に応じ適切な手順を選定し対応することとしている。</p> <p>(4) 「事故時操作所則（第二部）」「事象ベース」と「安全機能ベース」の手順での対応処置には、以下の特徴がある。 ・「事象ベース」の手順書は、発生確率が相対的に高い事象に対し最も適切な回復操作が示せるという利点がある。 ・「安全機能ベース」の手順書は、発生確率の低い多重故障等に対して広範囲をカバーすることができる利点がある。 両者の利点を兼ねるよう体系化している。</p> <p>(5) 事故時操作所則（第三部）は、炉心損傷後の格納容器破損防止に関する手順について定めたものである。</p> <p>(6) 可搬型重大事故等対処設備等、発電所対策本部（緊急安全対策要員）が行う作業については、「S.A.所達」を使用し、「事故時操作所則（第二部）、事故時操作所則（第三部）との手順書間の連携を図っている。</p> <p>(7) 発電所対策本部が指示を行うため事象進展及び操作の影響評価として「事故時影響緩和操作評価所則」を整備している。</p> <p>(8) 運転員（当直員）、発電所対策本部（緊急安全対策要員）が使用する手順書体系を図1に各手順書間の関係図を図2に示す。</p>	<p>【AOPの構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉スクラム <p>目的：原子炉スクラム時の対応 手順書：原子炉スクラム (MSIV開の場合), 原子炉スクラム (MSIV閉の場合)</p> b. 冷却材喪失 <p>目的：冷却材喪失時の対応 手順書：漏えい, 中小破断, 大破断</p> c. 配管破断 <p>目的：配管破断時の対応 手順書：原子炉建屋内, タービン建屋内, 主蒸気管破断</p> d. 給水喪失 <p>目的：給水喪失時の対応 手順書：給復水ポンプトリップ, 給水制御系の異常, 給水喪失とSRV開固定着</p> e. 原子炉再循環系故障 <p>目的：原子炉再循環系故障時の対応 手順書：原子炉再循環ポンプトリップ, 再循環速度制御異常, 原子炉再循環ポンプ異常時の1台停止操作</p> f. 燃料破損 <p>目的：燃料破損時の対応 手順書：排ガス放射線モニタ異常上昇, 燃料落下</p> g. タービン系故障 <p>目的：タービン系故障時の対応 手順書：主タービン振動異常, 復水器真空低下等</p> h. 電気系故障 <p>目的：電気系故障時の対応 手順書：発電機トリップ, 制御電源喪失等</p> i. その他系統故障 <p>目的：その他系統故障時の対応 手順書：原子炉補機冷却水喪失, 計装用空気喪失等</p> j. 火災 <p>目的：火災発生時の対応 手順書：6.9kVメタクラ火災, タービン発電機関係火災等</p> <p>(3) 非非常時操作手順書（微候ベース）</p> <p>事故の起因事象を問わず、AOPでは対処できない複数の設備の故障等による異常又は事故が発生した際に、重大事故への進展を防止するために必要な対応操作を定めた手順書。</p> <p>AOPが設計基準事故の範囲内の特定された事故ごとの対応操作を示した手順書であることに対して、非常時操作手順書（微候ベース）（以下「EOP」という。）は観測されるプラントの微候（パラメータの変化）に応じた対応操作を示した手順書であり、設計基準事故に加え設計基準を超えるような設備の多重故障等にも適</p>	<p>(3) 「運転要領緊急処置編（第2部）」は、主に炉心損傷防止を目的とし、設計基準事象を超える多重故障を想定して、事故発生時に被害を最小限にとどめるよう迅速、確実な処置について定めたものである。「運転要領緊急処置編（第2部）」は「事象ベース」と「安全機能ベース」に分けられ、状況に応じ適切な手順を選定し対応することとしている。</p> <p>(4) 「運転要領緊急処置編（第2部）」「事象ベース」と「安全機能ベース」の手順での対応処置には、以下の特徴がある。 ・「事象ベース」の手順書は、発生確率が相対的に高い事象に対し最も適切な回復操作が示せるという利点がある。 ・「安全機能ベース」の手順書は、発生確率の低い多重故障等に対して広範囲をカバーすることができる利点がある。 両者の利点を兼ねるよう体系化している。</p> <p>(5) 「運転要領緊急処置編（第3部）」は、炉心損傷後の原子炉格納容器破損防止に関する手順について定めたものである。</p> <p>(6) 可搬型重大事故等対処設備等、発電所対策本部（発電所灾害対策要員（運転員の除く。））が行う作業については、「重大事故等対応要領」及び「重大事故等対応要領」に基づく下部規程（三次文書）を使用し、「運転要領緊急処置編（第2部）」「運転要領緊急処置編（第3部）」との手順書間の連携を図っている。</p> <p>(7) 発電所対策本部が指示を行うため事象進展及び操作の影響評価として「シビアアクシデント対応ガイド要則」を整備している。</p> <p>(8) 運転員、発電所対策本部（発電所灾害対策要員（運転員を除く。））が使用する手順書体系を図2に各手順書間の関係図を図3に示す。</p>	<p>【大飯】要員名称の相違(以降、相違理由を省略) 【大飯】手順書の構成の相違 泊は、二次文書である「重大事故等対応要領」に基づく三次文書に可搬型重大事故等対処設備を用いた発電用原子炉への注水等の手順書を整備している。 【大飯】要員名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 運転員の事象判別プロセスについて</p> <p>運転中の異常な過渡変化及び事故が発生した場合、運転員は「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の原則に基づき対応する。</p> <p>運転中の異常な過渡変化及び事故が発生した場合は、「事故時操作所則（第一部）」にて、事故直後の操作と事象判別を行う。</p> <p>具体的には、原子炉トリップを含むユニットトリップ確認を実施する。原子炉が自動トリップしない場合においては、手動による原子炉トリップ操作を実施する。その後2次系を使用した崩壊熱の除去等を行う。さらに安全注入（ECCS）が動作している場合においては、安全注入機器がシーケンス通りに自動作動し、炉心にほう酸水が注入されて冷却されていることを確認する。また、段階的に格納容器隔離が実施されることを確認する。これら自動作動機器の動作状況及び安全機能パラメータの確認を行う中で事象判別を実施する。</p>	<p>用する。</p> <p>EOPは、目的に応じて「原子炉制御」、「格納容器制御」、「原子炉建屋制御」、「燃料プール制御」、「不測事態」及び「電源回復」に分類した各手順を視覚的に認識できるようにした「フローチャート」、各手順の「対応手順」及び対応手順中の運転操作や注意事項の意味合いを記載した「解説」により構成される。</p> <p>事故時には、発電用原子炉の未臨界維持、炉心損傷防止、原子炉格納容器等の健全性確保等に関するパラメータを確認し、各手順の導入条件が成立した場合には、その手順に移行し対応処置を実施する。</p> <p>EOPによる対応においては、「原子炉制御」、「格納容器制御」、「原子炉建屋制御」等の対応が同時進行する状況を想定して、対応の優先順位をあらかじめ定めており、原子炉格納容器が破損するおそれがある場合を除き、原子炉側から要求される操作を優先することを原則としている。</p> <p>各手順の「フローチャート」、「目的及び基本的な考え方」及び「操作等判断基準一覧」を別紙3、4、5に示す。</p> <p style="text-align: right;">(別紙3、4、5)</p> <p>【EOP フローチャート】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 全体構成図 b. 原子炉制御 <ul style="list-style-type: none"> 目的：発電用原子炉未臨界維持、炉心損傷防止 手順書：スクラム、反応度制御、水位確保、減圧冷却 c. 格納容器制御 <ul style="list-style-type: none"> 目的：原子炉格納容器の健全性確保 手順書：PCV 圧力制御、D/W 温度制御、S/P 温度制御、S/P 水位制御、PCV 水素濃度制御 d. 原子炉建屋制御 <ul style="list-style-type: none"> 目的：原子炉建屋の健全性確保 手順書：原子炉建屋制御 e. 燃料プール制御 <ul style="list-style-type: none"> 目的：燃料プール内の燃料の損傷防止・緩和 手順書：SFP 水位・温度制御 f. 不測事態 <ul style="list-style-type: none"> 目的：予期せぬ事象により特殊操作が必要となった場合の対応 手順書：水位回復、急速減圧、水位不明、炉心損傷初期対応 g. 電源回復 <ul style="list-style-type: none"> 目的：所内電源喪失時の交流・直流電源の供給維持 手順書：電源回復 <p>(4) 非常時操作手順書（シビアアクシデント）</p> <p>EOPで対応する状態から更に事象が進展し炉心損傷に至った際に、事故の拡大を防止し影響を緩和するために必要な対応操作を定めた手順書。</p> <p>炉心が損傷し、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器の健全性を</p>	<p>2. 運転員の事象判別プロセスについて</p> <p>運転中の異常な過渡変化及び事故が発生した場合、運転員は「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の原則に基づき対応する。</p> <p>運転中の異常な過渡変化及び事故が発生した場合は、「運転要領緊急処置編（第1部）」のうち「事故直後の操作および事象の判別」にて、事故直後の操作と事象判別を行う。</p> <p>具体的には、原子炉トリップを含むプラントトリップ確認を実施する。発電用原子炉が自動トリップしない場合においては、手動による原子炉トリップ操作を実施する。その後2次系を使用した崩壊熱の除去等を行う。さらに安全注入（ECCS）が動作している場合においては、安全注入機器がシーケンス通りに自動作動し、炉心にほう酸水が注入されて冷却されていることを確認する。また、段階的に原子炉格納容器隔離が実施されることを確認する。これら自動作動機器の動作状況及び安全機能パラメータの確認を行なう中で事象判別を実施する。</p>	<p>【大飯】手順書の構成の相違 泊は緊急処置編（第1部）に、事象判別及び事象初期の対応処置を行うための手順書である「事故直後の操作および事象の判別」を整備している。（玄海と同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違(以降、相違理由を省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ユニットトリップ」と「プラントトリップ」

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>これら事象毎に対応した手順は、運転操作所則の「事故時操作所則（第一部）」、「事故時操作所則（第二部）（安全機能ベース、事象ベース）」、「事故時操作所則（第三部）」にて構成されている。</p> <p>これらの体系移行は、各事故時操作所則を実施中に、必要な安全機能や安全機器の故障等により炉心冷却機能等にとって重大な問題が生じた場合に、各々の適用条件に達した後、事故時操作所則（第二部）へ移行し対応処置を行う。</p> <p>さらに、あらかじめ定められた炉心損傷を示すパラメータとなれば、事故時操作所則（第三部）に移行し、炉心損傷後の影響緩和操作及び格納容器破損防止操作を実施する。</p> <p>事象判別の間は、原子炉停止機能、炉心冷却機能及び蒸気発生器除熱機能等の安全機能パラメータの監視を行い、安全機能が喪失した場合は事故時操作所則（第二部）の安全機能ベースの操作所則により対応を実施する。また全交流電源喪失や格納容器バイパス事象等が発生した場合には、事故時操作所則（第二部）の事象ベースの操作所則により対応を実施する。これらの適用条件については各所則に明記している。</p> <p>さらに炉心損傷の適用条件となれば事故時操作所則（第三部）へ移行し、炉心損傷後の影響緩和及び格納容器破損防止の対応操作を実施する。</p> <p>なお、これら事象判別プロセスは、各事故時操作所則に整備している。</p>	<p>脅かす可能性のあるシビアアクシデント事象に適用する。</p> <p>非常時操作手順書（シビアアクシデント）（以下「SOP」という。）は、炉心損傷後に実施すべき対応操作の内容を視覚的に認識できるようにした「フローチャート」にて構成される。</p> <p>各手順の「フローチャート」、「目的及び基本的な考え方」及び「操作等判断基準一覧」を別紙6, 7, 8に示す。</p> <p>（別紙6, 7, 8）</p> <p>【SOP フローチャート】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 全体流れ図 b. 注水ストラテジー1 「損傷炉心への注水」 c. 注水ストラテジー2 「長期の損傷炉心への注水」 d. 注水ストラテジー3a 「RPV破損前のペデスタル初期注水」 e. 注水ストラテジー3b 「RPV破損後のペデスタル注水」 f. 注水ストラテジー4 「長期のRPV破損後の注水」 g. 除熱ストラテジー1 「損傷炉心冷却後の除熱」 h. 除熱ストラテジー2 「RPV破損後の除熱」 i. ベントストラテジー 「PCV破損防止」 j. 水素制御ストラテジー 「原子炉建屋水素制御」 <p>（5）非常時操作手順書（プラント停止中）</p> <p>発電用原子炉が停止中の場合において、プラントの異常状態を検知する対応、異常状態発生の防止に関する対応及び異常事象が発生した場合の対応操作に関する事項を定めた手順書。</p> <p>プラント停止中に発生する可能性のある事故に対し、EOPと同様に、観測されるプラントの徵候（パラメータの変化）に応じた対応操作を示した手順書であり、設計基準を超えるような多重故障にも適用する。</p> <p>非常時操作手順書（プラント停止中）（以下「停止時手順書」という。）は、目的に応じて「崩壊熱除去機能喪失」、「原子炉冷却材喪失」、「燃料プール冷却機能喪失」、「燃料プール冷却材喪失」、「外部電源喪失」及び「臨界事象発生」に分類した各手順を視覚的に認識できるようにした「フローチャート」、各手順の「対応手順」及び対応手順中の運転操作や注意事項の意味合いを記載した「解説」により構成される。</p> <p>異常事象発生時には、発電用原子炉の未臨界維持、炉心や使用済燃料プールの冷却状況等に関するパラメータを確認し、各手順の導入条件が成立した場合には、その手順の対応処置を実施する。</p> <p>各手順の「フローチャート」、「目的及び基本的な考え方」及び「操作等判断基準一覧」を別紙9, 10, 11に示す。</p> <p>（別紙9, 10, 11）</p> <p>【停止時手順書フローチャート】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 全体構成図 b. 崩壊熱除去機能喪失 	<p>これら事象ごとにに対応した手順は、運転要領の「運転要領緊急処置編（第1部）」、「運転要領緊急処置編（第2部）（安全機能ベース、事象ベース）」、「運転要領緊急処置編（第3部）」にて構成されている。</p> <p>これらの体系移行は、各運転要領緊急処置編を実施中に、必要な安全機能や安全機器の故障等により炉心冷却機能等にとって重大な問題が生じた場合に、各々の適用条件に達した後、運転要領緊急処置編（第2部）へ移行し対応処置を行う。</p> <p>さらに、あらかじめ定められた炉心損傷を示すパラメータとなれば、運転要領緊急処置編（第3部）に移行し、炉心損傷後の影響緩和操作及び原子炉格納容器破損防止操作を実施する。</p> <p>事象判別の間は、発電用原子炉停止機能、炉心冷却機能及び蒸気発生器除熱機能等の安全機能パラメータの監視を行い、安全機能が喪失した場合は運転要領緊急処置編（第2部）の安全機能ベースの運転要領により対応を実施する。また全交流動力電源喪失や原子炉格納容器バイパス事象等が発生した場合には、運転要領緊急処置編（第2部）の事象ベースの運転要領により対応を実施する。これらの適用条件については各運転要領に明記している。</p> <p>さらに炉心損傷の適用条件となれば運転要領緊急処置編（第3部）へ移行し、炉心損傷後の影響緩和及び原子炉格納容器破損防止の対応操作を実施する。</p> <p>なお、これら事象判別プロセスは、各運転要領緊急処置編に整備している。</p> <p>運転要領緊急処置編の構成概要を図4に示す。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>3. 「事故時操作所則」における各手順書間の適用の優先順位 「事故時操作所則（第一部）」、「事故時操作所則（第二部（事象ベース））及び「事故時操作所則（第二部（安全機能ベース））」の各手順の適用条件は定めているが、複数の基準の適用条件が同時に成り立った場合には、使用するための優先順位が必要となる。以下に、安全機能ベースの手順書同士、事象ベースの手順書同士及び事象ベースの手順書と安全機能ベースの手順書間の適用に関する優先順位について説明する。なお、「炉心出口温度が350°C以上」及び「格納容器内高レンジエリアモニタ指示が$1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$以上」となれば、炉心損傷と判断し、「事故時操作所則（第三部）」へ移行し処置する。</p> <p>(1) 事象ベース手順書間の優先順位 基本的には、事象ベース手順書間の重畳はないため優先順位はない。</p> <p>(2) 安全機能ベース手順書間の優先順位（優先度が高い順） 「止める」「冷やす」「閉じ込める」の安全機能にしたがった優先順位を決定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 未臨界の維持（1） ② 炉心冷却の維持（1） ③ SG除熱機能の維持 ④ 格納容器健全性の維持 ⑤ 放射能放出防止 ⑥ 未臨界の維持（2） ⑦ 炉心冷却の維持（2） ⑧ 1次系保有水の維持 <p>(3) 安全機能ベースと事象ベース相互間の優先順位 事象ベース手順書対応時に、安全機能ベース手順書の条件が満たされた場合は、基本的に安全機能ベース手順書に移行する。なお、事象ベース手順書「全交流電源喪失」のようなサポート系の機能喪失等については基本的に事象ベース手順書内で安全機能ベース手順書の主となる運転操作を実施するため、その観点からも安全機能ベースが優先となっている。</p>	<p>目的：崩壊熱による原子炉水温度上昇、水位低下抑制 手順書：崩壊熱除去機能喪失</p> <p>c. 原子炉冷却材喪失 目的：原子炉冷却材喪失時の原子炉水位低下抑制 手順書：原子炉冷却材喪失</p> <p>d. 燃料プール冷却機能喪失 目的：崩壊熱による燃料プール温度上昇、水位低下抑制 手順書：燃料プール冷却機能喪失</p> <p>e. 燃料プール冷却材喪失 目的：燃料プール水漏えいによる水位低下抑制 手順書：燃料プール冷却材喪失</p> <p>f. 外部電源喪失 目的：外部電源喪失時の交流・直流電源の供給維持 手順書：外部電源喪失</p> <p>g. 臨界事象発生 目的：臨界による反応度上昇抑制 手順書：臨界事象発生</p> <p>(6) 非常時操作手順書（設備別） 自然現象や大規模損壊等により、多数の恒設の電源設備・注水設備等が使用できない場合の事故対応操作内容を定めた手順書で、運転員が使用する。 非常時操作手順書（設備別）では、発電用原子炉の安全確保を達成するために必要な「炉心冷却」、「電源確保」等、機能別に複数の手順を定め、その手順を使用するタイミングを EOP, SOP 及び停止時手順書対応操作のフローチャートに明示する。 非常時操作手順書（設備別）の一覧を別紙12に示す。 (別紙12)</p> <p>【非常時操作手順書（設備別）の構成】</p> <table border="0"> <tr> <td>反応度制御</td> <td>：ほう酸水注入系ポンプによるほう酸水注入等</td> </tr> <tr> <td>炉心冷却</td> <td>：高圧代替注水系ポンプによる原子炉注水等</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料冷却</td> <td>：ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水等</td> </tr> <tr> <td>格納容器機能維持</td> <td>：復水移送ポンプによるドライウェル代替スプレイ等</td> </tr> <tr> <td>建屋機能維持</td> <td>：燃料プール補給水ポンプによる原子炉ウェル注水等</td> </tr> <tr> <td>電源確保</td> <td>：M/C C(D)母線受電等</td> </tr> <tr> <td>アシスト</td> <td>：中央制御室換気空調系運転等</td> </tr> </table>	反応度制御	：ほう酸水注入系ポンプによるほう酸水注入等	炉心冷却	：高圧代替注水系ポンプによる原子炉注水等	使用済燃料冷却	：ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水等	格納容器機能維持	：復水移送ポンプによるドライウェル代替スプレイ等	建屋機能維持	：燃料プール補給水ポンプによる原子炉ウェル注水等	電源確保	：M/C C(D)母線受電等	アシスト	：中央制御室換気空調系運転等	<p>3. 「運転要領緊急処置編」における各手順書間の適用の優先順位 「運転要領緊急処置編（第一部）」、「運転要領緊急処置編（第二部（事象ベース））及び「運転要領緊急処置編（第二部（安全機能ベース））」の各手順の適用条件は定めているが、複数の基準の適用条件が同時に成り立った場合には、使用するための優先順位が必要となる。以下に、安全機能ベースの手順書同士、事象ベースの手順書同士及び事象ベースの手順書と安全機能ベースの手順書間の適用に関する優先順位について説明する。なお、「炉心出口温度が350°C以上」及び「格納容器内高レンジエリアモニタ指示が$1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$以上」となれば、炉心損傷と判断し、「運転要領緊急処置編（第3部）」へ移行し処置する。</p> <p>(1) 事象ベース手順書間の優先順位 基本的には、事象ベース手順書間の重畳はないため優先順位はない。</p> <p>(2) 安全機能ベース手順書間の優先順位（優先度が高い順） 「止める」「冷やす」「閉じ込める」の安全機能にしたがった優先順位を決定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 未臨界の維持（1） ② 炉心冷却の維持（1） ③ SG除熱機能の維持（1） ④ 格納容器健全性の確保 ⑤ 放射能放出防止 ⑥ 未臨界の維持（2） ⑦ 炉心冷却の維持（2） ⑧ SG除熱機能の維持（2） ⑨ 1次系保有水の維持 <p>(3) 安全機能ベースと事象ベース相互間の優先順位 事象ベース手順書対応時に、安全機能ベース手順書の条件が満たされた場合は、基本的に安全機能ベース手順書に移行する。なお、事象ベース手順書「全交流電源喪失」のようなサポート系の機能喪失等については基本的に事象ベース手順書内で安全機能ベース手順書の主となる運転操作を実施するため、その観点からも安全機能ベースが優先となっている。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊は、SG除熱機能の維持に係る緊急度の低い手順について記載した。手順書の内容については図7（比較表1.0.6-31）に示す。(伊方と同様)</p>
反応度制御	：ほう酸水注入系ポンプによるほう酸水注入等																
炉心冷却	：高圧代替注水系ポンプによる原子炉注水等																
使用済燃料冷却	：ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水等																
格納容器機能維持	：復水移送ポンプによるドライウェル代替スプレイ等																
建屋機能維持	：燃料プール補給水ポンプによる原子炉ウェル注水等																
電源確保	：M/C C(D)母線受電等																
アシスト	：中央制御室換気空調系運転等																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉 伊方発電所3号炉まとめ資料より引用	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 災害対策本部が使用する手順書及び災害対策本部のうち支援組織が使用する手順書</p> <p>災害対策本部が使用する手順書として「緊急時対応内規」を、災害対策本部のうち支援組織が使用する手順書として「アクシデントマネジメントガイドライン」を整備しており、これらの手順書の概要を以下に示す。</p>	<p>2.2 発電所対策本部用手順書</p> <p>(1) 発電所対策本部運営要領書</p> <p>重大事故、大規模損壊等が発生した場合又はそのおそれがある場合に、緊急事態に関する発電所対策本部の責任と権限及び実施事項を定めた要領書で発電所対策本部が使用する。</p> <p>また、発電所対策本部の運営及び各機能班が実施する事項については、本要領書に定める。</p> <p>発電所対策本部運営要領書に記載する各機能班の実施事項を別紙13に示す。</p> <p style="text-align: right;">(別紙13)</p>	<p>4. 発電所対策本部用手順書</p> <p>発電所対策本部が使用する手順書として「重大事故等対応要領」を、発電所対策本部のうち支援組織が使用する手順書として「シビアアクシデント対応ガイド要則」を整備しており、これらの手順書の概要を以下に示す。</p>	<p>【大飯・女川】記載方針の相違 発電所対策本部用手順書の構成について大飯資料の記載がないこと、BPRである女川とは手順書の構成が異なるから、先行PBR審査基準として伊方資料と比較する。</p> <p>【伊方】名称の相違 (以降、相違理由を省略)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉 伊方発電所3号炉まとめ資料より引用	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 緊急時対応内規</p> <p>重大事故等発生時及び大規模損壊時における緊急時対応業務を定めることにより、非常時の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とし、運転員又は災害対策本部からの依頼・指示により、中型ポンプ車等の可搬型の重大事故等対処設備の準備・使用及び配管の接続、電源ケーブルの接続等の既設設備の操作以外の作業を実施するための手順を整備している。</p> <p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>緊急時対応内規には、電源の確保、炉心の冷却、使用済燃料の冷却、原子炉格納容器の減圧、海洋への流出および拡散の抑制等について記載している。さらに、体制及び職務、資機材の整備、確保などについても定めている。</p> <p>詳細な手順については、3次文書として定めており、手順書内に運転側の操作手順も読み込むことで、既設設備を利用した対応手順から可搬型設備を使用した対応手順まで、発生した事象に柔軟に対応するための手順としている。具体的には、使用済燃料ピットの水位低下時の対応として、1次系純水サービスポンプ等の既設設備を用いた通常の使用済燃料ピットへの補給の対応操作から、可搬型の重大事故等対処設備である中型ポンプ車等を用いた使用済燃料ピットへの補給の対応操作まで記載しており、起因事象の経緯によらず、そのときのプラントの状況に合わせた対応が可能である。</p> <p>図-4に緊急時対応内規の概要を示す。</p>		<p>(1) 重大事故等対応要領</p> <p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における緊急時対応業務を定めることにより、非常時の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とし、発電所災害対策要員（運転員を除く。）が運転員又は発電所対策本部からの依頼・指示により、可搬型大型送水泵ポンプ車等の可搬型重大事故等対処設備の準備・使用及び配管の接続、電源ケーブルの接続等の既設設備の操作以外の作業を実施するための手順を整備している。</p> <p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対応について、両者に求められる可搬型重大事故等対処設備を用いた基本的な措置については同様なものとなることから、運用面（使い易さ）を考慮して両者の対応をひとつに纏めた手順書とする。</p> <p>重大事故等発生時の対応については、基本的には「運転要領緊急処置編」に基づいて行われるが、可搬型重大事故等対処設備を使用した手順等については、「運転要領緊急処置編」から紐付けされた「重大事故等対応要領（第2章）」に規定する。</p> <p>「重大事故等対応要領（第2章）」には、電源の確保、炉心の冷却、使用済燃料の冷却、原子炉格納容器の減圧、海洋への流出及び拡散の抑制等について記載する。さらに、体制及び職務、資機材の整備、確保等についても定める。</p> <p>詳細な手順については、当該要領の下部規程（三次文書）として定めており、手順書内に運転側の操作手順も読み込むことで、既設設備を利用した対応手順から可搬型設備を使用した対応手順まで、発生した事象に柔軟に対応するための手順とする。具体的には、使用済燃料ピットの水位低下時の対応として、2次系補給水ポンプ等の既設設備を用いた通常の使用済燃料ピットへの補給の対応操作から、可搬型重大事故等対処設備である可搬型大型送水泵ポンプ車等を用いた使用済燃料ピットへの補給の対応操作まで記載しており、起因事象の経緯によらず、そのときのプラントの状況に合わせた対応が可能である。</p> <p>図5に重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく項目概要を示す。</p> <p>なお、大規模損壊発生時の対応については、「重大事故等対応要領（第3章）」において規定し、具体的な対応手順については、当該要領の下部規程（三次文書）にて定める。</p> <p>重大事故等対応要領の構成を図6に示す。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違（以降、相違理由を省略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大規模損壊時」と「大規模損壊発生時」 ・「中型ポンプ車」と「可搬型大型送水泵ポンプ車」 ・「可搬型の重大事故等対処設備」と「可搬型重大事故等対処設備」 【伊方】記載方針の相違 泊は、重大事故等対応要領（第2章）に重大事故等発生時の対応手順を、重大事故等対応要領（第3章）に大規模損壊発生時の対応手順を整備している。 【伊方】記載表現の相違 【伊方】記載方針の相違 泊は、重大事故等対応要領（第2章）に重大事故等発生時の対応手順を、重大事故等対応要領（第3章）に大規模損壊発生時の対応手順を整備している。 【伊方】記載表現の相違 【伊方】記載方針の相違 【伊方】設備名称の相違 【伊方】名称の相違 【伊方】記載方針の相違 泊は、重大事故等対応要領（第2章）に重大事故等発生時の対応手順を、重大事故等対応要領（第3章）に大規模損壊発生時の対応手順を整備している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>b. アクシデントマネジメントガイドライン アクシデントマネジメントガイドラインは、支援組織にて使用し、運転員が実施する故障・事故処理内規（第三部）の操作が期待通りの効果を発揮しているか、また、予期せぬ事態へと至っていないかのチェックや、予想外の事態となった場合の実施すべき措置の判断、選択の際の参考とするためのガイドラインである。</p> <p>炉心損傷時の物理現象は複雑であるので、プラント状態を総合的に把握した上で、故障・事故処理内規（第三部）による操作が成功しない場合、未記述の応用操作について本ガイドラインを参考として検討する。また、実施すべき操作の検討及び決定にあたっては、中央制御室との情報交換を密にして、プラント状況及び実施すべき操作に関し共通の認識を持つこと、中央制御室へ操作指示する場合は、災害対策本部長の承認を得ることとしている。</p> <p>本ガイドラインは、AMG-1：監視機能別ガイドライン、AMG-2：事象進展及び、参考資料：知識データベースで構成されている。 監視機能別ガイドラインでは、現状のプラントパラメータの監視を行い操作可能な設備の抽出を実施することを記載している。具体的には、①重要な機能確保のためのパラメータがしきい値を逸脱していないかをあらかじめ指定されたパラメータ又はバックアップパラメータにより監視、②現状の重要系統（機器）の使用の有無、使用の可否について状態監視、③しきい値を逸脱している場合、あらかじめ準備されている操作候補リストより操作候補を抽出、④抽出された操作候補より、利用可能な重要系統（機器）を考慮した上で、操作候補を絞り込む、ということを実施する。</p> <p>事象進展総合評価ガイドラインでは、プラントの総合判断、操作決定及び操作後の影響評価を実施することを記載している。具体的には、①上記監視機能別ガイドラインによるパラメータ監視と並行し、事故シナリオの同定、プラント状態の把握（炉心損傷程度、崩壊炉心位置、冷却状態の推定）及び事故進展の予測を行う、②上記監視機能別ガイドラインにて抽出された操作候補を実施した場合の正の効果・負の影響の評価を行う、③影響評価に基づき、負の影響は許容でき正の効果が期待できることを確認した上で操作の優先順位を明確化し、実施操作を決定した上で、中央制御室に操作内容を指示する、ということを実施する。</p>	<p>(2) アクシデントマネジメントガイド</p> <p>炉心損傷後に想定されるプラント状態の判断や事故の進展防止及び影響緩和のために実施すべき操作の技術的根拠となる情報を定めたガイドで、運転員に対する支援活動の参考として、技術支援組織が使用する。</p> <p>アクシデントマネジメントガイド（以下「AMG」という。）には、損傷炉心の冷却成否、原子炉圧力容器の破損有無等のプラント状態を判断するために必要となる情報や、対応操作の有効性に関する情報等を記載している。</p> <p>技術支援組織は、これらの情報等を用いて、運転員がSOPに基づき実施する操作がプラント状態に応じた適切な操作となっているか、想定した効果を発揮しているか、予期せぬ事態へと至っていないか等を把握し、状況に応じて実施すべき措置を発電所対策本部長に進言する。なお、SOPの操作が成功しない場合、SOPに記載のない応用操作が必要となった場合等、予想外の事態が発生し、運転員に対する技術的支援が必要となった場合には、AMGの情報を参考として、適切な対応操作を検討し、発電所対策本部長に進言する。これらの検討結果を踏まえた運転員への指示内容を発電所対策本部長が承認する。</p>	<p>(2) シビアアクシデント対応ガイド要則 「シビアアクシデント対応ガイド要則」は、発電所対策本部の支援組織にて使用し、運転員が実施する「運転要領緊急処置編（第3部）」の操作が期待通りの効果を発揮しているか、また、予期せぬ事態へと至っていないかのチェックや、予想外の事態となった場合の実施すべき措置の判断、選択の際の参考とするガイドラインである。</p> <p>炉心損傷時の物理現象は複雑であるので、プラント状態を総合的に把握した上で、「運転要領緊急処置編（第3部）」による操作が成功しない場合、未記述の応用操作について本手順書（アクシデントマネジメントガイドライン、知識データベースを含む）を参考として検討する。また、実施すべき操作の検討及び決定に当たっては、中央制御室との情報交換を密にして、プラント状況及び実施すべき操作に関し共通の認識を持つこと、中央制御室へ操作指示する場合は、発電所対策本部長の承認を得ることとしている。</p> <p>本手順書（アクシデントマネジメントガイドライン含む）は、AMG-1：監視機能別ガイドライン、AMG-2：事象進展総合評価ガイドライン及び、参考資料：知識データベースで構成されている。</p> <p>監視機能別ガイドラインでは、現状のプラントパラメータの監視を行い操作可能な設備の抽出を実施することを記載している。具体的には、①重要な機能確保のためのパラメータがしきい値を逸脱していないかをあらかじめ指定されたパラメータ又はバックアップパラメータにより監視、②現状の重要系統（機器）の使用の有無、使用の可否について状態監視、③しきい値を逸脱している場合、あらかじめ準備されている操作候補リストより操作候補を抽出、④抽出された操作候補より、利用可能な重要系統（機器）を考慮した上で、操作候補を絞り込む、ということを実施する。</p> <p>事象進展総合評価ガイドラインでは、プラントの総合判断、操作決定及び操作後の影響評価を実施することを記載している。具体的には、①上記監視機能別ガイドラインによるパラメータ監視と並行し、事故シナリオの同定、プラント状態の把握（炉心損傷程度、崩壊炉心位置、冷却状態の推定）及び事故進展の予測を行う、②上記監視機能別ガイドラインにて抽出された操作候補を実施した場合の正の効果・負の影響の評価を行う、③影響評価に基づき、負の影響は許容でき正の効果が期待できることを確認した上で操作の優先順位を明確化し、実施操作を決定した上で、中央制御室に操作内容を指示する、ということを実施する。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 手順書の構成が大きく異なることから、泊と発電所対策本部用手順書の構成が同一の伊方と比較する。 【伊方】手順書名称の相違以降、相違理由を省略 ・「故障・事故処理内規（第三部）」と「運転要領緊急処置編（第3部）」 【伊方】記載表現の相違 【伊方】記載表現の相違 【伊方】名称の相違 【伊方】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
伊方発電所3号炉まとめ資料より引用 <p>また、ガイドラインを使用する際は、技術的な情報・根拠について記載している知識データベースを適宜参考にする。</p> <p>知識データベースには、「プラント状況の把握に必要な知識データベース」、「操作に関わる知識データベース」、「アクシデントマネジメント時の線量当量評価」、「放射能格納機能に脅威となる物理現象」等が記載されている。</p>	<p>(3) 重大事故等対応要領書</p> <p>自然現象や大規模損壊等により、多数の恒設の電源設備・注水設備等が使用できない場合に、運転員の事故対応に必要な支援を行うための可搬型設備等による事故対応操作内容を定めた要領書で、重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用する。</p> <p>重大事故等対応要領書（以下「EHG」という。）では、発電用原子炉の安全確保を達成するために必要な「格納容器機能維持」や「水源確保」等、機能別に複数の手順及び残留熱除去系の復旧作業が難行する場合に応急的に実施する「RHR 復旧不可能時の対策」を整備する。</p> <p>また、事故の状況や現場要員の確保状況等に応じて適切な手順書を選択可能とするため、EHG の各手順を実施するための所要時間、所要人数等、手順実施時に必要な情報を記載する。さらに、運転員が使用する非常時操作手順書（設備別）との紐付けにより、重大事故等対策要員（運転員以外）と運転員の意思疎通、連携強化を図る。</p> <p>重大事故等対応要領書の手順一覧を別紙 14 に示す。</p> <p style="text-align: right;">(別紙 14)</p> <p>【EHG の構成】</p> <table> <tbody> <tr> <td>炉心冷却</td> <td>: 大容量送水ポンプ（タイプ I）による原子炉注水</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料冷却</td> <td>: 大容量送水ポンプ（タイプ I）による使用済燃料プールへの注水等</td> </tr> <tr> <td>格納容器機能維持</td> <td>: 大容量送水ポンプ（タイプ I）によるドライウェル代替スプレイ等</td> </tr> <tr> <td>建屋機能維持</td> <td>: 原子炉建屋ベント等</td> </tr> <tr> <td>電源確保</td> <td>: 電源車による 125V 代替充電器への給電等</td> </tr> <tr> <td>アクセスルート確保</td> <td>: 屋外アクセスルートの確保</td> </tr> <tr> <td>消火</td> <td>: 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火等</td> </tr> <tr> <td>放射性物質拡散抑制</td> <td>: シルトフェンスによる海洋への拡散抑制等</td> </tr> <tr> <td>水源確保</td> <td>: 淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給等</td> </tr> <tr> <td>燃料補給</td> <td>: 2号炉軽油タンクからタンクローリーへの補</td> </tr> </tbody> </table>	炉心冷却	: 大容量送水ポンプ（タイプ I）による原子炉注水	使用済燃料冷却	: 大容量送水ポンプ（タイプ I）による使用済燃料プールへの注水等	格納容器機能維持	: 大容量送水ポンプ（タイプ I）によるドライウェル代替スプレイ等	建屋機能維持	: 原子炉建屋ベント等	電源確保	: 電源車による 125V 代替充電器への給電等	アクセスルート確保	: 屋外アクセスルートの確保	消火	: 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火等	放射性物質拡散抑制	: シルトフェンスによる海洋への拡散抑制等	水源確保	: 淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給等	燃料補給	: 2号炉軽油タンクからタンクローリーへの補	<p>また、ガイドラインを使用する際は、技術的な情報・根拠について記載している知識データベースを適宜参考にする。</p> <p>知識データベースには、「プラント状況の把握に必要な知識データベース」、「操作に関わる知識データベース」、「アクシデントマネジメント時の線量当量評価」、「放射能格納機能に脅威となる物理現象」等が記載されている。</p>	<p>【女川】手順書の構成の相違</p> <p>泊は、発電所災害対策要員が実施する可搬型設備を用いた対応手順については、重大事故等対応要領に基づく三次文書に規定している。</p>
炉心冷却	: 大容量送水ポンプ（タイプ I）による原子炉注水																						
使用済燃料冷却	: 大容量送水ポンプ（タイプ I）による使用済燃料プールへの注水等																						
格納容器機能維持	: 大容量送水ポンプ（タイプ I）によるドライウェル代替スプレイ等																						
建屋機能維持	: 原子炉建屋ベント等																						
電源確保	: 電源車による 125V 代替充電器への給電等																						
アクセスルート確保	: 屋外アクセスルートの確保																						
消火	: 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火等																						
放射性物質拡散抑制	: シルトフェンスによる海洋への拡散抑制等																						
水源確保	: 淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給等																						
燃料補給	: 2号炉軽油タンクからタンクローリーへの補																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>モニタリング アシスト 給等</p> <p>：可搬型モニタリングポストによる測定等 ：可搬型計測器によるパラメータ監視等</p> <p>2.3 各種手順書の判断者・操作者の明確化</p> <p>(1) 判断者の明確化</p> <p>運転操作手順書に従い実施する事故時の事故対応の判断は、発電課長が行う。ただし、事故時のプラント対応のうち、原子炉格納容器ベント等、発電所内外の広範囲のエリアに影響を及ぼし得る操作は、発電所対策本部長が判断する。また、SOPの運用においては、AMGによる発電所対策本部の指示、助言を得るとともに緊密な連携を図りながら対応する。</p> <p>一方、発電所対策本部で実施する対応の判断は、発電所対策本部運営要領書に基づく役割分担に従い、発電所対策本部長又は各班長が行う。</p> <p>(2) 操作者の明確化</p> <p>各種手順書は、運転員が使用するものと重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用するものと、使用主体によって整備する。</p> <p>ただし、使用目的によっては、相互の手順の完遂により機能を達成する場合があることから、操作に当たっては、中央制御室と発電所対策本部の間で緊密な情報共有を図りながら行うこととする。</p>	<p>5. 各種手順書の判断者・操作者の明確化</p> <p>(1) 判断者の明確化</p> <p>運転手順書に従い実施する事故時の事故対応の判断は、発電課長（当直）が行う。ただし、事故時のプラント対応のうち、放射性物質拡散抑制のための原子炉格納容器への放水等、発電所内外の広範囲のエリアに影響を及ぼし得る操作は、発電所対策本部長が判断する。また、「運転要領緊急処置編（第3部）」の運用においては、「シビアアクシデント対応ガイド要則」による発電所対策本部の指示、助言を得るとともに緊密な連携を図りながら対応する。</p> <p>一方、発電所対策本部で実施する対応の判断は、「重大事故等対応要領」に基づく役割分担に従い、発電所対策本部長又は各班長が行う。</p> <p>(2) 操作者の明確化</p> <p>各種手順書は、運転員が使用するものと発電所災害対策要員（運転員を除く。）が使用するものと、使用主体によって整備する。</p> <p>ただし、使用目的によっては、相互の手順の完遂により機能を達成する場合があることから、操作に当たっては、中央制御室と発電所対策本部の間で緊密な情報共有を図りながら行うこととする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 各種手順書の判断者・操作者の明確化については大飯及び伊方資料に記載がないため、女川と比較する。</p> <p>【女川】記載方針の相違 発電所対策本部が判断する事故対応の例の相違</p> <p>【女川】名称の相違（以降、相違理由を省略）</p> <p>【女川】体制の相違 泊は発電所災害対策要員に消火要員を含む。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>3. 各種手順書の間のつながり</p> <p>(1) 警報処理内規と故障・事故処理内規について</p> <p>警報処理内規は、中央制御室及び現場制御盤に警報が発信した場合の処置及び手順について定められており、記載している処置内容を実施することにより、事故の拡大防止を図ることができる。また、警報処理内規には、対応操作を実施することにより故障・事故の兆候の把握ができるため、事象が進展すれば故障・事故処理内規にて対応することとなる。</p> <p>具体的には、有効性評価における「2次冷却系からの除熱機能喪失」において、主給水流量喪失にて原子炉トリップとなるが、SGの水位低下の進展により「SG水位低」引き続いて「SG水位低トリップ」の警報が発信する。この場合、「SG水位低トリップ」に対する対応操作が優先となるが、警報処理内規の「SG水位低トリップ」の処置内容に、故障・事故処理内規「原子炉トリップ」参照と記載されており、以降の操作は、故障・事故処理内規にて対応することとなる。</p> <p>なお、運転員の実際の操作においては、「原子炉トリップ」の警報発信により、原子炉トリップの確認をする等、優先順位を考慮しながら事故対応を実施するよう訓練をしているため、すみやかな事故対応が可能である。</p> <p>【SOP導入条件】</p>	<p>3. 各種手順書の間のつながり</p> <p>各種手順書を事故の進展状況に応じて適切に使用可能とするため、手順書間の移行基準を示す。</p> <p>また、事故対応中は複数の手順書を並行して使用することを考慮して、手順書間で対応の優先順位が存在する場合は併せて示す。</p> <p>(1) 警報処理運転手順書からほかの非常時操作手順書への移行</p> <p>警報処理運転手順書に基づく対応において事象が進展した場合は、警報ごとの手順書の記載内容に従い、AOPへ移行する。</p> <p>また、警報処理運転手順書で対応中にスクラム等のEOP導入条件が成立した場合は、EOPに移行する。</p> <p>なお、発電用原子炉が停止中の場合は、警報処理運転手順書に基づく対応を実施し、事象が進展して停止時手順書導入条件が成立した場合は、停止時手順書へ移行する。</p> <p>また、停止時手順書対応中にEOP導入条件が成立した場合は、EOPに移行する。</p> <p>(2) AOPからEOPへの移行</p> <p>AOP 対応中に以下のEOP導入条件が成立した場合は、EOPへ移行する。</p> <p>【EOP導入条件（いずれかに該当した場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 発電用原子炉を手動スクラムした場合又は自動スクラム信号が発生（スクラム失敗を含む。）した場合 b. EOPにおける格納容器制御導入条件が成立した場合 c. EOPにおける原子炉建屋制御導入条件が成立した場合 d. EOPにおける燃料プール制御導入条件が成立した場合 <p>【EOP移行後のAOPの使用について】</p> <p>EOP導入条件が成立した場合はAOPからEOPへ移行するが、原子炉スクラム時の確認事項、タービン・発電機側の対応操作等、AOPに具体的な内容を定めている対応についてはAOPを参照する。</p> <p>(3) EOPからSOPへの移行</p> <p>EOP 対応中に以下のSOP導入条件が成立した場合は、SOPに移行する。</p> <p>【SOP導入条件】</p>	<p>6. 各手順書間のつながり</p> <p>(1) 運転要領間の移行について</p> <p>a. 運転要領警報処置編と運転要領緊急処置編（第1部）について</p> <p>「運転要領警報処置編」は、中央制御室及び現場制御盤に警報が発信した場合の処置及び手順について定められており、記載している処置内容を実施することにより、事故の拡大防止を図ることができる。また、「運転要領警報処置編」には、対応操作を実施することにより故障・事故の兆候の把握ができるため、事象が進展すれば「運転要領緊急処置編（第1部）」にて対応することとなる。</p> <p>具体的には、有効性評価における「2次冷却系からの除熱機能喪失」において、主給水流量喪失にてSG水位低により原子炉トリップとなるが、SGの水位低下の進展により「SG水位低」警報、引き続いて「SG水位低原子炉トリップ」警報が発信する。この場合、「SG水位低原子炉トリップ」に対する対応操作が優先となるが、「運転要領警報処置編」の「SG水位低原子炉トリップ」の処置内容に、「運転要領緊急処置編（第1部）」の「事故直後の操作及び事象の判別」参照と記載されており、以降の操作は、「運転要領緊急処置編（第1部）」にて対応することとなる。</p> <p>なお、運転員の実際の操作においては、「原子炉トリップ」の警報発信により、原子炉トリップの確認をする等、優先順位を考慮しながら事故対応を実施するよう訓練をしているため、すみやかな事故対応が可能である。</p>	<p>【大飯・女川】記載方針の相違 運転手順書と発電所対策本部用手順書との連携について大飯資料の記載がないこと、BWRである女川とは手順書の構成が異なることから、先行PWR審査実績として伊方資料と比較する。</p> <p>【伊方】手順書名称の相違（以降、相違理由を省略） ・「警報処理内規」と「運転要領警報処置編」 ・「故障・事故処理内規」と「運転要領緊急処置編（第1部）」 【伊方】記載表現の相違 ・「微候」と「兆候」 【伊方】記載表現の相違 原子炉トリップの要因を記載 【伊方】名称の相違（以降、相違理由を省略） 【伊方】手順書の相違（以降、相違理由を省略） 泊は、事象判別を行うための手順書を整備している。（玄海と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
伊方発電所3号炉まとめ資料より引用 (2) 故障・事故処理内規と故障・事故処理内規（第二部）について 設計基準内の事故対応手順である 故障・事故処理内規 にて対応中に、設計基準範囲を超える事態が発生し、図-2に示す安全機能ベースの導入条件又は事象ベースの導入条件となれば、 故障・事故処理内規（第二部） の各手順にて対応する。 具体的には、有効性評価における「2次冷却系からの除熱機能喪失」において、 故障・事故処理内規「原子炉トリップ」 にて対応中であっても、プラント状況を継続して監視しているが、全ての蒸気発生器狭域水位が0%以下かつ補助給水流量の合計が80m³/h未満となった場合は、 故障・事故処理内規（第二部）「S/G除熱機能の維持」 にて対応することとなる。	原子炉停止後の経過時間と原子炉格納容器内ガムマ線線量率の関係から炉心損傷と判断された場合（格納容器内空気放射線モニタが使用不能の場合は、原子炉圧力容器温度から炉心損傷と判断された場合。） なお、炉心損傷の判断基準の考え方を添付1に示す。 (4) 非常時操作手順書（設備別）及びEHGの使用 EOP, SOP又は停止時手順書による事故対応中に、EOP, SOP又は停止時手順書のフローチャートにおける原子炉注水等の操作項目を達成させるために、その操作項目に対応した非常時操作手順書（設備別）及びEHGの手順の中から実現可能な手順を選択し、対応を行う。EHGの手順を選択した場合には、運転員と重大事故等対策要員（運転員以外）との情報交換を密にして、プラント状況及び実施すべき操作内容を相互に確認しながら実施する。 なお、EOP, SOP又は停止時手順書の操作項目を達成させる場合に、非常時操作手順書（設備別）及びEHGに複数の使用可能な手順が存在する場合は、以下のよう観点から使用可能な手順を対比し、事故対応に適切な手順を選択する。	b. 運転要領緊急処置編（第1部）と運転要領緊急処置編（第2部）について 設計基準内の事故対応手順である「運転要領緊急処置編（第1部）」にて対応中に、設計基準範囲を超える事態が発生し、図7に示す安全機能ベースの適用条件又は事象ベースの適用条件となれば、「運転要領緊急処置編（第2部）」の各手順にて対応する。 具体的には、有効性評価における「2次冷却系からの除熱機能喪失」において、「運転要領緊急処置編（第1部）」の「事故直後の操作及び事象の判別」にて対応中であっても、安全機能パラメータを継続して監視しているため、すべてのSG水位（狭域）下端以下かつ補助給水流量の合計が80m³/h未満となった場合は、「運転要領緊急処置編（第2部）」の「SG除熱機能の維持(1)」にて対応することとなる。 安全機能ベースと事象ベースの相互間の優先順位を図8に示す。	【伊方】手順書名称の相違（以降、相違理由を省略） •「故障・事故処理内規（第二部）」と「運転要領緊急処置編（第2部）」 【伊方】記載表現の相違 【伊方】手順書名称の相違 •「SG水位（狭域）」 【伊方】記載表現の相違 •「SG除熱機能の維持(1)」 【伊方】記載方針の相違 優先順位の圖を示しているのは大飯と同じ様。
(3) 故障・事故処理内規（第二部）と故障・事故処理内規（第三部）について 設計基準範囲を超える事態が発生し、 故障・事故処理内規（第二部） にて対応中に、炉心損傷と判断した場合は、 故障・事故処理内規（第三部） により対応することとなる。なお、 故障・事故処理内規（第三部） については、①環境への放射能放出の防止②格納容器の健全性の維持③炉心損傷の進展防止及び抑制のために、運転員が自律的に対応できる格納容器の減圧・減温操作の手順が主に記載されている。よって、 故障・事故処理内規（第三部） の手順を優先して実施するものとなっている。なお、サポート系の全交流電源又は補機冷却水が喪失している場合は、 故障・事故処理内規（第二部） の全交流電源喪失の復旧手順を参考に、継続して機能の回復操作または代替手段の確保を実施することとなる。	【手順選択時の着目点】 a. 手順の操作元了（機能発揮）までの所要時間・所要人数 b. 水源確保・給油等も含めた、機器の機能維持に必要となる対応 c. 注水圧力・注水流量等、プラントへの効果（炉心冷却効果等） d. 操作に伴うプラント設備への悪影響（使用水の水質等） 非常時操作手順書（設備別）及びEHGで選択した手順が完了した場合は、引き続き EOP, SOP 又は停止時手順書による対応を行う。 (5) 発電所対策本部用手順書の導入 発電所において発電所対策本部を設置した際は、発電所対策本部運営要領書を導入し、発電所対策本部の運営、情報収集及び事故対応の支援を実施する。また、事故・故障等が拡大し、炉心損傷に至った場合はAMGを導入し、事故の進展防止、影響緩和のための対応を実施する。	c. 運転要領緊急処置編（第2部）と運転要領緊急処置編（第3部）について 設計基準範囲を超える事態が発生し、「運転要領緊急処置編（第2部）」にて対応中に、炉心損傷と判断し、図9に示す操作開始条件となれば、「運転要領緊急処置編（第3部）」により対応することとなる。なお、「運転要領緊急処置編（第3部）」については、①環境への放射能放出の防止②原子炉格納容器の健全性の維持、③炉心損傷の進展防止及び抑制のために運転員が自律的に対応できる原子炉格納容器の減圧・減温操作の手順が主に記載されている。よって、「運転要領緊急処置編（第3部）」の手順を優先して実施するものとなっている。なお、サポート系の全交流電源又は原子炉補機冷却水が喪失している場合は、「運転要領緊急処置編（第2部）」の全交流電源喪失の復旧手順を参考に、継続して機能の回復操作又は代替手段の確保を実施することとなる。	【伊方】記載表現の相違 【伊方】記載表現の相違 •「格納容器」と「原子炉格納容器」 •「全交流電源」と「全交流電力電源」 •「補機冷却水」と「原子炉補機冷却水」
4. 運転員の対応操作の流れについて 故障又は事故が発生した場合、運転員は「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の原則に基づき以下のプラント対応操作を実施する。 「止める」の対応 異常や事故発生時に作動する原子炉スクラム信号を確認し、発電用原子炉の停止を確認する。自動で原子炉スクラムしない場合には、手動によるスクラム操作を実施し、発電用原子炉の停止を確認する。制御棒の挿入と中性子束の低下状況を確認することにより、			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>(4) 故障・事故処理内規（第二部）と緊急時対応内規について</p> <p>運転員が故障・事故処理内規（第二部）にて対応中に、中型ポンプ車等の可搬型の重大事故等対処設備を準備・使用することが必要となった場合において、緊急時対応要員へ緊急時対応内規による可搬型の重大事故等対処設備等の準備及び対応を依頼する。具体的には、故障・事故処理内規（第二部）の全交流電源喪失にて対応中に、早期の電源回復が不能と判断すれば、空冷式非常用発電装置、中型ポンプ車等の準備依頼をすることを対応手順（基本操作・移行条項、注意事項・備考）に記載している。また、依頼を受けた緊急時対応要員は、緊急時対応内規により空冷式非常用発電装置及び中型ポンプ車等の準備および対応を実施する。</p>	<p>発電用原子炉の停止を判断する。</p> <p>「冷やす」の対応 原子炉停止後も炉心では崩壊熱による残留熱が発生していることから、この熱を除去するため、給水系、復水系又は非常用炉心冷却系により原子炉への注水手段を確保する。 原子炉水位を所定の水位（レベル3～レベル8）に維持することにより、炉心が冷やされていることを判断する。</p> <p>「閉じ込める」の対応 放射性物質が環境へ放出されていないことを確認する。また、原子炉格納容器が隔離されていることを確認することにより、閉じ込めが機能していることを判断する。</p> <p>これら事故対応の原則をベースに、運転員は、運転操作手順書を用いて炉心の損傷防止、原子炉格納容器の破損防止を目的とした対応操作の判断を以下の流れで行う。</p> <p>異常又は事故の発生時、警報処置運転手順書により初期対応を行う。事象が進展し、その事象の判断が可能な場合には、AOPに移行し対応を行う。 警報処置運転手順又はAOPで対応中に、EOP導入条件が成立した場合には、EOPに移行し対応を行う。</p> <p>原子炉スクラムに至る事故が発生した場合、EOPでは事故直後の操作として発電用原子炉の自動スクラムを確認する。自動スクラムしていない場合は、手動により発電用原子炉をスクラムする。 その後は、「原子炉制御」の対応として原子炉水位、原子炉圧力、タービン・電源に関するスクラム後の確認及び操作を並行して行うとともに、発電用原子炉の未臨界維持、炉心の冷却確保・損傷防止、原子炉格納容器の健全性確保等の対応をするため、パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能、原子炉格納容器の健全性）の継続監視を行う。パラメータの変化により「原子炉制御」以外の手順の導入条件が成立した場合は、確認されたパラメータの変化に対応した個別の手順により対応操作を実施する。</p> <p>EOPによる対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、SOPに移行し、炉心損傷後における原子炉圧力容器の破損防止及び原子炉格納容器の破損防止のための対応を行う。</p> <p>また、運転操作手順書に基づく安全確保が不可能又はそのおそれがある場合には、可搬型設備等も含めて使用可能な設備を最大限活用した安全確保を行う。発電課長は必要に応じて発電所対策本部に支援を要請し、EHGによる事故対応支援を受けた上で引き続き事故収束に向けた対応処置を実施する。 なお、発電用原子炉が停止中の場合においても、対応操作の流れ</p>	<p>上述のとおり、運転員が使用する運転要領は事故の進展状況に応じて分けられているが、それらの構成を明確にしており、かつ相互の移行基準を明確化していることから事象進展に伴う使用すべき手順書への移行を問題なく行うことができる。 運転員の事象判別プロセスと「運転要領緊急処置編」の体系を図10に、運転要領の使用例として有効性評価における各評価事故シーケンスの対応フローを添付資料1.0.7に示す。</p> <p>(2) 運転要領と重大事故等対応要領について</p> <p>a. 運転要領緊急処置編と重大事故等対応要領について</p> <p>運転員が「運転要領緊急処置編」にて対応中に、可搬型大型送水ポンプ車等の可搬型重大事故等対処設備を準備・使用することが必要となった場合において、発電所災害対策要員（運転員を除く。）へ「重大事故等対応要領」による可搬型重大事故等対処設備等の準備及び対応を依頼する。具体的には、「運転要領緊急処置編（第2部）」の全交流電源喪失にて対応中に、早期の電源回復が不能と判断すれば、可搬型大型送水ポンプ車等の準備依頼をすることを対応手順（基本操作・移行条項、注意事項・備考）に記載している。また、依頼を受けた発電所災害対策要員（運転員を除く。）は、「重大事故等対応要領」により可搬型大型送水ポンプ車等の準備及び対応を実施する。</p> <p>【伊方】記載方針の相違 運転要領における移行基準に係るまとめを記載した。伊方も運転手順書の使用例と有効性評価における事故シーケンスの対応フローについて、添付資料1.0.7に示しているのは大飯と同様。</p> <p>【伊方】手順書の相違 泊の常設代替交流電源設備である代替非常用発電機の手順は、重大事故等対応要領に基づく三次文書だけでなく、運転要領に定めており、運転員が中央制御室にて代替非常用発電機を起動する。</p> <p>【伊方】名称の相違（以降、相違理由を省略） ・「緊急時対応要員」と「発電所災害対策要員（運転員を除く。）」 【伊方】記載表現の相違 ・「および」と「及び」</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 故障・事故処理内規（第三部）とアクシデントマネジメントガイドラインについて</p> <p>故障・事故処理内規（第三部）については、①環境への放射能放出の防止②格納容器の健全性の維持③炉心損傷の進展防止及び抑制のために、中央制御室の運転員が自律的に対応できる操作手順として定められている。炉心損傷判断後の初期の対応においては、故障・事故処理内規（第三部）及び緊急時対応内規にて対応可能であることを、有効性評価にて確認している。アクシデントマネジメントガイドラインについては、災害対策本部設置後に使用する。災害対策本部において、プラントの状況を各種パラメータにより把握し、アクシデントマネジメントガイドラインに沿って、プラントの総合判断、操作決定及び操作後の影響評価を行い、第三部で対応しうる事象進展を超えた場合のプラント操作について中央制御室の運転員を含め各班に指示する。この場合、中央制御室の運転員は、その指示に従って操作を実施する。</p>	<p>については発電用原子炉が運転中の場合と同様である。</p>	<p>b. 運転要領緊急処置編（第3部）とシビアアクシデント対応ガイド要則について</p> <p>「運転要領緊急処置編（第3部）」については、①環境への放射能放出の防止、②原子炉格納容器の健全性の維持、③炉心損傷の進展防止及び抑制のために中央制御室の運転員が自律的に対応できる操作手順として定められている。炉心損傷判断後の初期の対応においては、「運転要領緊急処置編（第3部）」及び「重大事故等対応要領」にて対応可能であることを、有効性評価にて確認している。「シビアアクシデント対応ガイド要則」については、発電所対策本部設置後に使用する。発電所対策本部において、プラントの状況を各種パラメータにより把握し、「シビアアクシデント対応ガイド要則」に沿って、プラントの総合判断、操作決定及び操作後の影響評価を行い、「運転要領緊急処置編（第3部）」で対応しうる事象進展を超えた場合のプラント操作について中央制御室の運転員を含め各班に指示する。この場合、中央制御室の運転員は、その指示に従って操作を実施する。</p> <p>上述のとおり、運転員が使用する「運転要領」と発電所災害対策要員（運転員を除く）が使用する重大事故等対応要領間の連携を手順書上で明確にすることで、発電所全体が一体的に機能するような発電所手順書体系としている。</p> <p>また、重大事故等発生時には、「運転要領」及び「重大事故等対応要領（下部規程含む）」により、重大事故シナリオベースでの対応を行うことを基本としているが、重大事故シナリオから外れた場合には、原因となった喪失した機能に着目し、その代替機能を確保するための手順を実行して当該の機能を回復することにより、事故拡大を抑制し、収束させる。</p> <p>「運転要領」及び「重大事故等対応要領」の使用イメージを図11に、重大事故等発生時に使用する手順書の概念図を図12に示す。</p> <p>7. 重大事故等対応時の手順書内容について</p> <p>(1) 泊発電所における重大事故等対策に関する手順は、設計基準事象、設計基準外事象及び炉心損傷後に至るまで対応可能であり、新規制基準に準拠した内容を含んでいる。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違 手順書の正式名称を記載した。</p> <p>【伊方】記載方針の相違 運転要領と重大事故等対応要領との連携についてのまとめを記載した。</p> <p>【女川】記載方針の相違(大飯と同様)</p>
<p>4. 重大事故等対応時の手順書内容について</p> <p>(1) 大飯発電所における重大事故等対策に関する手順は、設計基準事象、設計基準外事象及び炉心損傷後に至るまで対応可能であり、新規制基準に準拠した内容を含んでいる。</p>	<p>5. 重大事故等時の対応及び手順書の内容について</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 財産保護より安全性を優先するという方針の下、海水を炉心へ注水する判断等、処置の方向性に迷うような事態においても、当直課長が迷うことなく判断できるよう、あらかじめ発電所安全運営委員会で審議及び承認し、手順書を定めている。	① 海水を炉心へ注入する事態等においても、財産（設備等）保護よりも安全性を優先するという方針の下、発電所対策本部長が迷うことなく判断できるよう、あらかじめ原子炉施設保安運営委員会で判断基準を承認し、手順書に定める。	(2) 財産保護より安全性を優先するという方針の下、海水を炉心へ注水する判断等、処置の方向性に迷うような事態においても、発電課長（当直）が迷うことなく判断できるよう、あらかじめ泊発電所安全運営委員会で審議及び承認し、手順書を定めている。	【女川】記載表現の相違(大飯と同様) 【女川】運用の相違 海水注水の判断基準をあらかじめ手順書に定め発電課長(当直)が海水注水を判断する。(大飯と同様) 【大飯・女川】名称の相違 【女川】記載方針の相違(大飯と同様) 【大飯】記載内容の相違(女川実績の反映)
(3) 有効性評価で示した重要事故シーケンスに対応する手順は、本手順書体系に包括されており、判断基準や監視パラメータについても網羅している。	② 有効性評価で示した重要事故シーケンスは、全て本手順書体系にて対応できるように整備する。あわせて、有効性評価で示した判断基準や監視パラメータについても本手順書体系の中で整理する。詳細は添付資料1.0.7及び添付資料1.0.14に示す。	(3) 有効性評価で示した重要事故シーケンスに対応する手順は、本手順書体系に包括されており、判断基準や監視パラメータについても網羅している。詳細は添付資料1.0.7及び添付資料1.0.14に示す。	【女川】記載方針の相違(大飯と同様) 【大飯】記載内容の相違(女川実績の反映)
(4) 全交流動力電源喪失時における監視パラメータについて、電源喪失により主要なパラメータが監視不能となった場合を想定し、代替電源の供給手順とバックアップパラメータを記載している。	③ 重大事故等に対処するために把握することが必要なパラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視するパラメータ（以下「主要なパラメータ」という。）を整理するとともに、主要なパラメータが故障等により計測不能な場合に、当該パラメータを推定する手順及び可搬型計測器により計測する手順を EHG に整備する。 なお、具体的なパラメータ、監視計器、手順等については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」で整理する。	(4) 全交流動力電源喪失時における監視パラメータについて、電源喪失により主要なパラメータが監視不能となった場合を想定し、代替電源の供給手順とバックアップパラメータを記載している。	【女川】記載方針の相違(大飯と同様)
(5) 運転操作所則とSA所達、あるいは運転操作所則の各手順書間のつながりも整備されており、手順書を使用する者が利用しやすいような工夫をしている。		(5) 「運転要領」と「重大事故等対応要領」、あるいは「運転要領」の各手順書間のつながりも整備されており、手順書を使用する者が利用しやすいような工夫をしている。	【女川】記載方針の相違(大飯と同様)
(6) これら重大事故等対応時における手順書（運転操作所則）の内容について、一例を添付資料1.0.7に示す。		(6) これら重大事故等対応時における手順書（運転要領）の内容について、一例を添付資料1.0.7に示す。	【女川】記載方針の相違(大飯と同様)
5. 重大事故等時の対応について		8. 重大事故等時の対応について	【女川】記載方針の相違(大飯と同様)
(1) 重大事故等時の対応については、手順書及び体制が整備され、発生が予想される事象について対応可能としている。		(1) 重大事故等時の対応については、手順書及び体制が整備され、発生が予想される事象について対応可能としている。	【女川】記載方針の相違(大飯と同様)
(2) 重大事故等時に事象ベースの手順にて対応中でも、安全機能に関する重要なパラメータは連続で監視し、安全機能監視パラメータがしきい値を超えるような場合は、安全機能ベースの手順にしたがい、炉心損傷防止に向けた修正措置を実施できるよう手順書を整備している。		(2) 重大事故等時に事象ベースの手順にて対応中でも、安全機能に関する重要なパラメータは連続で監視し、安全機能監視パラメータがしきい値を超えるような場合は、安全機能ベースの手順に従い、炉心損傷防止に向けた修正措置を実施できるよう手順書を整備している。	【女川】記載方針の相違(大飯と同様) 【大飯】記載表現の相違
(3) これら手順を有効かつ適切に使用し状況に応じた処置を実施するに、運転員を始めとした関係者は、常日頃から対応操作について教育及び訓練等により、手順の把握、機器や系統特性の理解及び原子炉の運転に必要な知識等の習得を重ね、習熟を図っている。	④ これら手順を有効かつ適切に使用しプラントの状態に応じた対応を行うために、運転員、重大事故等対策要員（運転員以外）及び初期消火要員（消防車隊）は、常日頃から対応操作について教育・訓練等を実施し、手順の把握、機器や系統特性の理解及び発電用原子炉の運転に必要な知識等の習得を重ね、習熟を図っている。	(3) これら手順を有効かつ適切に使用し状況に応じた処置を実施するに、運転員を始めとした関係者は、常日頃から対応操作について教育及び訓練等により、手順の把握、機器や系統特性の理解及び発電用原子炉の運転に必要な知識等の習得を重ね、習熟を図っている。	【女川】記載表現の相違(大飯と同様)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

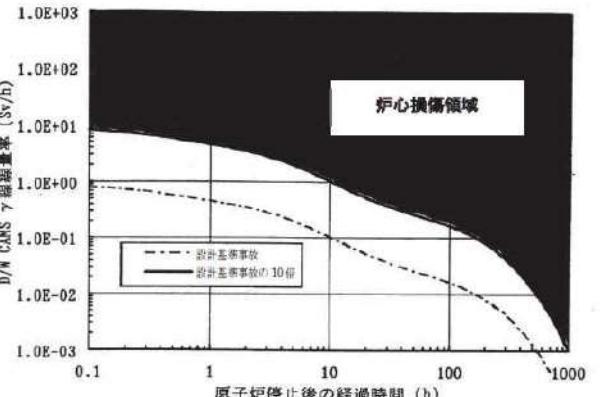
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 添付1 炉心損傷開始の判断基準について	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>炉心損傷に至るケースとしては、注水機能喪失により原子炉水位が有効燃料棒頂部（以下「TAF」という。）以上に維持できない場合において、原子炉水位が低下し、炉心が露出し冷却不全となる場合を考えられる。</p> <p>EOPでは、原子炉への注水系統を十分に確保できず原子炉水位がTAF未満となった際に、格納容器内雰囲気放射線モニタを用いて、ドライウェル内又はサプレッションチャンバ内のガンマ線線量率の状況を確認し、第1図に示す設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合を、炉心損傷開始の判断としている。</p> <p>炉心損傷等により燃料被覆管から原子炉内に放出される希ガス等の核分裂生成物が、主蒸気逃がし安全弁等を介して原子炉格納容器内に流入する事象進展を踏まえて、原子炉格納容器内のガンマ線線量率の値の上昇を、運転操作における炉心損傷の進展割合の推定に用いているものである。</p> <p>また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故時に原子炉水位計、格納容器内雰囲気放射線レベル計等の計装設備が使用不能となり、炉心損傷を迅速に判断できなかったことに鑑み、格納容器内雰囲気放射線レベル計に頼らない炉心損傷の判断基準について検討しており、その結果、格納容器内雰囲気放射線モニタの使用不能の場合は、「原子炉圧力容器温度：300°C以上」を炉心損傷の判断基準として手順に追加する。</p> <p>原子炉圧力容器温度は、炉心が冠水している場合には、主蒸気逃がし安全弁動作圧力（安全弁機能の最大 8.24MPa[gage]）における飽和温度約 298°Cを超えることはなく、300°C以上にならない。一方、原子炉水位の低下により炉心が露出した場合には過熱蒸気雰囲気となり、温度は飽和温度を超えて上昇するため、300°C以上になると考えられる。上記より、炉心損傷の判断基準を300°C以上としている。</p> <p>なお、炉心損傷判断は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用可能な場合は、当該計器にて判断を行う。</p>		【女川】記載方針の相違 泊の炉心損傷判断については、3.項（比較表1.0.6-8）に記載している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>(1) ドライウェルのガンマ線線量率</p> <p>(2) サプレッションチャンバのガンマ線線量率</p> <p>第1図 シビアアクシデント導入条件判断図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

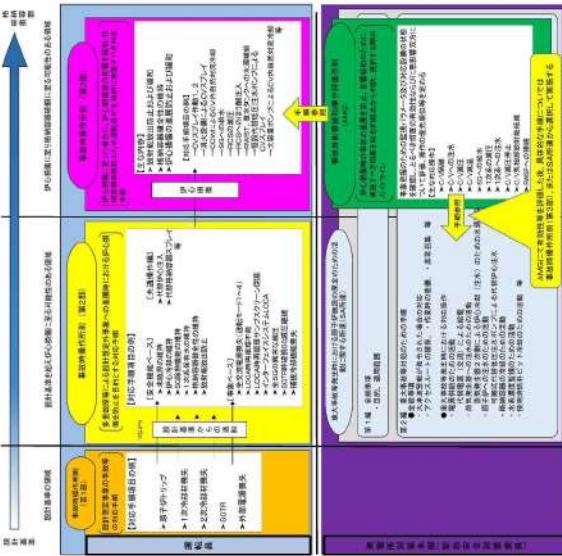
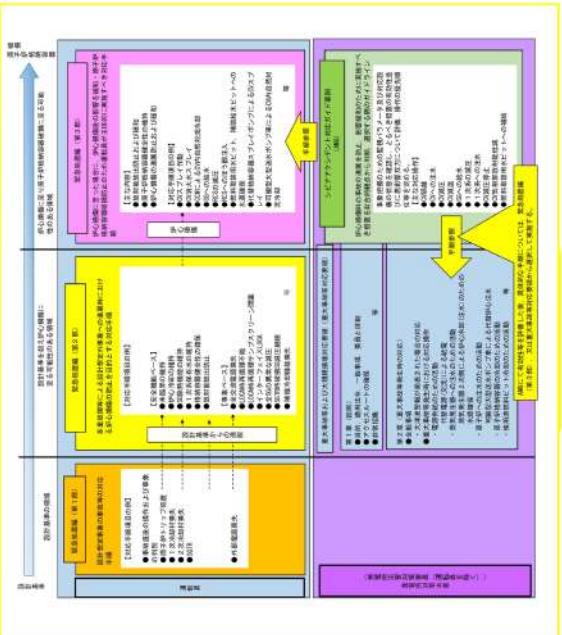
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1 運転員、発電所対策本部（緊急安全対策要員）が実行する手順書体系</p>	<p>図2 運転員、発電所対策本部（緊急安全対策要員）が実行する手順書体系</p>	<p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>	<p>【女川】記載方針の相違 重大事故等帽に使用する手順フローについては、添付資料1.0.7にて示す。(大飯と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

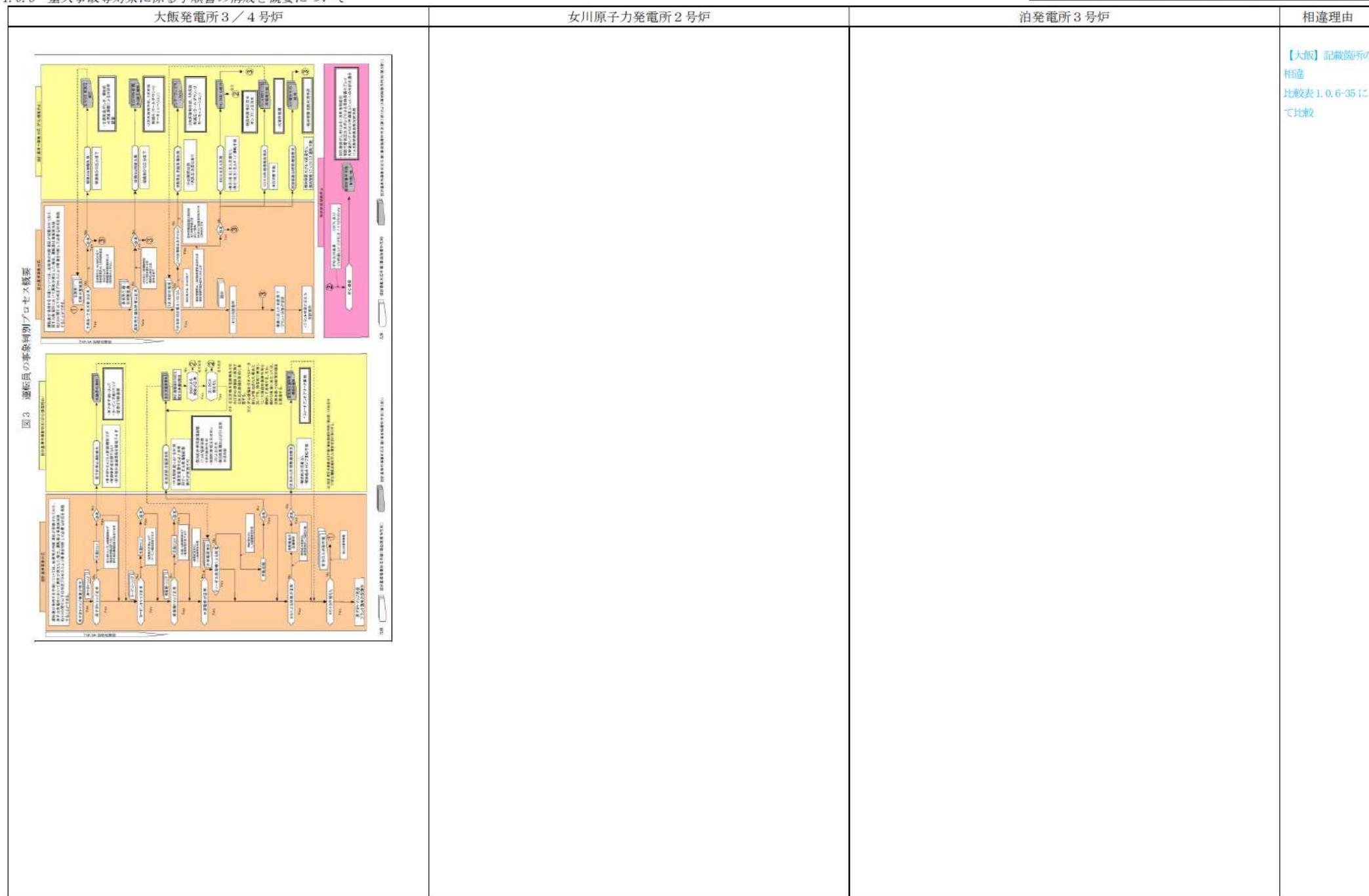
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2 各手順書間の関係図</p> <p>This diagram illustrates the relationships between various operating procedures for emergency shutdowns at the Ohma 3/4 Power Plant. It shows a flow from initial detection of a fault to the final shutdown sequence. Key components include the 'Fault Detection' section, 'Initial Response' (including 'Emergency Shutdown Sequence'), 'Emergency Shutdown Sequence' (with detailed steps for each stage), 'Emergency Shutdown Completion', and 'Post-shutdown Operations'. Arrows indicate the sequential flow between these stages.</p>	 <p>図2 各手順書間の関係図</p> <p>This diagram illustrates the relationships between various operating procedures for emergency shutdowns at Onagawa Unit 2. It follows a similar structure to the Ohma diagram, starting with fault detection and progressing through initial response, emergency shutdown sequence, shutdown completion, and post-shutdown operations. The specific steps and equipment listed are different from the Ohma version.</p>	 <p>図2 各手順書間の関係図</p> <p>This diagram illustrates the relationships between various operating procedures for emergency shutdowns at the泊発電所 3号炉. It follows the same basic structure as the other diagrams, with fault detection, initial response, emergency shutdown sequence, shutdown completion, and post-shutdown operations. The specific details of the shutdown sequence and equipment involved are unique to this plant.</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図3 連絡自の事象別ロセス概要</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 比較表1.0.6-35にて比較</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

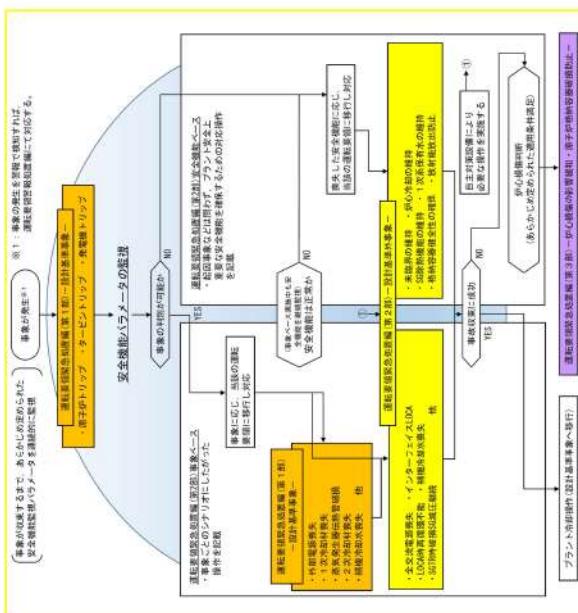
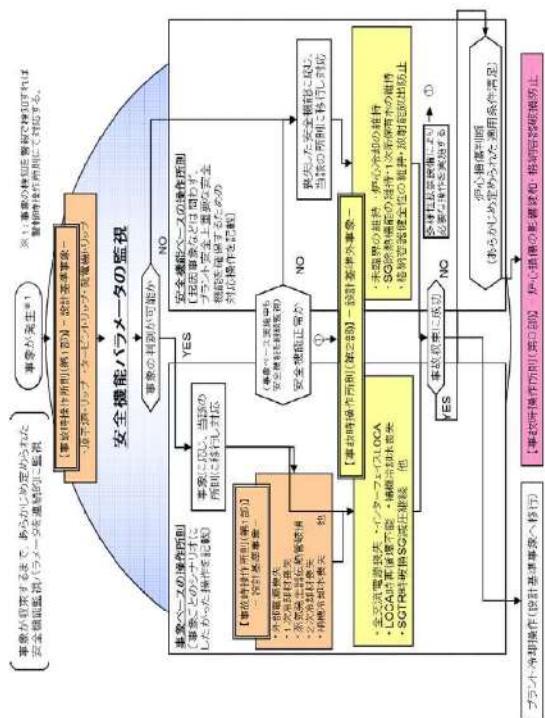


図4 運転要領緊急処置の構成概要

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

安全機能ベースマニフェストの欄	条件付きで安全機能ベースマニフェストに入れる場合の条件	緊急要件							
		条件付きで安全機能ベースマニフェストに入れる場合の条件							
安全機能ベースマニフェストの欄	○： 事象ベースマニフェストの適用条件が満たされた場合、安全機能ベースマニフェストに入れる。	1	2	3	4	5	6	7	8
安全機能ベースマニフェスト	△： 事象ベースマニフェストの適用条件が満たされなかった場合、条件によっては、安全機能ベースマニフェストに入れる。	未 講	S 格	施 附	B 心	次 保	心 次	保	心 次
安全機能ベースマニフェスト	×： 事象ベースマニフェストの適用条件が満たされない場合は、条件によっては、安全機能ベースマニフェストに入れない。	未 講	S 格	施 附	B 心	次 保	心 次	保	心 次
事象ベースマニフェスト	(件件1) 緊急要件の場合は、安全機能ベースマニフェストに入れる。	○	○	○	△	△	△	△	△
原子炉ドリップ	(件件1) 緊急要件の場合は、安全機能ベースマニフェストに入れる。	○	○	○	○	△	△	△	△
外部電源喪失	(件件1)	○	○	○	○	△	△	△	△
1次冷却喪失	(件件1)	○	○	○	○	△	△	△	△
2次冷却喪失	(件件1)	○	○	○	○	△	△	△	△
重要保安装置喪失	(件件1)	○	○	○	○	△	△	△	△
全交流電源喪失	(件件1)	○	○	○	○	△	△	△	△
LOCA 時序要件不給	(件件1)	○	○	○	○	△	△	△	△
LOCA 時序要件サンクスリーン出モレ	(件件1)	○	○	○	○	△	△	△	△
機械冷却水供給喪失(その1)	(件件1)	○	△	△	△	△	△	△	△
インターフェイス LOCA	(件件1)	○	△	○	○	△	△	△	△
主 SG の異常な動作	(件件1)	○	○	○	○	△	△	△	△
SCITE 機械冷却水供給	(件件1)	○	○	○	○	△	△	△	△
グラント起動または停止操作時における LOCA	(件件1)	○	○	○	○	△	△	△	△
機械冷却水供給喪失(その2)	(件件1)	○	○	○	○	△	△	△	△

見解
○： 事象ベースマニフェストの適用条件が満たされた場合、安全機能ベースマニフェストに入れる。
△： 事象ベースマニフェストの適用条件が満たされなかった場合、条件によっては、安全機能ベースマニフェストに入れる。
×： 事象ベースマニフェストの適用条件が満たされない場合は、条件によっては、安全機能ベースマニフェストに入らない。

(件件1) 緊急要件の場合は、安全機能ベースマニフェストに入れる。

【大飯】記載箇所の相違
比較表 1.0.6-3にて比較

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

手順書目	項目概要	手順書目	項目概要	手順書目	項目概要	相違理由
クービン制御送水ポンプ運転手順書 全電気電源喪失時における常用電源装置等による送電手順書	操作目的 クービン制御送水ポンプの運転を切り離すため、その手順・注意事項等について定めている。 操作目的 所内の火災警報が発動し緊急停電が発生する場合に、空港の常用電源装置より必要な電力を供給する手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	伊方発電所3号炉まとめ資料より引用
可燃性瓦斯装置による送電手順書 代用電源取り扱い手順書	操作目的 可燃性瓦斯装置による送電を目的に実施するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	大飯発電所3／4号炉
大型ポンプ等の運転手順書 冷却用海水の運転手順書 1次水冷却系の運転手順書	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	伊方発電所3号炉まとめ資料より引用
大型主機への冷却水供給手順書	操作目的 大型主機への冷却水供給（クーラント）による原子炉水温を下げる。	操作目的 大型主機冷却ポンプ（クーラント）による原子炉水温を下げる。	操作目的 大型主機冷却ポンプ（クーラント）による原子炉水温を下げる。	操作目的 大型主機冷却ポンプ（クーラント）による原子炉水温を下げる。	操作目的 大型主機冷却ポンプ（クーラント）による原子炉水温を下げる。	伊方発電所3号炉
【比較のため、比較表P1.0.6-142より再掲】						
別紙14 (1/4)						
手順書目	項目概要	手順書目	項目概要	手順書目	項目概要	相違理由
p-1 原子炉注水ポンプの注水本 水	原子炉注水ポンプ（クーラント）による原子炉水温を下げる。	p-1 大型主機冷却ポンプ（クーラント）による原子炉水温を下げる。	p-1 大型主機冷却ポンプ（クーラント）による原子炉水温を下げる。	p-1 大型主機冷却ポンプ（クーラント）による原子炉水温を下げる。	p-1 大型主機冷却ポンプ（クーラント）による原子炉水温を下げる。	伊方・女川手順書の相違 泊は「重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく三次文書の名称及び手順目的を整理した。(伊方と同様)
大型主機冷却ポンプ 冷却用海水ポンプ 海水ポンプ 海水循環ポンプ 海水循環ポンプ 海水循環ポンプ 海水循環ポンプ	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	伊方・女川手順書の相違 泊は「重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく三次文書の名称及び手順目的を整理した。(伊方と同様)
p-2	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	p-2 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	p-2 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	p-2 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	p-2 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	伊方・女川手順書の相違 泊は「重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく三次文書の名称及び手順目的を整理した。(伊方と同様)
p-3	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	p-3 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	p-3 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	p-3 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	p-3 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	伊方・女川手順書の相違 泊は「重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく三次文書の名称及び手順目的を整理した。(伊方と同様)
p-4	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	p-4 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	p-4 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	p-4 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	p-4 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	伊方・女川手順書の相違 泊は「重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく三次文書の名称及び手順目的を整理した。(伊方と同様)
【重大事故等および大規模損壊対応要領用条件】						
・電源不足時、予備電源不足時、主要電源不足時、主要電源不足時、主要電源不足時、主要電源不足時						
【重大事故等および大規模損壊対応要領】						
手順書目	項目概要	手順書目	項目概要	手順書目	項目概要	相違理由
泊発電所 制御換気及び冷却装置 泊発電所 製冷時冷却装置手順書	操作目的 運転中の制御換気及び冷却装置の運転（代用制御装置用電源、引葉形大同形水ポンプ、熱交換器用冷却装置等）への遮断火災警報が発動する場合は運転停止と運転停止手順等を行うこと	操作目的 運転中の制御換気及び冷却装置の運転（代用制御装置用電源、引葉形大同形水ポンプ、熱交換器用冷却装置等）への遮断火災警報が発動する場合は運転停止と運転停止手順等を行うこと	操作目的 大型主機換気装置による運転で火災警報が発動した場合での運転停止手順等を行うこと	操作目的 大型主機換気装置による運転で火災警報が発動した場合での運転停止手順等を行うこと	操作目的 原子炉注水ポンプの運転（クーラント）による原子炉水温を下げる。	伊方・女川手順書の相違 泊は「重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく三次文書の名称及び手順目的を整理した。(伊方と同様)
泊発電所 大同形冷却装置手順書 泊発電所 大同形冷却装置手順書	操作目的 大同形冷却装置手順書による運転で火災警報が発動した場合での運転停止手順等を行うこと	操作目的 大同形冷却装置手順書による運転で火災警報が発動した場合での運転停止手順等を行うこと	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 重大事故発生時に取り付けられた各部品の取り外し・取扱い・運搬するため、その手順・注意事項等について定めている。	操作目的 原子炉注水ポンプの運転（クーラント）による原子炉水温を下げる。	伊方・女川手順書の相違 泊は「重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく三次文書の名称及び手順目的を整理した。(伊方と同様)
泊発電所 密閉換気装置手順書 泊発電所 密閉換気装置手順書	操作目的 密閉換気装置手順書による運転で火災警報が発動した場合での運転停止手順等を行うこと	操作目的 密閉換気装置手順書による運転で火災警報が発動した場合での運転停止手順等を行うこと	操作目的 原子炉注水ポンプの運転（クーラント）による原子炉水温を下げる。	操作目的 原子炉注水ポンプの運転（クーラント）による原子炉水温を下げる。	操作目的 原子炉注水ポンプの運転（クーラント）による原子炉水温を下げる。	伊方・女川手順書の相違 泊は「重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく三次文書の名称及び手順目的を整理した。(伊方と同様)
泊発電所 事務室監視室手順書 泊発電所 事務室監視室手順書	操作目的 事務室監視室手順書による運転で火災警報が発動した場合での運転停止手順等を行うこと	操作目的 事務室監視室手順書による運転で火災警報が発動した場合での運転停止手順等を行うこと	操作目的 原子炉注水ポンプの運転（クーラント）による原子炉水温を下げる。	操作目的 原子炉注水ポンプの運転（クーラント）による原子炉水温を下げる。	操作目的 原子炉注水ポンプの運転（クーラント）による原子炉水温を下げる。	伊方・女川手順書の相違 泊は「重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく三次文書の名称及び手順目的を整理した。(伊方と同様)
【重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく項目概要】						
図5 重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく項目概要 (1 / 2)						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉

伊方発電所3号炉まとめ資料より引用

手順項目		項目概要	
運水タンク(冷却水タンク)、または2次炉 純水タンクへの冷却水補給手順書	操作目的 操作目的	重大事故等における運水タンク(冷却水タンク)または2次炉純水タンクへの冷却水補給に関する活動を適切に実施するため、その手順・主要事項等について定めている。 冷却水補給手順書において運水タンクへの冷却水補給を担当するため、その手順・主要事項等について定めている。	
燃料搬入用タシンドットへの冷却水補給、スプレイ水 注入用タシンドットへの冷却水補給、消防手順書	操作目的 操作目的	重大事故等における冷却水補給手順において冷却水補給手順書、スプレイ水注入用タシンドットへの冷却水補給、消防手順書において冷却水補給手順において冷却水補給手順等について定めている。	
炉心への冷却水注入手順書	操作目的 操作目的	炉心への冷却水注入を行うため、その手順・主要事項等について定めている。	
原子炉停止手順への冷却水手順書	操作目的 操作目的	原子炉停止手順における冷却水手順手順書、原子炉停止手順等について定めている。	
核炉容器再加熱ユニットによる冷却水注入手順書 管	操作目的 操作目的	核炉容器再加熱ユニットによる冷却水注入手順手順書を行うため、その手順・主要事項等について定めている。	
冷却塔送风机手順書	操作目的 操作目的	冷却塔送风机における冷却塔送风机手順手順書を行うため、その手順・主要事項等について定めている。	
原子炉断然停運手順書外壁への冷却水手順書	操作目的 操作目的	原子炉断然停運手順書における冷却水手順手順書を行うため、その手順・主要事項等について定めている。	
配管接続手順書	操作目的 操作目的	配管接続手順書において冷却水手順手順書を行うため、その手順・主要事項等について定めている。	
燃料搬入手順書	操作目的 操作目的	燃料搬入手順書において冷却水手順手順書を行うため、その手順・主要事項等について定めている。	
核炉冷却水手順書	操作目的 操作目的	核炉冷却水手順書における冷却水手順手順書を行うため、その手順・主要事項等について定めている。	
氣密封熱燃料接種手順書	操作目的 操作目的	氣密封熱燃料接種手順書における冷却水手順手順書を行うため、その手順・主要事項等について定めている。	

図-4 (2/4)

手順項目		項目概要	
保育 操作手 順書	操作目的 操作目的	原子炉運転部より保育手順書に対する手順を記述したものを行う。 大容量三次元コンピュータ(タイガ1)による保育手順の読み込み。	
E-1 直済制御設備	操作目的 操作目的	電源電圧上昇による2次炉冷却水温度変動、250W 安全電圧への降電圧における発電部遮断操作である。	
E-2 交換制御手 順	操作目的 操作目的	電源電圧上昇による2次炉冷却水温度変動(2次炉内筒表面温度)に対する操作である。	
E-3 火 火 火	操作目的 操作目的 操作目的	火災警報装置による警報(火災警報)による初期消火、火災警報装置による初期消火、火災警報装置による初期消火、火災警報装置による初期消火。	
E-4 火 火 火	操作目的 操作目的 操作目的	火災警報装置による警報(火災警報)による初期消火、火災警報装置による初期消火、火災警報装置による初期消火。	
E-5 火 火 火	操作目的 操作目的 操作目的	火災警報装置による警報(火災警報)による初期消火、火災警報装置による初期消火、火災警報装置による初期消火。	
E-6 火 火 火	操作目的 操作目的 操作目的	火災警報装置による警報(火災警報)による初期消火、火災警報装置による初期消火、火災警報装置による初期消火。	
E-7 火 火 火	操作目的 操作目的 操作目的	火災警報装置による警報(火災警報)による初期消火、火災警報装置による初期消火、火災警報装置による初期消火。	

重大事故等対応要領書手順一覧

手順項目		項目概要	
自衛電力供給装置手順書	操作目的	原子炉運転部より自衛電力供給装置に対する手順を記述したものを行う。	
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を記述する。	

【比較のため、比較表P1.0.6-143より再掲】

別紙14 (2/4)

手順項目		項目概要	
自衛電力供給装置手順書	操作目的	原子炉運転部より自衛電力供給装置に対する手順を記述するため、操作部室内本体装置を前に立ち上がり設備にて実施する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字
火災警報装置手順書	操作目的	火災警報装置による初期消火手順手順書に対する手順を明確にするこ	赤字

泊発電所3号炉

相違理由

図5 重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく項目概要 (2/2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉

伊方発電所3号炉まとめ資料より引用

手順項目		項目概要	
全般手順手冊	操作目的	通常の運転保守に関する活動を整頓し実施するため、その手順・注意事項等について定めている。	
重大事故等対応手順手冊	操作目的	重大事故等においても原子炉が安全運転の前提で保有を確保するため、その手順・注意事項等について定めている。	
緊急時対応用通話測定手順手冊	操作目的	全般運営手冊における通話手続の運営を整頓し実施するため、その手順・注意事項等について定めている。	
原子炉の点検、監視用機器マニュアル	操作目的	原子炉への検査用機器の点検および監視の手順に対する活動を整頓・実施するため、その手順・注意事項等について定めている。	
原子炉冷却水循環ポンプ点検手順書	操作目的	炉心が著しく損傷した場合に、原子炉冷却水循環ポンプ点検に対する活動を実施するため、その手順・注意事項等について定めている。	
中空管部定期点検手順書	操作目的	重大事故等により火災現象等の発生時にあら原子炉冷却水循環ポンプ点検等に対する活動を実施するため、その手順・注意事項等について定めている。	
アクリオリーント点検手順書	操作目的	炉心冷却水循環ポンプに重要なアクリオリーントを確保するため、その手順・注意事項等について定めている。	
過熱ガス炉管の引手順書	操作目的	炉心冷却水循環ポンプに対する各種手順を整頓して実施するため、その手順・注意事項等について定めている。	
燃料冷却水換気空調装置手マニュアル	操作目的	燃料冷却水循環ポンプの運転および手順および、その教育について定めている。	
燃料冷却水加圧手順書	操作目的	原子炉冷却水循環ポンプが閉鎖した場合に、燃料棒フルームの緊急冷却方策実施手順のインシーラークを停止するため、その手順・注意事項等について定めている。	

【比較のため、比較表P1.0.6-144より再掲】

重大事故等対応手順書一覧		別紙14 (3/4)	
手順項目	項目概要	項目概要	
K-1 供水装置・冷却水循環ポンプの水の漏出	供水装置から供水装置ランクへの漏出 供水装置から冷却水循環ポンプへの漏出 漏出する水を打瀬シングル	供水装置から供水装置ランクへの漏出する。 供水装置から冷却水循環ポンプへの漏出する。 漏出する水を打瀬シングル	
K-2 供水装置からの水の漏出	供水装置からの水の漏出による漏出	供水装置からの水の漏出による漏出	
A-3 燃料補給	2号機燃料カランからの燃料ポンプによる給油 燃料補給設備による給油 燃料ポンプ設備による給油	2号機燃料カランからの燃料ポンプによる給油 燃料ポンプ設備による給油 燃料ポンプ設備による給油	
A-4 燃料モニタリング	炉上モニタリング セニカルランゲンガガスストップアクションによる測定 炉内モニタリングによる測定 可燃性物質計測器による測定	炉上モニタリング セニカルランゲンガガスストップアクションによる測定 炉内モニタリングによる測定 可燃性物質計測器による測定	

泊発電所3号炉

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

手順項目	操作目的	操作目的	操作目的	操作目的	操作目的	相違理由
緊急時対応手順書の項目概要 緊急時対応手順書の項目概要 緊急時対応手順書の項目概要	伊方発電所に係る緊急時対応手順書に係る手引を定め、該手引書を適用することについて定めている。 緊急時対応手順書に係る緊急時対応手順書マニュアル 緊急時対応手順書に係る緊急時対応手順書マニュアル 緊急時対応手順書に係る緊急時対応手順書マニュアル	伊方発電所に係る緊急時対応手順書に係る手引を定め、該手引書を適用することについて定めている。	伊方発電所に係る緊急時対応手順書に係る手引を定め、その手引に注意事項について定めている。	伊方発電所に係る緊急時対応手順書に係る手引を定め、該手引書を適用することについて定めている。	伊方発電所に係る緊急時対応手順書に係る手引を定め、該手引書を適用することについて定めている。	
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				
伊方発電所3号炉まとめ資料より引用 図-4 (4/4)	【比較のため、比較表P1.0.6-145より再掲】 別紙14 (4/4)					

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>重大事故等および大規模損壊対応要領：重大事故等発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第1章 (共通) <ul style="list-style-type: none"> 目的 適用法令 組織 責任と体制 要員と作業 (■参考：アクセスルートの確認・指揮所等) ■ 第2章 (重大事故等発生時の対応) <ul style="list-style-type: none"> 適用範囲 適用開始条件 対応操作 ■ 第3章 (大規模損壊発生時の対応) <ul style="list-style-type: none"> 適用範囲 適用開始条件 対応操作 評定 その他の各種項目 ■ 第4章 (共通) <ul style="list-style-type: none"> 組織の管理 適用範囲 適用開始条件 教育訓練 評定 その他の各種項目 <p>当該要領に基づく三次文書 (多數)</p> <p>運転要領 緊急始動編</p> <p>湖船員用の手帳書である「運転要領」と運転員用の手帳書である「運転手帳」は、本規程ではある「重大事故等および大規模損壊対応要領(第2章)」について、手帳書和五箇の抜け分けを明確化している。</p>	<p>【伊方】記載方針の相違</p> <p>泊は、重大事故等対応要領(第2章)に重大事故等発生時の対応手順を、重大事故等対応要領(第3章)に大規模損壊発生時の対応手順を整備している。</p>

図6 重大事故等対応要領の構成

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

伊方発電所3号炉まとめ資料より引用

手順項目		項目概要
本場外の操作	目的 出力条件 出力条件が正しくある場合	炉心が発生しているか、未燃性が発生している炉心が現れた場合に、とするべき運転操作
炉心冷却の操作	目的 炉心の炉心温度がS1炉心温度が50℃以上である場合 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部C/T温度が50℃以上となる場合	炉心上部T/C温度と昇温し、炉心が発熱している炉心が現れた場合に、とするべき運転操作
S／G給湯循環の操作	目的 炉心上部T/C温度と昇温し、炉心が発熱している炉心が現れた場合に、とするべき運転操作	炉心上部T/C温度と昇温し、炉心が発熱している炉心が現れた場合に、とするべき運転操作
S／G給湯循環の操作 S／G給湯循環の操作	目的 C／V圧力によりC／Vの燃焼性が発生される燃料が現れた場合に、とするべき運転操作	C／V圧力によりC／Vの燃焼性が発生される燃料が現れた場合に、とするべき運転操作
燃料充填停止	目的 C／V圧力によりC／Vの燃焼性が発生される燃料が現れた場合に、とするべき運転操作	C／V圧力によりC／Vの燃焼性が発生される燃料が現れた場合に、とするべき運転操作
燃料管路健全性の確認	目的 ECCSが動作していない場合は、ECCSの停止は止むを得ない場合に、ECCSが正常化した場合は再開する必要に応じて下記操作を行なう場合	ECCSが動作していない場合は、ECCSの停止は止むを得ない場合に、ECCSが正常化した場合は再開する必要に応じて下記操作を行なう場合
次系保有水の操作	目的 ECCSが動作中はブランク状態が長い状態にあるから、運用しない。	ECCSが動作中はブランク状態が長い状態にあるから、運用しない。
次系保有水の操作	目的 加圧水位	加圧水位

図-2 (1/2)

手順項目		項目概要
安全側の監視	目的 炉心冷却の操作 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部T/C温度が50℃以上となる場合	炉心冷却の操作 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部T/C温度が50℃以上となる場合
未燃炉心操作(1)－出力異常上昇	目的 炉心冷却の操作 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部T/C温度が50℃以上となる場合	炉心冷却の操作 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部T/C温度が50℃以上となる場合
未燃炉心操作(2)－炉心漏失	目的 炉心漏失の操作 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部T/C温度が50℃以上となる場合	炉心漏失の操作 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部T/C温度が50℃以上となる場合
格納室冷却水供給	目的 炉心漏失の操作 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部T/C温度が50℃以上となる場合	炉心漏失の操作 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部T/C温度が50℃以上となる場合
放料操作出力上昇	目的 炉心漏失の操作 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部T/C温度が50℃以上となる場合	炉心漏失の操作 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部T/C温度が50℃以上となる場合
1次系保有水の操作	目的 炉心漏失の操作 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部T/C温度が50℃以上となる場合	炉心漏失の操作 S1動作を伴うLOCA時に高圧水が発生しない場合は、炉心上部T/C温度が50℃以上となる場合

図7 連座避難警報処置備（第2部）の項目概要 (1/2)

【女川】記載方針の相違
 ・泊は、重大事故等時に使用する運転要領緊急処置編（第2部）に整備する各手順の目的、適用条件及び監視計器を整理した。（伊方と同様）
 ・女川は、EOPの目的及び基本的な考え方を別紙4に整理しているが、炉型の相違により運転手順が異なることから、伊方と比較する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

伊方発電所3号炉まとめ資料より引用

手順項目	項目概要
全反応器停運失	目的 全ての内水冷却装置が失った場合に、どのべき運転操作 漏入条件 外部が想定され、全の水冷却装置が失った場合に、どのべき運転操作
LOCA時熱面積不能 (E.C./スブリーベン面積不能)	目的 LOCA時の熱面積が2系統とも運転不能の場合に、どのべき運転操作 漏入条件 他の2系統も運転不能の場合に、どのべき運転操作
LOCA時熱面積不能 (C./スブリーベン面積不能)	目的 LOCA時のC./スブリーベン面積が2系統とも運転不能の場合に、どのべき運転操作 漏入条件 LOCA時のC./スブリーベン面積が2系統とも運転不能の場合に、どのべき運転操作
LOCA時熱面積不能 (両面積・スブリーベン)	目的 LOCA時の両面積が2系統とも運転不能の場合に、どのべき運転操作 漏入条件 LOCA時の両面積が2系統とも運転不能の場合に、どのべき運転操作
LOCA時熱面積既存失	目的 LOCA時の熱面積既存失した場合に、どのべき運転操作 漏入条件 LOCA時の熱面積既存失した場合に、どのべき運転操作
INTA-F1スイッチ失	目的 R.H.R.（人間監視）の機能に、C./スブリーベン面積が2系統とも運転不能の場合に、どのべき運転操作 漏入条件 R.H.R.（人間監視）の機能に、C./スブリーベン面積が2系統とも運転不能の場合に、どのべき運転操作
全SGの異常な減圧	目的 ブラント起動とSG/RCCS起動で、余熱除去運転中にLOCAが発生した場合に、どのべき運転操作 漏入条件 全SGの異常な減圧失した場合に、SG/RCCS起動を示した場合に、どのべき運転操作 漏入条件 全SGの異常な減圧失した場合に、SG/RCCS起動を示した場合に、どのべき運転操作 漏入条件 全SGの異常な減圧失した場合に、SG/RCCS起動を示した場合に、どのべき運転操作 漏入条件 全SGの異常な減圧失した場合に、SG/RCCS起動を示した場合に、どのべき運転操作
SG-FR時、保険制御SG/G滅止失	目的 SG-FR時、保険制御SG/Gの運転が失った場合に、どのべき運転操作 漏入条件 SG-FR時、加圧蓄圧系（加圧蓄圧池・加圧蓄圧ストレイン）による1次系統が不能の場合に、どのべき運転操作
SG-FR時、保険制御SG/Gの運転失	目的 SG-FR時、保険制御SG/Gの運転が失った場合に、どのべき運転操作 漏入条件 SG-FR時、保険制御SG/Gの運転が失った場合に、どのべき運転操作
原子炉冷却剂流量喪失	目的 C.C.V.S.の起動指示等により、Q.C.W.S.が起動した場合に、どのべき運転操作 漏入条件 C.C.W.S.ランク水が喪失または計量冷却機能が喪失した場合

手順項目	項目概要
介交換器運転失	目的 ブラント起動してどの程度が失った場合に、どのべき運転操作 漏入条件 介交換器の運転が失った場合に、どのべき運転操作
INTA-F1スイッチ失	目的 LOCA時の熱面積が2系統とも運転不能の場合に、どのべき運転操作 漏入条件 INTA-F1スイッチ失した場合に、どのべき運転操作
INTA-F1スブリーベン失	目的 LOCA時のC./スブリーベン面積が2系統とも運転不能の場合に、どのべき運転操作 漏入条件 INTA-F1スブリーベン失した場合に、どのべき運転操作
INTA-F1スブリーベン面積失	目的 LOCA時の両面積が2系統とも運転不能の場合に、どのべき運転操作 漏入条件 INTA-F1スブリーベン面積失した場合に、どのべき運転操作
INTA-F1スブリーベン失	目的 LOCA時の熱面積既存失した場合に、どのべき運転操作 漏入条件 INTA-F1スブリーベン失した場合に、どのべき運転操作
INTA-F1スブリーベン失	目的 フラント起動とSG/RCCS起動で、余熱除去運転中にLOCAが発生した場合に、どのべき運転操作 漏入条件 INTA-F1スブリーベン失した場合に、フラント起動とSG/RCCS起動で、余熱除去運転中にLOCAが発生した場合に、どのべき運転操作
INTA-F1スブリーベン失	目的 SG-FR時、保険制御SG/Gの運転が失った場合に、どのべき運転操作 漏入条件 SG-FR時、加圧蓄圧系（加圧蓄圧池・加圧蓄圧ストレイン）による1次系統が不能の場合に、どのべき運転操作
SG-FR時、保険制御SG/Gの運転失	目的 SG-FR時、保険制御SG/Gの運転が失った場合に、どのべき運転操作 漏入条件 SG-FR時、保険制御SG/Gの運転が失った場合に、どのべき運転操作
SG-FR時、保険制御SG/G滅止失	目的 SG-FR時、保険制御SG/G滅止が失った場合に、どのべき運転操作 漏入条件 SG-FR時、保険制御SG/G滅止が失った場合に、どのべき運転操作
SG-FR時、保険制御SG/G失	目的 SG-FR時、保険制御SG/Gが失った場合に、どのべき運転操作 漏入条件 SG-FR時、保険制御SG/Gが失った場合に、どのべき運転操作

図7 運転要領緊急処置編（第2部）の項目概要（2／2）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため、比較表P1.0.6-25より再掲】

事象ベースマニュアル	緊急度別								条件付き安全機能ベースマニュアルに入れる場合の優先順位
	1	2	3	4	5	6	7	8	
安全機能ベースマニュアルの優先順位									
安全機能ベースマニュアルの優先順位	未	S	新規	既存	次	新規	既存	未	1
外断電流喪失	○	○	○	○	△	△	△	△	2
1次冷却管喪失	○	○	○	○	△	△	△	△	3
2次冷却管喪失	○	○	○	○	△	△	△	△	4
熱交換器管破裂	○	○	○	○	○	○	○	○	5
LOCA時冷却管破裂	×	×	×	×	×	×	×	×	6
LOCA時冷却管サンドクリーン管喪失	×	×	×	×	×	×	×	×	7
熱交換器管破裂(その1)	△	△	△	△	△	△	△	△	8
インダクタードメイン LOCA	○	○	○	○	△	△	△	△	9
ナ SG の喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	10
SGTR 基本動作不能	○	○	○	○	○	○	○	○	11
プラント起動停止(停止)喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	12
LOCA時冷却管破裂(その2)	×	×	×	×	×	×	×	×	13

△: 事象ベースマニュアルの適用条件が満たされた場合、条件付き安全機能ベースマニュアルに入れる。
 ×: 事象ベースマニュアルの適用条件が満たされない場合、条件付き安全機能ベースマニュアルに入らない。
 ○: 事象ベースマニュアルの適用条件が満たされた場合、条件付き安全機能ベースマニュアルに入れる。
 □: 事象ベースマニュアルの適用条件が満たされない場合、条件付き安全機能ベースマニュアルに入らない。
 (条件1) 緊急度の低い安全機能ベースマニュアルについて
 ハザード分析結果(0～80マニュアル)について
 では、事象ベースマニュアルが優先する。
 (条件2) タなぐと1台のOWAシップ用が両方
 トレンシングが可能な場合のみ。
 (条件3) 断路点の強度が確認されていること。

□: 事象ベースマニュアルを適用しない場合、条件付き安全機能ベースマニュアルに入れる。
 ×: 事象ベースマニュアルを適用しない場合、条件付き安全機能ベースマニュアルに入らない。
 ○: 事象ベースマニュアルを適用する場合、条件付き安全機能ベースマニュアルに入れる。
 △: 事象ベースマニュアルを適用する場合、条件付き安全機能ベースマニュアルに入らない。

安全機能ベース	緊急度別									条件付き安全機能ベース
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
安全機能ベースマニュアルの優先順位										
安全機能ベースマニュアル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
安全機能ベースマニュアルの優先順位	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
外断電流喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3
1次冷却管喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4
2次冷却管喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
蒸気発生装置管破裂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6
全受電池喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
LOCA時冷却管破裂不発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
LOCA時冷却管破裂初期段	△	△	△	△	△	△	△	△	△	9
インダクタードメイン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
全受電池喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
SGTR 基本動作不能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
全受電池喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
LOCA時冷却管破裂初期段	×	×	×	×	×	×	×	×	×	14

安全機能ベース	緊急度別									条件付き安全機能ベース
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
安全機能ベースマニュアルの優先順位										
安全機能ベースマニュアル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
安全機能ベースマニュアルの優先順位	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
外断電流喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3
1次冷却管喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4
2次冷却管喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
蒸気発生装置管破裂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6
全受電池喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
SGTR 基本動作不能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
全受電池喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
LOCA時冷却管破裂初期段	×	×	×	×	×	×	×	×	×	10
インダクタードメイン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
全受電池喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
SGTR 基本動作不能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
SGTR 基本動作不能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14

図8 安全機能ベースと事象ベースの相互間の優先順位

【大飯】記載箇所の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

手順項目	操作目的	操作条件	操作手順	相違理由
C/Sオフブレイク注入	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「炉心炉底水位が底または低の場合は、C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位を回る。」 操作結果条件 「C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位が底またはC/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位まで上昇した。」	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「炉心炉底水位が底または低の場合は、C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位を回る。」 操作結果条件 「C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位が底またはC/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位まで上昇した。」	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「炉心炉底水位が底または低の場合は、C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位を回る。」 操作結果条件 「C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位が底またはC/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位まで上昇した。」	伊方発電所3号炉まとめ資料より引用
C/Sオフブレイク注入	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「機械炉心水位が底または低の場合は、C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位を回る。」 操作結果条件 「C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位が底またはC/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位まで上昇した。」	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「機械炉心水位が底または低の場合は、C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位を回る。」 操作結果条件 「C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位が底またはC/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位まで上昇した。」	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「機械炉心水位が底または低の場合は、C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位を回る。」 操作結果条件 「C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位が底またはC/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位まで上昇した。」	伊方発電所3号炉まとめ資料より引用
S/Gへの送水注入	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「機械炉心水位が底または低の場合は、S/Gオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位を回る。」 操作結果条件 「C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位が底またはC/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位まで上昇した。」	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「機械炉心水位が底または低の場合は、S/Gオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位を回る。」 操作結果条件 「C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位が底またはC/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位まで上昇した。」	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「機械炉心水位が底または低の場合は、S/Gオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位を回る。」 操作結果条件 「C/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位が底またはC/Sオフブレイク（底）～高周波誘導炉底水位まで上昇した。」	伊方発電所3号炉まとめ資料より引用
RWS T-4の水槽給水	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「機械炉心水位が底または低の場合は、RWS T-4の水槽給水注入。」	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「機械炉心水位が底または低の場合は、RWS T-4の水槽給水注入。」	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「機械炉心水位が底または低の場合は、RWS T-4の水槽給水注入。」	伊方発電所3号炉まとめ資料より引用
水素供給装置と制御	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「機械炉心水位が底または低の場合は、水素供給装置と制御した場合」	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「機械炉心水位が底または低の場合は、水素供給装置と制御した場合」	操作目的 「機械炉心水位が低く、炉心炉底水位へ給水を回る。」 操作条件 「機械炉心水位が低く、水位計表示が「底」または「低」を示す。」 操作手順 「機械炉心水位が底または低の場合は、水素供給装置と制御した場合」	伊方発電所3号炉まとめ資料より引用

図9 運転要領緊急処置編（第3部）の項目概要

【女川】記載方針の相違
・泊は、重大事故等時に使用する運転要領緊急処置編(第3部)に整備する各手順の操作目的、操作開始条件を整理した。(伊方と同様)
・女川は、SOPの目的及び基本的な考え方を別紙7に整理しているが、炉型の相違により運転手順が異なることから、伊方と比較する。

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため、比較表P1.0.6-23より再掲】			
<p>図3 運転員の事象別プロセス概要 大飯発電所3号炉</p>	<p>図10 運転員の事象別プロセスと運転要領緊急処置編の体系について 女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違 記載方針の相違 ・使用する手順の構成により示し方が異なる部分はあるが、事象別プロセスとしての内容は同等</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>大飯】記載方針の相違 ・「運転要領及び重大事故等対応要領の使用イメージ」を追加</p> <p>図 11 運転要領及び重大事故等対応要領の使用イメージ</p>

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【発電所対策本部体制】</p> <p>発電用原子炉冷却機能 → 原子炉格納容器内冷却機能 → 最終ヒートシンク → 原子炉格納容器内への冷却等のための手順等</p> <p>1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための手順等 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>1.7 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための手順等</p> <p>1.14 電源の確保に関する手順等</p> <p>【当直体制】</p> <p>「重大事故等および大規模損傷対応要領」(第2章) 当該要領に基づく下部規程(三次文書)</p> <p>重大事故シナリオベースから外れた場合</p> <p>重大事故シナリオベースに墜船</p> <p>可搬型重大事故等対応操作依頼・連絡</p> <p>【重大事故シナリオベースの対応】</p> <p>【ナリオレスな対応】</p> <p>(機能を維持監視) 変更した機能に着目し、当該機能回復のため技術的作成に係る審査基準に基づき作成する機能別の手順書を実行する</p> <p>【運転要領緊急処置編(第1～3部)】</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・「重大事故等発生時に使用する手順書の概念図」を追加</p>

図12 重大事故等発生時に使用する手順書の概念図

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙1	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>A.O.P 「給水ポンプ2台トリップ、全喪失」 対応フロー図</p> <p>示数字：操作判断の内容は別紙2参照</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】記載方針の相違 有効性評価で示した重要事故シーケンスに對応する手順については、添付資料1.0.7にて示す。(大飯と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
	<p>AOP 「給水ポンプ2台トリップ、全喪失操作等判断基準一覧」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th><th>対応時の判断項目</th><th>判断のための確認項目</th><th>操作手順</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水ポンプ2台トリップ、全喪失</td><td>1-1 LFCP 使用可</td><td>LFCPの使用可否</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別紙2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <small>柱図2の内容は商業機密の観点から公開できません。</small> </div>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作手順	給水ポンプ2台トリップ、全喪失	1-1 LFCP 使用可	LFCPの使用可否		
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作手順							
給水ポンプ2台トリップ、全喪失	1-1 LFCP 使用可	LFCPの使用可否								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

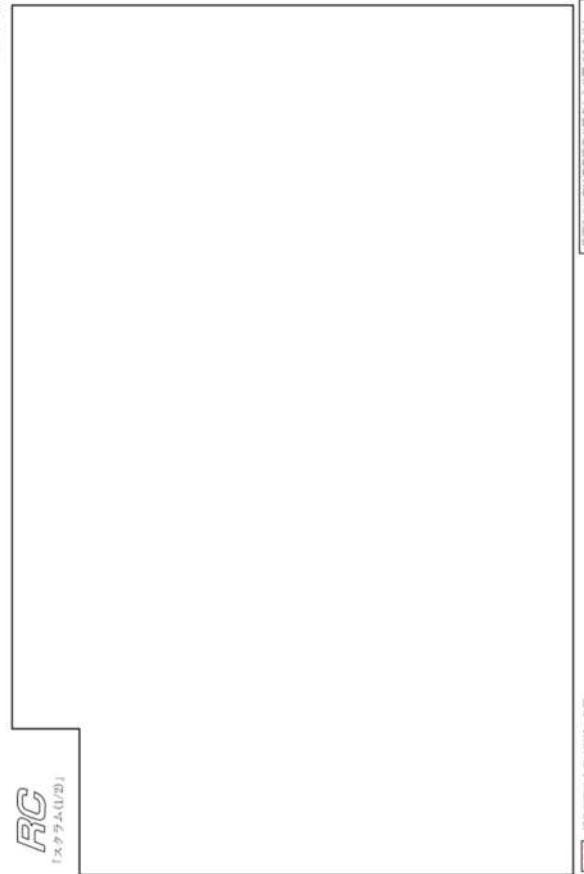
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙3 (1/20)</p> <p>全体構成図</p> <p>別紙3 (2/20)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

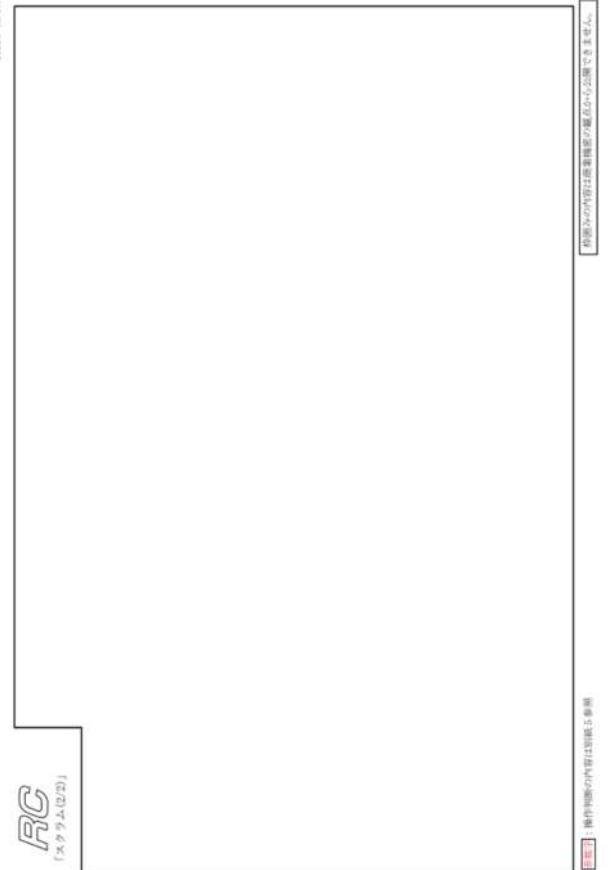
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	女川原子力発電所2号炉  <div style="position: absolute; left: 330px; top: 110px;">記載欄 (2/18)</div> <div style="position: absolute; left: 340px; top: 600px;">RC 〔スクランブル(1/2)〕</div> <div style="position: absolute; left: 610px; top: 110px;">記載欄の内容は泊発電所3号炉と異なります。</div> <div style="position: absolute; left: 610px; top: 550px;">参考用：泊発電所3号炉の内容は記載欄5参照</div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

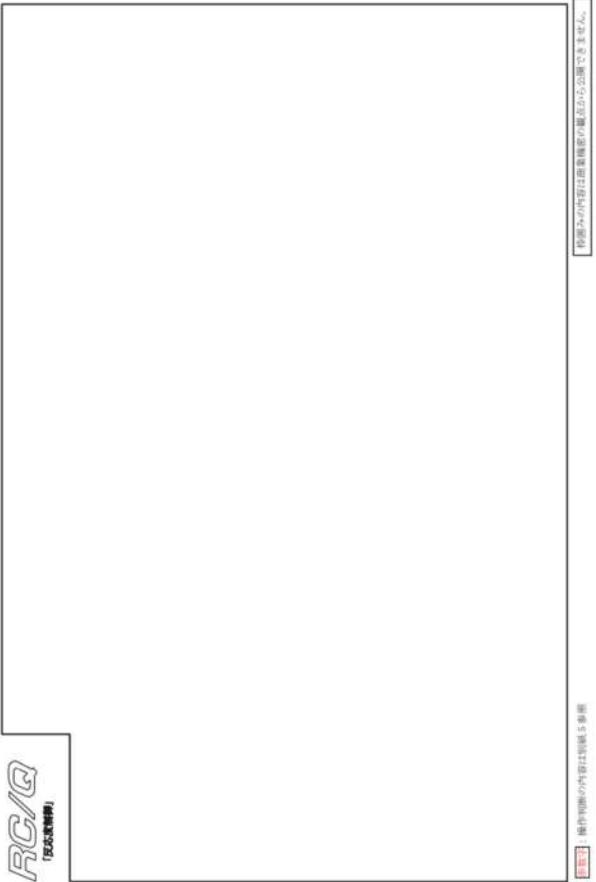
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

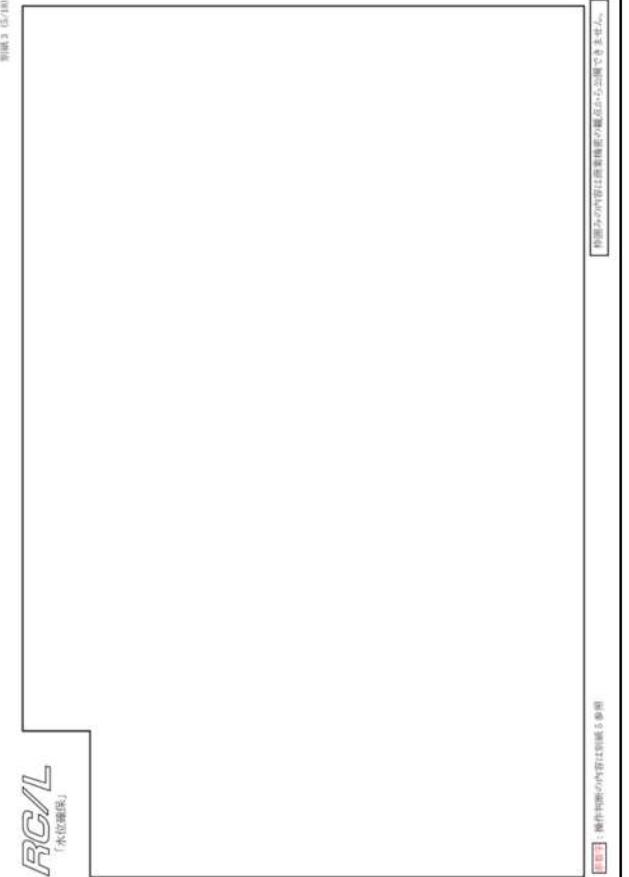
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	女川原子力発電所2号炉  <div style="position: absolute; left: 330px; top: 110px;">別紙3 (A1)</div> <div style="position: absolute; left: 345px; top: 585px;">RC/Q 〔反応堆監視〕</div> <div style="position: absolute; left: 610px; top: 110px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">参考みのが音は通常運転の運転点から公開できません。</div> <div style="position: absolute; left: 610px; top: 550px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">操作時間の内容は別紙3参照</div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

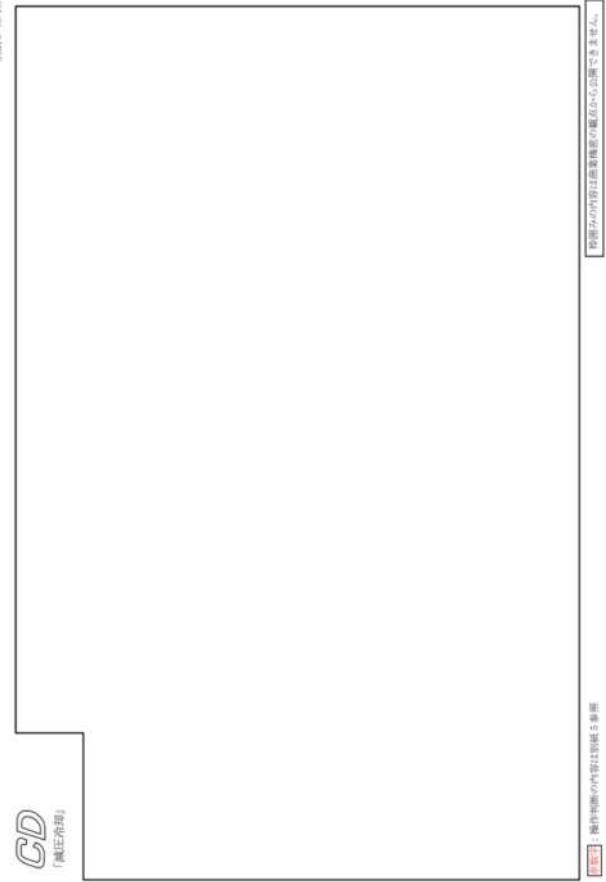
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

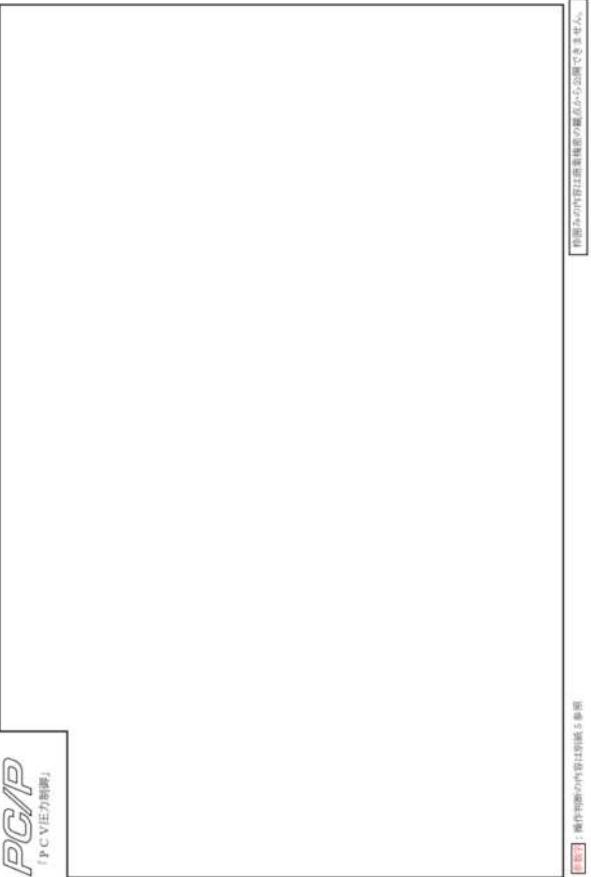
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <div style="position: absolute; left: 330px; top: 110px;">R0.0.3 (0.10)</div> <div style="position: absolute; left: 330px; top: 610px;">CD 〔操作用〕</div> <div style="position: absolute; left: 608px; top: 110px;">初期点検の結果は定期検査記録に記入せよ。</div> <div style="position: absolute; left: 608px; top: 550px;">R0.0.3 (0.10) 操作用の内容は定期検査記録に記入せよ。</div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

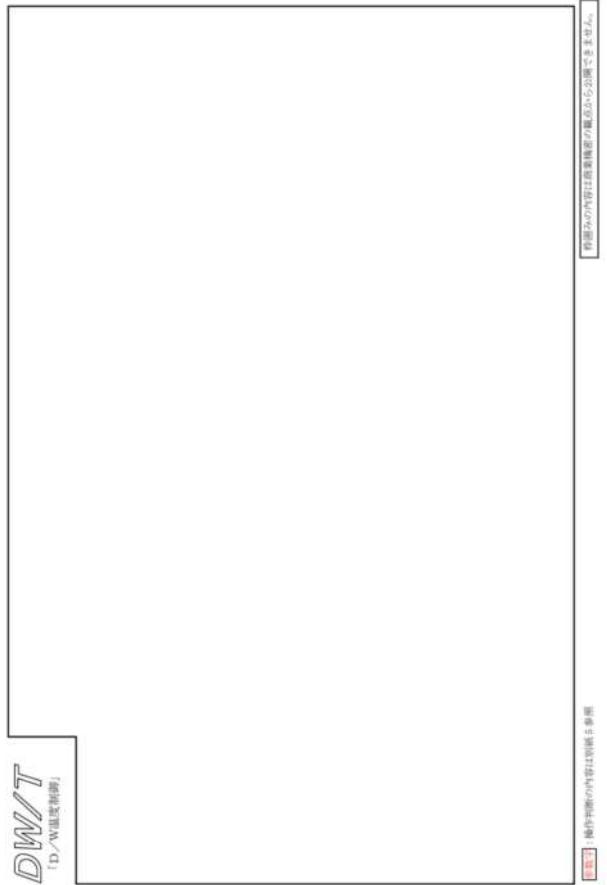
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	女川原子力発電所2号炉  <div style="position: absolute; left: 330px; top: 108px;">別紙3 (7/8)</div> <div style="position: absolute; left: 345px; top: 575px; transform: rotate(-90deg);">PCIP [P.C.I.P.方針]</div> <div style="position: absolute; left: 610px; top: 108px; color: red;">相違点：別紙3の内容は泊発電所3号炉では該当しません。</div> <div style="position: absolute; left: 610px; top: 550px; color: red;">相違点：別紙3の内容は泊発電所3号炉では該当しません。</div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

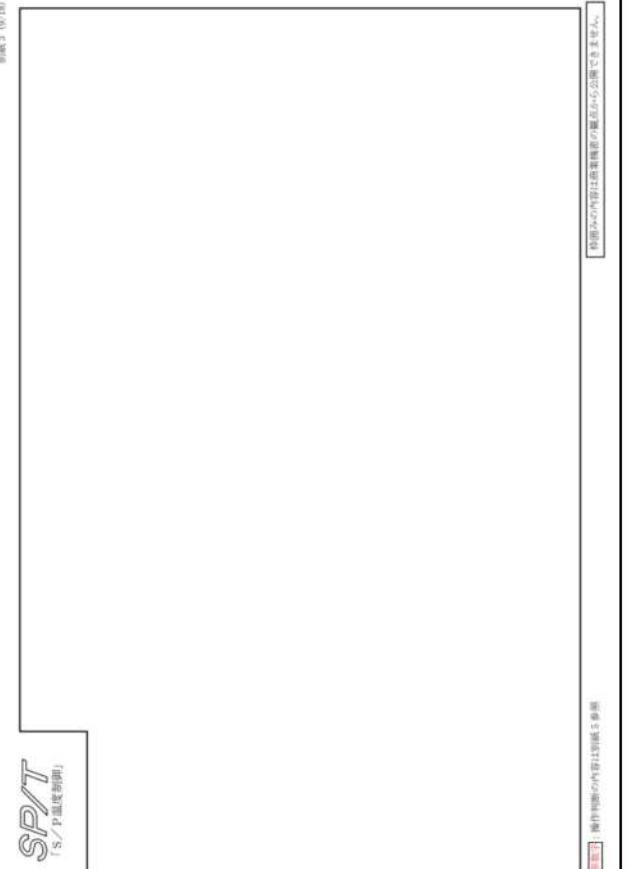
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">原紙3 (0.18)</p>  <p style="text-align: center;">DW/T [D-W温度計測]</p> <p style="text-align: right;">原紙3 (0.18) [操作手順書の内容と異なった記載] 3面 [操作手順書の内容と異なった記載] 3面</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

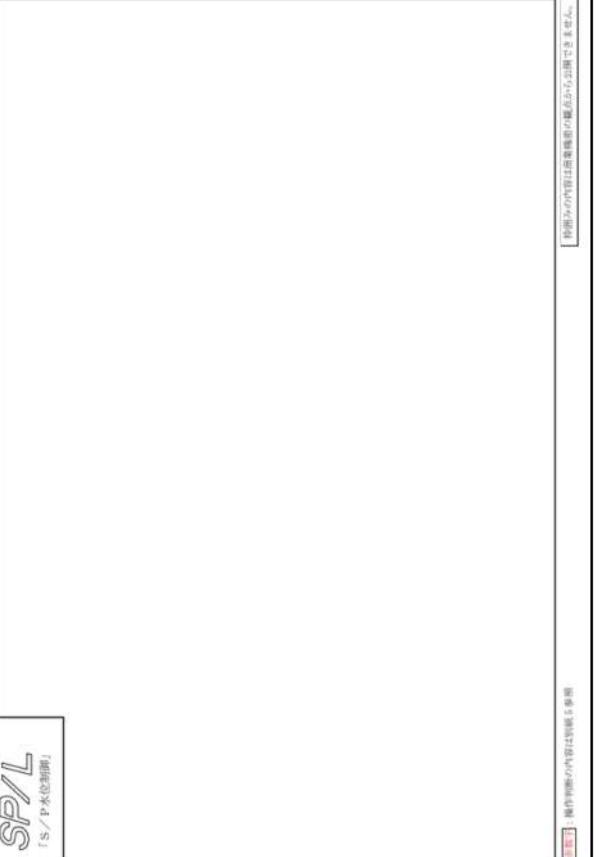
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

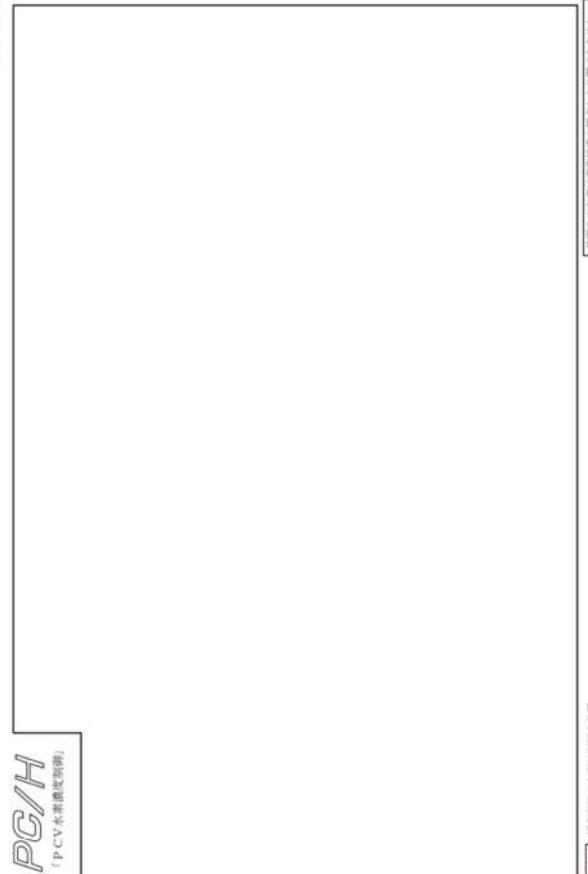
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	女川原子力発電所2号炉  <div style="position: absolute; left: 335px; top: 135px;">別紙2(1)(1)</div> <div style="position: absolute; left: 345px; top: 605px;">SPL 〔S/P水冷型〕</div> <div style="position: absolute; left: 605px; top: 135px;">別紙2(1)(1) 別紙2(1)(1) 別紙2(1)(1)</div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">(8) PG/H [P-CV(水素濃度測定)]</p> 		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

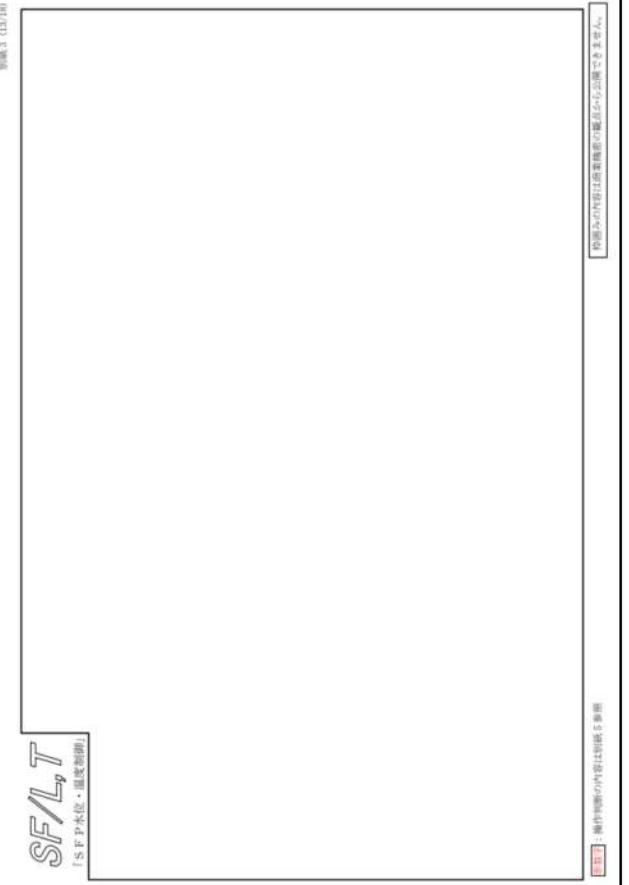
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

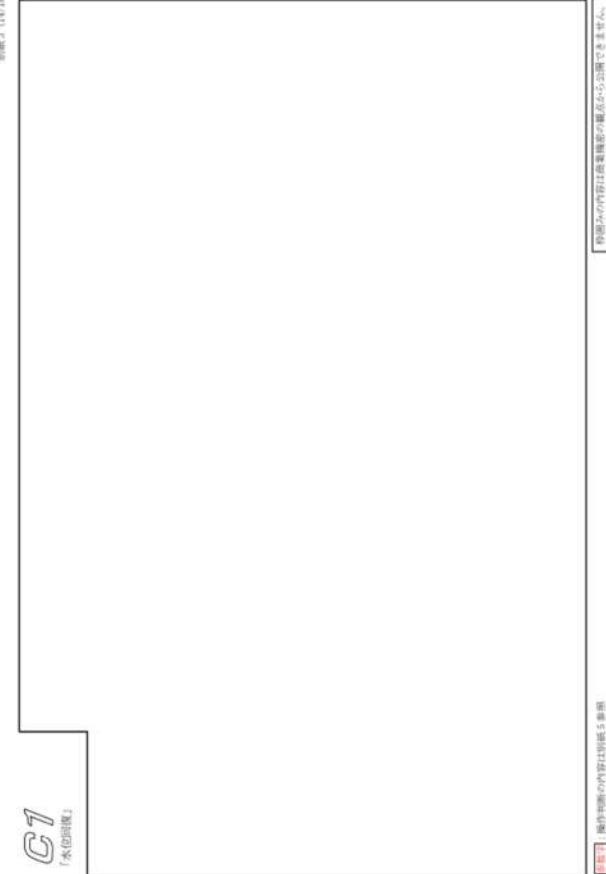
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

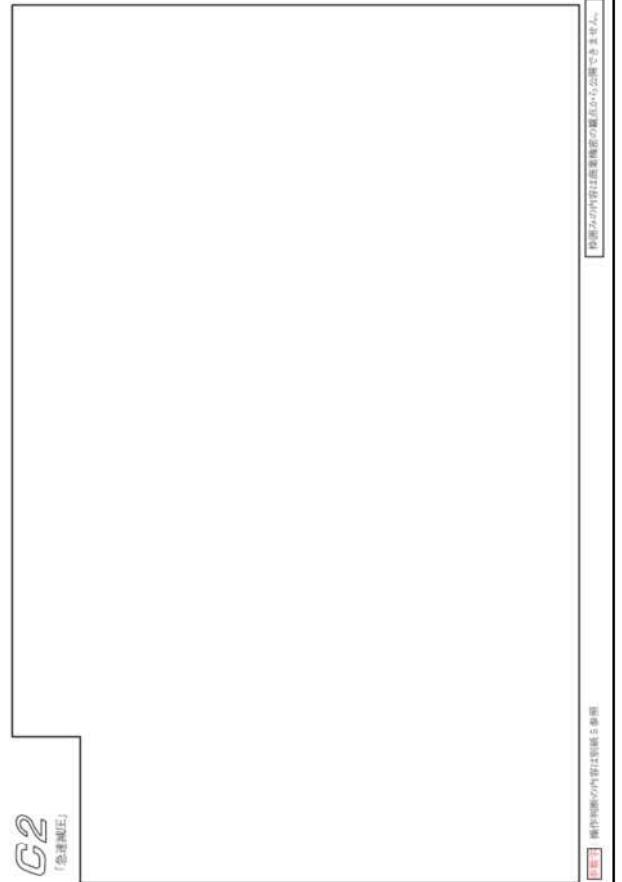
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 G2 <small>(急速起動)</small>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

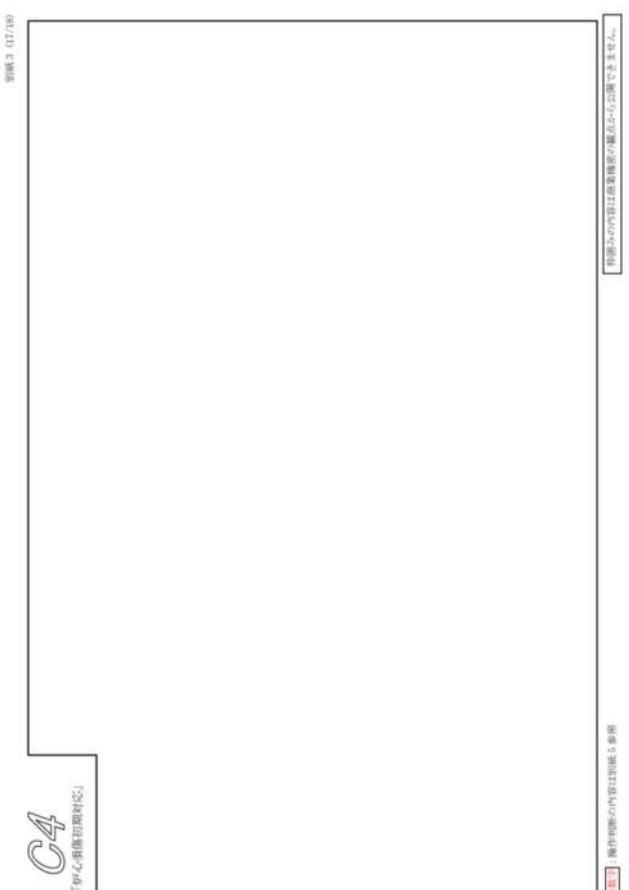
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

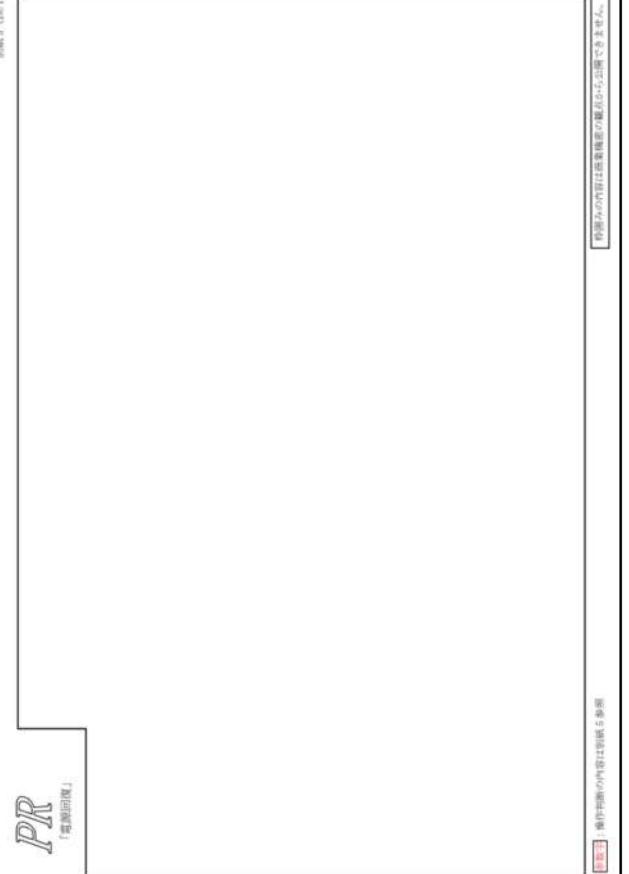
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

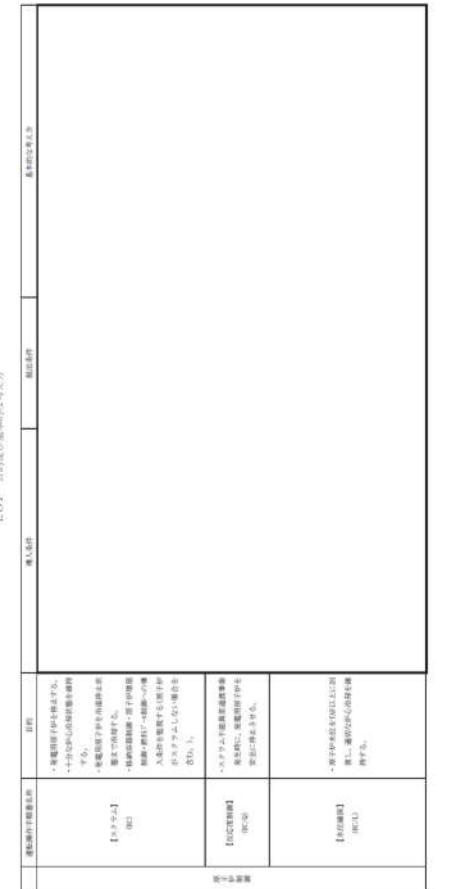
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <i>PR</i> <small>「電源回路図」</small>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">EOP 目的及び基本的な考え方</p> 		<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、重大事故等時に使用する運転要領緊急処置編(第2部)に整備する各手順の操作目的、操作開始条件を図7に整理している。(伊方と同様) ・女川は、EOPの目的及び基本的な考え方を別紙4に整理しているが、炉型の相違により運転手順が異なることから、伊方と比較する。（比較表1.0.6-31 参照）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">E.C.P. 目的及び基本的な考え方</p> <p>The diagram illustrates the structure of the E.C.P. (Emergency Countermeasures Plan). It shows a central box labeled "E.C.P. 目的及び基本的な考え方" (Objectives and basic concept) connected to three boxes below it: "目的" (Objectives), "運転手引書" (Operation manual), and "緊急操作手順書" (Emergency operating procedure book).</p> <p>目的 (Objectives):</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉の安全運転を確保するための措置を実施する。 原子炉の安全運転を確保するための措置を実施する。 原子炉の安全運転を確保するための措置を実施する。 <p>運転手引書 (Operation manual):</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉の安全運転を確保するための措置を実施する。 原子炉の安全運転を確保するための措置を実施する。 <p>緊急操作手順書 (Emergency operating procedure book):</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉の安全運転を確保するための措置を実施する。 原子炉の安全運転を確保するための措置を実施する。 		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

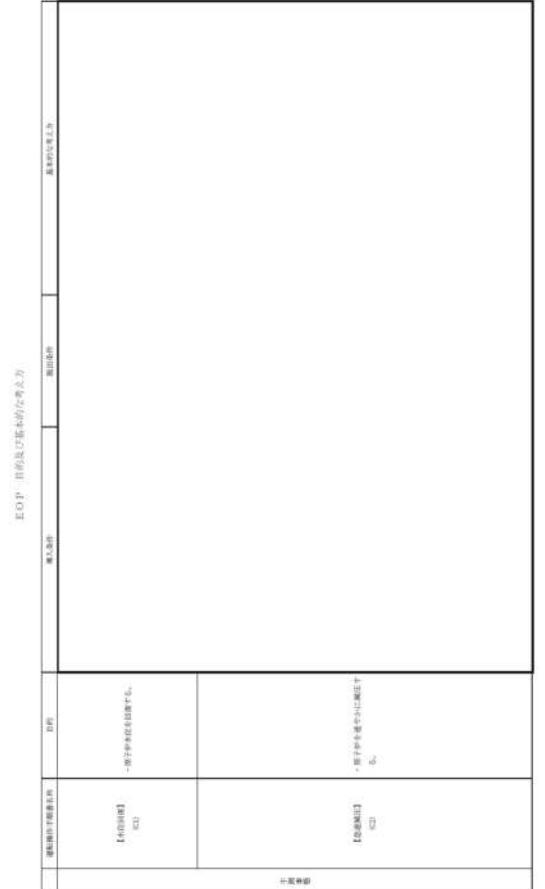
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p style="text-align: center;">別紙4(A)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">EOP Ⅲの及び基準的な考え方</th> </tr> <tr> <th>通常運転手順書</th> <th>目的</th> <th>最大危険</th> <th>緊急時手順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EOP-4(1) 基本手順書 （1971）</td> <td>→予め想定する事態へ、対応する。 ○。</td> <td>→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。</td> <td>→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。</td> </tr> <tr> <td>EOP-4(2) 基本手順書 （1974）</td> <td>→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。</td> <td>→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。</td> <td>→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。</td> </tr> <tr> <td>EOP-4(3) 基本手順書 （1977）</td> <td>→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。</td> <td>→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。</td> <td>→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。</td> </tr> <tr> <td>EOP-4(4) 基本手順書 （1977）</td> <td>→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。</td> <td>→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。</td> <td>→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">別紙4(A)の内容は各装置の運営規則との間に差異がある。</p>	EOP Ⅲの及び基準的な考え方				通常運転手順書	目的	最大危険	緊急時手順	EOP-4(1) 基本手順書 （1971）	→予め想定する事態へ、対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	EOP-4(2) 基本手順書 （1974）	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	EOP-4(3) 基本手順書 （1977）	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	EOP-4(4) 基本手順書 （1977）	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	
EOP Ⅲの及び基準的な考え方																										
通常運転手順書	目的	最大危険	緊急時手順																							
EOP-4(1) 基本手順書 （1971）	→予め想定する事態へ、対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。																							
EOP-4(2) 基本手順書 （1974）	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。																							
EOP-4(3) 基本手順書 （1977）	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。																							
EOP-4(4) 基本手順書 （1977）	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。	→既存の想定外事態へ対応する。 既存の想定外事態へ対応する。 ○。																							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">EOP 日本及び海外の考え方</td> </tr> <tr> <td>通常運転時の操作手順</td> <td>異常運転時の操作手順</td> </tr> <tr> <td>EOP</td> <td>操作手順</td> </tr> <tr> <td>【参考用】 C1</td> <td>【参考用】 C2</td> </tr> </table>	EOP 日本及び海外の考え方		通常運転時の操作手順	異常運転時の操作手順	EOP	操作手順	【参考用】 C1	【参考用】 C2		
EOP 日本及び海外の考え方											
通常運転時の操作手順	異常運転時の操作手順										
EOP	操作手順										
【参考用】 C1	【参考用】 C2										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">EOP 目的及び運転方略</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">運転手行</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">監視手行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">「運転手行」 （赤）</td><td style="padding: 5px;">「監視手行」 （緑）</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">+参考欄</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">■運転手行</p> <p>■監視手行</p> <p>■参考欄</p>	EOP 目的及び運転方略		運転手行	監視手行	「運転手行」 （赤）	「監視手行」 （緑）	+参考欄			
EOP 目的及び運転方略											
運転手行	監視手行										
「運転手行」 （赤）	「監視手行」 （緑）										
+参考欄											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p>E.O.P 『スクラム(RC)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉出力</td> <td>1-1 自動スクラム成功</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・A系、B系スクラム警報 ・全制御棒挿入表示灯 ・中性子率「減少」 ・スクラム挿出配管(A(B)ドレン・ベンチド半開) </td> <td rowspan="4">別紙5-1(1/6) 特記のみの内容は商業機密の観点から公開できません。</td> </tr> <tr> <td>1-2 全制御棒全挿入、</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全制御棒全挿入表示灯 ・全制御棒停止状態表示ユニット ・48od表示 ・CRT表示 ・プロセス計算機 </td></tr> <tr> <td>1-3 ARI手動挿入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全制御棒全挿入表示灯 ・全制御棒停止状態表示ユニット ・48od表示 ・CRT表示 ・プロセス計算機 </td></tr> <tr> <td>1-4 未挿入 CR1本以下</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全制御棒停止状態表示ユニット ・48od表示 ・CRT表示 ・プロセス計算機 </td></tr> </tbody> </table>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	原子炉出力	1-1 自動スクラム成功	<ul style="list-style-type: none"> ・A系、B系スクラム警報 ・全制御棒挿入表示灯 ・中性子率「減少」 ・スクラム挿出配管(A(B)ドレン・ベンチド半開) 	別紙5-1(1/6) 特記のみの内容は商業機密の観点から公開できません。	1-2 全制御棒全挿入、	<ul style="list-style-type: none"> ・全制御棒全挿入表示灯 ・全制御棒停止状態表示ユニット ・48od表示 ・CRT表示 ・プロセス計算機 	1-3 ARI手動挿入	<ul style="list-style-type: none"> ・全制御棒全挿入表示灯 ・全制御棒停止状態表示ユニット ・48od表示 ・CRT表示 ・プロセス計算機 	1-4 未挿入 CR1本以下	<ul style="list-style-type: none"> ・全制御棒停止状態表示ユニット ・48od表示 ・CRT表示 ・プロセス計算機 	
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目													
原子炉出力	1-1 自動スクラム成功	<ul style="list-style-type: none"> ・A系、B系スクラム警報 ・全制御棒挿入表示灯 ・中性子率「減少」 ・スクラム挿出配管(A(B)ドレン・ベンチド半開) 	別紙5-1(1/6) 特記のみの内容は商業機密の観点から公開できません。													
	1-2 全制御棒全挿入、	<ul style="list-style-type: none"> ・全制御棒全挿入表示灯 ・全制御棒停止状態表示ユニット ・48od表示 ・CRT表示 ・プロセス計算機 														
	1-3 ARI手動挿入	<ul style="list-style-type: none"> ・全制御棒全挿入表示灯 ・全制御棒停止状態表示ユニット ・48od表示 ・CRT表示 ・プロセス計算機 														
	1-4 未挿入 CR1本以下	<ul style="list-style-type: none"> ・全制御棒停止状態表示ユニット ・48od表示 ・CRT表示 ・プロセス計算機 														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>EOP 『スクラム(RC)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割離項目</th> <th>判定時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉水位</td> <td>2-1 原子炉水位 2-2 給・汲水系(合)正常 2-3 原子炉水位差は監視、調整</td> <td>・原子炉水位 ・給・汲水系の運転正常 ・ホウケル水位正常 ・原子炉水位1.1～1.8[m]に保持</td> <td>別紙5-1(2/6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※図5-1の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	割離項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	原子炉水位	2-1 原子炉水位 2-2 給・汲水系(合)正常 2-3 原子炉水位差は監視、調整	・原子炉水位 ・給・汲水系の運転正常 ・ホウケル水位正常 ・原子炉水位1.1～1.8[m]に保持	別紙5-1(2/6)		
割離項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目								
原子炉水位	2-1 原子炉水位 2-2 給・汲水系(合)正常 2-3 原子炉水位差は監視、調整	・原子炉水位 ・給・汲水系の運転正常 ・ホウケル水位正常 ・原子炉水位1.1～1.8[m]に保持	別紙5-1(2/6)								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>EOP 『スクラム(RC)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>他の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3-1</td> <td>MSIV 開</td> <td>• MSIV 開閉表示灯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-2</td> <td>EBC 圧力制御正常</td> <td>• TBV の通路状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-3</td> <td>海水器使用可能</td> <td>• 復水器内圧力 • LFP 正常 • CRP 正常 • OG 正常 • フラッシュ正常(BS 含む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-4</td> <td>SVV 開閉異常なし</td> <td>• 原子炉圧力 • SVV 開閉表示灯 • SVV 排気管の温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-5</td> <td>SVV による原子炉圧力調整</td> <td>• 原子炉圧力 • SVV 開閉表示灯 • SVV 排気管の温度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙 5-1(3/6)</p> <p>枠図の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	他の項目	3-1	MSIV 開	• MSIV 開閉表示灯		3-2	EBC 圧力制御正常	• TBV の通路状況		3-3	海水器使用可能	• 復水器内圧力 • LFP 正常 • CRP 正常 • OG 正常 • フラッシュ正常(BS 含む。)		3-4	SVV 開閉異常なし	• 原子炉圧力 • SVV 開閉表示灯 • SVV 排気管の温度		3-5	SVV による原子炉圧力調整	• 原子炉圧力 • SVV 開閉表示灯 • SVV 排気管の温度		
判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	他の項目																							
3-1	MSIV 開	• MSIV 開閉表示灯																								
3-2	EBC 圧力制御正常	• TBV の通路状況																								
3-3	海水器使用可能	• 復水器内圧力 • LFP 正常 • CRP 正常 • OG 正常 • フラッシュ正常(BS 含む。)																								
3-4	SVV 開閉異常なし	• 原子炉圧力 • SVV 開閉表示灯 • SVV 排気管の温度																								
3-5	SVV による原子炉圧力調整	• 原子炉圧力 • SVV 開閉表示灯 • SVV 排気管の温度																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
E.O.P 『スクリム(RC)』操作等判断基準一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応する判断項目</th> <th>判断結果</th> <th>備考項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4-1</td> <td>直流水電源有</td> <td>• 125V 直流水主母線電圧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-2</td> <td>交流電源有</td> <td>• 寄附用AC母線電圧 • 事業用AC母線電圧 • 6kV 付帯電圧 • 27kV 母線電圧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン・電源</td> <td>4-3 MSIV 開</td> <td>• 35kV 開閉表示灯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-4</td> <td>EH/C 壓力制御正常</td> <td>• TW弁の過渡状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-5</td> <td>(海水)使用可能</td> <td>• 蒸気発生器内圧力 • LCP正常 • OPR正常 • フラードレーン正常(OIS含む。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	判断項目	対応する判断項目	判断結果	備考項目	4-1	直流水電源有	• 125V 直流水主母線電圧		4-2	交流電源有	• 寄附用AC母線電圧 • 事業用AC母線電圧 • 6kV 付帯電圧 • 27kV 母線電圧		タービン・電源	4-3 MSIV 開	• 35kV 開閉表示灯		4-4	EH/C 壓力制御正常	• TW弁の過渡状況		4-5	(海水)使用可能	• 蒸気発生器内圧力 • LCP正常 • OPR正常 • フラードレーン正常(OIS含む。)	
判断項目	対応する判断項目	判断結果	備考項目																					
4-1	直流水電源有	• 125V 直流水主母線電圧																						
4-2	交流電源有	• 寄附用AC母線電圧 • 事業用AC母線電圧 • 6kV 付帯電圧 • 27kV 母線電圧																						
タービン・電源	4-3 MSIV 開	• 35kV 開閉表示灯																						
4-4	EH/C 壓力制御正常	• TW弁の過渡状況																						
4-5	(海水)使用可能	• 蒸気発生器内圧力 • LCP正常 • OPR正常 • フラードレーン正常(OIS含む。)																						

別紙5-1(4/6)

件毎みの内容は商業機密の観点から公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
	<p>E.O.P 『スクラム(RC)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>備考項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタ確認</td> <td>5-1 モニタ表示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • MSモニタ • スタックモニタ • SETSモニタ • OSモニタ • IBSモニタ • モニタリングボット • その他放射線モニタ </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-1 D/W圧力 13.7kPa(kgf/cm^2)以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • D/W圧力 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-2 D/W底面温度 66°C以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • D/W底面温度 • D/W局部温度 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器漏入 ～への導入</td> <td>6-3 S/P水平平均温度 32°C以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • S/P水平平均温度 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-4 S/P空間部(船内)温度 □C以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • S/P空間部(船内)温度 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-5 S/P水位-5.0m以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • S/P水位 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-6 S/P水位-5.0m以下 MSIV全閉時12時間以内に冷温停止できな い場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • S/P水位 • MSIV停機制 • 供給水温度 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-1(5/6)</p> <p>柱間にみる内容は商業機密の範囲から公開できません。</p>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	備考項目	モニタ確認	5-1 モニタ表示	<ul style="list-style-type: none"> • MSモニタ • スタックモニタ • SETSモニタ • OSモニタ • IBSモニタ • モニタリングボット • その他放射線モニタ 			6-1 D/W圧力 13.7kPa(kgf/cm^2)以上	<ul style="list-style-type: none"> • D/W圧力 			6-2 D/W底面温度 66°C以上	<ul style="list-style-type: none"> • D/W底面温度 • D/W局部温度 		格納容器漏入 ～への導入	6-3 S/P水平平均温度 32°C以上	<ul style="list-style-type: none"> • S/P水平平均温度 			6-4 S/P空間部(船内)温度 □C以上	<ul style="list-style-type: none"> • S/P空間部(船内)温度 			6-5 S/P水位-5.0m以上	<ul style="list-style-type: none"> • S/P水位 			6-6 S/P水位-5.0m以下 MSIV全閉時12時間以内に冷温停止できな い場合	<ul style="list-style-type: none"> • S/P水位 • MSIV停機制 • 供給水温度 		
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	備考項目																															
モニタ確認	5-1 モニタ表示	<ul style="list-style-type: none"> • MSモニタ • スタックモニタ • SETSモニタ • OSモニタ • IBSモニタ • モニタリングボット • その他放射線モニタ 																																
	6-1 D/W圧力 13.7kPa(kgf/cm^2)以上	<ul style="list-style-type: none"> • D/W圧力 																																
	6-2 D/W底面温度 66°C以上	<ul style="list-style-type: none"> • D/W底面温度 • D/W局部温度 																																
格納容器漏入 ～への導入	6-3 S/P水平平均温度 32°C以上	<ul style="list-style-type: none"> • S/P水平平均温度 																																
	6-4 S/P空間部(船内)温度 □C以上	<ul style="list-style-type: none"> • S/P空間部(船内)温度 																																
	6-5 S/P水位-5.0m以上	<ul style="list-style-type: none"> • S/P水位 																																
	6-6 S/P水位-5.0m以下 MSIV全閉時12時間以内に冷温停止できな い場合	<ul style="list-style-type: none"> • S/P水位 • MSIV停機制 • 供給水温度 																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
	<p>E.O.P 『スクラム(RC)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">制御項目</th> <th rowspan="2">対応時の判断項目</th> <th colspan="2">半断面のための確認項目</th> </tr> <tr> <th>操作項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉運転制御への導入</td> <td>7-1 原子炉運転制御への導入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・海水い換出系開閉温度・差温度 ・原子炉運転火災检测機動作 ・プロセス放射線モニタ ・エリナ放射線モニタ ・SPR開込み警報 ・ブレイク・底・タンク漏れ警報 ・プラントパラメータが漏えいの傾向 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料ホール制御への導入</td> <td>8-1 燃料ホール水位 0.P.32730 以下</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料ホール水位 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8-2 燃料ホール温度 57°C 以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料ホール水温度 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>9-1 MSIV 開</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・MSIV 開閉表示灯 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>復旧</td> <td>9-2 MSIV 閉可能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧用可能 ・復旧信号の警報 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>9-3 PLR ポンプ運転中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・PLR運転表示灯 ・復旧流量 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙 5-1(6/6)</p> <p>枠内が内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	対応時の判断項目	半断面のための確認項目		操作項目	操作項目	原子炉運転制御への導入	7-1 原子炉運転制御への導入	<ul style="list-style-type: none"> ・海水い換出系開閉温度・差温度 ・原子炉運転火災检测機動作 ・プロセス放射線モニタ ・エリナ放射線モニタ ・SPR開込み警報 ・ブレイク・底・タンク漏れ警報 ・プラントパラメータが漏えいの傾向 		燃料ホール制御への導入	8-1 燃料ホール水位 0.P.32730 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料ホール水位 			8-2 燃料ホール温度 57°C 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料ホール水温度 			9-1 MSIV 開	<ul style="list-style-type: none"> ・MSIV 開閉表示灯 		復旧	9-2 MSIV 閉可能	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧用可能 ・復旧信号の警報 			9-3 PLR ポンプ運転中	<ul style="list-style-type: none"> ・PLR運転表示灯 ・復旧流量 		
制御項目	対応時の判断項目			半断面のための確認項目																												
		操作項目	操作項目																													
原子炉運転制御への導入	7-1 原子炉運転制御への導入	<ul style="list-style-type: none"> ・海水い換出系開閉温度・差温度 ・原子炉運転火災检测機動作 ・プロセス放射線モニタ ・エリナ放射線モニタ ・SPR開込み警報 ・ブレイク・底・タンク漏れ警報 ・プラントパラメータが漏えいの傾向 																														
燃料ホール制御への導入	8-1 燃料ホール水位 0.P.32730 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料ホール水位 																														
	8-2 燃料ホール温度 57°C 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料ホール水温度 																														
	9-1 MSIV 開	<ul style="list-style-type: none"> ・MSIV 開閉表示灯 																														
復旧	9-2 MSIV 閉可能	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧用可能 ・復旧信号の警報 																														
	9-3 PLR ポンプ運転中	<ul style="list-style-type: none"> ・PLR運転表示灯 ・復旧流量 																														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>EOP 『反応度制御(RC/Q)操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">制御項目</th> <th colspan="2">対応時の判断項目</th> <th rowspan="2">操作項目</th> </tr> <tr> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-1 原子炉出力</td> <td>• APRI</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2 MSIV開</td> <td>• MSIV開閉表示灯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水位</td> <td>1-3 水位L-3～L-8維持</td> <td>• 原子炉水位</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-2(1/3)</p> <p>特記のみの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	対応時の判断項目		操作項目	判断のための確認項目	操作項目	1-1 原子炉出力	• APRI			1-2 MSIV開	• MSIV開閉表示灯			水位	1-3 水位L-3～L-8維持	• 原子炉水位			
制御項目	対応時の判断項目		操作項目																		
	判断のための確認項目	操作項目																			
1-1 原子炉出力	• APRI																				
1-2 MSIV開	• MSIV開閉表示灯																				
水位	1-3 水位L-3～L-8維持	• 原子炉水位																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
	<p>E.O.P 『反応度制御(RC/Q)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-1</td> <td>給水を絞り、原子炉出力3%以下を維持</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> APM ・原子炉水位 ・原子炉給水制御系 ・ECG系の動作状況 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>L-1+100mm以上に堆持</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位 ・ECG系の作動状況 ・給水水系の作動状況 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>水位低下</td> <td>SRV(AOS)2弁開にして減圧し、TAF以上に堆持</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・原子炉水位 ・SVの開閉表示 ・SV排気管の温度 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-4</td> <td>SRV(AOS)1弁づつ順次開放し、TAF以上に堆持</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・原子炉水位 ・SVの開閉表示 ・SV排気管の温度 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-2(2/3)</p> <p>件番みの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	2-1	給水を絞り、原子炉出力3%以下を維持	<ul style="list-style-type: none"> APM ・原子炉水位 ・原子炉給水制御系 ・ECG系の動作状況 		2-2	L-1+100mm以上に堆持	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位 ・ECG系の作動状況 ・給水水系の作動状況 		水位低下	SRV(AOS)2弁開にして減圧し、TAF以上に堆持	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・原子炉水位 ・SVの開閉表示 ・SV排気管の温度 		2-4	SRV(AOS)1弁づつ順次開放し、TAF以上に堆持	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・原子炉水位 ・SVの開閉表示 ・SV排気管の温度 		
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目																			
2-1	給水を絞り、原子炉出力3%以下を維持	<ul style="list-style-type: none"> APM ・原子炉水位 ・原子炉給水制御系 ・ECG系の動作状況 																				
2-2	L-1+100mm以上に堆持	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位 ・ECG系の作動状況 ・給水水系の作動状況 																				
水位低下	SRV(AOS)2弁開にして減圧し、TAF以上に堆持	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・原子炉水位 ・SVの開閉表示 ・SV排気管の温度 																				
2-4	SRV(AOS)1弁づつ順次開放し、TAF以上に堆持	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・原子炉水位 ・SVの開閉表示 ・SV排気管の温度 																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>E.O.P 『反応度制御(RC'Q)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>判定事由・判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>地元項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RC'Q 水位不明</td> <td>3-1 SRV(ADS)2弁開にして 伊心冠水低圧力ま で注水操作 RC'Q</td> <td> • 压力計 • 壓力表示 • SRVの開閉表示 • SRV排気管の温度 </td> <td>別紙5-2(3/3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	判定事由・判断項目	判断のための確認項目	地元項目	RC'Q 水位不明	3-1 SRV(ADS)2弁開にして 伊心冠水低圧力ま で注水操作 RC'Q	• 压力計 • 壓力表示 • SRVの開閉表示 • SRV排気管の温度	別紙5-2(3/3)		
制御項目	判定事由・判断項目	判断のための確認項目	地元項目								
RC'Q 水位不明	3-1 SRV(ADS)2弁開にして 伊心冠水低圧力ま で注水操作 RC'Q	• 压力計 • 壓力表示 • SRVの開閉表示 • SRV排気管の温度	別紙5-2(3/3)								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
	<p>EOP 『水位確保(RC/L)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">判断項目</th> <th colspan="2">対応時の判断項目</th> <th rowspan="2">判断のための確認項目</th> </tr> <tr> <th colspan="2">場面①項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>1-1 水位1.3～1.5維持</td> <td>・原子炉本位 ・原子炉水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-2 本位下限中</td> <td>・原子炉水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-3 ECCS又は 海水冷却装置不可</td> <td>・ECCS、海水系の起動状況</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-3(1/2)</p> <p>付図5-3の内容は商業機密の範疇から公開できません。</p>	判断項目	対応時の判断項目		判断のための確認項目	場面①項目		水位	1-1 水位1.3～1.5維持	・原子炉本位 ・原子炉水位			1-2 本位下限中	・原子炉水位			1-3 ECCS又は 海水冷却装置不可	・ECCS、海水系の起動状況		
判断項目	対応時の判断項目		判断のための確認項目																	
	場面①項目																			
水位	1-1 水位1.3～1.5維持	・原子炉本位 ・原子炉水位																		
	1-2 本位下限中	・原子炉水位																		
	1-3 ECCS又は 海水冷却装置不可	・ECCS、海水系の起動状況																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>E.O.P 『水位確保(RC/L)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>判定時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水位</td> <td>1-4 代替主水系起動</td> <td>・代替主水系の起動状況</td> <td rowspan="3">別紙5-3(2/2) 枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。</td> </tr> <tr> <td>1-5 RUC/HPAC注水不可</td> <td>・RUC出口流量 ・HPAC出口流量 ・原子炉水位</td> </tr> <tr> <td>1-6 TAF以上維持可能</td> <td>・原子炉水位</td> </tr> </tbody> </table>	制御項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	水位	1-4 代替主水系起動	・代替主水系の起動状況	別紙5-3(2/2) 枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。	1-5 RUC/HPAC注水不可	・RUC出口流量 ・HPAC出口流量 ・原子炉水位	1-6 TAF以上維持可能	・原子炉水位		
制御項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目												
水位	1-4 代替主水系起動	・代替主水系の起動状況	別紙5-3(2/2) 枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。												
	1-5 RUC/HPAC注水不可	・RUC出口流量 ・HPAC出口流量 ・原子炉水位													
	1-6 TAF以上維持可能	・原子炉水位													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p>EOP 『減圧冷却(CD)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">NEDF</td> <td>1-1 主復水器使用可能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・復水器部内圧力 ・LPV 正常 ・CP 正常 ・GS 正常 ・ドップラー正常(DS含む。) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2 減圧手段選択</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・S/P 水頭差監視 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-3 RHR (SHC-モード)起動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水素燃焼 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-4(1/2)</p> <p>件組みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	NEDF	1-1 主復水器使用可能	<ul style="list-style-type: none"> ・復水器部内圧力 ・LPV 正常 ・CP 正常 ・GS 正常 ・ドップラー正常(DS含む。) 		1-2 減圧手段選択	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・S/P 水頭差監視 		1-3 RHR (SHC-モード)起動	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水素燃焼 		
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目													
NEDF	1-1 主復水器使用可能	<ul style="list-style-type: none"> ・復水器部内圧力 ・LPV 正常 ・CP 正常 ・GS 正常 ・ドップラー正常(DS含む。) 														
	1-2 減圧手段選択	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・S/P 水頭差監視 														
	1-3 RHR (SHC-モード)起動	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水素燃焼 														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>EOP 『底庄冷却(CD)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位警持 2-1</td> <td>水位 TAF～L～S 警持</td> <td>・原子炉水位</td> <td>別紙 5-4(2/2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	水位警持 2-1	水位 TAF～L～S 警持	・原子炉水位	別紙 5-4(2/2)		
判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目								
水位警持 2-1	水位 TAF～L～S 警持	・原子炉水位	別紙 5-4(2/2)								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>E.O.P 『PCV圧力制御(PO/P)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>判定時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-1</td> <td>N₂又は空気漏えいによるか、</td> <td>・D/W熱水流量 ・D/W温度 ・N使用量</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S/P圧力 13.7kPa[kgf/cm²]以上。</td> <td>・S/P圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S/P圧力 199~346kPa[abs]</td> <td>・S/P圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PCV圧力制御 PO/P</td> <td>S/P圧力 346kPa[abs]以上</td> <td>・S/P圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>S/P圧力 486kPa[abs]以上</td> <td>・S/P圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-3 PCVスプレイ、D/W代替 蓄積スプレー</td> <td>・S/P圧力 ・PVスプレイ又はD/Wスプレイ作動状況</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-5(1/2)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	備考	1-1	N ₂ 又は空気漏えいによるか、	・D/W熱水流量 ・D/W温度 ・N使用量			S/P圧力 13.7kPa[kgf/cm ²]以上。	・S/P圧力			S/P圧力 199~346kPa[abs]	・S/P圧力		PCV圧力制御 PO/P	S/P圧力 346kPa[abs]以上	・S/P圧力			S/P圧力 486kPa[abs]以上	・S/P圧力			1-3 PCVスプレイ、D/W代替 蓄積スプレー	・S/P圧力 ・PVスプレイ又はD/Wスプレイ作動状況		
判断項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	備考																											
1-1	N ₂ 又は空気漏えいによるか、	・D/W熱水流量 ・D/W温度 ・N使用量																												
	S/P圧力 13.7kPa[kgf/cm ²]以上。	・S/P圧力																												
	S/P圧力 199~346kPa[abs]	・S/P圧力																												
PCV圧力制御 PO/P	S/P圧力 346kPa[abs]以上	・S/P圧力																												
	S/P圧力 486kPa[abs]以上	・S/P圧力																												
	1-3 PCVスプレイ、D/W代替 蓄積スプレー	・S/P圧力 ・PVスプレイ又はD/Wスプレイ作動状況																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>E.O.P 「PCV圧力制御(PC/P)」操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">制御項目</th> <th colspan="2">対応時の判断項目</th> <th rowspan="2">備考項目</th> </tr> <tr> <th>判断のための確認項目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCVペント</td> <td>CMS γ線検出 PCVペント可能領域未満(炉心組成など)</td> <td>・CMS γ線検出半</td> <td>別紙5-5(2/2) 付図のみの内容は商業機密の趣旨から公開できません。</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	制御項目	対応時の判断項目		備考項目	判断のための確認項目	備考	PCVペント	CMS γ線検出 PCVペント可能領域未満(炉心組成など)	・CMS γ線検出半	別紙5-5(2/2) 付図のみの内容は商業機密の趣旨から公開できません。	2-1					
制御項目	対応時の判断項目		備考項目														
	判断のための確認項目	備考															
PCVペント	CMS γ線検出 PCVペント可能領域未満(炉心組成など)	・CMS γ線検出半	別紙5-5(2/2) 付図のみの内容は商業機密の趣旨から公開できません。														
2-1																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
	<p>EOP 「D/W 温度制御(DWT)」操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>判定時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">D/W 温度制御 DWT</td> <td>D/W 局所温度 66°C未満</td> <td>・D/W 局所温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D/W 局所温度 90°C未達</td> <td>・D/W 局所温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>171°C到達</td> <td>・D/W 局所温度 171°C到達</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">D/W 温度制御 DWT</td> <td>D/W 局所温度 171°C未達</td> <td>・D/W 局所温度 171°C未達</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1</td> <td>D/W 空間部温度制限</td> <td>・原子炉圧力 ・D/W 局所温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2</td> <td>D/W スプレイ、D/W 代 替スプレイ</td> <td>・D/W 局所温度 ・D/W スプレーはD/W 代替 スプレー作動状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-6(1/1)</p> <p>枠図のみの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p>	判断項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	D/W 温度制御 DWT	D/W 局所温度 66°C未満	・D/W 局所温度		D/W 局所温度 90°C未達	・D/W 局所温度		171°C到達	・D/W 局所温度 171°C到達		D/W 温度制御 DWT	D/W 局所温度 171°C未達	・D/W 局所温度 171°C未達		1-1	D/W 空間部温度制限	・原子炉圧力 ・D/W 局所温度		1-2	D/W スプレイ、D/W 代 替スプレイ	・D/W 局所温度 ・D/W スプレーはD/W 代替 スプレー作動状況		1-3				
判断項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目																													
D/W 温度制御 DWT	D/W 局所温度 66°C未満	・D/W 局所温度																														
	D/W 局所温度 90°C未達	・D/W 局所温度																														
	171°C到達	・D/W 局所温度 171°C到達																														
D/W 温度制御 DWT	D/W 局所温度 171°C未達	・D/W 局所温度 171°C未達																														
	1-1	D/W 空間部温度制限	・原子炉圧力 ・D/W 局所温度																													
	1-2	D/W スプレイ、D/W 代 替スプレイ	・D/W 局所温度 ・D/W スプレーはD/W 代替 スプレー作動状況																													
1-3																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	<p>E.O.P 「S/P 温度制御(SPT)」操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>判定時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S/P水温制御 SPT(W)</td> <td>1-1 S/P 水平均温度 49℃未満 1-2 24時間20%に冷却可能 1-3 S/P 热容制限</td> <td>• S/P 水平均温度 • S/P 水平均温度 • S/P 水局所温度 • 原子炉圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S/P空間部 制御 SPT(A)</td> <td>2-1 S/P 空間部(局所)温度低下</td> <td>• S/P 空間部(局所)温度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-7(1/1)</p> <p>枠図内の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	S/P水温制御 SPT(W)	1-1 S/P 水平均温度 49℃未満 1-2 24時間20%に冷却可能 1-3 S/P 热容制限	• S/P 水平均温度 • S/P 水平均温度 • S/P 水局所温度 • 原子炉圧力		S/P空間部 制御 SPT(A)	2-1 S/P 空間部(局所)温度低下	• S/P 空間部(局所)温度		
判断項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目											
S/P水温制御 SPT(W)	1-1 S/P 水平均温度 49℃未満 1-2 24時間20%に冷却可能 1-3 S/P 热容制限	• S/P 水平均温度 • S/P 水平均温度 • S/P 水局所温度 • 原子炉圧力												
S/P空間部 制御 SPT(A)	2-1 S/P 空間部(局所)温度低下	• S/P 空間部(局所)温度												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>EOP 『S.P水位制御(SPL)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S.P高水位制御 SP1(LB)</td> <td>1-1 S.P水位 • S.P水位</td> <td></td> <td>別紙5-8(1/2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-2 24時間以内±5.0cm以下に復帰</td> <td>• S.P水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S.P低水位制御 SP1(LL)</td> <td>2-1 S.P水位 • S.P水位</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>操作項目の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	S.P高水位制御 SP1(LB)	1-1 S.P水位 • S.P水位		別紙5-8(1/2)		1-2 24時間以内±5.0cm以下に復帰	• S.P水位		S.P低水位制御 SP1(LL)	2-1 S.P水位 • S.P水位				
判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目																
S.P高水位制御 SP1(LB)	1-1 S.P水位 • S.P水位		別紙5-8(1/2)																
	1-2 24時間以内±5.0cm以下に復帰	• S.P水位																	
S.P低水位制御 SP1(LL)	2-1 S.P水位 • S.P水位																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>E.O.P 「S/P 水位制御(S/P/L)」操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S/P 水位制御 SP(L/L)</td> <td>2-2 24時間以内に5.0cm以上に復帰</td> <td>・S/P 水位</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-8(2/2)</p> <p>特開5-9の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	S/P 水位制御 SP(L/L)	2-2 24時間以内に5.0cm以上に復帰	・S/P 水位			
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目								
S/P 水位制御 SP(L/L)	2-2 24時間以内に5.0cm以上に復帰	・S/P 水位									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>E.O.P 『PCV水素濃度制御(PC/H)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCV水素濃度 制御 PC/H</td> <td>1-1 水素濃度3.2%以上</td> <td>・PCV水素濃度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-9(1/1)</p> <p>特記のみの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	確認項目	PCV水素濃度 制御 PC/H	1-1 水素濃度3.2%以上	・PCV水素濃度			
判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	確認項目								
PCV水素濃度 制御 PC/H	1-1 水素濃度3.2%以上	・PCV水素濃度									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
	<p>EOP 『原子炉建屋制御(SC)』操作等判断基準第一観</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>判定時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋 制御 SC</td> <td> 1-1 潜えい施所の隔離不可 1-2 原子炉建屋材の漏えい </td> <td> •潜えい施所の隔離不可 •潜えい施所の隔離 •潜えい施出系統圧温変、差温 •アロセス放射能モニタ •エニア放射能モニタ •建屋(保・タンク漏えい警報 •アラーム・メータが漏えいの範囲 </td> <td> 別紙 5-10(1/1) [付属の内容は商業機密の観点から公開できません。] </td> </tr> </tbody> </table>	判断項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	原子炉建屋 制御 SC	1-1 潜えい施所の隔離不可 1-2 原子炉建屋材の漏えい	•潜えい施所の隔離不可 •潜えい施所の隔離 •潜えい施出系統圧温変、差温 •アロセス放射能モニタ •エニア放射能モニタ •建屋(保・タンク漏えい警報 •アラーム・メータが漏えいの範囲	別紙 5-10(1/1) [付属の内容は商業機密の観点から公開できません。]	
判断項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目							
原子炉建屋 制御 SC	1-1 潜えい施所の隔離不可 1-2 原子炉建屋材の漏えい	•潜えい施所の隔離不可 •潜えい施所の隔離 •潜えい施出系統圧温変、差温 •アロセス放射能モニタ •エニア放射能モニタ •建屋(保・タンク漏えい警報 •アラーム・メータが漏えいの範囲	別紙 5-10(1/1) [付属の内容は商業機密の観点から公開できません。]							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>EOP 『SFP 水位・温度(SF/L,T)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>別紙5-11(1/2)</td></tr> <tr> <td>1-1 SFP 水位制御 SF/L</td> <td>燃料ブール注水1系統以上起動</td> <td>燃料ブール注水1系統以上の起動状況</td> <td>柱図の内容は商業機密の観点から公開できません。</td></tr> <tr> <td>1-2</td> <td>燃料ブール水位上昇</td> <td>燃料ブール水位計 ・燃料ブール隔壁 ・燃料ブール隔壁カメラ</td> <td></td></tr> <tr> <td>1-3</td> <td>燃料ブール代替注水 (常設配管)</td> <td>燃料ブール代替注水 (常設配管) ・燃料ブール代替注水 (緊急配管)の起動状況</td> <td></td></tr> <tr> <td>1-4</td> <td>燃料ブール代替注水 (可搬型)</td> <td>燃料ブール代替注水 (可搬型) ・燃料ブール代替注水 (可搬型)の起動状況</td> <td></td></tr> </tbody> </table>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目				別紙5-11(1/2)	1-1 SFP 水位制御 SF/L	燃料ブール注水1系統以上起動	燃料ブール注水1系統以上の起動状況	柱図の内容は商業機密の観点から公開できません。	1-2	燃料ブール水位上昇	燃料ブール水位計 ・燃料ブール隔壁 ・燃料ブール隔壁カメラ		1-3	燃料ブール代替注水 (常設配管)	燃料ブール代替注水 (常設配管) ・燃料ブール代替注水 (緊急配管)の起動状況		1-4	燃料ブール代替注水 (可搬型)	燃料ブール代替注水 (可搬型) ・燃料ブール代替注水 (可搬型)の起動状況		
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目																							
			別紙5-11(1/2)																							
1-1 SFP 水位制御 SF/L	燃料ブール注水1系統以上起動	燃料ブール注水1系統以上の起動状況	柱図の内容は商業機密の観点から公開できません。																							
1-2	燃料ブール水位上昇	燃料ブール水位計 ・燃料ブール隔壁 ・燃料ブール隔壁カメラ																								
1-3	燃料ブール代替注水 (常設配管)	燃料ブール代替注水 (常設配管) ・燃料ブール代替注水 (緊急配管)の起動状況																								
1-4	燃料ブール代替注水 (可搬型)	燃料ブール代替注水 (可搬型) ・燃料ブール代替注水 (可搬型)の起動状況																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
	<p>E.O.P 「SPP 水位・温度(SPL/T)」操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPP 水位制御 SPL</td> <td> 1-5 燃料ブール水位オーバーフローレベル付 近接検査可能 </td> <td> • 燃料ブール水位 • 燃料ブール温度 • 燃料ブール監視カメラ </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 1-6 燃料ブール水位 使用 流れ燃料ポンプタブク上 下+6cm 以上維持 </td> <td> • 燃料ブール水位 • 燃料ブール温度 • 燃料ブール監視カメラ </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 1-7 燃料ブールスプレイ (常設配管) の起動状況 </td> <td> • 燃料ブールスプレイ (常設配管) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>SPP 温度制御 ST</td> <td> 2-1 燃料ブール水位オーバーフローレベル付 近接検査可能 </td> <td> • 燃料ブール水位 • 燃料ブール温度 • 燃料ブール監視カメラ </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">別紙5-11(2/2)</p> <p style="text-align: center;">枠組みの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p>	測定項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	SPP 水位制御 SPL	1-5 燃料ブール水位オーバーフローレベル付 近接検査可能	• 燃料ブール水位 • 燃料ブール温度 • 燃料ブール監視カメラ			1-6 燃料ブール水位 使用 流れ燃料ポンプタブク上 下+6cm 以上維持	• 燃料ブール水位 • 燃料ブール温度 • 燃料ブール監視カメラ			1-7 燃料ブールスプレイ (常設配管) の起動状況	• 燃料ブールスプレイ (常設配管)		SPP 温度制御 ST	2-1 燃料ブール水位オーバーフローレベル付 近接検査可能	• 燃料ブール水位 • 燃料ブール温度 • 燃料ブール監視カメラ		
測定項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目																			
SPP 水位制御 SPL	1-5 燃料ブール水位オーバーフローレベル付 近接検査可能	• 燃料ブール水位 • 燃料ブール温度 • 燃料ブール監視カメラ																				
	1-6 燃料ブール水位 使用 流れ燃料ポンプタブク上 下+6cm 以上維持	• 燃料ブール水位 • 燃料ブール温度 • 燃料ブール監視カメラ																				
	1-7 燃料ブールスプレイ (常設配管) の起動状況	• 燃料ブールスプレイ (常設配管)																				
SPP 温度制御 ST	2-1 燃料ブール水位オーバーフローレベル付 近接検査可能	• 燃料ブール水位 • 燃料ブール温度 • 燃料ブール監視カメラ																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>E.O.P 『水位回復(C1)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位回復 C1</td> <td>1-1 水位TAF以上維持可能</td> <td>・原子炉水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-2 低圧注水1系統以上起動</td> <td>・低圧注水1系統以上の起動状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-3 代替注水系統起動</td> <td>・代替注水系の起動状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-4 RIC/HMAC注水不可</td> <td>・RIC出口流量 ・HMAC出口流量 ・原子炉水位</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-12(1/1)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	測定項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	水位回復 C1	1-1 水位TAF以上維持可能	・原子炉水位			1-2 低圧注水1系統以上起動	・低圧注水1系統以上の起動状況			1-3 代替注水系統起動	・代替注水系の起動状況			1-4 RIC/HMAC注水不可	・RIC出口流量 ・HMAC出口流量 ・原子炉水位			
測定項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目																				
水位回復 C1	1-1 水位TAF以上維持可能	・原子炉水位																					
	1-2 低圧注水1系統以上起動	・低圧注水1系統以上の起動状況																					
	1-3 代替注水系統起動	・代替注水系の起動状況																					
	1-4 RIC/HMAC注水不可	・RIC出口流量 ・HMAC出口流量 ・原子炉水位																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	<p>EOP 『急速減圧(C2)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>備考項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">急速減圧 C2</td> <td>1-1 SRV(ABS)全弁開度開放(ABS弁開放)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・SRV(ABS)の開閉表示 ・SRV弁気管の位置 </td> <td rowspan="3">別紙5-13(1/1) 枠図2aの内容は商業機密の観点から公開できません。</td> </tr> <tr> <td>1-2 SRV(ABS)+SRVで6%まで追加開放</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・SRV(ABS), SRVの開閉表示 ・SRV弁気管の位置 </td> </tr> <tr> <td>1-3 水位判明</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位 </td> </tr> </tbody> </table>	判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	備考項目	急速減圧 C2	1-1 SRV(ABS)全弁開度開放(ABS弁開放)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・SRV(ABS)の開閉表示 ・SRV弁気管の位置 	別紙5-13(1/1) 枠図2aの内容は商業機密の観点から公開できません。	1-2 SRV(ABS)+SRVで6%まで追加開放	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・SRV(ABS), SRVの開閉表示 ・SRV弁気管の位置 	1-3 水位判明	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位 	
判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	備考項目											
急速減圧 C2	1-1 SRV(ABS)全弁開度開放(ABS弁開放)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・SRV(ABS)の開閉表示 ・SRV弁気管の位置 	別紙5-13(1/1) 枠図2aの内容は商業機密の観点から公開できません。											
	1-2 SRV(ABS)+SRVで6%まで追加開放	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・SRV(ABS), SRVの開閉表示 ・SRV弁気管の位置 												
	1-3 水位判明	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位 												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p>EOP 『水位不明(C3)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>判定項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">注水確保</td> <td>1-1 低圧注水系1系統以上起動</td> <td>・低圧注水系1系統以上の起動 ・低圧注水系1系統起動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2 RCTC/HPAC起動</td> <td>・RCTCの起動状況 ・HPACの起動状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-3 代替注水系起動</td> <td>・代替注水系の起動状況 ・代替注水系起動</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-14(1/3)</p> <p>枠囲みの内容は簡素機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	判定項目	判断のための確認項目	操作項目	注水確保	1-1 低圧注水系1系統以上起動	・低圧注水系1系統以上の起動 ・低圧注水系1系統起動		1-2 RCTC/HPAC起動	・RCTCの起動状況 ・HPACの起動状況		1-3 代替注水系起動	・代替注水系の起動状況 ・代替注水系起動		
制御項目	判定項目	判断のための確認項目	操作項目													
注水確保	1-1 低圧注水系1系統以上起動	・低圧注水系1系統以上の起動 ・低圧注水系1系統起動														
	1-2 RCTC/HPAC起動	・RCTCの起動状況 ・HPACの起動状況														
	1-3 代替注水系起動	・代替注水系の起動状況 ・代替注水系起動														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉	相違理由
EOP 『水位不明(C3)』操作等判断基準一覧			別紙5-14(2/3)		
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目		
2-1 海水注入	SRV 3弁又は2弁開	・原子炉圧力 ・SRVの開閉表示 ・SRV排気管の温度	2-2 原子炉への注水を増 加し絶压を上 にする	・原子炉圧力 ・SHP圧力	特図みの内容は商業機密の観点から公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
	<p>E.O.P 『水位不明(C3)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-3 海水注入</td> <td>開てるSEVの数を減らし(最大1弁)、差圧を 10Pa以上にする</td> <td>・原子炉圧力 ・SRIの開閉表示 ・SRI排気の温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-4</td> <td>他の代替確認方法にて原子炉海水を確認する</td> <td>・原子炉海水温度 ・SRI排気の温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-5</td> <td>最長許容が心臓出時間内に海水</td> <td>・最長許容が心臓出時間 ・原子炉停止後の時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-1 水位計監視</td> <td>最長許容が心臓出時間外に水位判明</td> <td>・最長許容が心臓出時間 ・原子炉停止後の時間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-14(3/3)</p> <p>特記2の内容は施設機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	2-3 海水注入	開てるSEVの数を減らし(最大1弁)、差圧を 10Pa以上にする	・原子炉圧力 ・SRIの開閉表示 ・SRI排気の温度		2-4	他の代替確認方法にて原子炉海水を確認する	・原子炉海水温度 ・SRI排気の温度		2-5	最長許容が心臓出時間内に海水	・最長許容が心臓出時間 ・原子炉停止後の時間		3-1 水位計監視	最長許容が心臓出時間外に水位判明	・最長許容が心臓出時間 ・原子炉停止後の時間		
判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目																			
2-3 海水注入	開てるSEVの数を減らし(最大1弁)、差圧を 10Pa以上にする	・原子炉圧力 ・SRIの開閉表示 ・SRI排気の温度																				
2-4	他の代替確認方法にて原子炉海水を確認する	・原子炉海水温度 ・SRI排気の温度																				
2-5	最長許容が心臓出時間内に海水	・最長許容が心臓出時間 ・原子炉停止後の時間																				
3-1 水位計監視	最長許容が心臓出時間外に水位判明	・最長許容が心臓出時間 ・原子炉停止後の時間																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
	<p>EOP 『軽心損傷初期対応(C4)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-1</td> <td>高圧注水系起動</td> <td>・高圧注水系の起動状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2</td> <td>低圧注水系起動</td> <td>・低圧注水系の起動状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-3</td> <td>代替注水系統を起動 軽心損傷初期 対応操作 C4</td> <td>・代替注水系の起動状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-4</td> <td>原子炉水位警報開閉</td> <td>・原子炉水位警報開閉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙 5-15(1/2)</p> <p>特記のみの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	1-1	高圧注水系起動	・高圧注水系の起動状況		1-2	低圧注水系起動	・低圧注水系の起動状況		1-3	代替注水系統を起動 軽心損傷初期 対応操作 C4	・代替注水系の起動状況		1-4	原子炉水位警報開閉	・原子炉水位警報開閉		
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目																			
1-1	高圧注水系起動	・高圧注水系の起動状況																				
1-2	低圧注水系起動	・低圧注水系の起動状況																				
1-3	代替注水系統を起動 軽心損傷初期 対応操作 C4	・代替注水系の起動状況																				
1-4	原子炉水位警報開閉	・原子炉水位警報開閉																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	<p>E.O.P 「炉心損傷初期対応(C4)」操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>判定項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉心損傷初期 対応操作 C4</td> <td>1-5</td> <td>原子炉水位 TAF以上</td> <td>・原子炉水位</td> </tr> <tr> <td>1-6</td> <td>原子炉水位 BA/E=20%有 燃料料長到達</td> <td>・原子炉水位</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-15(2/2)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	判定項目	対応時の判断項目	確認項目	炉心損傷初期 対応操作 C4	1-5	原子炉水位 TAF以上	・原子炉水位	1-6	原子炉水位 BA/E=20%有 燃料料長到達	・原子炉水位		
制御項目	判定項目	対応時の判断項目	確認項目											
炉心損傷初期 対応操作 C4	1-5	原子炉水位 TAF以上	・原子炉水位											
	1-6	原子炉水位 BA/E=20%有 燃料料長到達	・原子炉水位											

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
	<p>E.O.P 「電源回復(PR)」操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応時の調査項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>検討項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流復旧</td> <td> 1-1 GTG からのかわらのC,D母線受電 1-2 号機間等からのかわらのC,D母線受電 1-3 電源車からのかわらのC,D母線受電 常設直流水源確保 代替直流切替 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> GTG の起動状況 非常用母線電圧 他号機の DG 起動状況 非常用母線電圧 電源車の起動状況 非常用母線電圧 常設直流水源への給電 常設直流水源への給電 直流水源電池切替 直流水源電池切替 </td> <td>別紙5-16(1/2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>件名2の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	対応時の調査項目	判断のための確認項目	検討項目	交流復旧	1-1 GTG からのかわらのC,D母線受電 1-2 号機間等からのかわらのC,D母線受電 1-3 電源車からのかわらのC,D母線受電 常設直流水源確保 代替直流切替	<ul style="list-style-type: none"> GTG の起動状況 非常用母線電圧 他号機の DG 起動状況 非常用母線電圧 電源車の起動状況 非常用母線電圧 常設直流水源への給電 常設直流水源への給電 直流水源電池切替 直流水源電池切替 	別紙5-16(1/2)	
判断項目	対応時の調査項目	判断のための確認項目	検討項目							
交流復旧	1-1 GTG からのかわらのC,D母線受電 1-2 号機間等からのかわらのC,D母線受電 1-3 電源車からのかわらのC,D母線受電 常設直流水源確保 代替直流切替	<ul style="list-style-type: none"> GTG の起動状況 非常用母線電圧 他号機の DG 起動状況 非常用母線電圧 電源車の起動状況 非常用母線電圧 常設直流水源への給電 常設直流水源への給電 直流水源電池切替 直流水源電池切替 	別紙5-16(1/2)							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>E.O.P 『電源回復(PR)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3-2 代替送配電回路</td> <td>G 直接送電 ・緊急用引継電圧</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-3 代替送配電回路</td> <td>代替直流電源用切替 ・電源車輌地状況 蓄電池充電</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙5-16(2/2)</p> <p>件組みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	3-2 代替送配電回路	G 直接送電 ・緊急用引継電圧			3-3 代替送配電回路	代替直流電源用切替 ・電源車輌地状況 蓄電池充電				
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目												
3-2 代替送配電回路	G 直接送電 ・緊急用引継電圧														
3-3 代替送配電回路	代替直流電源用切替 ・電源車輌地状況 蓄電池充電														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

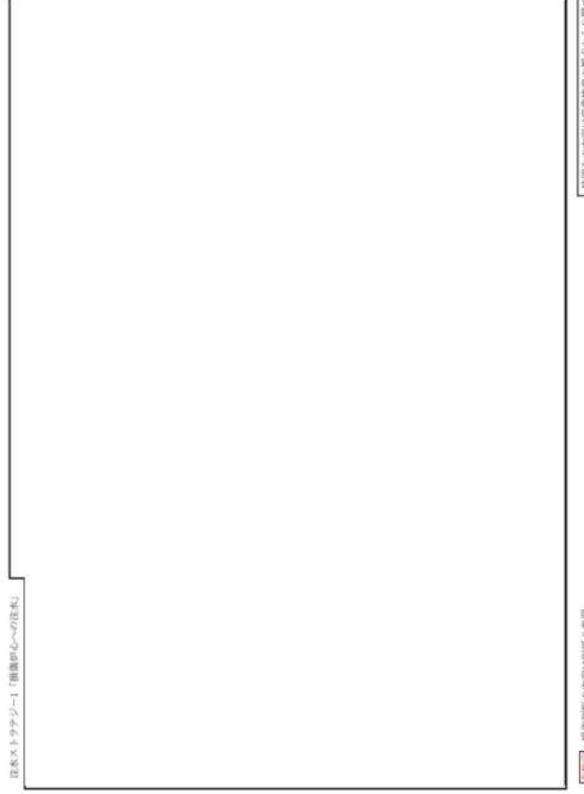
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;">記述欄 (0.18)</div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

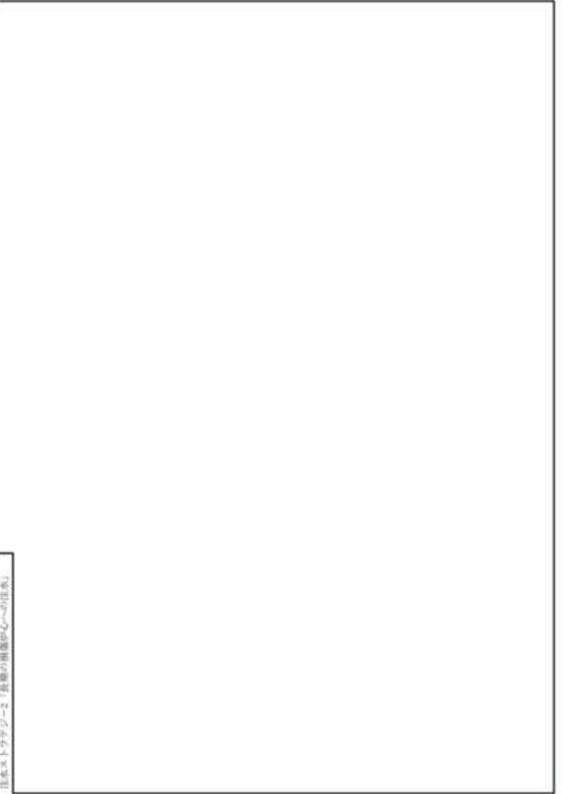
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図版No.0-140</p>  <p>注水ホースカッター2「長さの測定範囲(0~100mm)」</p> <p>図版No.0-141</p> <p>機外用紙の内面は別紙 参照</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

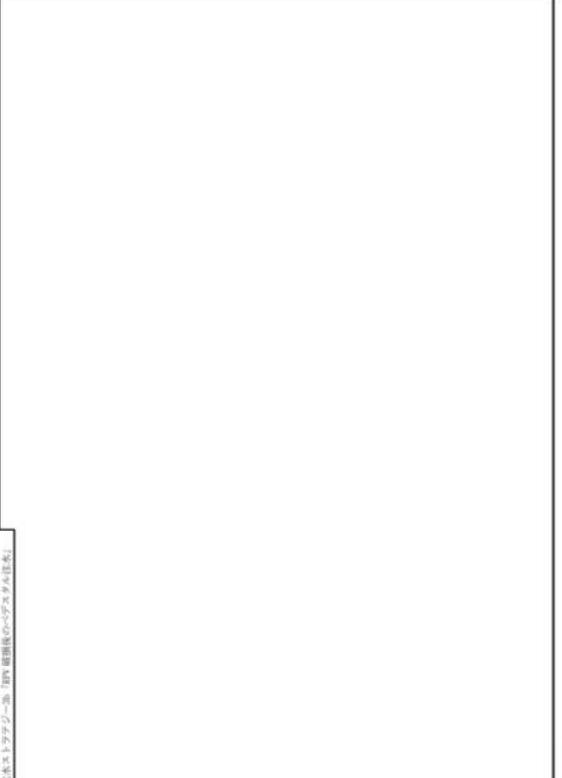
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;">泊発電所3号炉 技術的能力比較表 r.0.0</div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

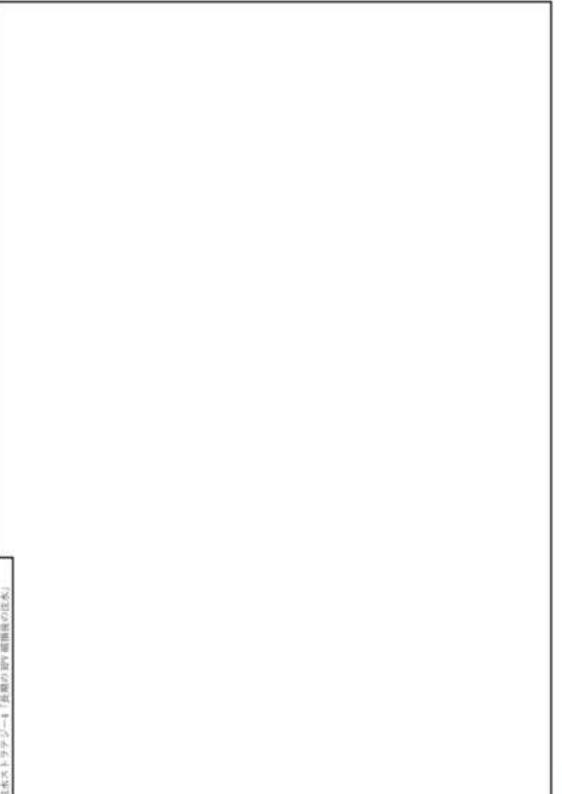
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center; padding: 10px;">  <div style="position: absolute; left: -10px; top: 0; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">比較欄 (B10)</div> <div style="position: absolute; left: -10px; bottom: 0; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">操作票の内容は設備構造と異なっている。</div> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

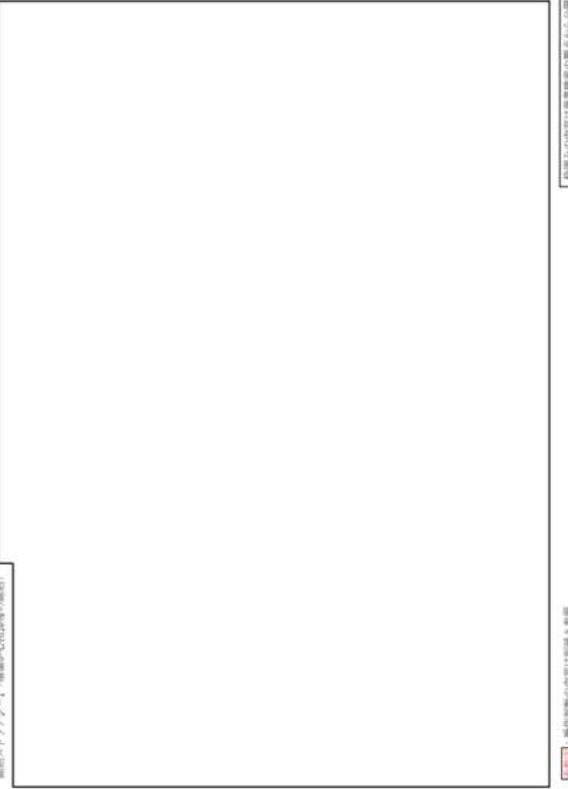
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center; padding: 10px;">  <div style="font-size: small; margin-top: 5px;">(日本式ドキュメント用紙の記載欄)</div> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

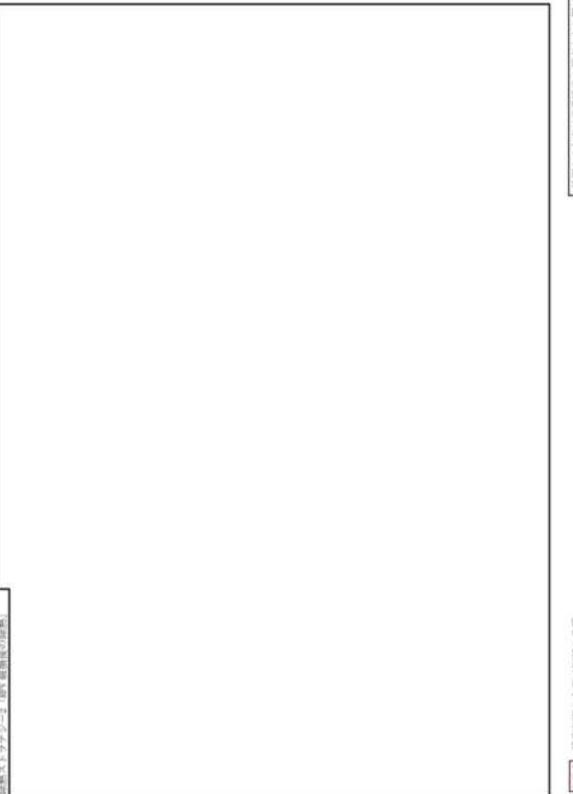
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	女川原子力発電所2号炉  <div style="position: absolute; left: 330px; top: 130px;">技術能力 (2/7)</div> <div style="position: absolute; left: 330px; top: 530px;">技術能力 (2/7)</div> <div style="position: absolute; left: 605px; top: 130px;">技術能力 (2/7)</div> <div style="position: absolute; left: 605px; top: 530px;">技術能力 (2/7)</div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

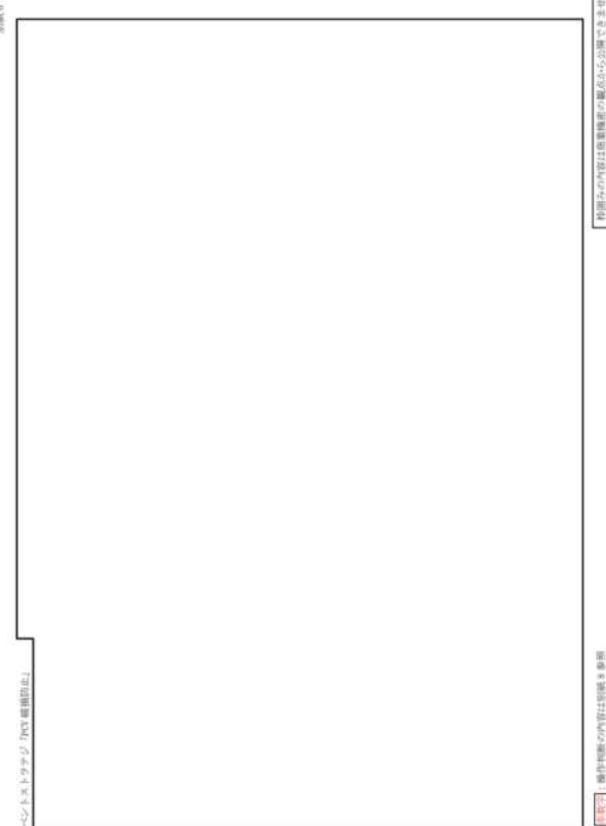
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

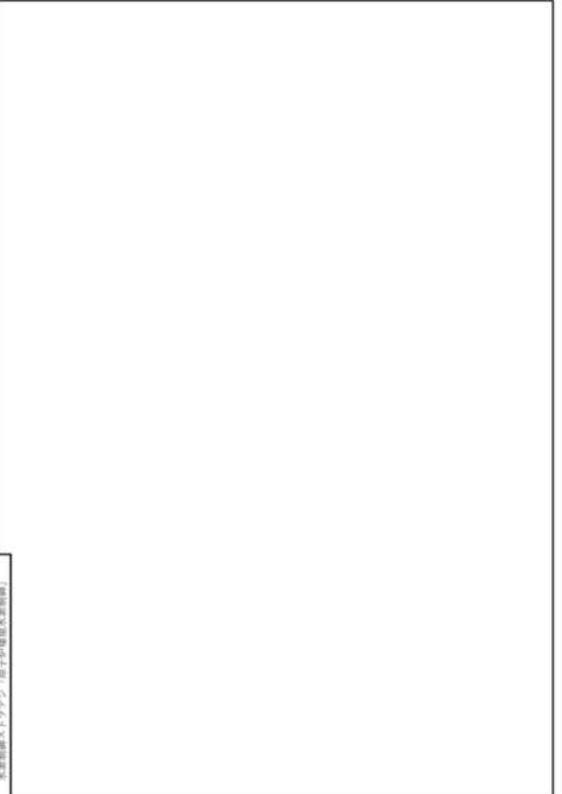
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The chart displays the layout of the emergency response manual for both plants. The left side shows the Onagawa Unit 2 layout, which includes sections for 'Emergency Response Manual' (緊急対応マニュアル), 'Emergency Response Plan' (緊急対応計画), 'Emergency Response Measures' (緊急対応措置), and 'Emergency Response Organization' (緊急対応組織). The right side shows the Tomari Unit 3 layout, which includes sections for 'Emergency Response Manual' (緊急対応マニュアル), 'Emergency Response Plan' (緊急対応計画), 'Emergency Response Measures' (緊急対応措置), and 'Emergency Response Organization' (緊急対応組織).</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	女川原子力発電所2号炉 		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p style="text-align: center;">別紙7(1,2)</p> <p style="text-align: center;">SOP (目的及び基本的な考え方)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ルートマップ</td> <td style="width: 10%;">目的</td> <td style="width: 10%;">基本的な考え方</td> <td style="width: 10%;">別紙7(1,2)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 150px; vertical-align: top;"></td> </tr> </table>	ルートマップ	目的	基本的な考え方	別紙7(1,2)						<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、重大事故等時に使用する運転要領緊急処置編(第3部)に整備する各手順の操作目的、操作開始条件を図9に整理している。(伊方と同様) 女川は、SOPの目的及び基本的な考え方を別紙7に整理しているが、炉型の相違により運転手順が異なることから、伊方と比較する。（比較表1.0.6-34 参照）
ルートマップ	目的	基本的な考え方	別紙7(1,2)								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">SOP 目的及び基盤的な考え方</p> <p style="text-align: center;">(第2回)</p> <p style="text-align: center;">目的</p> <p style="text-align: center;">操作手順</p> <p style="text-align: center;">SOPの構成</p> <p style="text-align: center;">監視計器表示</p>	<p style="text-align: center;">SOP 目的及び基盤的な考え方</p> <p style="text-align: center;">(第2回)</p> <p style="text-align: center;">目的</p> <p style="text-align: center;">操作手順</p> <p style="text-align: center;">SOPの構成</p> <p style="text-align: center;">監視計器表示</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>S O P 『注水ストラテジー』1 組織・炉心への注水』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置項目</th> <th>判定時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期注水</td> <td>1-1 原子炉圧力 0.5 MPa 未調</td> <td>原子炉圧力 0.5 MPa ・原子炉圧力</td> <td>別紙 8-1(1/3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-2 高圧注水系使用可能</td> <td>高圧注水系の起動状況 ・高圧注水系から公開できません。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	措置項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	初期注水	1-1 原子炉圧力 0.5 MPa 未調	原子炉圧力 0.5 MPa ・原子炉圧力	別紙 8-1(1/3)		1-2 高圧注水系使用可能	高圧注水系の起動状況 ・高圧注水系から公開できません。			
措置項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目												
初期注水	1-1 原子炉圧力 0.5 MPa 未調	原子炉圧力 0.5 MPa ・原子炉圧力	別紙 8-1(1/3)												
	1-2 高圧注水系使用可能	高圧注水系の起動状況 ・高圧注水系から公開できません。													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>S O P 『注水ストラテジー1 相應炉心への注水』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>判定時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-3</td> <td>崩壊路筋方に 必要な注水量以上。</td> <td>・原子炉への注水量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期注水</td> <td>1-4</td> <td>低圧注水等使用可能</td> <td>・低圧注水泵の起動状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙8-1(2/3)</p> <p style="text-align: right;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	1-3	崩壊路筋方に 必要な注水量以上。	・原子炉への注水量		初期注水	1-4	低圧注水等使用可能	・低圧注水泵の起動状況		
判断項目	判定時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目												
1-3	崩壊路筋方に 必要な注水量以上。	・原子炉への注水量													
初期注水	1-4	低圧注水等使用可能	・低圧注水泵の起動状況												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>S.O.P 『注水ストラテジー1 損傷炉心への注水』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期注水</td> <td>1-5 原子炉本位確認可能</td> <td>・原子炉水位 ・原子炉水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉心維持</td> <td>2-1 損傷炉心冷却</td> <td>・原子炉本位 ・原子炉への注水量 ・原子炉圧力容器下部温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-2 原子炉圧力容器</td> <td>・原子炉圧力 ・ドライエル圧力 ・ペデスタル空気温度 ・ペデスタル水温 ・原子炉水位 ・崩壊堆位図の指示板 ・圧力容器下部温度の指示板 ・ドライエル水温</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙8-1(3/3)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	機能項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	初期注水	1-5 原子炉本位確認可能	・原子炉水位 ・原子炉水位		炉心維持	2-1 損傷炉心冷却	・原子炉本位 ・原子炉への注水量 ・原子炉圧力容器下部温度			2-2 原子炉圧力容器	・原子炉圧力 ・ドライエル圧力 ・ペデスタル空気温度 ・ペデスタル水温 ・原子炉水位 ・崩壊堆位図の指示板 ・圧力容器下部温度の指示板 ・ドライエル水温		
機能項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目															
初期注水	1-5 原子炉本位確認可能	・原子炉水位 ・原子炉水位																
炉心維持	2-1 損傷炉心冷却	・原子炉本位 ・原子炉への注水量 ・原子炉圧力容器下部温度																
	2-2 原子炉圧力容器	・原子炉圧力 ・ドライエル圧力 ・ペデスタル空気温度 ・ペデスタル水温 ・原子炉水位 ・崩壊堆位図の指示板 ・圧力容器下部温度の指示板 ・ドライエル水温																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>SOP 「注水ストラテジー2 長期の損傷炉心への注水」操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th><th>判定项目的判断項目</th><th>判断のための確認項目</th><th>操作項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-1</td><td>原子炉水位確認可能</td><td>・原子炉水位</td><td></td></tr> <tr> <td>I-2</td><td>原子炉水位L-0以上</td><td>・原子炉水位</td><td></td></tr> <tr> <td>I-3</td><td>長期の損傷炉心への注水 原子炉水位を L-3～L-8に制御</td><td>・原子炉水位 ・原子炉への注水量</td><td>別紙8-2(1/2) 特図みの内容は商業機密の観点から公開できません。</td></tr> </tbody> </table>	制御項目	判定项目的判断項目	判断のための確認項目	操作項目	I-1	原子炉水位確認可能	・原子炉水位		I-2	原子炉水位L-0以上	・原子炉水位		I-3	長期の損傷炉心への注水 原子炉水位を L-3～L-8に制御	・原子炉水位 ・原子炉への注水量	別紙8-2(1/2) 特図みの内容は商業機密の観点から公開できません。		
制御項目	判定项目的判断項目	判断のための確認項目	操作項目																
I-1	原子炉水位確認可能	・原子炉水位																	
I-2	原子炉水位L-0以上	・原子炉水位																	
I-3	長期の損傷炉心への注水 原子炉水位を L-3～L-8に制御	・原子炉水位 ・原子炉への注水量	別紙8-2(1/2) 特図みの内容は商業機密の観点から公開できません。																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>SOP 『注水ストラテジ-2 長期の損傷炉心への注水』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th><th>対応時の判断項目</th><th>判断のための確認項目</th><th>操作項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期の損傷炉心への注水 1-4</td><td>ECCS 又は(代替機関) 起動ボンプによる注水</td><td>・ECCS、代替機関起動ボンプの起動状況</td><td></td></tr> <tr> <td>2-1</td><td>原子炉圧力容器 下部温度 300°C</td><td>・原子炉圧力容器下部温度</td><td></td></tr> <tr> <td>炉心確認 2-2</td><td>原子炉圧力容器</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・ドライウェル圧力 ・ペデスタル空気温度 ・ペデスタル水温 ・原子炉水位 ・断熱材位置の指示灯 ・圧力容器下部温度の指示灯 ・ドライウェル水温温度 </td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別紙 8-2 (2/2)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	長期の損傷炉心への注水 1-4	ECCS 又は(代替機関) 起動ボンプによる注水	・ECCS、代替機関起動ボンプの起動状況		2-1	原子炉圧力容器 下部温度 300°C	・原子炉圧力容器下部温度		炉心確認 2-2	原子炉圧力容器	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・ドライウェル圧力 ・ペデスタル空気温度 ・ペデスタル水温 ・原子炉水位 ・断熱材位置の指示灯 ・圧力容器下部温度の指示灯 ・ドライウェル水温温度 		
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目															
長期の損傷炉心への注水 1-4	ECCS 又は(代替機関) 起動ボンプによる注水	・ECCS、代替機関起動ボンプの起動状況																
2-1	原子炉圧力容器 下部温度 300°C	・原子炉圧力容器下部温度																
炉心確認 2-2	原子炉圧力容器	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・ドライウェル圧力 ・ペデスタル空気温度 ・ペデスタル水温 ・原子炉水位 ・断熱材位置の指示灯 ・圧力容器下部温度の指示灯 ・ドライウェル水温温度 																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	<p>S.O.P 『注水ストラテジー-3a RPV破損前のベデスタル初期注水』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th><th>対応時の判断項目</th><th>判断のための確認項目</th><th>操作項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-1 ベデスタル水 張り</td><td>0/Wスプレイラインによる注水</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・注水系統の系統状況 ・0/Wスプレイラインの状況 </td><td></td></tr> <tr> <td>1-2</td><td>20分間経過までにべ デスタル水位計 0.5m ランプ点灯</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ベデスタル水位計 </td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別紙8-3(1/1)</p> <p>◆図みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	1-1 ベデスタル水 張り	0/Wスプレイラインによる注水	<ul style="list-style-type: none"> ・注水系統の系統状況 ・0/Wスプレイラインの状況 		1-2	20分間経過までにべ デスタル水位計 0.5m ランプ点灯	<ul style="list-style-type: none"> ・ベデスタル水位計 		
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目											
1-1 ベデスタル水 張り	0/Wスプレイラインによる注水	<ul style="list-style-type: none"> ・注水系統の系統状況 ・0/Wスプレイラインの状況 												
1-2	20分間経過までにべ デスタル水位計 0.5m ランプ点灯	<ul style="list-style-type: none"> ・ベデスタル水位計 												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>S O P 『注水ストラテジ-3b RPV破損後のペデスタル注水』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ペデスタル注水</td> <td>1-1 KBR又は代替遮断器がポンプ使用可能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • KBRの系統状態 • 代替遮断器の系統状態 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2 D/W水位計0.02mアンプ直打</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • D/W水位計 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙8-4(1/1)</p> <p style="text-align: center;">枠固まりの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	ペデスタル注水	1-1 KBR又は代替遮断器がポンプ使用可能	<ul style="list-style-type: none"> • KBRの系統状態 • 代替遮断器の系統状態 		1-2 D/W水位計0.02mアンプ直打	<ul style="list-style-type: none"> • D/W水位計 		
判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目										
ペデスタル注水	1-1 KBR又は代替遮断器がポンプ使用可能	<ul style="list-style-type: none"> • KBRの系統状態 • 代替遮断器の系統状態 											
	1-2 D/W水位計0.02mアンプ直打	<ul style="list-style-type: none"> • D/W水位計 											

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>SOP 「注水ストラテジー4 長期のRPV破損後の注水」操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-1 原子炉注水</td> <td>RPVヘッドスプレイ可能</td> <td>・注水系統の系統状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2 原子炉への注水</td> <td></td> <td>・注水系統の系統状況</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙8-5 (1/2)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	1-1 原子炉注水	RPVヘッドスプレイ可能	・注水系統の系統状況		1-2 原子炉への注水		・注水系統の系統状況			
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目												
1-1 原子炉注水	RPVヘッドスプレイ可能	・注水系統の系統状況													
1-2 原子炉への注水		・注水系統の系統状況													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>S O P 『注水ストラテジー』長期の RPV 破損後の注水』操作等判断基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th><th>対応時の判断項目</th><th>判断のための確認項目</th><th>操作項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉注水 1-3</td><td>D/W 水位計 0.22m ラン ブ点灯</td><td>• D/W 水位計</td><td></td></tr> <tr> <td>ペデュタル水 位維持 2-1</td><td>WRB 又は代替循環冷却 ポンプ使用可能</td><td>• WRB 系の系統状態 • 代替循環冷却系の系統状態</td><td></td></tr> <tr> <td>2-2</td><td>内底水槽による注水 可能</td><td>• 注水系の水源</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別紙 8-5 (2/2)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	原子炉注水 1-3	D/W 水位計 0.22m ラン ブ点灯	• D/W 水位計		ペデュタル水 位維持 2-1	WRB 又は代替循環冷却 ポンプ使用可能	• WRB 系の系統状態 • 代替循環冷却系の系統状態		2-2	内底水槽による注水 可能	• 注水系の水源		
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目															
原子炉注水 1-3	D/W 水位計 0.22m ラン ブ点灯	• D/W 水位計																
ペデュタル水 位維持 2-1	WRB 又は代替循環冷却 ポンプ使用可能	• WRB 系の系統状態 • 代替循環冷却系の系統状態																
2-2	内底水槽による注水 可能	• 注水系の水源																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.0.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
S.O.P 『除熱ストラテジー1 撃傷炉心冷却後の注水』操作等判断基準一覧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断がたいための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-1 RHR 又は代替循環冷却ポンプ機器復旧</td><td>D/W代替スプレイ起動</td><td>RHR系の循環状態 ・RHR系の循環状態 ・代替循環冷却系の系統状態</td><td></td></tr> <tr> <td>1-2 D/W代替スプレイ起動</td><td></td><td>D/W代替スプレイの系統状態</td><td></td></tr> <tr> <td>1-3 RHR 又は代替循環冷却ポンプによる除熱</td><td></td><td>RHR系冷却量 ・RHR熱交換器入口温度 ・RHR熱交換器出口温度 ・代替循環冷却ポンプ出口流量 ・D/W圧力 ・S/P圧力 ・D/W空間温度 ・原子炉停止時間</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別紙8-6(1/1)</p> <p>※図3-6の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	対応時の判断項目	判断がたいための確認項目	操作項目	1-1 RHR 又は代替循環冷却ポンプ機器復旧	D/W代替スプレイ起動	RHR系の循環状態 ・RHR系の循環状態 ・代替循環冷却系の系統状態		1-2 D/W代替スプレイ起動		D/W代替スプレイの系統状態		1-3 RHR 又は代替循環冷却ポンプによる除熱		RHR系冷却量 ・RHR熱交換器入口温度 ・RHR熱交換器出口温度 ・代替循環冷却ポンプ出口流量 ・D/W圧力 ・S/P圧力 ・D/W空間温度 ・原子炉停止時間		
判断項目	対応時の判断項目	判断がたいための確認項目	操作項目															
1-1 RHR 又は代替循環冷却ポンプ機器復旧	D/W代替スプレイ起動	RHR系の循環状態 ・RHR系の循環状態 ・代替循環冷却系の系統状態																
1-2 D/W代替スプレイ起動		D/W代替スプレイの系統状態																
1-3 RHR 又は代替循環冷却ポンプによる除熱		RHR系冷却量 ・RHR熱交換器入口温度 ・RHR熱交換器出口温度 ・代替循環冷却ポンプ出口流量 ・D/W圧力 ・S/P圧力 ・D/W空間温度 ・原子炉停止時間																